



HW

human welfare

VOL. 15 NO. 1

表紙について—————

片時も一つの姿にとどまらず、刻一刻と形をかえていく砂漠。
その砂漠のように、実体をつかむことが難しい現代社会で
「福祉」がどのような役割を果たすことができるのかを
見る者に問いかける。

人間福祉学部・研究科の誓い

人間福祉学部長 武 田 丈

昨年度の『Human Welfare』が発刊される直前の2022年2月24日に、ロシア政府のウクライナ侵攻が始まった。同年3月7日には「2022年3月7日に想うこと」という学部長声明を発表し、3月10日には、人間福祉学部・研究科として「ウクライナのためにオンラインで共に祈るとき」を開催し、多くの人の命を奪い、不安、恐怖、悲しみを生み出す軍事侵攻や武力行使に心を痛めていた人間福祉学部の学部生、院生、教職員とともに、一日でも早く世界に平和がもたらされることをウクライナに一刻も早く平和が戻るように祈りを捧げた。

その1か月後に始まった2022年度は、新型コロナウイルスの影響でオンライン授業が中心だった過去2年間とは異なり、人間福祉学部では全面的に対面授業を実施し、この西宮上ヶ原キャンパスにもキャンパスライフが戻ってきた。しかし、残念ながらこの原稿を執筆している2022年11月上旬現在、ロシアによる卑劣なウクライナ侵攻は収まっていない。この『Human Welfare』の最新号が発刊される時点で解決していなければ、この非人道的な行いは1年以上続いていることになる。

しかし、世界を見渡せば、残念ながらウクライナ侵攻だけでなく、ミャンマーやシリアにおける内戦、香港・ウイグル自治区における人権侵害が今も続いている。同性愛者を極刑に処す国や、国家としてLGBTQ+を迫害している国も存在する。日本も決してすべての人の人権が実現されているわけではない。たとえば、アメリカ国務省が毎年発表している『人身売買報告書』は日本の外国人技能実習制度は「労働搾取」という人権侵害だと指摘しているし、人権や社会正義の実現を目指して同性婚訴訟や、出入国在留管理局収容中に適切な治療を受けられずに死亡したスリランカ人女性の国賠訴訟も行われている。

人間福祉学部・研究科は、まさにこうした国内外の人権侵害に立ち向かい、社会正義の実現を目指す学部・研究科である。一刻も早くウクライナに平和が取り戻され、世界中で人権や社会正義が実現されることを願うとともに、改めて人間福祉学部・研究科として世界の人の福祉や世界平和のための教育および研究に取り組んでいくことを誓う。

目次

2023. 3 第 15 卷 第 1 号

◆巻頭言	武田 丈	1
◆論文		
大学体育会運動部への組織コミットメントと大学への帰属意識、 大学満足度、大学不適応感との関連に関する研究	林 直也	5
校内ケース会議に問題解決アプローチを採用する意義 －米国の学校内問題解決チーム会議からの示唆－	馬場 幸子	17
セルフヘルプグループの立ち上げと継続における支援者のポジショニング －支援者とメンバーの認識からの考察－	橋本 直子	37
大井上輝前の研究 －北海道監獄典獄時代を中心に－	室田 保夫	51
大正期における性科学の受容 －近代精神医学と性の関係－	原田 理子	67
がん体験者の世界観 －スピリチュアリティの観点から－	稗田 朋子	81
大学生を対象にした一過性運動による 主観的疲労感、心拍数および感情の変化に関する研究	廣田 音奏、河鱈 一彦	97
◆研究ノート		
医療の意思決定とソーシャルワーク －社会福祉の視点と対象認識に焦点をあてて－	林 真帆	105
教職を志望する学生を対象とした ICT 教育ツールに関するアンケート調査 －複数の Web カメラを用いた ICT 教育ツールの検討－ ……………	浦田 達也、野方 円、河鱈 一彦	113
日英の孤独対策の比較研究 －ガバナンスの視点に基づいて－	正野 良幸	121

◆2022 年度人間福祉学部報	
社会福祉学科	135
社会起業学科	137
人間科学科	139
言語教育	140
チャペル	142
外国人留学生懇談会	144
人間福祉学部優秀卒業研究賞「あじさい賞」	145
◆人間福祉研究科報	
博士学位論文・修士学位論文	146
人間福祉研究科優秀修士論文賞「駒草賞」	147
◆新任教員紹介	150
◆退職教員紹介	153
◆人間福祉学部研究会	
研究会	155
諸行事	158
◆関西学院大学人間福祉学部研究会会則	163
◆関西学院大学人間福祉学部研究会名誉会員制度規則	164
◆「Human Welfare」編集内規	165
◆編集後記	167
◆会員名簿	167

[論 文]

大学体育会運動部への組織コミットメントと 大学への帰属意識、大学満足度、大学不適応感との関連に関する研究

林 直 也*

要約：

本研究の目的は、大学生を対象に体育会運動部への組織コミットメントと大学への帰属意識との関連、ならびに大学満足度、大学不適応感との関連を明らかにすることである。分析の結果、以下のことが示された。

- ・組織コミットメントの違いにより、大学への帰属意識、大学満足度、大学不適応感との関連には違いがある。
- ・組織コミットメントのうち、内在化要素、愛着要素は大学への帰属意識と正の関連があり、規範的要素、存続的要素には関連がない。
- ・大学への帰属意識は、大学満足度と正の関連、大学不適応感と負の関連にある。
- ・個人的属性の違いにより、組織コミットメントと大学満足度、大学不適応感との関連に違いがある。ただし、おおむね内在化要素、愛着要素は大学満足度と正の関連、大学不適応感とは負の関連、規範的要素、存続的要素は大学不適応感と正の関連にある。

キーワード：体育会運動部、組織コミットメント、大学への帰属意識、大学満足度、大学不適応感

I. 緒言と目的

筆者は、体育会運動部（以下、体育会）に所属する学生は非所属学生よりも大学への帰属意識が有意に高いことを報告した（林、2021）。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響により、非接触型、非対面型の生活様式が余儀なくされ、集団に対する帰属意識が薄弱化しつつある中、学生が体育会に所属することの意義を表しているといえる。

一方、体育会に所属することで何が大学への帰属意識と関連するのか、体育会所属学生が持つどのような特性が帰属意識と関連するのか、という大学への帰属意識との関連要因を探ることが課題として残されている。

そこで、本研究は自らが所属する体育会への組織コミットメントに着目する。組織コミットメントは、「組織の目標・規範・価値観の受け入れ、組織のために働きたいとする積極的意欲、組織に

留まりたいという強い願望によって特徴づけられる情緒的な愛着」（Porter、1974）、「従業員の組織に対する帰属意識を現す概念であり、組織の存続や効率性にかかわる主要な概念」（チンテザ、2021）、「組織と個人の交換関係に関して、個人が一貫した行動を続ける傾向を示す概念」（Becker、1960）などと定義されている。これは個人と集団の関係性に関する心理的要因の一つであり、個人と集団の関係性を考えるにあたっての重要な変数の一つである（高尾、2013）。これまで、大学生において所属があるにも関わらず所属先へのコミットメントが低いと孤独が増長する（安達ら、2019）、大学生の充実感（充実感、孤立感、自立・自信、自己の存在の肯定）は所属組織への組織コミットメントで説明可能である（高木、2006; 2007）など、大学生において組織コミットメントは精神的健康に極めて重要であることが報告されている。

大学生における運動・スポーツの効果に着目した研究は数多く行われ（阿知波ら、2012；都筑

* 関西学院大学人間福祉学部教授

ら、2009；伊藤ら、2016)、体育会に所属することによる効果に関する研究も行われている(河合ら、2007；岩田、2015；藤原ら、2010；大石ら、2007)。しかしながら、これらの研究は、運動部所属学生と非所属学生とで愛校心や大学満足度を比較したものであり、運動部に所属することで、「何」が愛校心や大学満足度と関連するのかという関連要因については言及されていない。金(2013)が大学への愛着と部活動・サークル活動との関係について、相関が認められないことを明らかにしているが、ここでの部活動・サークル活動は運動・スポーツに限定したのではなく、さらには活動参加頻度との関係にとどまっており、組織コミットメントとの関係については検証されていない。高木(2006；2007)が部活動へのコミットメントに着目しているものの、充実感との関連をみるのが目的となっている。このように、体育会への組織コミットメントと大学への帰属意識との関連を示した研究は見当たらない。

加えて、本研究では大学満足度、大学不適応感との関連についても検証する。新型コロナウイルス感染症の影響により、通学が制限され、対人コミュニケーションの機会もままならない中、大学満足度や大学不適応感と関連ある要因を探ることは、大学の教育・研究において不可欠だと考える。

以上のことから、本研究の目的は、大学生を対象に体育会への組織コミットメントと大学への帰属意識との関連、ならびに大学満足度、大学不適応感との関連を明らかにすることである。

II. 研究方法

1. データ収集

調査対象者は、K 学院大学の体育会に所属する学生とし、質問紙による調査を実施した。240名へ回答を求め、222名から有効回答を得ることができた(有効回答率92.5%)。なお、調査期間は2021年6月17日から8月13日までである。

2. 調査項目

組織コミットメントを測定するために高木ら(1997)の尺度を使用した。本尺度は24項目で構

成され、組織コミットメントを構成する4要素、内在化要素、愛着要素、規範的要素、存続的要素が抽出されることが確認されている。内在化要素とは、組織に対する一体感やその目的や問題を文字通り内在化している程度のことであり、組織の活動に共感し、深く入れ込んで取り組むような意識である。愛着要素とは、組織をどの程度気に入っているか、どの程度好意的であるかといった情緒的な意識であり、深く入り込むというより、居心地の良さ、楽しさを感じるような意識である。なお、内在化要素と愛着要素を合わせ、感情的コミットメント(Allen & Meyer, 1990)という。規範的要素とは、そもそも理屈ではなく、コミットすべきであるからコミットするという意識に加え、他者の目への配慮や世間体などで組織にコミットする意識とされる。存続的要素とは、辞めると失うものが大きいから、他に行く場所がないからなどの理由で所属する意識であり、一般に消極的な意識を意味する(高木、2007)。

質問紙では、24項目すべてにおいて、「A」という記述を設け(他ではなくAを選んで本当によかった、もう一度選ぶ機会があってもAを選ぶなど)、この部分に現在所属している体育会を当てはめ回答するよう求めた。回答方法は、「1. そう思わない」から「5. そう思う」の5件法である。

大学への帰属意識は、中村ら(2014)で使用されている尺度(8項目で構成)、大学満足度、大学不適応感については中村ら(2016)で使用されている尺度を使用し、それぞれ「1. 全く思わない」から「6. とてもそう思う」の6件法で回答を求めた。なお、大学満足度は5項目で構成されているが、「この学科に入って正解だったと思う」は削除した。これは、対象者が所属する学部が設置されているとは限らず、回答できない者が多数存在すると考えたからである。

その他の項目として、性別、学年、大学志望度を尋ねた。これまでに、女子学生の方が日常生活不安を強く感じ、学年が上がるほど日常生活不安が下がる(藤井、1998；清宮ら、2015)、男子学生よりも女子学生の方が大学への適応感が高い(宮沢ら、1995；大隅ら、2013)など、性別や学年の違いによって大学生活不安の違いが生じるこ

表1 各因子の項目と信頼数係数

因子	項目	α
内在化要素	1 Aに自分を捧げている	.911
	2 Aの問題があなたか自分自身の問題であるかのように感じる	
	3 私は自分自身をAの一部であると感じる	
	4 Aの発展のためなら、人並み以上の努力を喜んで払うつもりだ	
	5 Aにとって重要なことは、私にとっても重要である	
	6 Aのために力を尽くしていると実感したい	
	7 いつもAに所属する人間であることを意識している	
	8 Aの悪口を聞くと、心中穏やかではられない	
	9 Aのためだけに苦労したくない	
愛着要素	10 他ではなく、Aを選んで本当によかったと思う	.879
	11 もう一度選ぶ機会があっても、Aを選ぶ	
	12 Aに所属することに決めたのは、明らかに失敗であった	
	13 Aに所属することが楽しい	
	14 友人に、Aが素晴らしい組織であると言える	
規範的要素	15 Aを気に入っている	.787
	16 Aを辞めると、世間体が悪くなると思う	
	17 Aを辞めると、家族や親族に合わせる顔がない	
	18 Aを辞めると、人に何といわれるか分からない	
	19 Aに所属するメンバーに恩義を感じているので、今すぐにAを辞めることはない	
存続的要素	20 今Aを辞めたら、私は罪悪感を覚えるだろう	.646
	21 Aを辞めたいと思っても、今すぐにはできない	
	22 Aに所属し続ける理由の一つは、ここを辞めることがかなりの損失を伴うからである	
	23 Aに所属するのは、他に所属したい場所がないからだ	
大学への 帰属意識	24 Aを離れたら、どうなるか不安である	.902
	1 関学大を気に入っている	
	2 自分にとって、関学大は居心地がよくて、落ち着くことができる	
	3 関学大は、自分にとって大切な居場所である	
	4 関学大が好きである	
	5 私は関学大の雰囲気になじめていない	
	6 私は、関学大に愛着がある	
	7 私は関学大に受け入れられていると思う	
8 関学大の学生であることを誇りに思う		
大学満足度	1 関西学院大学（以下関学大）に入って正解だったと思う	.883
	2 大学生活に満足している	
	3 大学の勉強に満足している	
	4 大学にくるのが楽しい	
大学不適応感	1 授業がある日なのに大学を休みたくなることがある	.776
	2 まだ授業があるのに、意欲がわがなくて大学から早めに帰宅したいと思うことがある	
	3 大学生活がつらいと感じることがある	
	4 大学を卒業できないかもしれないと思ったことがある	
	5 大学をやめようかと思ったことがある	

とが報告されている。また、松井ら（2010）は、「はっきりとした目的を持って入学することが、大学適応の第一の要因」と述べているが、実際には、学ぶ目的を持ちながらそれが実現しなかった、いわゆる「不本意入学」の学生も存在する。大学への帰属意識や愛校心を抱きにくい可能性のある学生をいかにして大学へ適応させていくか。これは大学教育における大きな課題の一つである。

これらのことから、性別、学年、大学志望度ごとに組織コミットメントとの関連を検証することとした。

3. 測定尺度における信頼性

各尺度における信頼性検討のため、Cronbach's α 係数を算出した。組織コミットメントを構成する4因子はそれぞれ、内在化要素（.911）、愛着要素（.879）、規範的要素（.787）、存続的要素（.646）となった（表1）。信頼性担保の基準値（.70以上）（小塩、2004）を存続的要素のみ上回るができなかったが、再検討の目安となる $\alpha = .50$ （小塩、2004）を上回っているため、採用することとした。他の尺度については、大学への帰属意識（.902）、大学満足度（.883）、大学不適応感（.776）であった（表1）。このことから、本研究ではすべての項目を採用し、分析を進めることとした。

4. 分析方法

組織コミットメントを構成する4要素（内在化要素、愛着要素、規範的要素、存続的要素）、大学への帰属意識、大学満足度、大学不適応感の関連を理解するために相関分析を用いた。分析使用ソフトは SPSS Statistics 27、有意水準は5%とした。

Ⅲ. 結果と考察

1. 調査対象者の個人的属性

表2に調査対象者の個人的属性を示した。性別は男性63.1%、女性36.5%で男性の方が多い。学年は1年生から順に35.6%、39.2%、18.0%、7.2%となり、約75%が1・2年生となった。1・

表2 調査対象者の個人的属性

		%
性別 (n=222)	男性	63.1
	女性	36.5
	答えたくない	0.5
学年 (n=222)	1年生	35.6
	2年生	39.2
	3年生	18.0
	4年生	7.2
大学志望度 (n=222)	第一志望	88.7
	第二志望	5.0
	第三志望	6.3

2年生は新型コロナウイルス感染症の影響により、入学以来ほとんど大学へ通うことができていない（調査当時）。コロナ禍における体育会の意義を示す意味で、1・2年生のデータは貴重な存在である。大学志望度は88.7%が第一志望であった。

2. 相関分析

組織コミットメント、大学への帰属意識、大学満足度、大学不適応感の関連を検証するために相関分析を行った。まず全体で分析を行い、その後、性別、学年、大学志望度ごとに分析を行った。

1) 全体での分析結果

表3は全体を対象とした分析結果である。4要素のうち、内在化要素（ $r = .497$, $p < .001$ ）ならびに愛着要素（ $r = .597$, $p < .001$ ）が大学への帰属意識と正の相関関係にあることが示された。つまり、大学への帰属意識と関連があるのは、組織コミットメントの中でも感情的コミットメントなのである。組織に一体感を感じ、活動へ深く入り込んでいく、もしくは組織に居心地の良さや楽しさを感じることができれば、その意識が大学への帰属意識へとつながることが示唆された。

一方で、規範的要素ならびに存続的要素との関連は認められなかった。「愛着があるわけではないがコミットすべきだからコミットしている」「退部するとその後が不安だから仕方なく所属している」など、このような意識では大学への帰属

表3 全データ (n=222) を対象とした相関分析

	大学への帰属意識	内在化要素	愛着要素	規範的要素	存続的要素
大学への帰属意識	—	.497***	.597***	.042	.071
大学満足度	.692***	.369***	.507***	.057	.051
大学不適応感	-.348***	-.172*	-.344***	.186**	.158*

※表内の数値はすべて相関係数 (r)

***p<.001 **p<.01 *p<.05

意識は高まらないのだ。

当然、競技力には違いがあり、所属学生全員が満足いく活躍や結果を残すことは難しい。しかし、そんな中でも一体感を高め、それぞれが目的達成に向けて努力を重ねることができる組織、居心地の良さを感じ、そこにいることが楽しいと思えるような組織を構築することで大学への帰属意識は醸成されていく。競技実績はコントロールできないが、一体感の醸成などはマネジメント次第でコントロール可能である。いかにして感情的コミットメントを高めていくか。この視点が体育会の組織マネジメントに求められる。

大学満足度との関連がみられたのは、大学への帰属意識 (r=.692, p<.001)、内在化要素 (r=.369, p<.001)、愛着要素 (r=.507, p<.001)であった。体育会への感情的コミットメント、大学への帰属意識ともに大学満足度と正の関連があることが明らかとなった。大学不適応感についてはすべての項目で有意な関連が認められた (大学への帰属意識: r=-.348 p<.001、内在化要素: r=-.172 p<.05、愛着要素: r=-.344 p<.001、規範的要素: r=.186 p<.01、存続的要素: r=.158 p<.05)。体育会への感情的コミットメント、大学への帰属意識は負の関連、つまり大学不適応感を低下させる働きが示された。武蔵ら (2016) は、集団内で承認を得られている状態であると認知できることが、様々な活動への意欲と関連していると述べている。一体感や居心地の良さを感じる学生は、組織内での承認を獲得できていると予想される。そのことが大学での様々な活動意欲へとつながり、大学満足度の向上、不適応感の低下を導くと思われる。

一方で、規範的要素、存続的要素は正の関連、つまり大学不適応感を向上させる働きが示された。規範的要素には、「周囲の目を気にする」という意識が根底に存在し、存続的要素は、辞める

ことに伴うコストに基づいた帰属意識である。すなわち、退部による周囲の目の変化や損失への不安、これらを回避するために体育会に所属し続ける意識だといえる。学校不適応を感じる多くの学生は不安を抱えている (田中ら、2007) ことから、不安に基づく組織コミットメントが不適応感を高めることには納得がいく。とはいえ、体育会を離れることによる損失を回避できたとしても、大学不適応感が高まってしまえば本末転倒である。そのため、高木 (1997) が指摘するように、組織の中で自信をつけさせ、情緒的にコミットさせることが必要だろう。競技力や実績に関係なく、組織内での承認が得られるような役割を与え、自信を高めさせる。その積み重ねにより、不適応感を低下させていく。競技力向上に偏りがちな体育会の組織マネジメントであるが、このような視点が必要であろう。

2) 個人的属性ごとの分析結果

ここからは、性別、学年、大学志望度ごとに分析結果を示す。

性別：性別ごとの分析結果を表4に示した。男子学生は全体の結果とほぼ同様となった。大学への帰属意識、大学満足度には内在化要素、愛着要素が正の関連を示し、大学不適応感には大学への帰属意識、愛着要素が負の相関、規範的要素、存続的要素には正の関連がある。一方、女子学生では規範的要素、存続的要素の関連はいずれも認められず、内在化要素、愛着要素のみに関連がみられた。

このことから、男子学生の方が規範的要素や存続的要素といった消極的な意識が大学不適応感へ結びつくことがわかる。これまでに、男子学生よりも女子学生の方が大学への適応感が高いことが報告されている (宮沢ら、1995; 大隅ら、2013)。退部に伴うリスクを恐れる気持ちは誰しもが抱え

表4 性別ごとの相関分析

		大学への帰属意識	内在化要素	愛着要素	規範的要素	存続的要素
男子学生 (n = 140)	大学への帰属意識	—	.471***	.568***	.096	.156
	大学満足度	.713***	.350***	.499***	.126	.100
	大学不適応感	-.343***	-.092	-.333***	.234**	.173*
女子学生 (n = 81)	大学への帰属意識	—	.482***	.599***	-.188	-.178
	大学満足度	.758**	.503***	.671***	.012	.032
	大学不適応感	-.428***	-.364**	-.447***	.150	.076

※表内の数値はすべて相関係数 (r)

***p<.001 **p<.01 *p<.05

表5 学年ごとの相関分析

		大学への帰属意識	内在化要素	愛着要素	規範的要素	存続的要素
1・2年生 (n = 166)	大学への帰属意識	—	.511***	.603***	.033	.116
	大学満足度	.695***	.353***	.508***	.010	.011
	大学不適応感	-.400***	-.173*	-.369***	.144	.114
3・4年生 (n = 56)	大学への帰属意識	—	.419**	.543***	.047	-.130
	大学満足度	.660***	.400**	.456***	.207	.176
	大学不適応感	-.121	-.124	-.197	.341*	.344**

※表内の数値はすべて相関係数 (r)

***p<.001 **p<.01 *p<.05

ており、それを回避するために所属し続けることは特別なことではない。ただ、女子学生はそれが大学不適応感と関連がない一方で、男子学生では負の関連があるのだ。学生生活において、女子学生の方が友人との交友に高い比重を置いている(島、2003)。そのため、女子学生は所属組織の中で一体感を感じ、仲間と楽しく交友できていれば、退部に伴うリスクや不安は感じつつも、そのことが大学不適応感には結びつかないのかもしれない。

学年：学年ごとの結果を表5に示した。1・2年生において、組織コミットメントで有意な関連が認められたのは内在化要素、愛着要素のみであった。ここでも感情的コミットメントの重要性が浮き彫りとなった。新型コロナウイルスの影響を特に大きく受ける1・2年生だが、組織の活動に入り込み、居心地の良さを感じることで大学への帰属意識が醸成され、大学満足度は高まり、大学不適応感は下がることがわかる。大学は友人、家族、アルバイト先などの集団に比べ規模が大きく、自己選択もあまり働かないため、集団に入ってから時間が短い集団は愛着が生まれにくく、帰属意識が低くなる(諸星ら、2020)。その中で、在学期間の短い1・2年生において、大学への帰属意識との関連要因を示すことができたことは意

義深い。さらに、大学入学直後の教育に関して、安原ら(2021)は、「この期間の教育は、新入生の大学への印象を大きく左右する。自らの大学への帰属意識や満足感を持つかどうかは、この時期に提供される教育の質に大きな影響を受ける」と指摘する。対面授業が制限され、対人コミュニケーションの機会もままならず、帰属意識を抱くことが難しい中、人数・時間の制限がありつつも活動に打ち込むことができる体育会の存在は、1・2年生の正課外教育として大きな役割を果たすといえる。

3・4年生では特徴的な結果が得られた。ここまで大学への帰属意識、感情的コミットメントと大学満足度、大学不適応感との関連を示してきた。しかし、3・4年生では大学不適応感との関連がいずれも認められなかった。一方、規範的要素、存続的要素に有意な関連がみられ、共に正の関連であった。大隅ら(2013)は複数の先行研究を概観した上で、「大学で過ごす時間が長くなっていくにつれて、最初に抱いていた高い期待や高揚感は現実的な状態に落ち着いていき、結果的に大学適応感の低下につながる」と述べている。入学以来3年以上が経過している学生は、大学での生活や学びが現実的にどのようなものなのか、すでに理解し、さらにはその経験知から卒業までの

表6 志望度ごとの相関分析

		大学への帰属意識	内在化要素	愛着要素	規範的要素	存続的要素
第一志望学生 (n=197)	大学への帰属意識	—	.506**	.620***	.015	.073
	大学満足度	.683***	.376***	.525***	.051	.069
	大学不適応感	-.355***	-.162*	-.331***	.191**	.137
第二・三志望 学生 (n=25)	大学への帰属意識	—	.333	.411*	.273	-.075
	大学満足度	.783***	.220	.373	.024	-.330
	大学不適応感	-.425*	-.334	-.494*	.109	.314

※表内の数値はすべて相関係数 (r)

***p<.001 **p<.01 *p<.05

残りの生活についても予測がついているだろう。そのため、体育会組織に深く入り込もうと、それによって適応感が高まることはないのかもしれない。「3、4年生にもなって、今更高まらない」といったところか。ただし、注意すべきは適応感を低下させる要因は存在するという点だ。規範的要素、存続的要素がそれである。存続的要素のような「仕方がないからいる」「他に行くところがないからいる」といった意識や「理屈抜きに帰属すべきだから帰属する」「他者の目への配慮」といった規範的な意識によって体育会とつながると、3・4年生でも大学適応感は低下してしまう。時間の経過とともに適応感は低下しやすいにもかかわらず、体育会への意識によってさらなる低下を招いてしまうことは避けねばならない。高木(2003)は、正社員を対象にした会社への帰属意識の研究において、同僚との良好な人間関係が存続的要素に負の影響を及ぼすことを報告している。「人間関係の構築は主に1・2年生の間に」という印象があるかもしれない。しかし、良好な人間関係の構築、強化は学年問わず、常に取り組むべきマネジメントなのである。

大学志望度：大学志望度ごとの結果を表6に示した。第一志望学生は全体や男子学生の結果とほぼ同様となった。大学への帰属意識、大学満足度には内在化要素、愛着要素が正の関連を示し、大学不適応感には、大学への帰属意識、内在化要素、愛着要素が負の関連、規範的要素は正の関連がある。ここでも、感情的コミットメントの重要性が示された。また、第一志望大学といえども、規範的要素(周りの目や世間体を意識しながら所属すること)を抱くと大学不適応感を高めてしまうことが示唆された。

特徴的なのは第二・三志望学生である。大学へ

の帰属意識と有意な関連にあるのは愛着要素のみ、大学満足度は大学への帰属意識のみ、大学不適応感は大学への帰属意識と愛着要素であった。これまで関連がみられていた内在化要素はいずれの項目でも関連はみられず、愛着要素の重要性が際立つ結果となった。高木(2007)は、「部活動とは、やるからにはそこに入れ込んで注力することで、初めて充実感が得られる組織」と述べ、内在化要素の重要性を指摘している。また、越(2007)は、中学生を対象にした研究において、学級集団において肯定的評価が得られないならば、部活動や学内のその他の集団、学外の友人関係などにアイデンティティ・シフトし、現実からの脱出を試みる可能性を指摘している。これらの研究から、第一志望大学ではなかったが、体育会に所属するからには深く注力し、そのことで自尊心を高く保ち、大学との結びつきを強化していると予想していた。しかしながら、本研究では内在化要素との関連は認められなかった。第二・三志望学生にとっては、体育会へ深く入れ込むというよりは、居心地の良さ、楽しさを享受できる場であることが重要なのだろう。特徴があらわれた興味深い知見である。ただし、分析対象者が25にとどまっており、結果については慎重に扱う必要がある。

IV. まとめ

本研究の目的は、大学生を対象に体育会への組織コミットメントと大学への帰属意識との関連、ならびに大学満足度、大学不適応感との関連を明らかにすることであった。分析の結果、以下のことが示された。

・組織コミットメントの違いにより、大学への

帰属意識、大学満足度、大学不適応感との関連には違いがある。

- ・組織コミットメントのうち、内在化要素、愛着要素は大学への帰属意識と正の関連があり、規範的要素、存続的要素には関連がない。
- ・大学への帰属意識は、大学満足度と正の関連、大学不適応感と負の関連にある。
- ・個人的属性の違いにより、組織コミットメントと大学満足度、大学不適応感との関連に違いがある。ただし、おおむね内在化要素、愛着要素は大学満足度と正の関連、大学不適応感とは負の関連、規範的要素、存続的要素は大学不適応感と正の関連にある。

複数の視点から検証を試みたが、全体を通し、多くの関連を示したのは内在化要素、愛着要素であった。体育会の活動に深く入り込み、他の部員と一体感を醸成しながら目標に向けて邁進する、いわば自らを組織の運命共同体のようなものとして位置付けること、あるいは仲間と良好な人間関係を築き、組織に対して愛着や好意をもつこと、これらは大学生にとって大きな影響力を持つことが明らかとなった。

筆者は、体育会所属学生の大学への帰属意識が有意に高いことを示した報告の中で、所属学生は大学名や校章の入ったユニフォームの着用、大学として勝負が決する大会の存在、部旗をかざしての応援など、大学を意識する機会が極めて多いこと、これが大学への帰属意識を高める一つの要因だと指摘した(林, 2021)。それに加え、本研究から大学を意識する環境に恵まれつつも、組織コミットメントの内容によっては大学への帰属意識、満足度、大学不適応感とは関連がないこと、場合によっては不適応感を高めてしまう可能性を導くことができた。今後、大学への帰属意識醸成へ向けた方法として、「体育会を使う」のであれば、所属者を増やす方法に加え、感情的コミットメントを高める組織マネジメントも合わせて検討すべきである。

規範的要素、存続的要素には、主に大学不適応感を高める関連がみられた。一方で、大学生において、重要な組織に対する規範的要素は自己の存

在肯定と結びつき(高木, 2006)、さらには行事参加や上司への配慮を促進するともいわれる(高木, 2003)。行事参加は向社会的行動、上司への配慮は日本的行動と考えれば、規範的要素は必ずしもネガティブなコミットメントとはいえない。存続的要素もしかりである。一般に消極的な意識を意味する存続的要素であるが、対象が大学である場合、それが大学生の充実感を高め孤立感を抑制するという(高木, 2007)。これらのことから、規範的要素、存続的要素を持たせないようにするのではなく、これらが持つ正のチカラを活かしつつ、負の部分を補うような他の要因を探求することも必要だろう。

本稿執筆時点(2022年3月)では、未だに新型コロナウイルスが猛威をふるっている。大学生の対面授業や留学などは制限され、友人との交流、各種イベント、大会などの機会も奪われている。孤立感、孤独感を抱く学生も数多いだろう。そうした中、体育会は身体的健康だけでなく、精神的健康をも獲得できる貴重な存在の一つである。四年間という限られた大学生活が少しでも実りあるものとなるために。「この大学へ入学してよかった」という愛校心、帰属意識に溢れた学生を輩出するために。体育会の役割に期待したい。

V. 今後の研究課題

最後に今後の研究課題について述べる。本研究は、各変数間の関連検証に留まっている。そのため、因果関係については言及できない。体育会へコミットしているから大学への帰属意識が高いのか、その逆なのか。また、大学への帰属意識と関連があるのは体育会だけではないだろう。文化総部、サークル団体、ゼミなど、各種組織へのコミットメントとの関連も予想される。そのため、本研究では、「体育会へコミットすることは大学への帰属意識や大学満足度を高める一つの手段」という提言にとどまる。さらに、体育会へのコミットメントによって導かれる行動の検証(各種コミットメントによって促進される行動の探求)も体育会の意義を示す上で取り組むべき研究課題であろう。

参考文献

- 阿知波君恵・山田浩平 (2012) 「女子大学生の運動行動変容の段階と健康度・生活習慣および生きがい感との関わり」『Iris health』11, 17-22.
- 安達悠子・杉山紗希 (2019) 「大学生の部活・サークルへの所属と活動に対する意識が学校生活満足度に与える影響」『東海学院大学研究年報』(4), 83-89.
- Allen, N. J. & Meyer, J. P. (1990) The measurement and antecedents of affective, continuance and normative commitment to the organization. *Journal of Occupational Psychology*, 63, 1-18.
- チンテザ アンドレア コリナ (2021) 「ワーク・ライフ・バランスと組織コミットメントの関連性の分析：研究開発部署の従業員を対象とした定量的研究」『横浜国際社会科学研究所』25(3), 171-184.
- 藤井義久 (1998) 「大学生活不安尺度の作成および信頼性・妥当性の検討」『心理学研究』68(6), 441-448.
- 藤原誠・堺賢治 (2010) 「大学生のスポーツ活動に関する研究－高等学校におけるスポーツ経験との関係－」『愛媛大学教育学部保健体育紀要』第7号, 21-30.
- 林直也 (2021) 「体育会に所属する大学生の大学への帰属意識に関する研究－コロナ禍における体育会の意義について考える－」『人間福祉学研究所』14(1), 91-103.
- Howard S. Becker: Notes on the Concept of Commitment, *American journal of sociology*, vol 66, Issue 1, pp 32-40, 1960
- 伊藤克広・大西彩希・岡野葉月・東森翔・森幹太 (2016) 「大学生の運動・スポーツ活動と生活満足度の関連に関する質的研究 (1) 「継続」と「再社会化」の視点から」『人文論集』51, 43-52.
- 岩田考 (2015) 「『大学生』に関する総合的研究 (2) 大学生の生活満足度の規定要因：全国26大学調査から」『桃山学院大学総合研究所紀要』40(2), 67-85.
- 河合季信・平川武仁・大高敏弘・安藤真太郎・平山素子・吹田真士・坂本道人・仙石泰雄・成瀬和弥・萩原武久 (2007) 「大学体育会参加者の所属・性別・学年と生活満足度の関係」『大学体育研究』(29), 13-20.
- 金政芸 (2013) 「大学および学部への愛着の規定要因」『第4回社会学部卒業時調査報告書』59-72.
- 清宮孝文・依田充代・門屋貴久 (2015) 「体育系大学生の大学生活不安に関する研究」『日本体育大学紀要』45(1), 27-37.
- 越良子 (2007) 「中学生の所属集団に基づくアイデンティティに及ぼす集団内評価の影響」『上越教育大学研究紀要』26, 357-365.
- 松井洋・中村真・田中裕 (2010) 「大学生の大学適応に関する研究」『川村学園女子大学研究紀要』第21巻第1号, 121-133.
- 宮沢秀次・二宮克美 (1995) 「大学生の大学生活への適応に関する研究 (1)」『名古屋経済大学・市邨学園短期大学人文科学論集』56, 89-96.
- 武蔵由佳・河村茂雄 (2016) 「大学生における学校生活満足度と学校生活意欲との関連」『教育カウンセリング研究』7(1), 35-44.
- 諸星眞子・山口一 (2020) 「集団 (家族・友人・大学・アルバイト先) に対する帰属意識と自尊感情および他者受容との関連」『心理学研究：健康心理学専攻・臨床心理学専攻』第10号, 44-58.
- 中村真・松田英子 (2014) 「大学への帰属意識が大学不適応に及ぼす影響－帰属意識の媒介効果における性差および適応感を高める友人関係機能－」『江戸川大学紀要』24, 13-19.
- 中村真・松田英子・薊理津子 (2016) 「大学への帰属意識が大学不適応に及ぼす影響 (3) 帰属意識に基づいて分類した大学生のタイプと大学不適応との関連」『江戸川大学紀要』26, 23-31.
- 大石千歳・浅見美弥子・奥野知加・渡辺博之・若山章信・今丸好一郎・中本哲 (2007) 「東京女子体育大学学生のライフスタイルと健康に関する調査報告その2－精神的健康に関する基礎調査－」『女子体育研究所所報』1, 23-48.
- 大隅香苗・小塩真司・小倉正義・渡邊賢二・大崎園生・平石賢二 (2013) 「大学新入生の大学適応に及ぼす影響要因の検討：第1志望か否か、合格可能性、仲間志向に注目して」『青年心理学研究』24(2), 125-136.
- 小塩真司 (2004) SPSSとAMOSによる心理・調査データ解析－因子分析・共分散構造分析まで、東京図書.
- Porter, L. W.; Steers, R. M.; Mowday, R. T. et al. Organizational commitment, job satisfaction and turnover among psychiatric technicians. *Journal of Applied Psychology*. 1974, 59, pp 603-609.
- 島雄利 (2003) 「第6章女子学生」武内清編『キャンパスライフの今』(pp.91-105), 玉川大学出版部.
- 高木浩人・石田正浩・益田圭 (1997) 「実証的研究－会社人間をめぐる要因構造」田尾雅夫編『会社人間』の研究－組織コミットメントの理論と実際』(pp.265-296) 京都大学学術出版会.
- 高木浩人 (2003) 「多次元概念としての組織コミットメント：先行要因、結果の検討」『社会心理学研究』

18(3), 156-171.

高木浩人 (2006) 「大学生の組織帰属意識と充実感の関係」『愛知学院大学心身科学部紀要』 第 2 号増刊号, 61-67.

高木浩人 (2007) 「大学生の組織帰属意識と充実感の関係 (2) 組織による差異の検討」『心身科学部紀要』 (3), 47-54.

高尾義明 (2013) 「組織成員のアイデンティフィケーション」組織学会 (編) 『組織論レビュー 1- 組織とスタッフのダイナミズム』 (pp.193-235) 白桃書房.

田中存・菅千索 (2007) 「大学生生活不安に関する心理学

からのアプローチ」『和歌山大学教育学部紀要』 57, 15-22.

都筑学・舟橋一郎・八島健司・早川宏子・村井剛・早川みどり・半澤礼之 (2009) 「大学生の運動・スポーツ経験が身体・健康意識に及ぼす影響」『中央大学保健体育研究所紀要』 (27), 1-18.

安原智久・串畑太郎・上田昌宏・栗尾和佐子・曾根知道 (2021) 「2020 年度薬学部新入学生へのオンライン教育 - 学部への信頼と帰属意識をどう育てるか? 」『薬学教育』 5, 1-7.

Research into the Relationship between Organizational Commitments to University Athletic Clubs and the Sense of Identification with the University, Student Satisfaction and University Maladjustment

Naoya Hayashi*

ABSTRACT

This study targeted universities for the purpose of elucidating the relationship between organizational commitments to university athletic clubs and the sense of identification with the university, student satisfaction and university maladjustment. The results of the analysis revealed the following.

- Differences in organizational commitments produce differences in the relationship with the sense of identification with the university, student satisfaction and university maladjustment.
- Among organizational commitments, internalization and attachment positively relate to sense of identification with the university, while the normative and continuance components are not related.
- Sense of identification with the university is positively associated with student satisfaction and negatively to university maladjustment.
- Differences in individual attributes produce differences in the relationship between organizational commitments and student satisfaction and university maladjustment. However, generally, internalization and attachment are positively associated with student satisfaction and negatively associated to university maladjustment, while normative and continuance components positively associated to university maladjustment.

Key words: college sports, organizational commitment, sense of identification with the university, student satisfaction, university maladjustment

* Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

〔論 文〕

校内ケース会議に問題解決アプローチを採用する意義

—米国の学校内問題解決チーム会議からの示唆—

馬 場 幸 子*

抄録：

日本の学校現場でケース会議が定着しないことおよびケース会議を十分活用できないスクールソーシャルワーカーが少なからず存在すること、米国のジェネラリスト・ソーシャルワークでは問題解決アプローチの使用が当然視されているが日本ではソーシャルワーク領域で問題解決アプローチの研究がほとんどなされていないことへの問題意識から、米国での問題解決アプローチの展開と学校内問題解決チーム会議に焦点を当て、文献レビューを行った。その結果、問題解決過程はエンパワメントの過程となり得ること、モデルに忠実に会議を進めれば極めて効率的・効果的に会議を進められる可能性があること、モデルに忠実に問題解決アプローチを使用するための訓練が必要であること、そして、説明責任を果たすことのできる支援を行うための会議と効果評価を可能とするデータの収集・活用方法の確立の必要性が示された。

キーワード：スクールソーシャルワーク、問題解決アプローチ、校内ケース会議

I はじめに

1 問題意識

(1) 定着が進まない校内ケース会議とケース会議を活用できないスクールソーシャルワーカー
2007年から特別支援教育が始まり、学校では対象児童生徒への個別支援計画作成が求められている。また、2008年にスクールソーシャルワーカー活用事業が始まり、当初からスクールソーシャルワーカー（SSWer）にはケース会議を活用し校内チーム支援体制構築に助力することが求められていた（鶴飼 2008）。以来15年が経過し、学校現場で「ケース会議」（個別支援会議）という言葉は定着した感がある。

スクールソーシャルワーク（SSW）のテキストの多くでは、ケース会議とは何か、どのように展開するかなどの説明がなされている。「ソーシャルワークの手法に沿うもの」としてその過程を説明するもの（金澤 2016）や、記録シート例や会議運営上の注意点などを示しているものもある（例：野尻 2022）。エコロジカル視点やストレン

グス視点の重要性は大体どのテキストでも強調されており、当然それらは会議の中にも反映されるべきと認識されている（例：西野 2012）。

また、近年はケース会議の運営方法について様々な情報がインターネット上に存在し、文部科学省もポイント説明と共に、学校心理学領域の著書に掲載されている記録シート（石隈・田村 2018 など）を紹介している。教育関係機関によるケース会議運営マニュアル等も公開されている（例：福岡市発達教育センター 2013）。学校現場での活用に限定しなければ、「ホワイトボードミーティング」など会議の効率的な進め方を指南する書籍（ちよん 2010）等も多々存在する。

だが、幾つもの自治体でSSWerのスーパーバイザーを務め、また、研修講師として学校教員やSSWerらと接してきた筆者は、未だに効果的にケース会議を運用できていない学校・自治体が多い印象を持っている。また、ケース会議のファシリテーションを効果的に行えないSSWerが多いとも感じている。SSWerがケース会議を効果的に活用できない原因は様々な考えられる。社会福祉士、精神保健福祉士の養成課程において、集団を

* 関西学院大学人間福祉学部教授

動かすスキルを実践的に学ぶ機会を得ていないことがその要因の一つであろう。しかし、それ以上に、SSWerらが会議運営の背景にある理論やモデルについて知識を有していないことに問題があるのではないだろうか。

ケース会議の運営方法に関する書籍の多くは、手順やコツを示しているが、基盤理論を説明しているものは少ない。ファシリテーション理論や、解決志向アプローチを基盤理論として提示している論文（実政・竹林 2018；佐藤 2012）もあるが、ソーシャルワーク領域の文献ではないため、よほどケース会議について詳しく調べたい場合でない限り、SSWerがそのような文献を目にすることは無いだろう。

エコロジカル視点やストレンクス視点は、状況や対象者を理解するうえで重要な視点である。しかし、それらは会議の運営方法や手順・枠組みを示すものではない。会議運営方法や手順、枠組みも含めてソーシャルワークの実践理論に導かれてこそ、SSWerは理論的にも根拠を持った方法と過程で、効果的にケース会議を運営することができるのではないだろうか。加えて、日本のSSW領域では実践報告は多々行われているが、ケース会議運営の効果に関する研究はほとんどされていない。それもまた、SSWerらが確信をもって利用できるケース会議モデルのなさを生み出している要因と考える。

福岡市発達教育センター（2013）が提唱するケース会議では、「エピソード記録シート」を用いて、児童生徒の気になる行動を具体的に記述する。理論の説明は書かれていないが、応用行動分析を用いたものであることがわかる。会議の手順は問題解決アプローチに近いように思われるが、シートを見る限りでは明確な目標設定はなく、その点は問題解決アプローチと異なる。また、馬場（2013）は問題解決アプローチを用いたケース会議を提唱し、SSWerが会議でファシリテーターを務めることを前提に会議運営方法を説明している。后者ではケース会議についての「学術的解説」もされているものの、巻末資料のような位置づけであり、理論の説明が十分とはいえない。

モデル／アプローチの理解がないと、「なぜこの順番か」「なぜそうするのか」等の理由を理解

せず、好き勝手にアレンジを加えてしまい、結局、特定のモデル／アプローチを用いることで得られるはずの効果を得られない可能性もある。十分な効果が得られなければ、その会議手法が普及することもなかろう（Rosenfield et al. 2018）。

(2) 日本のソーシャルワークにおける問題解決モデル／アプローチ研究の欠落

米国のソーシャルワーク、特にSSWでは問題解決アプローチの活用は当然視されているといっても過言ではない（詳細は後述する）が、日本では問題解決モデル／アプローチの研究はほとんどなされていない。

CiNii Researchに“問題解決アプローチ”とキーワードを入れて検索をすると、2000年以降の文献が82件ヒットした。1960年までさかのほっても数は変わらなかった。その内、学校教育に関連するものは、著書1冊（シモンセン・マイヤーズ 2020）、論文2本（羽山 2020；山田 2016）であった。その他、組織改革、人材育成、ポジティブサイコロジー、医療・看護などの領域で問題解決アプローチが用いられていることが確認できた。一方、社会福祉・ソーシャルワーク領域の文献で得られたのは、著書と論文1件ずつのみであった（日本福祉介護情報学会編 2009；玉木 2016）。また、玉木の論文はパルマンの考え方を再考するものであり、現代の問題解決アプローチの活用に関するものではない。

検索ワードを“問題解決モデル”に変えると、172件ヒットしたものの、“問題解決モデル”“福祉”で出てきたのは5件のみ、白沢（1978）を除き全てカウンセリングおよび心理学系の論文であった。“問題解決モデル”“ソーシャルワーク”では0件であった。

確かに、社会福祉士養成テキストなど（例：社会福祉士養成講座編集委員会 2018；川村 2011）では、問題解決モデル／アプローチはソーシャルワーク実践モデル／アプローチの一つとして必ず紹介されている。しかしそれらのほとんどは、1950年代にパルマンが提唱したモデルの説明とそのモデルを使った架空事例の紹介に終始している。戸塚（2005）では1970年代から1990年代にかけての米国でのモデルの展開にも触れてお

り、いくつかの翻訳本やパールマンに関する研究論文などにも言及しているが、一方で戸塚は、日本のソーシャルワーク実践には問題解決モデル／アプローチは根付いていないことを課題として挙げている。

筆者は、日本の学校現場で問題解決アプローチを基盤としたケース会議を行うことにメリットがあると考えているが、その考えをサポートするまとまった研究が日本の文献では見当たらない。

2 研究の目的

ソーシャルワーカーには実践モデル／アプローチの理解が必要で、それはケース会議の運営に際しても言えることだと考える。米国では問題解決アプローチがジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤に据えられている。米国でソーシャルワークを学んだ川村（2011）は、「問題解決アプローチこそがソーシャルワークだと思う」とすら述べている（p.11）。また、米国では学校内ケース会議にも問題解決アプローチが採用されている。それゆえ本稿では、問題解決アプローチについて米国のソーシャルワーク領域の文献から学んだうえで、米国の学校現場で問題解決アプローチがどのように使われているのかを概観し、改めて、日本の校内ケース会議への示唆を得ることとした。

II ソーシャルワークにおける問題解決アプローチ

本項でははじめにパールマンによって紹介された問題解決アプローチとその展開を短くまとめる。次に、1985年、1996年、2008年、2016年、2022年に出版されたテキストを取り上げ、問題解決アプローチが主に学部レベルのソーシャルワーク教育でどのように扱われてきたかを確認する。

1 ヘレン・パールマンによる問題解決アプローチの提唱とその後の発展

問題解決アプローチは、1957年にヘレン・パールマンによって生み出された。パールマンは、「人生はそれ自身問題解決の過程である」（パールマン=1957: 53）ととらえた。そして、

「ケースワークは個々人が社会的に行動する間に起こる問題をよりよく解決することを助けるために福祉機関によって用いられる過程である」（パールマン：4）と定義し、「ケースワークの過程は本質的には問題解決の過程である」（パールマン：53）と述べた。

パールマンは、ソーシャル・ケースワークの対象を、治療を要する病理を抱えた者としてではなく、人生において遭遇する問題を解決しようとする積極的な存在としてとらえた。人間にはそもそも自己を拡大させていくコンピテンスが内在しており、クライアントへの介入は、クライアントのパーソナリティの変容を意図するものではなく、あくまでも問題に取り組む本人の思いや言動を望ましく必要と考えられる方向へ導くことであるとした。そのため、「今ここ」にいるクライアントに焦点を当て、「～でありたい」と願う現実的のニーズを基本に目標に接近していく。今の時点でうまく機能していない自我機能を高め、ストレスにさらされている心理的基盤を回復・安定させていくには、自我の防衛・緊張を解く必要があり、原因となっているストレスを細分化させた形でかわっていくことが不可欠であると考えた。ゆえに、介入の際には、問題の「部分化」「焦点化」を重視する。小分けされた困難・問題に対しての継続的克服という、ささやかな成功体験を着実に積み重ねていくことで、自我機能（＝問題解決能力）の強化を徐々に図っていく（戸塚 2005: 40）。

また、パールマンは「状況の中の人」を重視し、「社会状況と人の相互交流の全体」の把握に努めようとした。これは、のちのエコロジカル視点に通じるものである。そしてクライアントのワーカビリティ（問題解決に向かう時の動機と資質、努力と効果の双方）を重視し（杉本 1986）、クライアントが有する力・強さを高めていこうと考える視点は、現代のソーシャルワークで要となっているストレングス視点にも通じるであろう。現代ソーシャルワークでは、エコロジカル視点やストレングス視点を内包した問題解決アプローチも提唱されている（後述する）。

問題解決モデル／アプローチは、他のモデル／アプローチなども取り込みつつ発展していった。パールマン自身、ケースワークの問題解決過程に

役割理論と行動療法を取り入れている。戸塚 (2005: 34-35) がまとめているように、1970-80年代、多くの研究者らが問題解決過程について独自の視点から整理、類型化を図ったり、問題解決過程に基づく援助過程を示したりした。

2 Simons, R. L. & Aigner, S. M. eds. (1985) Practice Principles: A problem-solving approach to social work.

(1) 本書のねらい

本書は、学部および大学院レベルのソーシャルワーク実践基礎コースのテキストとして、CSWE (ソーシャルワーク教育評議会) による最新のカリキュラムポリシーに沿うように書かれたものとのことである。問題解決アプローチに焦点を当てつつ、様々な理論を折衷的に用い、効果的な実践を可能とする知識とスキルを身につけられるようにすることをねらいとしている。以下に著者らの考えをまとめる。

- ソーシャルワークは本質的に問題解決活動である。
- ソーシャルワークの一般的なスキルについて考察するのに最も良い方法は、問題解決過程の各ステップに関連させて一般原理と手続きを確認することである。
- ソーシャルワーカーは約束した変化をもたらすことへの説明責任があり、時間やエネルギーや資源を効果のない手続きに無駄遣いすることは無責任で非倫理的であるから、ソーシャルワーカーは介入の成功をモニターし、プログラムや政策の効果を評価するのに必要なスキルを有していなければならない。
- 有効なソーシャルワーク実践では、実践理論を折衷することが求められる。
- ソーシャルワークにとって、人々の問題とは社会的な相互作用上の困難であり、生活上の満足を妨げるものは、個人もしくは集団の社会関係上のエコロジーと関連している。ソーシャルワークは交互作用学者 (interactionist) の視点に立ち、それによって、被害者を罰するようなことを避ける。
- 問題とは資源のなさ、機会のなさ、不適当な役割、非現実的な役割期待などであり、ソー

シャルワークは、ホリスティックで、相互作用に焦点を当て、全ての人々の基本的権利、価値 (worth) と尊厳に関連する価値 (value) を基盤とし、方法には問題解決のアプローチを採る。

本書を見ると、問題解決への焦点付けは、ケースワークからより広いソーシャルワーク全般を導く方法論として発展していったことがわかる。以下、2章：問題状況のアセスメント、3章：データ収集、4章：目標と戦略の選択及び契約、9章：実践評価を短く紹介する。これらの章には特に問題解決アプローチが色濃く出ている。

(2) 問題状況のアセスメント

問題解決過程の最初のステップは、クライアントシステムによって提示された問題のアセスメントである (クライアントシステムは、個人とは限らず、集団、組織、コミュニティの場合もある)。介入を考える前に、困難の程度、ダイナミクス、コンテキストを明確に理解する必要がある。初めはクライアントから問題が曖昧な表現で提示される。それをより明確で具体的な表現にする必要がある。特定の出来事や行動に焦点を当てることが重要で、クライアントが問題を誰かの特性として表現した場合、その問題状況を構成する客観的な要因を描写するように助ける。操作定義や行動を示す言葉なしに、クライアントが何のことについて語っているのか、わかったつもりになるべきではない。

また、いくつもの問題を抱えているときには、最初に扱うべきものを1つか2つ選び、その他は後で扱うこととする。同時にいくつもの問題についてアセスメントをして介入計画を立てるのは無理である。

問題についてある程度明確な定義ができたら、問題状況を構成している要素の詳細な分析を行う。誰が誰に対して何を、どこで、いつ、どのぐらいの期間、どのぐらいの頻度でしているのか、どんな状況でそれが起こっているのかを確認する。クライアントがグループや組織であれば、グループ内のネットワークや構造、関係性、また、より広い社会的文脈や社会構造を考慮する必要がある。クライアントが個人であれば、その人が社

会でどのような役割を担っているか、友人関係や親戚関係、信仰活動なども重要な情報かもしれない。ソーシャルワーカーは問題の社会的コンテキストを考え、場合によっては地域構造を変える介入計画を立てる必要がある。また、こうしたクライアントの生活の他の側面を考慮することで、結果としてクライアントが有する様々なアセットや資源の確認もすることになる。

2章の最後には、行うのは“アセスメント”であって（治療のための）“診断”ではないことが強調されていた。

(3) データ収集

アセスメントに際し、ソーシャルワーカーは問題状況の特性やダイナミクスに関するデータを得る。ある程度問題の理解ができれば、それらについての仮説を立てる。データを収集することで仮説を裏付けたり修正したり、反証したり、新たな仮説を作り出したりする。なお、提示された問題によって行為者や状況は異なり、使うデータ収集方法も異なる。

クライアントシステムは、出来事を詳細まで覚えていなかったり、記憶が偏っていたりするので、必要十分なデータを集めるのは簡単な作業ではない。インタビュー、観察、質問紙、既存文書など、様々な方法を用い、様々な情報源からデータを収集し、信頼性と妥当性のある情報にする。

(4) 目標と戦略の選定

目標を設定するために、実現可能性、効果、効率などを考慮し、目標案を分析する。そして、目標に到達するためのいろいろな方法をブレインストーミングしてみる。

クライアントによって問題のタイプは異なるので、ソーシャルワーカーは広範な実践理論とテクニックをマスターしておく必要がある。どのような問題に、どのようなアプローチが効果的かについて自覚的でなければならない。

目標は観察可能な、数字等で表せる言葉で表現する。それによって、関係者間で結果について合意を得ることができる。目標が明確だと、介入計画の策定と実施も促される。また、目標が具体的な行動や出来事として表現されていると、クライ

アントシステムとワーカーの両者がどの程度介入が機能しているかを観察できる。

「社会機能を増加させる」「自我を強化する」「もっと自覚的になる」「人として成長する」など曖昧な目標は好ましくない。反対に、目標が行動や出来事として表現されていれば、目標が達成されたかどうかは一目瞭然となる。ただし、連続性のあるあるいは漸次的な目標の場合、どのぐらい進歩したかを見極めるのは難しい。そのような時にはベースラインデータを取っておく。嫌な気分など観察できないものについては、尺度を使って報告をしてもらう。急いで介入をしなければならない時には、後日ふり返ってベースラインを取り、比較する。

責任あるソーシャルワークを行うには、実践者は自分の介入に説明責任を負う必要がある。ワーカーは、クライアントシステムが目標を達成するのにどの程度助力できたのかを考えるべきである。

目標と戦略を考える過程は、クライアントシステムとワーカーが協働とネゴシエーションで行い、クライアントシステムから契約、合意を取り付ける。契約・合意には、どのような手続きで行うのか（いつ、どこで、どのぐらいの頻度で、どのように）、どのぐらいの期間行うのかなどが含まれる。期間限定のほうが、また、長期より短期のほうが効果的なこともある。終結を決めておかず、いきなり終結を述べると、見捨てられた、拒絶されたと感じるかもしれない。

戦略の大枠が決まったら、それらは、特定の行動や達成すべき課題（タスク）として、スモールステップに分割される必要がある。

コミュニティアクションや社会政策などに関連する目標の場合、第三者の関与が必要な場合もあり、その人たちはアクションシステムの一部となる（後略）。

(5) 実践評価

この章では、「多くの専門職ソーシャルワーカーは、システムティックな評価のないソーシャルワークは無責任だと考えており、また、CSWEの新しいカリキュラムポリシーでは、効果的にプログラムやサービスを実施し評価するために実践

者はリサーチスキルを用いなければならないと強調している」と前置きしたうえで、実践評価とは何か、どのように行うのかなどを述べている。章の後半では、シングルシステムデザインについて詳しく説明している。ここでは評価プロセスの説明の冒頭のみ紹介しておく。

介入のインパクトを評価するには、「はじめに、ワーカーとクライアントシステムが介入の目標を明確に、具体的に、客観的にそして測定可能な言葉で表さなければならない。クライアントシステムとワーカーが期待した変化を達成できたかどうかを見極められる形で目標が示されなければならない。目標設定の際に、どんな結果が出たら成功と評価するのか、基準尺度をきめておく」(Bloom & Fischer, 1982 cited in Simons & Aigner 1985)。

(6) 様々な実践モデル研究者の文献引用

内容説明はここまでとし、本書で用いられた文献について少し触れておく。著者らは様々な文献を用いて本書を書いているが、その中には日本の学部生にも聞き馴染みのある研究者の名が多数出てくる。例えば、2章ではライフモデルを提唱したジャーメインとギッターマン (1980)、4章では課題中心アプローチの提唱者リード (1975; 1978) および、リード・エプシュタイン (1975) に、また契約についての説明にピンカス・ミナハン (1973) 及びコンプトン・ギャラウェイ (1979) に幾度も言及している。また、本書全体を通し20ページ以上にわたってフィッシャー (1975; 1981) の考えが引用されている。

なお、パート2では、知っておくべき実践理論として、クライアント中心療法、ソーシャルアクションモデル、論理療法、行動アプローチ、現実療法などが取り上げられている。

3 Turner, F. J. 4th eds. (1996). *Social Work Treatment: Interlocking theoretical approaches.*

本書は、ソーシャルワーク実践で実用性の高い様々な理論の一つにまとめて提示すること、ひいては、クライアントが、入手可能な最も理論的に適切で多様な処遇 (treatment) を受けることができるようにすることを目的に書かれた。本書では

アルファベット順に27の実践理論が1章ずつ紹介されている。アボリジニの理論 (Aboriginal theory)、行動理論、クライアント中心理論、認知理論、コミュニケーション理論、構造主義、危機理論、自我心理学の理論、エンパワメントアプローチなど。その1つとして問題解決理論が取り上げられている。

ここでは、問題解決理論の章 (21章) を紹介する。冒頭で、「問題解決理論は、ソーシャルワーク実践の重要な現代理論のひとつである」こと、また「当初ケースワークの理論として見られていたが、今では全ての実践様式への適用がみられる」ことを述べている。

問題解決の概念説明の中で著者らは、「人間にとって問題解決は、息をするがごとく自然で根本的なものである」、またそれがゆえに「問題解決理論はソーシャルワーク領域の中心に据えられている」(p.503, 504)。と述べている。

本章では、問題解決理論の歴史的起源としてパールマンの考えをまとめたのち、下記のように問題解決アプローチを提唱した者たちについて言及している。

- 1975年、パートレットは、問題解決アプローチは、全ての実践モデル、運営管理、政策に適應されていると述べた。
- シポリンは、理論の選択を折衷的に行うことを勧め、問題解決を、選択しうる6実践モデルの一つとして提示した。
- ピンカスとミナハンは、1973年にはすでに問題解決アプローチをエコロジカル・システムズ・アプローチに取り入れていた。

また、問題解決実践法は、課題中心ソーシャルワーク、危機介入、短期治療、ライフモデルアプローチなどの基盤となったことにも触れている。

著者らの重要な主張は以下のとおりである：

問題解決の原理を多くのソーシャルワーク実践に融合することが容易にできたのは、問題解決がソーシャルワーク専門職の価値システムを犯すことなく、むしろ支持するものであり、クライアントが効果的に生活上の問題をマネージできるようにエンパワーするものだからである。問題解決は、ワーカーとクライアントに枠組みを与えるものではあるが、そ

れ自体が実践モデルではないので、問題の性質や利用可能な資源の性質によって変化を作り出す手段に自由に合わせることができ、新たに生まれた処遇 (treatment) 視点に融合させることができる (p.507)

また、コンプトンとギャラウェイは問題解決過程を円環過程として示しており、それが本章で解説されている。現代のSSW関連の文献の中でも、問題解決アプローチの円環過程が図示されている (例: Capio et al. 2016)。

本章では、問題解決の実証主義的側面についても述べている。筆者らは、「問題解決は、介入を科学的に分析する際に必要な基盤を提供する」(p.517) という。ブルームとフィッシャーを引用し、ソーシャルワーカーには、説明責任と効果を示さなければならないという社会のそして専門職としてのプレッシャーがあり、それらに対応するためには、全ての実践家はクライアントとの過程と結果をモニターするためにシステムティックなアプローチを採るべきであると述べている。

章の最後に、問題解決理論の限界として、このアプローチが適切ではない状況や問題もあること、また、全ての民族や文化で適用しうるかはわからないことを上げている。

4 Timberlake, E. M., Zajicek-Farber, M. L., Sabatino, C. A. 5th eds. (2008). *Generalist Social Work Practice: A strengths-based problem-solving approach.*

本書は、「生活上の問題を経験していたり、ますます複雑化する環境の中で役目をはたしている個人、家族や集団、また、凝り固まってしまった社会正義上の事案を経験している組織やコミュニティに尽しているソーシャルワーカーに対し、ストレングスを基盤とした問題解決アプローチとしての一般的方法を提示する」ものとして書かれている (p.xiii)。そして、ソーシャルワークのジェネラリスト実践には、以下の4側面があると示す。

- (1) 専門的に得られた知識、価値、技術
- (2) エコシステムの概念枠組み
- (3) ホリスティックなアセスメント
- (4) ストレングス基盤の問題解決的介入

(strengths-based problem-solving intervention)

また、ジェネラリスト実践の要素として次の7つを示した。

- (1) エコシステム視点
- (2) 問題/強みへの焦点付け
- (3) 強み/ニーズへの志向
- (4) 多層レベルへのアプローチ
- (5) 理論と介入の開放的選択
- (6) ストレングス基盤の問題解決過程
- (7) 実践とプログラムの評価

本書の4章では「ストレングス基盤の問題解決インタビュー」を説明している。これは今回筆者がレビューした他の文献には無かった項目(概念)で、本書の特徴であろう。ストレングス基盤の問題解決インタビューでは、マイクロ・メゾ・マクロのいずれのクライアントシステムに対してでも、エンパワメント視点、ストレングス視点、リスクとレジリエンスの視点の3つの要素があるとのことである。ソーシャルワーカーは、クライアントシステムと専門的關係性を持ち、これらの視点で関わる。

5 Coady, N. & Lehmann, P. 3rd eds. (2016) *Theoretical perspectives for direct social work practice: A generalist-eclectic approach*

本書は4部構成で、Part 1: ジェネラリスト折衷アプローチ Part 2: 直接的ソーシャルワーク実践のメタ理論 Part 3: 直接的ソーシャルワーク実践の中間的レベルの理論 Part 4: まとめと結論となっている。Part 3は、心理力動理論、認知行動理論、ヒューマニスティック理論、批判理論、ポストモダン理論の5つのセクションからなり、それぞれに2~3の理論が提示されている。問題解決モデルは、Part 1 (第3章) で扱われており、「実践の科学とアートを統合するための枠組み」として提示されている。第2版(2007年)から第4版までその位置づけは変わらない。この章は毎回編者が執筆している。それは本書の中でこの章の重要性を示していると推測できる。以下、第3章のポイントをまとめる。

- 問題解決モデルは、直接的実践へのジェネラリスト折衷アプローチに極めて重要な要素である。それは、問題解決モデルが示す柔軟な

構造と全般的ガイドラインが、理論と技術の折衷的使用（実践の科学）と省察や直感的・帰納的過程（実践のアート）の両方を促進するからである。

- パールマンが示した問題解決過程と比較すると、現代の問題解決モデルの多くは、問題解決過程の各段階を詳しく描き、それぞれの段階の目標と行為をより具体的に明確にしている。また、現代のモデルは、ワーカーとクライアントの協働とパートナーシップをより強調している。
- ジェネラリストモデルの中には、問題解決という言葉を使わないようにしているモデルもある。それは、問題解決モデルは、病理や病気や障害に焦点を当てる伝統の表れだという批判に基づいている。しかし、問題に焦点を当てるか強みに焦点を当てるかという二分した考えは間違えであり、これまでも問題指向の実践はずっと強みとクライアントの成長可能性を強調してきた。一方で、クライアントの抱えている懸念を病理として扱わないことには同意する。問題の存在や問題解決過程の使用を否定するのではなく、問題は日常生活の一部だという理解を提唱する。また、問題に焦点を当てたソーシャルワークとストレンダス志向のソーシャルワークは二項対立したものではなく、相互補完的なものである。
- 何らかの信頼しうる構造とガイドラインがないと、実践におけるアートと理論の折衷アプローチは焦点と方向性を失い、有害なものになる。問題解決モデルは構造とガイドラインを提供し、実践にアートと科学の統合アプローチを促進する。
- 問題解決過程のさまざまなフェーズの実践へのガイドラインは、ワーカーに焦点と方向性を示す一方で、省察や、直感や、創造的で機能的な推論を用いることができる程度に全般的なものである。

本章では「エンゲージメント」「データ収集とアセスメント」「計画、契約、介入」「評価と終結」の各フェーズを説明している。データ収集とアセスメントの項では、①環境の中の人という視点、②本書で扱う広い理論的視点、③問題の a :

素因となる要素、b : 促進要素、c : 持続させる要素、d : 保護する要素を考慮した概念枠組みを表にして示している。

クライアントの問題状況にかかわる様々な要素を、状況の中の人という視点でとらえ、ミクロレベル（生体）とマクロレベル（環境と社会構造）の両要素からの影響の可能性に気を配る必要があると説く。また、様々な要素がもたらす可能性のあるインパクトについて、様々な理論的視点に関する知識を用いて検討するべきであると言う。加えて、計画、契約の際には、特にクライアントとの協働が重要となる。計画段階でクライアントが積極的に関与すればするほど、計画実施への動機が高まることを強調している。

6 Bolton, K. W., Hall, J. C., & Lehmann, P. 4th eds. (2021) Theoretical perspectives for direct social work practice: A generalist-eclectic approach

第4版の問題解決モデルの章には、前半に一部顕著な書き換えがあった^{注1)}。また、第3版で述べられていた主張（本稿 pp.23-24 の下線部）が、第4版では問題解決の特性：「それ自体理論ではなく、クライアントシステムと実践者との一連の交互作用であり、目的に導かれ、合意した目的の達成へ向けた感情、思考、行為の統合したものを含んでいる」と合わせて説明されていた。

後半の「問題解決モデルのフェーズ」に関する節は微調整した程度である。ただ、後半の項目名が第4版では「ジェネラリストソーシャルワーク実践のための問題解決の段階」となっており、第1段階は「協働的エンゲージメントと問題の定義」、第2段階は「データ収集、アセスメント、代替解決の生成」、第3段階は「計画、契約、解決実施」と言葉を変えていた。著者らは、この50年で問題解決モデルは変化し続けており、それには、ソーシャルワーク実践及び社会科学がかつほど心理力動や機能不全に焦点を当てず、より肯定的で健康的な結果に焦点を当てるようになっていることを反映していると述べていた。

Ⅲ 米国のSSWと特別支援教育

米国の学校現場で問題解決アプローチがどのように使われているかを見るまえに、米国のSSWの歴史的背景に触れておきたい。1906年に訪問教師として始まったSSWは、1940-50年代にはケースワーク主流の時代があり、60年代は、公教育や公立学校に対する批判に伴う、変化と混乱の時期を経験する。その後70年代は盛隆期と呼ばれる。ソーシャルワークのさまざまなモデル・アプローチが誕生、発展し、一般システム論からの影響を受けたSSWが、その後、生態学的視点を取り入れたSSWが現れた(Allen-Mears et al. 2000)。

1975年に全障害児教育法(Education of All Handicapped Children's Act)ができると、個別教育計画(IEP)の策定が州に義務付けられ、SSWerはIEPへ参画することになった。SSWerは個々の生徒への長期にわたる治療的関わりではなく、コンサルテーションや障害の診断、仲介者の役割が増した。その後、1986年に法律が改定され、3歳以上21歳未満の全ての障害児に無償で教育提供することが義務付けられることとなり、また、SSWerは有資格職員に含まれることとなった。それにより、障害児支援におけるSSWerの役割が増大した。また、特別支援教育対象の児童生徒が増え、特別支援教育にかかる予算が膨れ上がった(Atkins-Burnett 2007)。

1990年代以降、特に2000年代に入ってからソーシャルワーク領域では証拠に基づく実践(EBP)が要求されている。特別支援教育にかかる費用が膨らむ中、今行っている実践は効果があるのだという証拠を示せなければならない。また同時に、普通学級で困難を経験している児童生徒を安易に特別支援教育に照会するのではなく、できるだけ普通学級で、制約の少ない環境で教育を受けられるようにする取り組みが求められた(Kopels et al. 2016)。このような流れの中、1980-90年代から学校内で問題解決アプローチが採られるようになった。

Ⅳ 学校内での問題解決アプローチ

1 多層的介入システム(RtI)以前の問題解決アプローチ

現在米国全土の学校で行われているRtI/多層的介入システム(後述する)の源流となる問題解決アプローチの実践としては、ハートランド、ミネアポリス、ペンシルヴァニア、オハイオ州の取り組みが上げられる(羽山 2019)。

ハートランドでは、1980年代に改革が行われるまで、教師が障害のある可能性のある生徒を発見、学校心理士に照会し、心理士が検査をし、障害が認められれば特別支援教育に措置するという支援枠組みがとられていた。これを、80年代から90年代にかけて学校内問題解決アプローチへと切り替えていった。前者のメンタルモデルは障害者発見志向であり、後者は解決志向で子どもにとって有意義な結果を求めるものであった(羽山 2019)。

ハートランドの学校内問題解決アプローチでいう「問題解決」とは、「問題の特定→計画の立案→計画の実施→評価→問題の特定」という流れを指す。それを①教師-保護者間の協議、②他のリソースとの協議、③問題解決チームとの協議、④個別指導計画の考慮という4レベルそれぞれで実施しながら進めた。学校内問題解決アプローチのアセスメントでは、従来のように特定の検査の点数つまり子ども個人に内在する要素のみに焦点を当てるのではなく、指導、カリキュラム、教室の環境整備など子どものパフォーマンスに影響する外部要因の評価によって提供すべき支援が決まる。生活習慣や環境の改善でつまづきを解消しようとした(羽山 2019)。

ミネソタ州では1990年代初頭に3段階問題解決プロセスが用いられた。この問題解決モデルでは、どの生徒を特別支援教育の対象とするかの決定に、介入結果に関するデータを用いることを推奨した。第1段階での介入はクラス担任が行い、第2段階では問題解決チームが対応し、第3段階で特別支援教育対象かどうかの評価が行われた(Clark & Tilly III, 2010)。

馬場(2013)によると、オハイオ州クリーブラ

ンドで1992年に始まった取り組み（Intervention-based-assessment: IBA）の基本的考えは以下の通りだ。①子どもは皆学ぶ力を持っている、②学習や行動上の問題は子どもとその子どもを取り巻く環境との交互作用の結果として生じる、③アセスメントでは子どもの個人的特徴だけでなく、環境や指導方法にも焦点を当てる、④支援に直結する（具体的な支援方法を導き出すような）アセスメントを行う、⑤アセスメントと支援の基盤に問題解決過程がある、⑥IBAは問題の発見をしたり、問題を並べ上げたりラベリングすることではなく、「問題解決」を行うためにある、⑦IBAはこどもに（サービスの）資格があるかどうかにもとづいて行うのではなく、ニーズがあるときに行う（p.196-197）。

IBAは、①問題の明確化、②強みの確認、③目標設定、④背景要因の検討、⑤支援方法についてのブレインストーミング、⑥支援方法の評価・決定、⑦支援計画策定、⑧実施、⑨モニタリングと評価の順に進む。IBAは、照会前会議（Pre-referral meeting）（VIで詳述）に位置付けられる。なお、2002年以降、オハイオ州ではOhio Integrated Systemという名でRtIが導入され（Graden et al., 2007）、照会前・個別支援会議のIBAはRtIの一部に取り込まれ、現在IBAを単独プログラムとして実施している学校・学区は少ないと推測される（馬場2013）。

2 問題解決アプローチと Response to Intervention (RtI)

2002年、近年の公教育及びSSWに最も影響を及ぼした法律、No Child Left Behind法が成立した。この法律はその名の通り、「誰一人取り残さない」ことを目標に掲げて成立した学力格差是正のための法律であった。この法律の下で、国はメンタルヘルスの予防的介入にも力を入れ、生徒たちは学校内で質の良い（＝証拠に基づく）メンタルヘルスサービスを受けられるとした（Harris et al. 2015）。また2004年には障害を持つ人の教育法（IDEA）が改定され、特別なニーズを有する子どもが他の子どもと同様に教育機会を得られるよう、学校が必要な支援を提供することを求めた。NCLBもIDEAも、標準テストの成績が基

準を満たすかどうかという結果についての説明責任とEBPに依拠したプログラムの提供を求めている（McMaster & Wagner 2007）。特にIDEA 2004では学習につまずきのある児童生徒が特別支援教育の対象になるかどうかの判定にRtIモデルを用いることを明記している（PL 108-446, PartB, Sec 614 (b) (6) (b)）。

RtIでは、完全な形で（モデルに忠実に）実施された根拠に基づく介入に、その生徒がどの程度反応するかによって、介入を変更する、強めるなどの決定がなされる。RtIでは、もし子どもが、今用いる、またその場で用いるのにふさわしい一番良い介入に適切な反応を示さないのであれば、その子どもは、より強い介入、特別な手伝いや、特別支援教育、またはその関連サービスなどの追加的なサポートの対象となり得るし、なるべきであると考えられる（Gresham 2007）。

Clark & Tilly III (2010)はBatsche, et al. (2005)を引用し、RtIの核となる次の8つの原則を示した。

- ①我々は効果的に全ての子どもを教育することができる
- ②早期に介入する
- ③サービス提供の多層モデルを使用する
- ④多層モデルの中で意思決定をするために問題解決モデルを使用する。
- ⑤根拠に基づいた科学的に妥当な介入／指導を可能な範囲で用いる
- ⑥指導に役立てるために生徒の進捗を確認する
- ⑦データを意思決定のために使用する
- ⑧スクリーニング、診断、進捗確認のためにアセスメントを使用する

そして、これらの原則はソーシャルワーク専門職の価値に合致しており、「スクールソーシャルワーカーのスタンダード」（発行：全米ソーシャルワーカー協会）にも合致していると述べている（p.12）。

コロラド州教育委員会（2008, p.6）は、RtIの説明の中で「問題解決過程」について次のように説明している：

問題解決過程の目的は、学習および行動に関する成功する可能性の高い支援方法を展開することである。その過程では、教師あるいは

保護者から上がった学習上あるいは行動上の懸念について取り上げるための構造を提供する。問題解決過程では、専門家チームと保護者がしっかり協働し、具体的で測定可能な目標を定め、その懸念事項に取り組むために研究に基づいた支援方法を計画することが求められる。

Rtl は、Multi-tiered System of Support (支援の多階層システム) とも呼ばれている。第1層は予防的・全体的な取り組みで、第2層が、対象を絞った小グループに対する短期の取り組み、第3層がアセスメントに基づいた個人支援である。それら3層全てにおいて、問題解決過程がある (The Colorado Department of Education, 2008)。

上の説明にもあるように、「問題解決チーム」は、全生徒に向けて行われているレベルの介入では十分でない生徒に対し、集中的で個別の支援計画を作成する。子どもに対してはできるだけ制約の少ない環境下での教育を保証することが求められているので、予防的取り組みに力を入れ、限られた予算と人的資源を有効活用し、必要な生徒に対して必要な支援を提供し、できるだけ普通学級で教育を受けられるようにする。

なお、米国では長年児童生徒の学習面と行動面に焦点を当てて指導・支援してきたが、社会情緒面での成長なくしては行動・学習面での成功は達しえないと考えるようになり、2000年代初頭頃から学校で社会情緒学習 (Social Emotional Learning) が始まった。SEL は現在では米国全土で取り組まれている主要なプログラムとなっている。当初 Rtl は行動と学習の2側面に焦点を当てたモデルとして示されていたが、現在では SEL も同モデルでプログラムが実践されている (Durlak et al. 2015)。

3 学校内問題解決チーム会議 (School-Based Problem-Solving Team Meetings)

日本で翻訳本も出ているスクールソーシャルワークのハンドブック (Massatt et al. 2016) に、「SSW におけるアセスメントと実践に基づく研究」というパートがあり、その1章で「照会前プロセス」を説明している^{注2)}。Capio et al. (2016) によるこの章は、主に問題解決チームとデータ主

導の意思決定の重要性を述べている。それによると、

- 問題解決チームは、多職種のチームメンバーで構成され、データ主導の意思決定を持つ体系的なアプローチによって問題解決を行う。
- このチームは子どもへの介入を決定し、介入のモニタリングを行い、支援がうまくいっているかどうかを見極める。
- 介入は、証拠に基づいた戦略・支援であり子どものパフォーマンスを改善できるよう修正される。
- 効果的な問題解決チームの重要な特徴は、子どもに関する体系的なデータの活用、スタッフ、子ども・親・コミュニティとの協働、介入の実施において段階的な問題解決モデルに従うことである。

この章では、SSWer の重要な役割として照会前プロセスへの参加が示されている。つまり、SSWer は特別支援教育サービスの適応を検討する前に普通教育の範囲内で子どものニーズを明らかにするためのチームに参加し、子どもと家族が効果的にサービスを受けることができるように努めるのである。ニーズは多くの場合、学習や社会・情緒面での問題に関連しており、問題解決過程の目的は、より重大なニーズを予防することにある。

第1層は、学校全体における全ての児童生徒を対象とし、全体に対する期待を定義する。望ましい行動、期待する点を明確にし、望ましい行動をとった子どもを評価するプロセスがあり、結果を明確に定義すること、今後の実践に活かすことができるようにデータとして蓄積することが望まれる。

第2層は、第1層での取り組みで効果を示せなかった者たちに対し、少人数のグループで対応する。第2層でもうまく反応しなかった場合に第3層で個別の問題解決チーム会議を開催する。そこでは、普通学級の資源を用いた個別の支援を決定する。問題解決チーム会議のステップは以下のとおりである。

- ①問題の特定／問題の記述、②問題の分析／なぜその問題が生じているのか、③計画の作成と介入
- 第3層の個別支援を行う際には、機能的行動ア

セスメントを行う。その最大の目的は、その時点で対象児童の教育に参加する能力を妨げている、あるいは他の子どもの教育の機会を妨げている行動は何かを特定し理解することである。機能的行動アセスメントでは、観察／測定可能な行動や共通する引き金を判断し、何が行動の継続を助長しているのか推測を行う。それら仮説に基づいて介入計画を立てる。

4 学校内問題解決チームの実証研究

米国では教員は伝統的に自分の教室のプライベートの中で働く“独立した職人”と特徴づけられてきたが、近年ではチームと協働構造が当たり前になりつつある (Rosenfield et al., 2018)。そして、問題解決チームは40年以上にわたって学校現場で広く用いられている。しかしその効果検証はあまりなされてこなかった (Rosenfield et al., 2018; Sims et al., 2022)。

Rosenfield et al. (2018) は、学校内問題解決チームの効果を促進及び阻止する要因を明らかにするための文献レビューを行った。キーワード検索を行い781の抄録で関連トピックが記述されているのを確認し、それらから、2000年以降で、英語で、米国で出版されており、インプット・仲介物・アウトカムの、チームのパフォーマンスもしくは学校内問題解決チームへの影響について実証研究を行っているものに絞った。インプットとはチームの構成員や構成員の能力やスキル、管理職のサポートなどを指し、仲介物は、チーム構成員間での信頼感や一体感、問題解決チームについての知識や理解、コミュニケーションやコーディネーション等を指す。アウトカムは内的指標（どの程度問題解決過程にのっとって行い、効果的な協働とコミュニケーション方法を用いることができたか）と外的指標（生徒にもたらされた結果）からなる。最終的に29の論文を精査した。その結果、チームに関する文献はたくさんあるが、チームがいかに教員、生徒のあるいはシステムレベルのアウトカムを生み出したかについての情報はあまり得られなかった。

彼らのレビュー結果からは、チームのサイズも構成員も継続性もまちまちで、管理職や組織的なサポートが得られないこともあることが分かっ

た。また、教員らはチームについて否定的な態度や考えを持つことがあり、それがチームの活用やチームへの参加を妨げるということも分かった。レビューした研究の中には、教員の問題解決チームへの態度が変わると、そのチームの支援を得られる生徒が増え、多くが介入目標を達成するなどの結果を示したものもあった。しかし、問題解決過程を実施するためのトレーニングは可能だが、それを続けることが困難であることがわかり、継続的なサポートの必要性を示していた。

チームが効果的に機能するためには、チームで課題に取り組むことやチームワークに関するトレーニングも必要である。しかし、多くの教育者たちはチームワークに関するトレーニングは受けておらず、したがってチームワークのスキルを持ち合わせていないのかもしれないということが示された。だが、生徒のパフォーマンスなど重要な結果と結び付けられるチームのプロセスやチームのパフォーマンスに関するデータが乏しい。

結論として著者らは、インプット、仲介物、アウトカムが生徒や先生のパフォーマンスと結び付けられるようにならないと、学校内で問題解決チームへの支援を受けることは今後も難しいままであろうと指摘していた。

Sims et al. (2022) は、先行研究で、2003年段階で全米22州で特別支援教育を考慮する前に照会前介入チームプロセスを使うことが義務化されており、2004年からはそれが全米で正式に支持されたにもかかわらず、そのチーム実践を行うためのトレーニングはほとんどなされていないということを確認している。また、学校内問題解決チームの手続き上の忠実性（効果が実証されたモデルに忠実に実行されているか）に関する研究もあまり行われていないことを確認している。そこでSimsらは、ある州の学校教職員に対し、学校内問題解決チームがどのぐらい広まっているか、その過程や手続き、構成員、ターゲットを当てた結果について教職員がどう見ているかを調べるアンケート調査を行った。メールで回答を依頼し、3233件の回答を得た。回答者の55%が自分の学校に問題解決過程を採るチームがあると回答していたが、大半の者が、チーム過程として、証拠に基づく実践ではなく懲罰的もしくは排他的な実践

をしていた。著者らによると、これは州や国の教育局・教育委員会から明確な実施ガイダンスが提供されていないことを反映しているようである。結論として、Sims らは、政策立案者や教育関係の重要ポストにいる人が、学校内問題解決チームの実施について推奨すべきベストプラクティスを示し、もっと明確なガイダンスを提供すべきであることを提言し、また、科学的根拠に基づいた学校内問題解決チームの過程や手続きやターゲットを当てたアウトカムに関する様々な形態についてガイダンスを提供すれば、チームの効力を高め、児童生徒や家族にサービスを提供するために学校がもっと一致団結できるようになるであろうことを示唆した。

なお、Sims らは学校心理学領域の研究者であり、学校心理士は問題解決過程の各ステップや、間接的支援について専門的訓練を受けているのだから、もっと校内問題解決チームで学校心理士を活用すべきだと主張していた。

以上のように、研究のなさや、トレーニングの不十分さが指摘されているが、Horner (n.d.) は、問題解決チームに関する研修を実施しており、その研修用スライドの中で、Team Implemented Problem Solving (TIPS) の効果に関するエビデンスを示した論文を15本紹介している。また、TIPS 忠実度チェックリストというものを示し、チームの構造と問題解決過程の双方についてモデルに沿って実行できるかを確認できることを示している。このチェックリストは進捗モニタリングツールで、チームとチームのコーチが、“ベストプラクティス会議の基盤”を計画し、実施し、継続するため、そして問題解決と意思決定を行うためにデータを用いることを促進する。

訓練を受けた学校ではチームの構造と問題解決過程の両方で TIPS をより完全な形で実施することができるようになったという結果を示している。また、学習面および行動面の両方で生徒のアウトカムにも改善がみられたことを示している。

5 学校を拠点としたラップアラウンドサービス

最後に学校を拠点としたラップアラウンドサービスについて触れておきたい。ラップアラウンドとは、強みとニーズを基盤とした、家族を中心と

したチーム及び計画を指す。学校で行うラップアラウンドサービスは、それに携わる大人たちの間で共通理解が得られない時、また子どもと家族のニーズが高くて、子どもの行動への働きかけだけでは対応しきれない時に、意味のあるプロセスとなる (Capio et al. 2016)。Capio らは、ラップアラウンドの10の原則を示している：①家族の声と選択を尊重すること、②チームでの意思決定、③自然な支援、④協働的なチーム作り、⑤コミュニティでの介入、⑥文化に対応した計画と介入の実施、⑦個別化した戦略、⑧ストレングスを基盤とした介入、⑨無条件のケア、⑩結果に基づいた過程と進捗モニタリング。

また、Capio らの示すラップアラウンドは4つのフェーズ（エンゲージメント、初期計画作成、実施、移行期）からなる。紙面の制約上、エンゲージメントのフェーズの内容のみ提示する。このフェーズでは、家族と信頼関係を形成し、家族が情報に基づいた意思決定をできるようにプロセスを伝え、個人や家族の強みやニーズ、文化を調べ、家族の主要なニーズを明らかにする。また、プロセスを通して家族を支援するチームメンバーを決め、初回会議のために準備を整える。

学校で行うラップアラウンドサービスは多層支援モデル (Rtl) の枠組みの中で行われる (Eber, 2008)。Eber によると、ラップアラウンドは、それ単独ではなく、第1層の予防的支援、第2層の小集団での支援に加えて行われる。ラップアラウンドを必要とする若者は多くの場合、予測可能な（期待される行動が示されている）環境で、明確で（期待される行動を直接教示される）、ストレングス基盤で、安全で、高レベルの合図（教え直し）があるときによく反応する。

また、問題解決モデルの枠組みでデータを積極的に活用することが、全校で取り組むポジティブ行動支援 (School-Wide Positive Behavior Support: SWPBS) における原則である^{注3)}。ラップアラウンドを含む SWPBS は、生徒の良い変化を促進するためにデータの活用を求める。

さらに、イリノイ州のプログラム評価のデータによると、フィデリティ測定済みの（効果が実証されているモデルに忠実な）SWPBS を第1層で実施している学校は、そうでない学校に比べて、

ラップアラウンドを含む個別介入を実施する傾向がある。そのことは、SWPBS の実践が良いラップアラウンドの計画を立てやすくするような学校環境を作り出すということを示している (Eber, 2008)。

V 日本の校内ケース会議への示唆

筆者は、過去12年間、スクールソーシャルワーカーらへの研修や、学校現場でのケース会議において問題解決アプローチを用いたケース会議を行ってきた。その中で、米国においても議論となり、また課題となっている事柄に直面した経験が少なからずある。すなわち、①「問題解決型会議は生徒個人の“問題”に焦点を当てるからよくない」という批判 (II-5) や②実践者がモデル通りに問題解決型ケース会議を行わず、意義ある会議にできていないという問題である (IV-4)。また、③日本のスクールソーシャルワークのテキストやガイドブック等に掲載されているケース会議の例に書かれている目標が、子ども本人についてのアウトカム (良い変化や成長) ではなく、「相談機関につなげる」など支援者側の行為であることが少なくないことへ違和感を抱いていた。これらは筆者が抱えてきた違和感や感じた課題などのごく一部であるが、問題解決モデル/アプローチを理解することで、そういった内容一つ一つに答えが見いだされる。

1 問題解決アプローチを用いたケース会議を用いる意義

本研究では、問題解決アプローチではクライアントから提示された問題を扱い、クライアント自身が「～でありたい」と願う現実的ニードを基本に目標に接近していくことが確認された。また、問題解決過程にエコロジカル視点やストレングス視点を取り入れることや、ホリスティックなアセスメントが可能であること、その過程で本人や家族のアセットも見えてくること、また、問題解決過程はエンパワメントの過程となり得ることが確認された。上記①の批判に関しては、問題解決型会議で「問題」に焦点を当てるのが問題なのではなく、本人不在で本人の意向を確認せずケース

会議を行うのが当たり前となっている状況こそ改善すべきと言えよう。米国の学校内問題解決チームでは、保護者はチームの一員であり、会議においては、可能な限り子ども本人も参加できるようにしている (馬場 2013; Capio et al. 2016)。だが、日本の校内ケース会議で保護者や子ども本人が参加することはほとんどない。

日本の教員らから「会議をしても何も決まらない」「学校でできることが見つからず、無力感に陥る」といった声を聴くことも珍しくない。「背景要因を考えることが大切だ」と言い、家庭や保護者の問題点を長々と話してしまうとそのような事態が生じる。校内ケース会議では、家族ではなく児童生徒本人の抱える問題に焦点を当てなければならぬ。また、問題解決アプローチの特徴の一つは問題の細分化である。一度に多くの課題を扱おうとせず、問題を小分けにし、「できた」経験の積み重ねることで目標の達成へとつながる。

問題解決アプローチでは、それぞれのフェーズ/段階ですべきことが明確に決まっている。また、最初に扱うべき問題を定め、そこから話を進めていくため、モデルに忠実に会議を進めれば、極めて効率的に会議を進められる。Simons & Aigner (1985) を見れば、40年も前にすでに校内ケース会議 (支援計画作成) を効率的かつ効果的に行うためのポイントは明らかになっていたことがわかる。

日本のSSWは関係機関とつなぐことや環境調整が強調されている印象がある。また、家庭へのアプローチも期待される。学校内で個別あるいは集団を対象にソーシャル・スキルズ・トレーニング (SST) などを実施することの多い米国のSSWerに比べて日本のSSWerは、ラップアラウンドを意識した会議や取り組みをすることを望まれる機会が多いかもしれない。ラップアラウンドでも問題解決アプローチを用いる。ラップアラウンドでは、「問題」ではなく「ニーズ」という用語を用いている (Eber 2008)。用いる言葉は違えども、ターゲットを明確にし、具体的な目標を設定しデータを収集、評価をするという過程には変わらない。また、ラップアラウンド (家庭や地域との協働) をする場合でも、RtI では学校全体への予防的取り組み (第1層) や小集団への取り組

み（第2層）も行う。個別対応だけに固執しない取り組みも同時に行っていく必要がある。

2 モデルに忠実に問題解決アプローチを使用すること、またそのための訓練の必要性

Rosenfield et al. (2018) や Sims et al. (2022) では、トレーニングが不十分で、モデルに忠実に学校内問題解決チームを運営することができていないことについての問題提起がされた。一方で、Horner (n.d.) および Horner et al. (2018) からは、トレーニングを受けた学校ではチームの構造と問題解決過程の両方でモデルに忠実な実践をできるようになり、生徒のアウトカムにも改善がみられたことを示していた。

日本でも SSWer や教員らを対象としたケース会議のトレーニングを行うことが重要である。また、研修は一度やって終わりではなく、継続的にする必要がある。単に手順だけを学びその背景理論を知らなければ、だんだんと自己流に流れていき、気づいたら元のモデルとはまるで異なることをやっているということが生じるかもしれない。Sims et al. (2022) で、問題解決チーム会議として、懲罰的・排他的な実践をしていた教員が少なからずいたのは、そういったことも影響しているだろう。Horner が同僚と共に提示している TIPS 忠実度チェックリスト (Todd et al. 2014) のようなものを継続的に活用することで、会議の質を向上させることができると考えられる。

3 説明責任を果たすことのできる支援を行うための会議と効果評価の必要性

本研究では、米国でも学校内問題解決チームによる児童生徒へのアウトカムについての研究はあまりなされていないことが分かった。Horner (n.d.) は効果に関するエビデンスを示した研究論文を 15 本提示しているが、その全てに Horner 自身が関わっており、共著者はオレゴン大学とノースカロライナ大学の研究者であった。つまり、ごく一部の地域でのアウトカム評価が確認できたに過ぎない。

チーム会議の運営方法と用いた介入方法のどちらがどの程度児童生徒のアウトカムに影響を与えたのかを明らかにすることは容易でない。しか

し、そもそも評価の実施を前提にデータを収集しなければ何のエビデンスも得られない。児童生徒への支援に際し、まずは評価を可能とするような問題の定義づけと目標設定が、また支援が始まったら進捗確認が必要である。

ソーシャルワーカーには説明責任が求められる。倫理上適切で根拠のある実践を行うためにはデータを用いた意思決定と実践評価が必要である (馬場 2020)。全てのエビデンスが数字で表せるものではないが、それでも、何らかの尺度で測り数値化されたデータに基づいて意思決定と評価を行えば、関係者間での共通理解が促進されるだろう。児童生徒本人にもわかりやすいはずだ。それゆえ、IV-3 で取り上げた機能的行動アセスメントは有用と考える。また、実践評価は結果だけでなく過程も確認する必要がある (馬場 2020)。どのように進捗確認をするのか、モニタリングの方法と記録手段を持たなければならない。決まったフォーマットがあることでそれが容易になるだろう。

問題解決アプローチを用いたケース会議が児童生徒のアウトカムにつながったかどうかを調べることは容易でなくとも、Rosenfield & Benishek (2018) が言うところの内的指標 (どの程度問題解決過程に沿って行い、効果的な協働とコミュニケーション方法を用いることができたか) を得ることからでも始めるべきである。それすら存在しないのが日本の現状だ。

VI おわりに

本稿では、パルマンに始まる問題解決アプローチの展開および米国の学校現場でのそれらの活用、また、学校内問題解決チーム会議についてレビューした。レビューするテキストは図書館で入手可能もしくはオンラインで購入可能で、近年出版されたものは版を重ね多くの読者がいると推察されるものを選んだ。効果評価に関する文献の検索もシステムティックなものであったとはいえない。それらが本研究の弱点である。

ソーシャルワークのテキストの中には、*problem-solving* という用語が全く出てこない、巻末索引にその語がないものもある (例: Gasker,

2019; Cox et al., 2019) し、米国でも全てのジェネラリストソーシャルワーカーが問題解決アプローチに賛同し、それを用いているわけではなからう。それでも今回のレビューによって、日本のソーシャルワーク/SSW 領域において欠落していた問題解決アプローチに関する研究にわずかにでも貢献できたのであれば幸いである。

文献リスト

- Allen-Mears, P., Washington, R. O., & Welsh, B. L. 3rd eds. (2000). *Social Work Services in Schools*. Allyn & Bacon.
- Atkins-Burnett, S. (2007). Children with disabilities. In Allen-Mears, P. 5th ed. *Social Work Services in Schools*. Pearson Education. 182-221.
- 馬場幸子 (2013) 『学校現場で役立つ「問題解決型ケース会議」活用ハンドブック』 明石書店
- 馬場幸子 (2020) 『スクールソーシャルワーク実践スタンダード -実践の質を保証するためのガイドライン-』 明石書店
- Bolton, K.W., Hall, J. C., & Lehmann, P. 4th eds. (2021) *Theoretical perspectives for direct social work practice: A generalist-eclectic approach*. Springer.
- Capio, M., Swanlund, L., & Kelly, M S. (2016). School social workers and the prereferral process: Problem-solving teams and data-driven decision making. In Massat, C. R., Kelly, M. S., & Constabe, R. 8th eds. *School Social Work: Practice, Policy, and Research*. Oxford University Press. 239-268.
- ちよんせいこ (2010) 元気になる会議：ホワイトボードミーティングのすすめ方 解放出版社
- Clark, J. P. & Tilly III, W. D. (2010). The evolution of Response to Intervention. In Clark, J. P., & Michelle, E. A. eds. *Response to Intervention: A guide for school social workers*. Oxford University Press. 3-18.
- Coady, N. & Lehmann 3rd eds. (2016) *Theoretical perspectives for direct social work practice: A generalist-eclectic approach*.
- The Colorado Department of Education (2008). *Response to Intervention (RtI) A Practitioner's Guide To Implementation*. <https://www.cde.state.co.us/sites/default/files/documents/rti/downloads/pdf/rtiguide.pdf> 最終確認 2023年1月10日
- Cox, L. E., Tice, C. J. & Long, D. D. (2019). *Introduction to Social Work: An advocacy-based profession*. SAGE.
- Durlak, J. A., Domitrovich, C. E., Weissberg, R. P. & Gullotta, T. P. (2015). *Handbook of Social and Emotional Learning: Research and Practice*. The Guilford Press.
- Eber, L. (2008). *Wraparound: A key component of School-Wide Systems of Positive Behavior Supports*. The Resource Guide to Wraparound. National Wraparound Initiative.
- Gasker, J. (2019) *Generalist Social Work Practice*. SAGE
- Graden, J. L., Stollar, S. A. & Poth, R. L. (2007). *The Ohio Integrated Systems Model: Overview and lessons learned*. In Jimerson, S. R., Burns M. K., & VanDerHeyden, A. M. eds. *Handbook of Response to Intervention: The science and practice of assessment and intervention*. Springer. 288-299.
- Gresham, F. M. (2007). Evolution of the Response-to-Intervention Concept: Empirical foundations and recent development. In Jimerson, S. R., Burns, M. K. & VanDerHeyden, A. M. eds. *Handbook of Response to Intervention: The science and practice of assessment and intervention*. Springer. 10-24.
- Harris, M. B., Powell, T., Franklin, C., & Montgomery, K. L. (2015) The design of social work services: Addressing student needs. In Allen-Mears, P. 7th ed. *Social Work Services in Schools*. Pearson. 90-108.
- 羽山裕子 (2019) 「1980～90年代アメリカ合衆国の学校教育における多層的な介入システムに関する検討：アイオワ州ハートランド地域教育局の問題解決アプローチに注目して」『滋賀大学教育学部紀要』 69 175-188, 2020-02-28
- Horner, R. (n.d.) *Team Implemented Problem-Solving (TIPS)*. <https://www.marinschools.org/cms/lib/CA01001323/Centricity/Domain/133/Team%20Implemented%20Problem%20Solving%20Tips.pdf> 最終確認 2022年12月25日
- Horner, R., Newton, J. S., Todd, A. W., Algozzine, B., Algozzine, K., Cusumano, D., & Preston, A. (2018). A randomized waitlist controlled analysis of Team-Initiated Problem Solving Professional Development and Use. *Behavior Disorders* 43(4) 444-456.
- 福岡市発達教育センター (2013) 『ケース会議マニュアル』
- 石隈利紀・田村節子 (2018) 石隈・田村式援助シートによる新版 チーム援助入門 図書文化社
- 金澤ますみ (2016) 「メゾ実践の展開過程③ケース会議の展開」山野則子・野田正人・半羽利美佳編著 『よくわかるスクールソーシャルワーク第2版』 ミネルヴァ書房 124-125.
- 川村隆彦 (2011) 『ソーシャルワーカーの力量を高める

理論・アプローチ』中央法規

- Kopels, S. Rich, M., & Massat, C. R. (2016). Educational Mandates for Children with Disabilities: School policies, case law, and the school social worker. In Massat, C. R., Kelly, M. & Constable, R. T. 8th eds. *School Social Work: Practice, policy, and research*. Lyceum Books Inc.: Chicago 157-174.
- Massat, C. R., Kelly, M. & Constable, R. T. 8th eds. (2016) *School Social Work: Practice, policy, and research*. Lyceum Books Inc.: Chicago
- McMaster, K. L. & Wagner, D. (2007). Monitoring response to general education instruction. In Jimerson, S. R., Burns, M. K. & VanDerHeyden, M. K. eds. *Handbook of Response to Intervention: The science and practice of assessment and intervention*. Springer. 223-233.
- 実政修・竹林地毅 (2018) 「ファシリテーションを活かした特別支援教育コーディネーターの実践—行内の特別支援教育に関する委員会 (ケース会議), 相談・犬種活動の実践から—」『特別支援教育実践センター研究紀要』第 16 号 25-35.
- 日本福祉介護情報学会編『福祉・介護の情報学: 生活支援のための問題解決アプローチ』オーム社, 2009. 12
- 野野緑 (2012) 「9 章スクールソーシャルワークの支援方法 メゾレベル」(第 1 節学校内の支援ケース会議) 山下英三郎・内田宏明・牧野晶哲 (編著)『新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にすえた理論と実践』学苑社 pp.171-178.
- 庭山和貴 (2020) 「学校規模ポジティブ行動支援 (SWPBS) とは何か?—教育システムに対する行動分析学的アプローチの適用—」『行動分析学研究』34(2), 178-197
- 野尻紀恵 (2022) 「第 3 章 SSW の個別支援の実際」金澤ますみ・奥村賢一・郭理恵・野尻紀恵編著『三訂版スクールソーシャルワーク実務テキスト』学而出版 76-86
- パールマン, H. H./松本武子訳 (1978)『ソーシャルワーク』全国社会福祉協議会
- Rosenfield, S., Benishek, L. E., Newell, M. & Zwolski Jr., S. (2018) Evaluating Problem-Solving Teams in K-12 Schools: Do they work? *American Psychologist*. Vol. 73, No.4, 407-419.
- 佐藤節子 (2012) 「学校における効果的なケース会議の在り方について: 『ホワイトボード教育相談』の試み」『山形大学大学院教育実践研究科年報』3、23-30.
- 清水貞夫 (2008) 「『教育介入に対する応答 (RTI)』と学力底上げ政策——合衆国における LD 判定方法に関する議論と『落ちこぼし防止法』」『障害者問題研究』36(1), 66-74.
- 社会福祉士養成講座編集委員会 (2018) 『8 相談援助の理論と方法』中央法規
- Simons, R. L. & Aigner, S. M. (1985) *Practice Principles: A problem-solving approach to social work*. Macmillan Publishing Company.
- Sims, W. A., King, K. R., Wicof, M., Mancracchia, N., Womack, T, Anazagasty, J. M. (2022) School-Based Problem-Solving Teams: Educator Reported Implementation Trends and Outcomes. *Contemporary School Psychology*. <https://doi.org/10.1007/s40688-021-00405-1>
- ブランディ・シモンセン, ダイアン・マイヤーズ著; 有門秀記 [ほか] 訳『ポジティブ生徒指導・予防的学級経営ガイドブック: いじめ、不登校、学級崩壊を予防する問題解決アプローチ』明石書店, 2020. 6
- 白沢政和 (1978) 「1960 年代以降のケースワーク諸理論の変遷とその考察—2—問題解決モデルを中心にして」『大阪市立大学生生活科学部紀要』(26), p 237-254.
- 杉本照子 (1986) 「II 伝統的なケースワーク論—臨床ケースワークの先達—」武田健・荒川義子『臨床ケースワーク: クライアント援助の理論と方法』川島書店
- 玉木千賀子「問題解決アプローチの支援枠組みに関する考察: 個人の尊厳というソーシャルワークの視点から」沖縄大学人文学部紀要 18 91-98, 2016-03-07
- Timberlake, E. M., Zajicek-Farber, M. L., Sabatino, C. A. 5th eds. (2008). *Generalist Social Work Practice: A strengths-based problem-solving approach*.
- 戸塚法子 (2005) 「第 3 章 問題解決アプローチ」『ソーシャル枠の実践モデル—心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店 33-52.
- Turner, F. J. 4th ed. (1996). *Social Work Treatment: Interlocking theoretical approaches*.
- Turner, J. & Jaco, R. M. (1996) Problem-Solving theory and social work treatment in Turner, F. J. 4th ed. *Social Work Treatment: Interlocking theoretical approaches*. The Free Press. 503-522.
- Todd, A. W., Newton, J. S., Horner, R. H., Algozzine, K., & Algozzine, B. (2014). TIPS II Training Manual: TIPS Fidelity Checklist. <https://assets.website-files.com>

/5d3725188825e071f1670246/5d702a94884d46bd5462

8aeb_a1_h2_tipsfidelitychecklist-2.pdf. 2022. 11. 30

鶴飼孝導 (2008) 「スクールソーシャルワーカーの導入
—教育と福祉の連携の必要性」『立法と調査』
279, 59-68.

山田寛邦 (2016) 「学校における組織開発 (OD) が教
職員に与える影響の過程の探求: 問題解決アプ
ローチとポジティブアプローチに基づいた実践研
究」東京大学

注 1) 主に Neus et al. (20013) を引用しつつ、問題解
決モデルの概念及び実践上での広がりについて述

べていた。それらを 3 つのフェーズに分けて説明
している。1 つ目が Social Problem-Solving、2 つ目
が Social Problem-Solving と神経発達、3 つ目が
Emotion-Centered Problem-Solving Therapy である。
ここでは詳細は割愛する。

注 2) 翻訳本では事前照会とされているが、pre-referral
process の訳であり、「照会前」が正しいと思われ
る。

注 3) 詳細は以下を参照のこと。庭山和貴 (2020) 「学
校規模ポジティブ行動支援 (SWPBS) とは何か?
—教育システムに対する行動分析的アプローチ
の適用」『行動分析学研究』34(2) 178-197.

The meaningfulness of utilizing the problem-solving approach to school-based case conferences:
Implications from school-based problem-solving team meetings in the U.S.

Sachiko Bamba*

ABSTRACT

School-based team meetings have not been constantly occurred, and quite a few school social workers are not able to use school-based team meetings effectively in Japan. Problem-solving approach has been used in generalist social work in the U.S. like a matter of course, while there have been little research conducted in Japan on the problem solving approach in social work. For these reasons, I reviewed literature published in the U.S. on the problem-solving approach, focusing on school-based problem-solving team meetings. Implications are that the problem-solving process can serve as empowerment process, that meetings can be conducted efficiently and effectively if the team meetings are conducted with fidelity, that trainings are necessary for members to achieve the fidelity, and that Tools and tips for data gathering and utilization of the data need to be developed for the purpose of meeting accountability of the services provided.

Key words: School Social Work, Problem-solving approach, School-based team meetings

* Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

セルフヘルプグループの立ち上げと 継続における支援者のポジショニング

—支援者とメンバーの認識からの考察—

橋 本 直 子*

要約：

本研究では統合失調症者を中心とした SHG である SA の立ち上げと継続における支援者の関わりを 3 グループの支援者とグループメンバーの認識から探索し、支援者のポジショニングについて考察した。支援者は「先導者のポジションどり」をしたが、それは同時にグループの支援者ポジションから外れる準備でもあり、グループ立ち上がり早期に「支援をしない支援者ポジション」に移行した。支援をしない支援者のポジションどりは、支援者が強く意図しメンバーにも伝えていたが、そのポジションどりにメンバーとの齟齬をきたすこともあった。結果的には、個々の支援で培われていた信頼関係に支えられ、支援者のポジションどりは SHG の経験とともに理解され、グループの自立と継続へとつながっていた。今回調査した SA グループの立ち上がりと継続において、SHG の特性を十分に理解し、それまでの関係性と初期から先を見据えたポジショニングをとる支援者の存在は重要であったと考える。

キーワード：セルフヘルプグループ、SA (Schizophrenics Anonymous)、支援者のポジショニング

1 研究の背景

近年、当事者活動が様々な形で広がり、精神障がい者のリカバリーに貢献している。その一つであるセルフヘルプグループ（以下、SHG）はリカバリーにおいて非常に重要な資源であるが、一部の疾患や特定の地域を除き、活発に活動しているとは言い難く、特に、自己変革を目的とした SHG は継続の困難さがともなう。そうした自己変革を目的としたグループの 1 つに SA (Schizophrenics Anonymous) がある¹⁾。SA は 1985 年にミシガン州において統合失調症の女性によって開始され、その後 MHAM (Mental Health Association of Michigan) とのパートナーシップのもとグループが展開されていった (Salem 2010)²⁾。日本では 2000 年に浦河「べてるの家」でミーティングが始まり、苫小牧や札幌で SA グループがつけられ (橋本 2016)、関西では 2008 年に筆者らが支援した大阪 SA (以下、OSA) が活動を開始し

た (橋本 2013)。その後、関西で新たな SA グループが誕生し、活動が数年継続している。

アメリカの SA は MHAM とのパートナーシップのもとミシガンからアメリカ各地にグループが広がっていったが (Salem 2010)、日本の SA では、そのような動きは見られない。こうした現状には、SA が自己変革を目的とする集まりであるという理由以外にも、統合失調症圏の人々にとっては障害の特性から当事者だけでグループを立ち上げ運営を続けていくということ自体がアディクション問題や他の精神疾患、障害のある人々以上にハードルの高い行為であることが考えられる。また、地域に生活支援や就労支援を基盤とする居場所や相談場所がつけられ、ピア活動や専門職との協働が様々な形で展開されるようになり、当事者のリカバリープロセスをサポートする仕組みが充分とは言えないまでも整ってきた状況において、支援者そして当事者もそこまで SHG に対するニーズを見出せないといったことがあるのかもしれない。そうした中、関西のこれらの SA グ

* 関西学院大学人間福祉学部准教授

ループは地域性や設立背景は異なるが、専門職の支援のもとグループが立ち上がり SHG として活動を続けている。そこで、本研究では、SHG としてまた SA として自立し活動を継続することに支援者のどのようなかわりがグループに影響を与えたのかを明らかにし、SHG における支援について考察したいと考えた。

2 本研究の関心と目的

(1) SHG と専門職との関係

SHG のはじまりの1つといわれている AA (Alcoholics Anonymous) は、アルコール依存症であった2人が体験を分かち合うという出会いから始まった。AA は当事者同士の体験の分かち合いとフェロウシップが活動の核であり、当事者自身によって運営されるということがその本質である。その後、様々な疾患、障害、生活の困難を抱えた人々の SHG が誕生し、各々の目的や課題解決にそった多様な活動形態がかたちづくられてきた。そうした中 SHG をどのように定義づけるか、専門職と SHG との関係(専門職のかかわり)をどの程度認めるのかということにおいては過去から議論されている重要なテーマであるが、日本でもこの20数年、ピア活動やピアと専門職との協働が進展してきたこともあり、益々様には論じられない現状となっている。

専門職は SHG という存在によって、医療や心理や福祉といった専門性に拠った援助の限界を知り、専門的知識と並ぶ体験的知識(Borkman 1976)の豊かさや有用性や仲間同士の相互援助が当事者のリカバリーに大きく貢献するという事に気づかされ、専門職が見出せていなかった当事者のもつ力を信じ喚起していくこと、そしてその環境を整えていくことの重要性を認識してきた。それゆえ、SHG にどう関わるのかという課題において、つまり専門職の役割は何か、関わることにおけるリスクについてこれまでも言及されてきた(岡 1986; 岩田 1994; 松田 1995; 岩間 2000; 岡&Borkman 2011)。アディクション関連の SHG ではその原点ともいえる AA をモデルとした様々な12ステップグループが存在するが、回復の指針としての「12のステップ」とグループ初

期の経験を踏まえつくられた運営の指針ともいえる「12の伝統」に拠って専門職との関係についてもその原則にそって活動が続けられ、当事者によるリカバリー文化が脈々と継承されている。そこで、様々な SHG のあり様において、SHG の原点といえる AA をモデルとしてつくられた統合失調症圏の人々のグループに支援者がどのように関与したのかそのプロセスを詳細に理解することで、こうした SHG における専門職の支援のあり方を今一度確認したいと考えた。

(2) ミシガン州における SA の発展と専門職との関係

SA は AA をモデルにつくられており、AA の基盤である「12のステップ」と「12の伝統」は、統合失調症を中心とした人々向けに「6ステップ」と「原理原則」という形にアレンジされ、個々人のリカバリーを目指すグループとなっていることが特徴である。

前述したようにアメリカの SA は MHAM との協力関係において発展してきたが、このパートナーシップの進展が SA と MHAM にどのような影響を及ぼしたかについて、Salem らは SA の開始から14年間にわたるデータ収集を基に質的及び量的方法を用いた詳細な事例研究をおこない、SHG³⁾と専門職のパートナーシップのリスク管理について議論している(Salem ら 2010)。この研究は、個々の専門家の関与と SHG の相互作用に焦点をあて分析された研究ではなく、SHG と専門的に運営される組織の間における広範な協働的なパートナーシップについて制度的理論と資源依存理論⁴⁾に基づき分析されたものであるが、そこで明らかになったことは専門職とのパートナーシップは SA に意図しない変化を及ぼしていたということであった。具体的には、非公式での支援関係(ミーティング場にオフィスの一室を提供したりパンフレット書きを手伝ったり、印刷代を負担するといった広報活動に関する)が正式なパートナーシップに基づき展開されるようになると、ミシガン州での SA へのアクセスは向上し、多くの新たなグループが創られ、グループの立ち上げ方に変化が起きていたのである。新たなグループは精神保健サービスの場においてつくられるように

なり、専門職が指導するグループが増加していた。そして、専門家主導のグループは当事者主導でつくられたグループよりも生存率が有意に低くなっていた。また、一方で、SAはMHAMのスタッフがより関与することで組織としての安定性や一貫性がもたらされていた。これはリーダーたちの落胆や燃え尽き感の乗り越えに役立ち、運営の事務的負担を軽減させることになったが、同時に当事者リーダーになる機会や個人に与えられたミッションに対して主体性を持ち取り組む姿勢やマインド、そして組織の機能に対するメンバーのコントロールが失われていくことにつながっていた。

パートナーシップを形成する上で、関係者はその潜在的风险を認識し「SAが独立した地位を保ち、MHAMのプログラムの1つにならないこと」「創設者とリーダーはプログラム上（構成や内容）の決定を行うこと」を決めていたにもかかわらず、新たなグループの開発において負担を感じ始めていたメンバーを解放するために、グループ開発の責任をMHAMが引き受けるという役割をとったのだが、結果的に両者が予期せぬ形でそのことがグループを大きく変化させていた。これについてSalemらは組織の拡大とそれに伴う資金調達と運営に迫られていく中で、組織構造が官僚的制度的に移行し、SAにおける重要な相互援助という特徴を大きく変化させたと捉えている。

この報告は、専門職の関与が精神障がいのある人々のSHGに与える影響のリスクの大きさを改めて示したといえる。調査では専門職主導で始まったグループ（専門職の関与度合の詳細までは確認できない）の多くが開始3年までに閉じられていたことから、本研究で対象としたグループが専門職である支援者からどのような関与を受けながら3年以上SHGとして生き延びているのかに関心を持った。

(3) 本研究の目的

以上のような関心から本研究では、SAグループの支援者の関わりのプロセスを支援者と参加メンバーの認識から明らかにし、SAグループの立ち上げと継続状況に関して影響を与えた支援者のポジショニングについて探索することを目的とし

た。なお、本研究でのポジショニングとは「専門職としてSHGにかかわる立ち位置とかかわり方の位置どり」とする。

3 方法

(1) 対象と研究方法

本研究では関西地域の3つのSAとその内2つのグループの支援者の2名とした。これらのグループを対象としたのは筆者によって開始3年以上継続していたこと、設立にあたり支援者のかかわりが確認されていたことが理由である。

前項で述べた関心と目的のとおりこの研究は限定的なグループとその個別なグループプロセスに焦点をあてることから事例研究を用いた。

(2) 調査手続きと倫理的配慮

対象グループと支援者に連絡をとり、調査依頼文を送付した。調査当日に、口頭と文章で調査の趣旨および実施方法、結果の発表、個人情報の扱いなどについての説明を行い、書面において参加の同意をえた。なお、本研究は福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会の承認（第2019033号）を受けて実施した。

(3) インタビューの実施

1) 実施期間と場所

2019年12月～2月の間に、グループA、Bは各々の支援者の所属機関の一室をかりて、グループCは筆者の研究室で実施した。

2) インタビュー方法

支援者には個別インタビューを行った。グループメンバーは単独でのインタビューより馴染みのあるメンバーと同席でのインタビューの方がより安心感を持ってインタビューに応じられると考えグループインタビューを実施した。インタビューは半構造化面接で行った。インタビューガイドにそって、グループには、SAの活動の経過と現状、「SAの創設」と「SAの継続」段階で支援者がどのようにかかわっていたのか、支援者に求めるものは何かなどを中心に話をしてもらった。支援者には同様の段階でグループにどのようなかかわりをしてきたか、何を心がけていたのか、支援

者からみるグループの課題などについて話をしてもらった。

3) 参加者

メンバーは体調変化もあることを配慮し、インタビュー当日に参加可能なメンバーから協力をえた。グループ A が 5 名、B が 3 名、C が 1 名であった。主たる診断名は統合失調症、年齢は 30 代後半～60 代、通院歴 11 年～30 年であった。支援者 A、B はともに精神保健福祉士で、A は 50 代、支援者歴 34 年、B は 40 代で支援者歴 18 年であった。

(4) データの分析

インタビュー時間は支援者 A が 1 時間 17 分、グループ A が 1 時間 48 分、支援者 B が 1 時間 31 分、グループ B が 1 時間 38 分、グループ C が 1 時間 1 分であった。

録音データは全て逐語録におこし内容の分析をおこなった。まずは、各々のグループの開始までの時期と開始後の時期にわけ、事実的な出来事、支援者のかかわりと意図や考えと、その行為や状況にかかわるメンバーの認識に焦点をあて発言データを整理し、支援者のナラティブを中心に全体のプロセスとして解釈を行った。その後、グループ間での比較をおこない、支援者のポジショニングを考察した。

4 結果

以下、グループごとにグループの概要と支援者の経歴、次に【立ち上げの経緯とかかわり】【開始後の経緯とかかわり】に時期を分け、支援者によって語られたグループへのかかわりとそれにまつわる考えや思いを『支援者のストーリー』、グループメンバーによって語られた支援者のかかわりへの考えや思いを『参加メンバーの認知』として記述する。文中の「 」は発言のままである。また、語りの中では、「セルフヘルプグループ (SHG)」は「自助グループ」と語られているので、結果の記述においては、そのまま「自助グループ」(以下、自助 G) とする。

(1) グループ A と支援者 A

グループ A は 2014 年に誕生して、5 年継続中である。開始時のメンバー構成は病院デイケアのメンバーが中心であった。開始当初から月 2 回、19 時から 1 時間半のミーティングを開催している (1 回はオープンミーティングで当事者以外の参加も可能、1 回はクローズミーティングで当事者のみしか参加できない)。運営についてはビジネスミーティングで話し合われ、開始からしばらくは毎回ミーティング前に開催していたが、その後はオープン・スピーカーズ・ミーティングに向けてなど必要時にミーティングとは別に実施している。2016 年からは季刊誌の発行も行っている。また、毎年オープン・スピーカーズ・ミーティングを開催している。コロナの感染拡大で 2020 年は開催を断念したが、2021 年度はかわりに全国から募集した体験談集を作成し発刊した。

支援者 A は就労継続 B 型事業所代表の精神保健福祉士である。医療機関の PSW として 30 年働いた後、現在の事業所を立ち上げた。支援者 A の最初の職場はアルコール専門病院であった。その後 28 年勤務した法人も AL 専門医療を行っており、AL 依存症や家族支援を経験し、依存症の自助 G への理解が深かった。また、20 年近く病棟デイケアを担当し、精神障がい者への心理教育の実践にも早くから取り組んでいた。

【立ち上げの経緯とかかわり】

- ・グループ A が始まる 10 年前に支援者 A の主導で地域の公民館に集まって話をするグループを開始。A が司会、参加者でテーマを決めて話す形式で平均 6～7 名が参加。2 年経過し、司会や運営を参加者皆でやってほしいと任すと、3 ヶ月後にグループが潰れた。
- ・A はデイケアで自助 G やべてるの家などの情報提供を続けた。
- ・A とデイケアメンバー 2 名が自助 G の見学に出かけた。その後、メンバーのみで SA グループの見学に出かけた。
- ・メンバーが SA を立ち上げると決めて数ヶ月の準備を経て SA が立ち上がった。
- ・メンバーが練習として病院のデイケアの場でプレミーティングを何回か行った。

『支援者 A のストーリー』

アルコールのワーカーをしていたので、自助 G の大切さは知っていた。D 医師と精神障がい者の自助 G ができたらとずっと話をしていたので、断酒会や AA のように精神障がい者の自助 G ができればよいと思い、月 2 回夜に地域の公民館に集まり話をするグループを始めた。「うわ、当事者こんな気持ちでおるんか」ということがよくわかり、2 年半の経験は面白かった。潰れた原因は、何のための会、つまりこれを目標にやっというということがはっきりしていなかったということや支援者中心にやっていたということだったと思う。参加者にとっては自分たちのグループという意識は当然なく、病院でやっているグループを少し外でしてみたという感じだったと思う。

「僕はこの経験がやっぱり大きかった」と思っている。自助 G に関しては、支援者が必要なので頑張ろうよというのではなく、やはり当事者が自分たちがグループの必要性を感じたり考えなければ継続していかないと感じて、以降は、あまり自分からは言わないようにした。

一方で、デイケアの中では、将来必要かもしれないねと自助 G やべてるの家のことなどについて話題や情報提供を続けた。ある時から、自分の生き方とか、病気や障害を持ってどう生きていくかというのは病院では教えません、教えられませんという話の中で、「じゃあそのとき何が大切かっていうと、やっぱりそれは仲間や、その、なんや、元気にいきいきと回復している人たちの姿や」とそういう話はよくしていたと思う。昔、アルコールのメンバーがいて断酒会が必要なんだという話も結構あって、「仲間大事なんやで」という話はデイケアでは皆の意識にあったと思っている。

何人かのメンバーから自助 G はどうなのかという話が出てきたので、色々なグループがあるから見学に行こうかと話し、他市で長く自助 G をされている方のところにメンバー 2 名と見学に出かけた。その報告をデイケアの他のメンバーにするなかで、他にも行きたいという話が出てきた。けれど、「もう僕は行かない。自分たちで思うのであれば、SA というグループもあるので見学に行けば」と、そこから見学に付き添わなかつ

た。メンバーは 2 カ所の SA に見学に行き、自分たちは SA がよいと言って、そこから数ヶ月でグループ A を立ち上げた。

「だからあんまり支援はしてないですよ。そのきっかけだけ、じゃあ見学に行こう」という、あとは「自分の力で」、自分たちがやりたいのなら、自分たちが行かないと思っていた。グループができる前は、責任持ってやりなさい、最初の AA がそうであったように 2 人からできるのだから、たとえ 1 人になってもその時間誰かがそこにいるということが大事、誰も来ません、やめましようという話ではあまりにも責任感がないという話しぐらいしか多分していない。

『参加メンバーの認知』

M1：支援者 A に SA があるということを知った。10 数年前に自助 G をするのにメンバーを 5 人選んでくれと言われたが、自助 G なんていらな思保留にしていたが、最終的に仲間が必要と思いだして、メンバーに声をかけてそこから皆ではじめた。入院していた時に、今のメンバーが 2 人面会にきて「待っているで」と言ってくれた時、「待ってくれる人がおるってもすごいええことやな」と感じたのが SA を始めたきっかけだった。苦勞したことは他県のグループに見学に行くのに、電車の中で、腹痛になったり、目眩がしたり悪戦苦闘したことだった。お金もかかるし、それでも和気あいあいと帰ってきて、すごく充実感があって、熟睡できたことも覚えている。「ああこれやなと思った。この充実感を積み重ねていったら回復するんちゃうかな」と思った。

D 先生が精神障がいの自助 G がないのかと A さんに言ったことから事の発端は始まっている。もともと A さんはデイケアの室長だったので、デイケアに通っていた時から、A さんに依存している部分はあったと思う。

M2：デイケアでミーティングのデモとかすると、すぐ A さんに聞きに行ったりしていたけど、A さんが一歩引いて、自分たちでやるようになって、そこからずっと「それぞれが自分たちでという意識を持ってやろう」となったと思う。

M1: Aさんの「しょっぱなの自分たちでせえっ」と言われた言葉がなければ、今のSAはなかった。Aさんがうまいこと突き放してくれたから、僕たち自身が成長できたし、SAも続いていける。そこでAさんが何らかの手を差し伸べていたら僕らの成長はなかった。

【開始後の経緯とかかわり】

- ・2014年7月 グループミーティング開始
- ・開始1年後に無名の統合失調症会を精神疾患の会に変更
- ・開始2年後に季刊誌の発行開始
- ・開始4年後に関西地域のグループに呼びかけ合同でのオープン・スピーカーズ・ミーティングを地元で開催
- ・5周年のオープン・スピーカーズ・ミーティングを開催（周年ごとに開催している）

『支援者Aのストーリー』

「できてからは逆やね。いつ潰れてもいいや」という考えでいる。皆が必要でなくなれば、潰れてもいいし、また誰かが必要なら同じようにすればよいと考えている。

「正直あんまり、逆に言わないっていうか、それが支援なのかなあ」と思っている。自分の考えは言うが、AAはそういう時はこういう形で考えていたみたいよ、乗り切ったみたいよという形で個人としてこうしたほうがいい、ああした方がよいとは言わなかった。

例えば、グループとして体験談を話してお金をもらうことについてどう考えるのか、「お金をもらうことはグループとしてそこに紐つき？」という話はよくしていた。某学会でメンバーとして体験を話す時にもお金のことが出てきて、それはAAはこうだけれど、SAは特に今伝統も何もないので、自分たちで作っていけるから、自分たちでそこを話し合っというと促すと、お金は受け取らなくなった。あと、なぜ人が増えないかということも、昔AAで理屈とか抽象論とかばかり話して、体験談を話さなくなると潰れていたり、少なくなったことがあったかなという話をするにはあった。また、職場にいるメンバーの一人には、「僕が断酒会に行った時も、元気なおっちゃん

とか家族の人がいて、ああ、こんなみんな元気なるんやなっていうなんか希望みたいなんがもらえたけどな」といった自分がAAや断酒会に参加して体験したことを伝えていることが多い。それを伝えて、「じゃあ、みんなでビジネスミーティングやったらそこで話したら」と言う。

その結果については、皆の決めたことなので何も言わない。ただ記録は残していったほうがよいかもしれないと考えている。だから今回（のインタビュー）もお金をいただかないということは自分たちにとって意味があるからそうしたのだろうし、それがたぶん将来の自分たちの伝統や、それが会を続けていくうえで大切なことだったら、「次に続けていくためには記録も大事やね」という話はする。

「自分の考えばかり言ってしまうとグループとして彼らはそうなんやと思ってしまうっていうのはよくない」と思っている。

当然SAとしての独自性というのは出てきてもよいとは思うので、話を聞いて「どっかで違うんじゃないの」と思うこともあるが極力言わないでいる。

ミーティングには「行かんところ、あんま行かんところ」と思っている。それが「たまたま5年行かなかっただけ」である。「最初に自分たちのグループっていうのかな、自分たちの足で立って、自分たちで考えていかないといけない、そういうグループ」ということを自分なりに伝えた。別に行っただろうかどうかわかるわけではないと思うが、「ちょっと距離感が近くなるのは嫌なんかなあ」と思う。自分の中できっちり距離をおかないと自分も口出してしまいそうに思っている。

そこは、あえて意識していることで、だから（この場所をミーティングの）会場に使うにしろお金は取る。普通のビジネスミーティングするのであれば、それは貸さない。「お金はちゃんともらいます」ということで、そこはやはり距離感をもってお付き合いをしている感じかと思う。

SAが自分たちでどういう形になろうか、それは自分たちのグループだから責任もってつぶれようが何しようがよいのだという感覚の中でずっとお付き合いをしているつもりなので、「何か困った時、自分が自助Gと付き合いしてきた体験談を

話する」というぐらいしかできない。「なんかあったら助けてもらえるわとかの感覚になるとあんまり。だから、そうそう助ける必要もないし、そういうグループなんよっていう意識が強かった」と思う。支援してよかったと思うことはない。支援したという意識があんまりない。だから、このインタビューも彼らは「支援者って誰にインタビューすんの」と話していた。でも、彼らが5年色々とおつかりながらもやってきて、存続しているのはよいことかと思う。

OSA やべてるがあったからこそ、彼らも僕を頼らずにやれたのだと思う。だからそういう意味で SA という回復のステップを使ったグループというのは大切なのかと、本当に何もなければどうしてよいかかわからないと思うので、そこは支援者がこうしたらよいとなってしまうと思うが、回復のステップではこういう風な形で進めていけばよいという方向性がある。近くに見本のグループがあったから自分のような形でも彼らは自分たちの力でやってこられたのではないかと思う。

「誰かに、支援者に助けられてやってきましたというより誇れるじゃないですか。何から何まで自分たちの力でやってきましたと。誰の支援も受けずにやってきました」と、そこは僕のよかった点かもしれないと思う。そこは彼らは誇れる部分ではないかと、逆に何も手を出さずにやってきたからこそ、僕たちのグループですと誇れるのはよかったかと思う。

5周年過ぎて正直ここまで続くとは全く思わなかった。一時、危ない時期があったけど、そこは彼らなりの魅力がやはりあって続いたと思うが、それは自分には全然わからない。

回復のステップがないということは、SA ではないと思うのでそこは個人的には大切にしてほしいと思う。SA では回復のステップがあるかぎり、自分たちは、ステップが自分たちの回復にとってどうなのかと常に問い続けながらやるというのがよいのだらうと思う。何年後、SA の伝統とかこれを大切にしたいということができたらよいと思う。

『参加メンバーの認知』

M2: 「A さん、できるだけ SA に、自分からは

関係ないよっていうスタンス、自分から言ってるんですけど、そういいながらもいろいろ手を貸してくれるんですけど、できるだけ SA を自立っていうか、させたい」と思っている。ここを借りる時もお金をとるし、電話番号をかさないとか、コピーはお金を払って持ち出しで、こういう自分たちが運営すること、それが多分続ける、つながるといふ考えだと思う。「最初の内はなあ・？依存しかけた。(M1 & M3: 「うん」)。すごいもう、なんていうか自分たちでやれとしてくれた」ので、それはすごく今につながってると思う。

A さんは前グループを自分が潰したと、自分が入ったことによって、自助 G を汚したじゃないけど、邪魔してしまったと、だからできるだけ離れてみていようとしていると思う。SA がピンチの時に行こうかなと言ったがやはり行かないとなつて、「1 回もミーティングに来ていないけど、それはそれでいいかな」と思う。

M3: 「子育てで学んだ「手を放せ、目を離すな」ということを A さんは心から実行されているのかなと思っている。(M1: 「つかず離れず」)。信頼できる A さんだから、何があっても私たちはついていける、SA でも相談できると思う。

M1: 「突き放してくれていること」は助かっている (M2: 「突き放す、自分たちで運営しないと自助 G の価値が半減すると思うんですよ。自分たちでやってるってことが、僕たちの力になってくる」)。

SA を皆で立ち上げたけど、A さんは、全然、誰一人褒めようとはしなかった。「それがなんでかなって自分で悩んで考えた時に、やっぱりそれも今の力になってるかな。そこで学んだものが、自分で考えることによって、いろんな答えを自分で導き出していく。その力が自分についていく。そういう教え方なんかな」と思った。

M4: 「仲間とかに惹かれますね。仲間意識。」(M3: 「仲間の、仲間への信頼感がありますね」)。

M1: リーダーがいないことはすべてが主役でいれる。すべての人間が主役でいれるから、それ

が持続してる理由ではないかと思う。

M1: Aさんの存在がなければSAをやめてる人もたくさんいるだろうしAさんは支援者として形は出してないが、「Aさんという存在がある以上は、それぞれが成長を遂げていく」と思う。「Aさんに応えたい、Aさんの思いに少しでも何か報いたい、そういう気持ちはみんな一緒ちゃう？」すごく試行錯誤しながら、「自助Gの中でも自分自身も成長した」と思うから。

(2) グループBと支援者B

グループBは2014年9月に誕生して5年経過している。開始時のメンバー構成は施設の通所者を中心であった。開始当初から公共施設を借りて月2回、18時から1時間30分のミーティングを開催している。

支援者Bは就労継続B型事業所の精神保健福祉士である。医療機関の看護助手として約1年半働いた後、小規模作業所に就職、その後同法人化や地域活動支援センターの立ち上げにかかわり、現在は就労継続B型事業所に所属している。最初の職場であった医療機関にはAL病棟やデイケアがあり断酒会やAAへの参加経験もあってSHGに関心を持っていた。

【立ち上げの経緯とかかわり】

- ・Bが精神保健福祉センター主催のSA学習会（半年間に9回開催）に参加。講師として参加のOSAメンバーであったCに声をかける。
- ・OSAや他のSAグループに色々なメンバーを誘い何回か一緒に見学参加（グループ開始前まで）
- ・学習会の終了後、市内のPSW3名でSAについての勉強会を開始
- ・勉強会から半年後、施設の通所者と勉強会を開始（月2回程度、5～6名のメンバーが参加、1年間）
- ・Cに苦小牧のSA総会に誘われ参加（2年続けて参加）
- ・通所者との勉強から一年後、Bは施設外に場所を借り、広く当事者、支援者に声をかけ勉強会を開始（月2回1年間）

『支援者Bのストーリー』

最初に勤めた病院にAL専門病棟がありAAや断酒会に行く経験があったので、精神疾患の人で同じような仕組みでやっているグループがあると聞いて、精神保健福祉センターが企画したSAの勉強会に途中回から参加した。そこでOSAのCさんのステップについての体験談を聞いた。自分自身をどう捉えていくのかということが含まれた体験談がすごく面白くて、すぐCさんに声をかけてOSAのグループに施設のメンバーを誘い参加した。最初に行った時に発言をパスした人と、黙ったままパスになった人がいたが、2人がすごくミーティングに参加していて、パスであっても後ろ向きでなくちゃんと肯定されるようになるミーティングがあるんだということにびっくりした。帰りに苦小牧での合同ミーティングがあるので来ませんかとCさんに誘われると、その場で行きますと答えていた。翌年、苦小牧に行ってみーティングに参加した。同じ原理原則で同じルールでやっているのだから全く違う場所から来たメンバーでもその場に参加できて、安心して、いつもと同じように体験談を話すことができるというのは、資源として広がっていきやすい魅力だと思った。

自分たちがまずSAについて理解を深める必要があると感じてPSW仲間3人で勉強会を始めた。その後、施設に通所する人たちとステップに沿って話をするというミーティング形式での勉強会を行って、私自身も参加者として体験を話した。施設でやり続けるものでないと思っていたので開催は施設が終わった後の夜に開催していた。そのうち自分のところだけでやっても仕方ないと思って、市のセンターに場所を借りて広く当事者にも支援者にも声をかけて学習会とミーティングを始めた。1年後には自助Gにというスケジュールをたて、メンバーと部屋の借り方を練習したり、団体としての登録について話し合ったり準備もしてきた。最初はすごく目新しく皆結構飛びついてきてくれたけど、最初からのメンバーと言っていたのは「最終的に継続していくのは2、3人だよ」ということだった。それは当事者支援者含めてだったが、支援者は結局誰も残らなかった。月2回夜に定期的に来るというタイミ

ングや、これは本当に自分にとっては良いと思える体験をしてもらえるかどうかということが正直むずかしいところだったと思う。続けていきたいと思える、そこに価値を見出せる、こうした仕組みが合う人はそう数は多くないとは思っていた。

最初から皆間違っているが、「いつの間にか急に抜けた」と言っているが、〇〇で勉強会をスタートさせた時から、施設の中やスタッフが場所を借りてやり続けることではないので、僕は「ずっと抜けます」というのを最初から最後まで言ってきた。「あなたたちのグループ」という渡し作業をしたが、どうして伝わっていなかったのか不思議に思う。ただ、スタッフが減ること、自分たちが継続していかなければならないという不安があったと思う。とりあえずスタッフが行くから付いてきたという人もいただろうと思う。

『参加メンバーの認知』

M1：SA にかかわり出した B さんを側から見ていたら PSW としてはユニークな人なのでまた面白いことに目をつけ始めたと思った。

M2：B さんが参加をやめた時、多くの人がやめられたのは B さんへの期待があって、それがとられてやめたという流れだと思う。

M3：スタッフは熱かった。熱を持ってやってくれた。だが、手を離す時は突然だった。「もうこれで抜けます」と急に言われ、「放すぞ、放すぞって言いながらも放さへんやろっていう風にどっかで思ってたところがあった」ので、実際に本当に放された時にショックだった。

やはり、作業所に行ったりしているからスタッフに連れられて来ているという意識の人が多かったのではと思った。

【開始後の経緯とかかわり】

- ・2014年9月 グループミーティング開始
- ・最初の頃、メンバーからの電話が B によく入った

『支援者 B のストーリー』

ミーティングに顔を出したのは、SA 後の飲み会の誘いに乗じて1回と当事者を1度連れていったぐらいしかない。最初は、メンバーからなぜ

加しないのか、原理原則に外れる人にケアパーソンとしてどう対応したらよいか、講演依頼があった時にお金をもらってよいのか等運営上の細かい悩みごとや疑問などの電話がよく入った。「全部、みんなで決めてください」と返していたので、「メンバーにいつも冷たいな」と言われていた。一緒にいる仲間がそこにいるわけだから「ちゃんとみんなで、そういう疑問があるのやったらその中で話をしたらいいんじゃないんですか」と言ってきた。

最近も、SA 自体がどんどん変わってもよいのではということを書いてくる人もいて、SA 自体が変わることは否定しないが、変えるのであれば、メンバー皆での話し合いや他の SA グループとの議論を丁寧にしていく必要があると考えている。それでグループ自体が無くなってしまいうこともあるかもしれないがそのステップを踏まないといけなのではないかと思っている。

運営について「自分が方向付けしない」ように心がけてきた。勉強会でも多くの疑問が出てくると、SA の原理原則がどうしてできたのかに立ち戻って皆で話して考えるということをメンバーと一緒にやってきた。SA はやり方もルールもシンプルだからこそ強いしそこに安心感もあったりすると思う。けれど、人が抜けたたり入ったり、長く同じことをやっているに変えたいとか変わらないといけないという思いがあったり、これをずっと続けていてよいのかという悩みが外部からも自分の内からも出てくることもあって、その時に「なんでこの形になったんだっけ」というところに戻ることができるかが、一番苦労することだろうと思っている。少しの変化、それはプラスでもマイナスでもどちらでも崩れていきやすいので、そこに気づいて戻ってグループをやり続けるのが一番の苦労だと思う。それがどこまで伝わったかは分からないが、メンバーでそうした苦労をしてほしいと思う。

続いているのは、人数が少なくてしんどい時期もあったと思うが減ったり増えたりしながらずっときているので、やっている人たちの力だと思う。それと、始めるまでにすごく面倒臭いことに時間を注いできた、迷った時にここに戻るんだという本当に繰り返し一緒に原理原則を確認してき

たことは、人がいなくなったら無くなるしかないがそれが強みだと思っている。あと、ステップの 6 と 8 の問題も苦労して話し合ってみてほしい。都道府県を超えての交流も始まって楽しみだが、「なくなっちゃったら、なくなっちゃたでもいいかな」と思っている。

『参加メンバーの認知』

M1：B さんがたまに顔を出してもらうのはよいかと思う。スタッフが入ると普段見せている自分を見せてしまって、本当に語れているのか本当に自分と向き合えているのかという問いが曖昧になると思うので、スタッフが手を引いて当事者だけということだと思ふ。

M2：自分は B さんに依存心はないと思うが、B さんといると楽しいとか嬉しいとか依存心とは違う次元の関係がありえると思う。自助 G だからスタッフが抜けるのは説得力のある説明につながらない。専門職がつく自助 G も多いと思うしそれが非常に機能しているところも多々あると思うので、そうなくても悪くないのではないかと思う。AA をモデルにしても踏襲することだけにこだわると衰退が始まると思ふ、良いものやっいていこうとする意識があつたら形式から出てもよいのではないかと思う。

M3：突然手を離れたと思つたけど、B さんは自分たちの状況を見極め、手を離していると思ふ。「真真中に僕らがいて、その周りでつかず離れずの距離で一応見てくれてはいるんだろう」という意識はある。僕らがピアというのは同じ病気を持っている仲だということとシンクロしているの、それをスタッフとメンバーの関係性の発展の中でやっていくとやはり方向性が変わると思ふ。

自助というのは本当に高い目的を持って自分の心の葛藤を語って、言いつばなし聞きばなしで自分の心の中を洗濯していくみたいな作業をするんだよというようなことを思ふまではやはり時間がかかる。

(3) グループ C と支援者 C

グループ C は 2012 年 4 月から OSA のメンバー 1 名を中心につくられた。月 1 回のミーティ

ングを開催、6 年経過した 2018 年夏から 1 年半程休止していたが 2020 年 1 月からミーティングを再開している。メンバーは立ち上げ当時から固定した 3 名である。

グループ C の支援はグループの立ち上げを促した精神保健福祉センターの精神保健福祉相談員であった。

【立ち上げの経緯とかかわり】

- ・ 2011 年 10 月に精神保健福祉センター主催で SA 学習会が企画され開催 (全 12 回 2012 年 3 月まで)。毎回 C が当事者として自分の体験を踏まえステップを説明する時間と当事者の参加者がステップについて話す時間が設けられた。

『参加メンバーの認知』

C：支援者との関わりは立ち上げの時だけになる。地元の精神保健福祉センターの C 相談員から SA の学習会を開催するので、その流れでグループを立ち上げようと話をもちかけられた。C 相談員が言うのだからということで皆がやってこれたと思っている。

【開始後の経緯とかかわり】

- ・ 2012 年 4 月にグループミーティングが開始
- ・ 精神保健福祉センターの SHG 案内に連絡先を載せてもよいかの問い合わせがある。
- ・ 2018 年夏頃から休止、2020.1 に再開

『参加メンバーの認知』

C：グループを始めて、グループを広げようとか考えられなかった。とにかく部屋を借りて、次の月の部屋を借りてお金を払って開催してとそれをやっていくことで一杯一杯だった。

C 相談員からはおそらく自助 G だからという理由だと思ふが一切接触もない。県庁に移られてしまったので、その後はやり取りもしていない。「自助 G なので自分たちでやっていくしかないと思つていた」ので支援者に支援してもらうことは想定していなかった。ただ、「誰か、どう、やってる?」と見にきてほしいと思ふ。ある意味、親から見放された子みたいな心

境で、「生みの親がきてくれて、頑張ってる？」と言ってくれたら元気になる。何をするでもなく、ふらっと立ち寄ってもらえれば喜ぶと思う。C 相談員が関心がないわけではないのはよくわかっているが、実際に来て会えるのと会えないのでは違うと思うので「何の手出しもしなくていいけど、来てっ」という思いは言えないがある。こちらから連絡したほうがいいのか、でも仕事で迷惑になるのも嫌だし、とか思う。

5 考察

支援者 A は自助 G の立ち上げを自分が主導して失敗した経験から、自助 G の知識や情報の提供のみを続けた。結果的にその時がきてメンバーたちが自助 G を必要とし、動き出してグループは立ち上がった。メンバーらと長年ケアでの支援関係もある支援者 A は、「距離が近くなるのは嫌」と表現しているように、専門職である自分が口や手を出してコントロールしてしまうことへの自覚、メンバーの依存心への警戒から、徹底してメンバーと一線引いた「支援をしない」態度をとっていた。それは、メンバーが「突き放された」と表現するほどであったが、その結果、仲間と話し合うことが必要とされ、細々とした運営方法を喧々轟々メンバーで話し合っ決めていくようになっていった。また、メンバーたちはその経験の積み重ねから、「突き放されて」自分たちの成長があり、自助 G として活動ができているという自信を持つようになっていた。それは「リーダーをつくらずに」きたということでもあり、仲間意識を高めていくことにもつながった。同時に、メンバーは支援者 A は、見守ってくれていると捉えており、さらには支援者 A の自助 G への思いに応えたいといった熱のこもった発言もあり、その存在への信頼が厚いことが伺えた。

一方、支援者 A は、自身の依存症の自助 G との付き合いから学んだことをメンバーらによく話しており、また SA には「回復のステップ」というグループの方向性があることで専門職がおらずともグループが成り立っていくのではとステップの存在を重視していた。しかし、一名を除いてメ

ンバーたちはステップについてはそこまで考えを深めてはおらず、グループの今後の課題となっていくように思われた。

支援者 B は自分も一緒に学んでいくという姿勢で勉強会や学習会そしてミーティング体験をメンバーと重ねることで自助 G 立ち上げの準備を進めてきた。まずは自分たち支援者が AA について理解を深めることから始め、メンバー達と勉強会を始めてからも、疑問が出れば SA の原理原則やステップに戻り、皆で繰り返し考え話し合うということを重視した。支援者 B は「支援者はぬける」という一貫した態度で開始前の支援を進めていたが、メンバーは半信半疑でしかそのメッセージを受け取っていなかったという事実があった。これは、これまでの支援環境の中でつくりあげられた「支援を受ける者である私」という存在認識の現れと考えられる。しかし、自助 G が開始されメッセージどおり支援者 B が「自分たちで考えて」と一切かかわらないという姿勢と態度を明確にしたことで、現実には直面し自分たちが運営するという自覚がうまれた。また、仲間の中でステップにそって自分に向き合い語ることで自分自身への新たな気づきが生まれメンバーのグループへの内的関与が高まった。勉強会に出ていたメンバーらは、ミーティングの体験とともにステップの存在する意味、ピアで運営される自助 G への理解の深まり、つまり、時間をかけた学習会の学びや考えが内在化されているように感じられる発言がされていた。一方で、グループ開始後に参加を始めたメンバーはよりよいグループの変化として支援者が一メンバーとして参加することをよしと考えており、この点においては学習会に参加したメンバーと SA の自助 G 像への相違があった。ただ、どちらにしてもメンバーは、支援者 B に対して、自分たちのことを理解した上で手を離れたのだ、つかず離れず見てくれている、安心感を与えてくれると言ひ、信頼を寄せていることが伺えた。

C 相談員は、メンバーが述べているように C 氏を中心に県内に SA を立ち上げようという意図を持って精神保健福祉センター主催の学習会を開催した。今回直接話を聞くことはできてはいないが C 相談員も 30 年以上のキャリアにおいて依存

症者の支援、自助 G への深い理解を持っており、それゆえ学習会後は、自助 G には一切関与せず、当事者たちに全てを任せたと推測できる。

A、B、C とこれまでの経歴、専門職としての所属とメンバーとの関係性、そして実際の SA 設立までのメンバーへのアプローチの方法は異なっていたが、グループ A、B、C は以下の点が共通していたと考えられる。

- ・それまでの実践経験の中で依存症の自助 G にかかわり、仲間の中で回復していくリカバリーの魅力やその必要性を感じていた支援者がまず最初に動き出した。その支援は SHG の知識や情報を提供する、SA の勉強会をして共に学ぶ、見学にいくといった、動機付けを高めるかかわりであった。

- ・自助 G と支援者との関係性については非常にセンシティブに捉え、明確な意図を持ってメンバーとの距離とかかわりを構築していた。グループ A では、自身が主導したグループが自助 G になり得なかった失敗を経て、SHG の知識と情報提供を続けながら、見学同行を 1 度したのみ、その後は「自分たちで考えていけ」とメンバーを突き放すスタンスをとり続け、グループ B では、期限をきって支援することを意識し、勉強会当初から「自分たち支援者はぬける」ということを言い続け、その通りグループ開始後はミーティングへの参加を控えた。そして、両者ともメンバーからの様々なグループの運営についての悩みや相談があっても、一緒に考えるのではなく「メンバーで話し合っただけで決めていく」よう手を離し続け、その結果つぶれても、それはグループの責任であると考えた。

- ・支援者の意図的なスタンスは、グループ立ち上げ前から、実際の行動とともに言葉でもメンバーに伝えられていたが、その意図が伝わるまでにはタイムラグがあった。グループ A では、支援者が自分たちを「突き放した」と認識されたが、元々の関係性の中で支援者に依存的になりがちな自分たちは突き放されたことで成長し、自立し、グループが継続できていると現在は考えている。グループ B では「突然、手放された」と認識され、相談にのらない支援者を「冷たい」と感じていたが、現在は「自分たちで話し合い考えていく

こと」が大切であるということが理解されている。

- ・意図的にスタンスをとる支援者に対し、創設メンバーの個々人は「つかず離れず見てくれている」「関心がないわけではない」と感じており、支援者との信頼関係が確認された。それは自助 G のメンバーとしてではなく、個々人のそれまでの支援関係から続く支援者との関係性から生まれている信頼といえ、グループと支援者の関係の下支えとなっていると考えられた。グループ A や C のメンバーには、その支援者の自助 G への思いや意図をくんで、SA をさらに発展させていきたいという思いが見受けられた。

以上から、今回対象とした SA の支援における支援者のポジショニングを以下のように考察する。

支援者は SHG の重要性を認識し、メンバーに対してグループ立ち上げの動機付けを高める支援者として知識の提供や共に行動する「先導者のポジションどり」をした。しかし、それは同時にグループの支援者ポジションから外れる準備でもあり、グループ立ち上がり早期に「支援をしない支援者ポジション」に移行した。支援をしない支援者のポジションどりは、支援者が強く意図したものでありメンバーにも伝えていたが、そのポジションどりにメンバーとの齟齬をきたすこともあった。結果的には、個々の支援での関係性で培われていた信頼関係に支えられ、支援者のポジションどりが SHG での経験とともに理解され、グループの自立と継続へとつながっていた。

6 終わりに

今回調査した SA グループの立ち上がりと継続において、SHG の特性を十分に理解し、それまでの関係性と初期から先を見据えたポジショニングをとる支援者の存在は重要であったと考えられる。SA の 3 グループのみからの考察であるが当事者の認識からそれが確認できた。調査対象の SA に関しては、組織的規模の違いはあるが、Salem らの研究で指摘されていた SA の構造を変化させた専門職の役割の拡大、つまりメンバーの運営の悩みや役割の負担の軽減のためにその役割を

専門職が担うことをせず、すべて自分たちで担っていくよう導いたことが、メンバーがエンパワメントされ成長する機会となり、SHGの継続につながったと考えられる。これは支援者たちがAAの伝統に従ってSHGというものを理解していたことが大きいだろう。しかし、一方それは、症状の不安定さをともなう統合失調症の人々にとっては今後もグループとしての安定性、発展性についての課題にもなるだろう。また、これからのグループの発展を考えると、支援者との信頼関係を越え、SA自体への魅力を参加者がより感じられるグループである必要があり、その点においては、メンバーが自分たちの中にSAの特徴であるステップをどう位置付けるか、また伝統をどう作っていくのかということが、鍵となるのではないだろうか。SHGの何を尊重していくのか、当事者たちが創り出していきたいSAの独自性、それをどのように創るのか、地域の専門職とどのように協働するのか、そこにさらなる発展の可能性と衰退のリスクがあると考ええる。

謝辞

本調査にあたり長時間のインタビューにご協力いただいたグループA、B、Cのメンバーの皆様、また支援者A氏とB氏に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 2008年以降に、SAはpsychosis Support and Acceptanceと名乗っている。HPで確認されるかぎりその目的や原理原則や6ステップを用いていることは変更されていない。
- 2) パートナーシップは継続し、MHAMのSAの支援機能を引き継いだNPO法人National Schizophrenia Foundation (NSF)が設立されたが債務超過により解散し、2008年には有給のスタッフを持たないSchizophrenia and Related Disorders Alliance (SARDDA)が設立されている。さらに、2021年にはSchizophrenia & Psychosis Action Alliance (S

& PAA)とリブランディングし、再出発している。

- 3) Salemらの論文ではmutual-help organizationと表記されているが本論文ではSHGとして表す。
- 4) 制度的理論と(Meyer & Rowan, 1977)と資源依存理論(Pfeffer & Salancik, 1978)に基づいている。

引用文献

- Borkman T. (1976) Experiential knowledge: A new concept for analysis of self-help groups. *Social Service Review*, 50(3), 445-456, 1976.
- 橋本直子 (2013) 「統合失調症のセルフヘルプグループの展開とメンバーの認識変化—機関内グループとSA (Schizophrenics Anonymous) の経験から」『精神保健福祉』44(1), 55-62.
- 橋本直子 (2016) 「統合失調症者のリハビリにおける「スピリチュアルな成長」プロセスとSA (Schizophrenics Anonymous) の役割の研究」関西学院大学大学院博士論文.
- 岩間文雄 (2000) 「セルフヘルプ・グループと専門職の協働のために」『関西福祉大学研究紀要』2, 141-154.
- 岩田康夫 (1994) 『セルフヘルプ運動とソーシャルワーク実践』やどかり出版.
- 松田博幸 (1995) 「地域におけるセルフヘルプ・グループへの支援をめぐる一考察」『地域福祉研究』23, 71-82.
- 岡知史 (1986) 「セルフヘルプグループへの専門的援助について」『地域福祉研究』14, 61-68.
- 岡知史 & Borkman T. (2011) 「セルフヘルプグループとセルフヘルプグループ・サポーター、そしてソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』37-3.
- Salem, Deborah A.; Reischl, Thomas M.; Randall, Katie W. (2010) *Helping Mutual Help: Managing the Risks of Professional Partnerships, Mental Health Self-Help*, Springer New York, pp.303-334
- Schizophrenia & Psychosis Action Alliance (S & PAA). Our history-Schizophrenia & Psychosis Action Alliance (S & PAA) <https://sczaction.org/our-history/> 2022. 11. 1 閲覧

Positioning Mental Health Social Worker in Setting Up and Maintaining Self-help Groups: Considerations from Perceptions of Members and Experts

Naoko Hashimoto*

ABSTRACT

This study explored the involvement of professionals in the start-up and continuation of SA, an SHG with a focus on people with schizophrenia, from the perceptions of three groups of experts and group members, and discussed the positioning of professionals. Experts “positioned themselves as leaders,” but this was also a preparation for being removed from the group’s experts position, and they shifted to the “non-supportive experts position” early in the group’s start-up. Although the experts strongly intended to position themselves as non-supportive experts and communicated this to the group members, there were times when they were at odds with the group members in this positioning. As a result, supported by the trust that had been cultivated in the relationship through individual support, the experts’s positioning was understood along with the SHG’s experience, leading to the group’s independence and continuity. I believe that the presence of experts who fully understood the characteristics of the SHG and who positioned themselves with an eye toward the future from the early stages of the relationship was important in the start-up and continuation of the SA groups studied here.

Key words: self-help group, SA(Schizophrenics Anonymous), expert’s positioning

* Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

大井上輝前の研究

—北海道監獄典獄時代を中心に—

室 田 保 夫*

要約：

本論文は明治20年代、北海道監獄の典獄として活躍した大井上輝前（1848-1912）についての研究である。大井上は愛媛県で生まれ、幕末にサンフランシスコにわたり、英語と西洋文化を習得して明治維新前に帰国した。その語学力と西洋体験によって日本の近代化、とりわけ行刑界において大きな功績を残した。大井上はその具体的な活動について、これまで北海道行刑史の中で評価されてきた。その最大の功績の一つは原胤昭と共にキリスト教教誨師を採用し、いわゆる「北海道バンド」という一団の形成に寄与したことにある。もう一つは常に囚人側にたち、当時きわめて危険な外役労働が行われていた、アトサヌプリ（硫黄山）や幌内炭坑での囚人労働の廃止を実現した。遅れていた行刑の近代化、日本の監獄改良運動への一翼を担った人物として評価出来る。この北海道監獄の典獄時代を中心に、当時の資料を利用して彼の業績と思想について考察するものである。

キーワード：大井上輝前、北海道バンド、監獄改良、北海道監獄の歴史

はじめに—大井上輝前と北海道バンド、そして研究史

大井上輝前は「名典獄」としての一定の評価がある。それは彼の北海道時代における釧路集治監や北海道監獄の典獄としての活動を評価したものである。例えば重松一義は「近代の日本行刑を認識する上において欠くことができない」と評価しながらも、「この人ほどその功績に比し評価賞揚の乏しい典獄もまた稀である¹⁾」と記している如くである。概して大井上に対する研究が重松の研究を除くと、これまで十分に論究されてこなかった。その背景には明治国家の北海道開拓政策があり、典獄という職務上、行刑史からの接近が本筋であるが、彼の周辺に眼を転じると、いわゆる「北海道バンド」を中心にしたキリスト教史や社会福祉史、北海道史との関係等が存在し、捉えがたい人物に映る背景が存在したように思う。

さしあたり、大井上の研究史を整理しておこう。大井上に関していち早く、その業績を紹介し

ているのは明治末期のことで、観泉子「大井上輝前と其監獄改良」という論文である²⁾。これは彼の出自から北海道での事績が紹介され、彼を「北海道の闇黒裡に輝きたる一大明星なりき」と評価されている。大井上は長く北海道で監獄の典獄として働いていたが1895年7月、「不敬の風評」や内務省の方針によって非職に追い込まれていく。その後、彼は典獄を辞職し、札幌にて議会の議長につき地方行政に携わり、晩年は東京に移り残年を楽しむ。「性厳格、矩規あり、而かも曲謹ならず。能く人を度し、能く事を理す。風采堂々、一見して其偉丈夫たるを知る。只自ら榮達の道を求めざるを以て、未だ大に世に知られずして逝けるのみア、是れ亦天か。命か。筆を投じて偉材大井上を懐ふ³⁾」とある。大井上は1912（明治45）年1月に亡くなっており、彼に対する追悼が同労者であった留岡幸助の家庭学校機関誌に掲載された。

大井上についての研究は主に戦後になされてきた。それには二人の重要な著書がある。一人目は重松一義の『北海道行刑史』（図譜出版、1970）

* 関西学院大学名誉教授

である。この著で重松は北海道を舞台にした行刑の歴史とともに、大井上の事績についてもかなりのスペースで論じられている。とりわけ4章7節(253~270頁)で「典獄大井上輝前の事蹟と不敬事件の真相」を彼の伝記にあて、生誕から北海道時代を記している。客観的な資料を駆使しながら大井上の概観を論じた先駆的なものである。ちなみに重松の著『図説日本の監獄史』(雄山閣出版、1985)『資料北海道監獄の歴史』(信山社出版、2004)等も大井上研究において重要である。

二人目は大井上を含めキリスト教教誨師たちの活動を世に知らしめたのは小池喜孝の『鎖塚』(現代史資料センター出版会、1973)である。小池は北海道の集治監に収監されている自由民権運動の思想犯を丁寧を追っていく中で、囚人労働の過酷さ故にいのちを落とした多くの囚人がいることを知る。その違法ともいえる危険な囚人労働は刑法の本質を超えた処遇であった。この外役労働は死者だけでなく、障害や病気を負わされた多くの人がいたことを突き止めていく。囚徒たちはロシアを意識した突貫工事としての道路開削事業やアトサヌプリ(硫黄山)や幌内炭鉱での危険な採掘作業にかり出された。それは当時の国家政策の行使にすぎなかったが、大井上は囚徒たちに寄り添いながら、硫黄山や幌内炭坑での危険な労働を中止させる功績を残した。その中に、大井上をはじめ、原胤昭や留岡幸助、阿部政恒、大塚素、水崎基一といったキリスト教教誨師たち、いわゆる「北海道バンド」と称された人物がいた。この戦いは安田善次郎の会社経営や北海道炭礦鉄道会社(北炭)といった経済優先の国家政策との戦いでもあった。これにつき小池は「明治十年代の自由民権運動と、三十年代の労働運動との間を結ぶ、二十年代の人権闘争として評価さるべきものであろう」⁴⁾と高く評価した。この二冊は典獄であった大井上の行刑思想や囚徒の処遇や更生を考える上で象徴的であった。

他に、経済史の分野から田中修『日本資本主義と北海道』(北海道大学図書刊行会、1986)は3章「資本主義確立期北海道における労働形態」において、その働きと北海道開拓と囚人労働の相克にふれ、開発の成果と圧政、苦役との惨劇の両面がその歴史に存在することを指摘している⁵⁾。そ

して三吉明は社会事業史の視点から『北海道社会事業史研究』(敬文堂出版部、1969)を著し、キリスト教教誨師たちの功績を高く評価している⁶⁾。

次に大井上に関する個別論文を見ておくと、重松一義は「典獄大井上輝前の回顧と足跡—網走監獄100周年を記念して」⁷⁾を著し、この中で写真資料も多く使用し、大井上の出自においても詳細に論究している。その意味で彼の家系や愛媛県大洲時代を知る上に、重要な論文である。そして重松は『名典獄評伝』の章で大井上につき彼の行刑上の事績について論じた⁸⁾。また広谷和文は「典獄大井上輝前の軌跡」⁹⁾を発表している。広谷は生江孝之の命名した「北海道バンド」というより、同じ生江の晩年の書物の名称「樺戸グループ」の方が「実態に即している」としながらも、大井上を「横浜におけるバラ宣教師、熊本におけるジェーンズ大尉、札幌におけるクラーク博士に相当する人物であると言っても過言ではない」とも表現し、3大バンドと比較して論じている¹⁰⁾。そして大井上を「キリスト教史の地平において理解」したが、「キリスト者ではなかったと考えている」と述べている。しかし大井上については明確な資料はないがクリスチャンであったという説もある。ただ彼が少なくともキリスト教への理解者であったことは確かである¹¹⁾。

以上のように、大井上については名典獄として大きな役割を果たした点において衆目の一致するところである。この論考では従来の研究に学びながら、彼の北海道監獄の典獄としてあった時期、とりわけ原胤昭と出会った釧路集治監典獄時代から1895年に非職に追いやられるまでを中心に論究することとする。

1. その出自—大洲から釧路集治監赴任までの経緯

大井上輝前(1848~1912)は嘉永元年10月22日、伊予大洲で生まれた。彼がアメリカ遊学のことやキリスト者であったかの議論はあるが、さしあたり大井上の出自に関しては重松一義の一連の業績が詳しく、氏の著書や論文に負っている¹²⁾。

彼の父大井上瀬脇は大洲藩士であり、母はワキ

である。その4男として生まれている。幼名は米倉晋平、井上千城、そして大井上輝前と改名している。長男は前博、二男澤谷、三男大蔵である。輝前は若くして箱館、江戸、薩摩等で遊学し、1863（文久3）年箱館よりサンフランシスコへ渡る。ここで4年間過ごし帰国したのは1867（慶應3）年冬のことであるが、彼のアメリカ時代については今のところ解明されていない。この時、輝前は19歳となっていた。このように青少年時代（15歳～19歳）において重大な経験は維新前に米国に渡ったことにある。ここでの体験、語学や異文化理解等彼の生涯に大きなインパクトを与えた。

翌年、鳥羽・伏見の戦い等の戊辰戦争に従軍するも捕らえられるが、脱出し横浜にて軍事に尽力する。1869（明治2）年、箱館府四等弁官、通訳官として働く。1870（明治3）年、開拓大主典に就き、翌年ロシアに出張を命じられた。この年、丸山近代と結婚する。その後開拓使の部署にて働く。75年、重松に依れば「露国と千島・樺太交換条約を締結、コノ間ノ外交的功績ニヨリ格別勉勵ニ付慰勞金、木盃被下 太政官」¹²⁾の重松の紀要論文」と記されている。その時、大井上は若干27歳であった。これらの業績には彼の語学力が生かされたと言えようか。

1882（明治15）年に至って彼の運命が大きく変わっていく。この年2月に開拓使が改廃され内務省御用係となり月俸80円となる。83年監獄局事務取扱兼務申付けられている。さらに翌年11月には監獄局勤務。北海道集治監建設事務取調、そして北海道出張が命じられ、1885（明治18）年9月に釧路集治監典獄となる。このようにして明治10年代中葉から彼の行刑界への関係が始まっていくことになる。

ここで視点を広く近代史において彼の行刑界への関わり、とりわけ北海道集治監設置の経緯からみておこう。維新政府は1872年11月、「監獄則並図式」（太政官布告）を布告した。しかし「佐賀の乱」（1874）、「神風連の乱」「萩の乱」（1876）等、自由民権運動の高揚、そして77年の「西南戦争」の勃発、それらによる多くの囚徒を如何に処遇していくかという課題が登場する。そこで政府は1881（明14）年9月に「改正監獄則」（太政

官達）を發布し、82年から施行していくが、その監獄則の中に集治監の設置があった。明治国家は幕末以来、北海道の地を地政学上、外国（特にロシア）からの侵略の防禦、そして開拓地として国策上重要な地として位置づけられていた。かかる国家政策と関係し、北海道にも集治監設置の構想が浮上し、北海道開拓という国家の経緯と相まって位置づけられていった。

さて、北海道に於ける最初の集治監として、1881（明治14）年に樺戸集治監が設置され、初代典獄として月形潔が就くことになった¹³⁾。翌年には空知集治監が設けられ、初代典獄として渡辺惟精が就いた。そして85年に釧路集治監が設置されることとなる¹⁴⁾。

2. 北海道開拓と集治監の設置、そして「北海道バンド」

(1) 釧路集治監典獄に就く

このようにして大井上は1885（明治18）年9月30日、内務省御用掛より釧路集治監の典獄を拝命し、釧路集治監の経営に当たることとなる。北海道に集治監が設立されていく過程つき重松は「(一) 北辺未開の地に長期の流徒刑囚を送り自耕自食させ、政府に抗する危険分子を隔離排除、内地の監獄の拘束の負担を軽減し、社会の治安維持を企る。(二) 流徒刑囚の確實労働力を活用、北海道開拓に当らせる。(三) 流徒刑囚の改過遷善を促し、人口稀薄な北海道に安住の天地を与え、自立更生せしめる」と整理している¹⁵⁾。この背景には、内務卿山県有朋の訓示「苦役本分論」、すなわち「抑監獄ノ目的ハ懲戒ニアリ、教誨訓導以テ防遏遷善ノ道ニ誘フベキコト素ヨリ司獄ノ務ムベキ所ナリト雖モ、懲戒驅役堪ヘ難キノ勞苦ヲ与ヘ、罪囚ヲシテ囚獄ノ畏ルベキヲ知り、再ビ罪ヲ犯スノ悪念ヲ断タシムルモノ、是レ監獄本分ノ主義ナリトス」¹⁶⁾と述べられているように、囚徒の苦役労働、とりわけ外役労働が基本的な方針となっていく。一方、金子堅太郎は1885（明治18）年7月から二カ月余、北海道内を視察し、「北海道三県巡視復命書」を提出している。その中で囚徒を道路開鑿に使役することにつき、「彼等ハ固ヨリ暴戾ノ悪徒ナレバ、其苦役ニ堪ヘズ、斃死ス

ルモ、尋常ノ工夫ガ、妻子ヲ遺シテ骨ヲ山野ニ埋ムルノ惨情ト異ナリ、又今日ノ如ク、重罪犯人多クシテ、徒ラニ国庫支出ノ監獄費ヲ増加スルノ際ナレバ、囚徒ヲシテ、是等必要ノ工事ニ服セシメ、若シ之ニ堪ヘズ斃レ死シテ、其人員ヲ減少スルハ、監獄費支出ノ困難ヲ告グル、今日ニ於テ、万已ムヲ得ザル政略ナリ」¹⁷⁾云々とある。このように北海道に各集治監が建設されていく背景には、北海道開拓における囚徒の労働力利用があった。そこには囚徒を人間扱いせず、人権を無視した経済合理主義で貫徹した行刑の本質から逸脱した非道な処遇が行われていった。

(2) 釧路集治監典獄—原胤昭との出会いと硫黄山

大井上は釧路集治監典獄に就任した翌1886(明治19)年早々に看守一同に、囚徒の処遇につき演説したが、その梗概が新聞に報じられている¹⁸⁾。その少し長い記事を労を厭わずみていくことにしよう。

抑も監獄の主旨を摘約すれば社会に蒼毒を流し 良民に患毒を与へたる罪惡の囚徒をして社会安寧を保持する良民に帰せしむる外ならず看守の職務重且つ大ならずや 暫く警諭を病者に仮りて言わん

罪囚は即ち病者なり典獄は院長にして看守長は補助員なり而して看守即ち監護人なり病症を診して院長之れが薬石を配石するや必ず数種の薬品を加減調合し之れに良薬を投ずるもの看護者の注意深切周到ならざるときは其の疾病を全治する能はざるのみならず其良薬も亦徒爾に属す

諺に云はずや 医者よりも看病なりと夫れ然り即ち看守の罪囚に於ける亦斯の如し 故に典獄に於いて如何なる完全無欠の良法規則を設くるも看守にして忠順の心薄く職を奉ずるの精神深切ならざるときは罪囚をして到底良民の班に帰らしむる能はず之を畢するに看守其職務を尽さざるに因るなり 爰に処遇の心得を左に陳述せん

それ看守の職たるや罪囚の脳裏を穿ち其の精魂を受持する程のものなれば 各其性質を知得し彼等の一挙一動一言一語決して之を等

閑に付し去るべからず一々之に注意を加え其心裏を視察して其意向如何を認知すべし 若し囚徒に不都合の行状所為あるも成るべく之を叱責せず懇切に戒諭俛令犯則に係る事件あるも濫りに呵責すべからず正しく其犯由の実跡を認むるを主とすべし 戒護は最も厳肅ならざるべからずと雖ども其処遇過て慘酷に出で単に威厳に偏するときは表面之れに服するの外貌あるも心服するにあらず返つて怨恨を懷き惡念を起こさしむるに至らん 彼れ罪囚の身なるも同じく之に万物靈中知覚を備えたるの一人なれば残酷に感じて唯だ惡念を生ぜざるものなからん 又慈恵に感じて心服敬信の心を起さざるものなからんや、寛は終に柔に流れ嚴亦酷に失し易し当路者宜しく寛嚴の二字を翫味すべし

この大井上の囚徒に向かう姿勢は、彼の典獄としての原点であり、北海道バンドの活躍する基盤となっている。

さて、1888(明治21)年になるとこの釧路集治監典獄の下に原胤昭が招聘され、いわゆる北海道バンドの基礎が確立していくのであるが、この原の招聘までに釧路集治監での教誨の状況は如何であったのだろうか。それにつき1886(明治19)年3月6日の『函館新聞』には次のような興味深い報告が掲載されている¹⁹⁾。

従来囚人を教化するには或いは神宮僧侶をやとい説教を試むる等のありし事は聞及びしが之よりして如何なる好果を囚徒に結しかは余輩の聞を願ふて未だ聞き及ばざる所なり(略) 今ここに喜ばしき一語を伝聞したり即ち去月十一日根室県下の新設の釧路集治監に於ては同監吏員中村盛重氏をして基督教の説教を聞かしめたり 聴衆は官吏凡百名たらず囚徒二百人に余りたり中村氏は素より熱心な基督信者なれば涙を浮めつつ精神をつくしてこの道を説かれしに流石頑兇の囚徒等も心に感じ中には頗る改悟の意を表したるもの多かりし 爾後毎週開講する見込みのよし蓋し我國の基督教の北海道監獄囚徒へ及びしはこれが嚆矢なるべければ何卒して十分の結果を得

たきものなり

文中の中村盛重について、如何なる人物であるかは今のところ詳細は不明であるが、彼がクリスチャンであり、教誨をしていた事実は非常に貴重な報告である。つまり大井上が原を教誨師として招聘した理由の一つにこの中村のことが念頭にあったとも考えられる。

ところで、監獄において教誨や教誨師の制度が初めて確立するのは、1881（明治14）年9月に公布された監獄則（太政官達第81号）に依拠する。囚徒への「説諭」を「教誨」と明記し、「教誨師」という言葉が明文化された。しかし制度として成立したもののその運用面や資格、費用等の条件面においてまだ具体性に欠け、決して十分ではなかった²⁰。

在監者も次第に増えていくという傾向もあり、1889年7月、「監獄則」と「監獄則施行細則」が公布されることとなる。これによって「教誨制度」にとってもあらたな転機²¹となった。具体的には「教誨師」という一つの専門職として仕事内容が具体的に規定され、それに関連して職務にかなった地位も一定に確保されていったのである。こうした監獄や教誨制度の改革の中で原胤昭の活動が展開されていく。

さて、こうした中で、大井上は専任の教誨師を招聘し、囚徒へのきめ細かい指導、感化を彼の持つ方針にそった人物を招くことになる。彼にとって囚徒への教誨は、上述した就任時の言葉にあるように、教誨師もきわめて重要な業務で重要なポストであった。それには原のような経験豊かな、そして出来ればキリスト者が念頭にあったことと思われる²²。

ここで原胤昭と彼に大きな影響を与えた J. C. ベリー（J. C. Berry, 1847～1936）についてみておこう。

原胤昭（1853～1942）は江戸八丁堀、江戸町奉行与力、佐久間健三郎（健叟）の子として生まれ、原家の養子となった²³。原家でも与力の職をつぎ、石川島人足寄場の見回りの職にも就いた。横浜にて宣教師カロザース（カロゾロス）（Carrothers, Christopher）の所で学び、1874年カロザースから洗礼を受けた。また聖書販売店「十字屋」

創設し、『東京新報』を発刊し、76年には「私立原女学校」創設した。しかし83年10月、小林清親に福島事件に関する錦絵を、「天福六家撰」と題して刊行した。原は天福堂主人と号しており、論文でもこの号を使用している。この時、天福は政府転覆の転覆と解され、3カ月の禁錮刑と罰金30円に科せられ、石川島監獄に入獄を余儀なくされた。しかしこの3カ月に及ぶ監獄生活によって、囚徒の窮状と監獄の劣悪な環境を自ら体験する。この体験が原をして監獄改良や出獄人保護事業の重要性を認識させることとなった。その後、84年には兵庫仮留監の教誨師となり、ここでベリーと邂逅することとなった。

周知のようにベリーは日本の「監獄改良の父」的存在である。ベリーの『自叙伝』²⁴によれば、米国メイン州で生まれ18歳の時、キリスト教の洗礼を受け、伝道、奉仕活動をする。ジェファソン医科大学を卒業後、宣教医としてアメリカン・ボードの海外伝道への派遣によって1872（明治5）年に来日する。ベリーは兵庫県令神田孝平から兵庫県立病院の就任を要請され、兵庫県下に多くの施療所を設置した。ベリーは日本の監獄の実態を調査することによって、その実情を把握し、改良に向けて活動を展開する。ベリーは76年、内務卿大久保利通に「獄舎報告書」（『日本に於けるベリー翁』所収）を提出し、調査した知見をもって当時の劣悪な「監獄」の改良につき具体的に指摘した。また前田泰一（神戸教会）を神戸監獄の教誨師として招聘し、囚人伝道を開始した。キリスト教教誨師の一番早いものである。

一方、ベリーから刺激を受けた原はその後、日本各地の監獄を訪れ、実情を把握する機会をもった。そして「新約社」という囚徒の団体組織を創設し、兵庫仮留監での坂部寔との出会い等によって播かれた初穂が、北海道の監獄改良事業に繋がっていくことになる。兵庫仮留監の囚者たちを北海道に送り届け、こうした経緯を通して原は1888（明治21）年春、大井上の招聘もあり釧路監獄教誨師として北海道に赴任することになる。そして釧路時代から更生保護事業への着手や独特のカード方式で囚徒に接した。原は神戸仮留監での経験もあり、また多くの囚者と共に北辺の地に来たこともあり、釧路においても、原独自の方法

を用いながら、教誨にあたっていった。

原が神戸仮留監から釧路集治監教誨師として赴任し、ショックを受けたのは近くの硫黄山（アトサヌプリ）での過酷な囚人労働であった。原はバリーから監獄改良についての制度や処遇方法、囚徒観等多くの影響を受けた。それは彼のキリスト教ヒューマニズムからの発露からでもあり、非人間的な悪環境下での囚人労働への疑義として噴出した。大井上と原はこうした点において響き合うものが有ったと思える。それは教誨にも反映したし、その視点や思想は後の留岡幸助らのキリスト教教誨師輩出の礎石となっていくのである。アトサヌプリの囚人労働への疑義は原の進言からスタートするが、大井上にはそれを受け入れる度量があったと表現しておこう。大井上は囚者の健康、人権問題として把握し、早速この囚人労働の廃止の方向に決断した。危険極まる外役労働（囚人労働）の廃止という決断は行刑上においても重要な意味を持っている²⁵⁾。

3. 樺戸本監の典獄へ

(1) 樺戸での取り組み

大井上は1890（明治23）年7月24日をもって、思い出多き釧路集治監から空知集治監典獄への移動となる。翌91年8月、集治監制の改革が行われ、北海道集治監（樺戸本監）典獄となる。同年5月に留岡幸助が空知集治監教誨師に就いている。そしてこの本監には後に原胤昭、松尾音次郎や水崎基一らが教誨師に就くことになる。近くにいた留岡等を加え、いわばキリスト教誨師たちの拠点となり、新しい機略も構想、実現されていった。その一つは原が以前に立ち上げていた「同情会」という重要な組織があった。以下、この時期の大井上と原、留岡たちの業績について述べておく。

この同情会は機関誌として1892年から『同情』という月刊雑誌を発行し監獄改良の一環として囚徒たちへの教化の一助として刊行された。後にこの雑誌は5号から『教誨叢書』と改称され、以降48号まで刊行されていく。また1894年7月からは監獄吏員を対象にした『獄事叢書』が刊行されている。この雑誌に大井上は8本の論文を掲載し

ている（次章参照）。両雑誌はいわば教誨師や官吏、そして囚徒を対象とし、行刑の近代化に向けて刊行され、「北海道バンド」の機関誌的な性格を持つものとなっておりユニークなものである²⁶⁾。キリスト教史や社会福祉史としての意義もあり、その応援役に大井上がいた。

次に大井上はアメリカに留学した経験があり、欧米の文化様式を取り入れていった。その一つが、当時として珍しく監獄においてベースボールを普及させたことにある。これについては重松一義の指摘もあり、次のように記しているのも興味深い。

アメリカ帰りの大井上典獄は、留学で得た新知識にもとづいて「囚人に罰を課するのが監獄の目的であってはならない。彼等を健全な社会人に立ち返らせて社会復帰させるのが使命である」として、その教化手段にスポーツの採用を思い立った。しかし個人競技は闘争心を助長するおそれありとし、それには、互いに同一目的に力を合わす団体競技が最適と考え、留守中に覚えた野球をとりあげたわけである。そのためポケットマネーというよりも、私財をはたいて当時は高価なグラブ、ミット、ボールをアメリカから輸入して、囚人たちにベースボールのイロハから教え始め大いに教化の実をあげたのである。…以下略…²⁷⁾

大井上はスポーツによる健全な心身の発達、スポーツの持つ意味、とりわけルールを守ること、そしてチームワークとして協調性の涵養に貢献するという効果も考慮して取り入れていった功績もあった。

また近代的な建築様式によって斬新な教誨堂の新築も実現したことも監獄内に環境を整え、加えて教誨の役割を果たしていく面においても必要であった。それにつき、前述した観泉子の回顧の文章には大井上が樺戸に堂々たる教誨堂を建てたが、当時視察に来た監獄局や会計検査院官吏を驚倒せしめたことがあったと報じている。しかしこのような北海道僻陋にそぐわない立派な教誨堂が国費を使用して建てられたことが、後に彼への物

議を醸すことにもなる。

1893（明治26）年11月7・8日の両日、樺戸にて「北海道集治監教誨師試問会」が開催され、大井上から教誨師に14項目にわたる試問が行われた。これには原胤昭（樺戸）、留岡幸助（空知）、阿部政恒（網走）、赴任したばかりの水崎基一（樺戸）らが参会した。大井上の試問内容、各参加者の試問に対する回答は『監獄雑誌』5-1（1894年1月25日）から4回にわたって「北海道集治監教誨師試問会録事」として、委しく内容が掲載されている。いわばこれは教誨師たちの考え方、そしてその思想や実践の共有、協調にも役だった。

さらに大井上は十勝地方の産業振興をかねて、十勝地方の調査を行い、十勝分監に建設にも貢献した²⁸⁾。十勝分監は農業監獄としての道を拓き十勝地方の産業発展に貢献した。この分監には、牧野虎次が赴任している²⁹⁾。

このように大井上は典獄として斬新な新機軸を打ち立てながら、監獄の近代化、監獄改良の旗振り役としても大きな役割を果たしていったのである。さらに大きな功績として、釧路での硫黄山の囚人労働の廃止と共に、次にみる幌内炭坑の囚人労働廃止にも貢献した。

(2) 幌内炭鉱での囚人労働廃止の闘い

明治初期から北海道開拓において囚人を利用した重要な政策の一つに鉱山資源の開発という重要なプロジェクトがあった。その一つは硫黄山（アトサヌプリ）であり、大井上や原胤昭の貢献によって禁止された。さてもう一つは幌内炭山の石炭発掘であり、これには空知集治監の囚徒が危険な作業を担っていた。明治国家が開拓事業として空知に集治監を置いたのは炭坑事業への囚人労働を目的としていたことにほかならなかった。大井上は1890（明治23）年8月にその釧路集治監典獄から空知集治監典獄に、そして翌年樺戸本監に移る。また同年5月に留岡幸助が空知集治監教誨師として、赴任することとなった。大井上や留岡にとっても幌内炭坑の作業は危険であるという認識にたつことになる。

当時の幌内炭坑の状況を大井上輝前の養子・義近は「朝は早く晩は遅く十時間以上も栄養に乏し

い食物を与えられ重労働を強制せられて居った有様であって、懲戒も極端に、人命の価値などは毫もかへりみられておらなかったのである」³⁰⁾と回顧している。また当時の行刑学者であった岡田朝太郎は、1893（明治26）年夏、幌内炭坑を視察し、その状況は彼の著書『日本刑法論』でとり上げた³¹⁾。この問題は帝国議会でも取り上げられたが、解決にはいたらなかった。むしろ、この過酷な外役労働を合理化する論稿も現れる始末であった。

例えば1894（明治27）年4月、印南於菟吉は『監獄雑誌』に「作業の性質を論じて北海道炭鉱業に及ぶ」³²⁾を発表し囚人労働をあえて肯定する始末であった。これに対して米国にわたり、監獄改事業良や感化事業、行刑制度等を学んでいた留岡幸助は印南に対して徹底的な反駁を加えた。留岡は「犯人の心性を矯正する方法たる作業として、囚人を炭鉱業に就役させることは頗ぶる不同意なり、恐くは此ことに関して論ずるにつきては余は最も其資格を有するものと云べし」と論じ、次のように述べている。

蓋し本年四月まで四年間北海道集治監教誨師空知分監詰を拝命し、大に幌内外役所（即ち炭鉱業に服役する囚人を拘禁する所）在監者には種々の工風を運らして教誨せしものなり、然れども余が四年間の教誨殆んど水泡に属せしにはあらざる乎と思ひしこと数々なりき、如何んとなれば炭鉱業は感化に必要な希望、即ち囚人の希望心を絶滅ならしむればなり。

何をか絶滅と云ふ。曰く説あり、朝に坑内に出役するのに囚人は夕に帰るの望甚だ少なければなり、蓋し朝に出役したるもの瓦斯爆発の為め、若くは落磐の為め頓死すること数々なればなり、以是老頑最悪の囚人中には採炭服役を悦ぶものありと雖、そは坑内にて犯則をなす欲望心より、稍々改悛したる罪囚は坑内に入るに戦々兢兢の念止まず、日には幾度か署長に拝謁を乞ひ、分監帰監を志願するもの接踵引きも切らず、余は数人署長より囚人の志願につき説論に困まると云ふことを聞きしなり、何が為めに彼囚人は署長をし

て忙殺せしめん斗りに頻繁に分監詰換を志願するか、他にあらず朝に出で、夕に帰るの希望なければなり、故に余は典獄分監長より数々炭山教誨につき諮問に与りし時、只以て答ふるものは左の語なりき。

一日煖めて十日冷やす。³³⁾

また、この件については1894(明治27)年12月開催の第8回帝国議会でも議題となり、大井上典獄らの尽力で、時を同じくして廃止されるに至った³⁴⁾。後述するが、このような状況の中で大井上は1894年11月、非職に追いやられる。もちろん非職の背景として、彼についての不敬事件(風評であったが)も勃発し、ひいてはキリスト教教誨師にも「連袂辞職」という結末が待ち構えていた。

4. 『獄事叢書』の論文をめぐって

既述したように大井上は1892年1月に刊行された『教誨叢書』には執筆していなかったが、1894年4月3日に発刊された『獄事叢書』に幾つかの小論を執筆している。

『獄事叢書』は『教誨叢書』と同様、編集人に原胤昭をおいた。発行所は北海道樺戸郡月形村同情会で創刊号は本文32頁と付録16頁と奥付からなっている。印刷は東京の秀英社(東京市京橋区西紺屋町廿六七番地)である。一部4銭であるが、5部20銭(郵送代別)と一括とし、最初から継続した講読を希望しているのも安定的な資金確保を考慮してのことであった³⁵⁾。執筆しているメンバーは『教誨叢書』と若干相違する。『教誨叢書』が主に囚徒を対象としたのに対し、『獄事叢書』は監獄やそこで働く実務者の問題を江湖に訴えていくという編集方針を表明した雑誌であった。この雑誌は爾来月刊雑誌として96年5月の第25号まで刊行された。

創刊号の最初には「獄事叢書発行の趣意成立並に原胤昭編輯の任に当るの辞」という原の文章が掲載されている。「固と是れ本紙を此に発刊するに至りしものは嘗てより同情会友の間に智識を交詢し獄事を討究するための通信法あり、予輩を裨益すること尠少ならざりしによらずんばあらず、

而して其録述する処は等しく監獄問題にはありたれども予輩の謹読して明教を受くる各監獄雑誌等には登録せらるゝ程の事も無き些末の事柄、然れども予輩実務者のためには必要なる治獄遇囚戒護検束処務監督衛生の事を極めて手近かに実際に照らして考究討議するが故に直接に益を得ること多かりし也、依て予輩は此の方法を拡張せんと望むこと爰に年あり、遂に筆記に代ゆるに本紙を以てするに至りしもの也」と囚徒でなく実務者を対象に刊行されたものである。そして「故に本紙の編輯は会友諸君の手足となるものにして世間に有触れたる雑誌編輯の任に当るとは大に趣を異にするものなれば斯道のためには倒れて止むの胤昭敢て犬馬の勞を辞せず、慶んで此の任を擔ふたるなり」と述べている。

かくして発刊された『獄事叢書』に大井上は8個の小論文を掲載している。大井上の論考は典獄故にか少ないが、その意味でこの雑誌は彼の考え方を知る上で貴重である。その論文名と号数、発行年月は以下のとおりである。①「天時地利は人和に如かず」(1号、1894・4)、②「囚徒処遇心得方演説」(2号、94・5)、③「監獄の羅針盤」(3号、94・6)、④「服装姿勢に関する論達」(4号、94・7)、⑤「勤儉」(7号、94・10)、⑥「作業の督励に就て」(10号、95・1)、⑦「何故に抗命不敬の犯則囚多きや」(11号、95・2)、⑧「囚人の逃走」(15号、95・6)である。以下、彼の執筆した各論文を逐一みておくことにしよう。

①「天時地利は人和に如かず」(1号)はそのタイトルからも窺えるように、古代よりのアフォーリズム「天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かず」に依拠している。獄吏に当たる者は規律の行使にほかならないが、それを円滑に実行出来るのは、民心一致の心にほかならないこと、「頑冥不靈の徒を感化し兇猛獐悪の輩を矯正する任にあるもの須らく此一致の力に頼り以て規律の厳正を確保せざるべからず」と「民心一致」「和」の大切さを説いている。

②「囚徒処遇心得方演説」(2号)は近代の監獄制度は恰も「罪囚は一の病者なり監獄は一大病院なり典獄は院長にして看守長は補助員なり」という如き性格のものであり、「典獄に於て如何なる完全無欠の規則を設ると雖も看守にして職を奉

するの精神充実ならざるときは安ぞ適正の刑を執行して其目的を達するを得んや」と。そして看守たる職の心得を説くのである。現今において「監獄は刑罰を適正に執行し之に由て刑の目的を達せんと欲するもの」であるとし、囚徒に対する遇囚法は昔時に比し、それは大きく変容した。「刑罰の目的は罪囚を懲戒教誨して良民に復らしめん」とするものである。したがって、この重大な責務を負い、罪囚にを遇する者は看守となり、看守の職務は重大なものとなった、という背景がある。

すなわち看守の職たるは「罪囚の意思身体を管束して監獄の秩序規律に服せしめ兼て其感化改良の責に任するもの」であり、常に罪囚の一挙一動を常時、等閑に看過すべきでない。一方、彼らを突き放すのではなく、常に寄り添いながら事を対処していくことの重要性も主張する。「看守は品行を修め囚人の儀表」でなければならない。この論文の文脈は既述紹介した典獄就任時の演説にきわめて類似している。罪囚への感化改良、良民へ復らしめんとする処遇方法は一貫して自己の職責としていたと言えよう。従来から病院と監獄とを準えながら説いていくという彼の方針であった。

③「監獄の羅針盤」(3号)は『獄事叢書』への期待をも込めた論文でもある。すなわち監獄界を海にたとえ、またそれに漕ぎ出す船に準えて以下のように論じている。

吾人監獄海の航海者が好羅針盤を望むもの一日にあらざるや今や監獄界漸く將に多事ならんとするに方り獄事叢書なるもの実務者の好伴侶監獄海の羅針盤たらんことを期して本道に生れぬ誠に吾人の慶ぶ所なり其果して宿昔吾人が切望する所の羅針盤たるに適するや否やは須らく之れを将来監獄海の怒濤枉欄に試み以て卜知すべきなり獄事叢書たるもの吾人の希望を充し得べくんば啻に我邦の幸運のみに止まらざるなり

ここには、『獄事叢書』の発兌に唱道されたメディアとしての大きな役割、情報の共有、そして「監獄の羅針盤」たるを期待して、行刑の近代化への進む道への期待の論考であった。

④「服装姿勢に関する論達」(4号)は日常と

もすれば形式的なものとして理解されがちな官吏の服装の大切さを具体的に説いたもので、所管下に達したものの論考である。

今ヨリ以後各員深ク心ヲ此ニ存シ其言語動作ヲ慎重スルト共ニ勤務中ハ不規則ナル服装ヲ廢シ成ルヘク「フロックコート」「モーニングコート」ヲ用キルコトトシ（其他ノ洋服ト雖トモ色ハ紺若クハ黒ヲ用キルヲ可トス尤夏季白色ヲ用ルハ此ノ限ニアラズ）常ニ嚴乎犯ス可ラザルノ姿勢ヲ保チ其屋外ニ出ズルトキノ如キモ正シク帽ヲ戴キ正シク靴ヲ穿ツ等事瑣末ニ似タリト雖トモ其波及スル所ノ大ナルニ鑑ミ微細ノ点ニ至ルマテ周密注意ヲ加ヘ以テ囚人ノ儀表トナリ以テ事務ノ整備ヲ期スベシ

このように細かい点まで気を配ることの大切さを論じた。

⑤「勤儉」(7号)という論考は「勤勞は苦痛なり然れども克己耐忍之を久ふせば苦痛は去つて快樂を感じるに至る節儉亦鞏固なる意思を保つにあらざるば到底之を持続し自立自営の基礎を固め得ざるなり」、そして「勤勞節儉兩つながら多くは人の忌む所安逸放肆は人の最も流れ易き所たり就中常経を失し身を囹圄に辱しめたるの輩に在りては多くは普通卑賤の感情に駆られ克己自制の力を欠くに基せるを思はゞ之れが矯正帰善に任ずるもの着眼当に^{けいけい}に^{けいけい}たるを要すべし」と文頭に勤儉の重要さを述べる。

「囚人をして自立自営の念を起さしめよ自立自営は勤儉の習慣を養ふに依て得らる勤儉は苦痛なり然れども克己耐久に依りて苦痛を快樂たらしむるを得夫れ人其天職を全ふせんと欲せば勤儉ならざるべからず」と「勤儉」の美德を説くのである。続けて次のように論じている。

勤儉ならざれば又以て天職を全ふする能はず去れば囚人をして苟くも我は「人」なりとの觀念を確執せしむるを得ば勤勞節儉の風を作さしむる何の難き事か之れあらん只因襲俗をなせるの痼疾を医するに於て多少の困難は免るべかるおと雖も全幅の精神を^{あつ}一時に

一事を遂げんと欲せば豈に改め得ざるの事あらんや常に細事に心を傾け人の天職を重んずべきを悟らしめば自ら勤儉の美德に靡かしむるを得るや必せり治獄者たるもの挙つて此心を是れ心とし躬行実践を以て囚人を率ゆるあらば期年ならずして大に真面目を革むるを観るを得べけん夫れ勉旃^{これをつとめよ}

勤儉に励むことは囚徒にとって、きわめて大変なことではあるが、それへの克己忍耐こそが、一方で自立自営の精神を涵養し、社会に出てからの生き方に繋がっていくことを諭す。これへの手助けが必要であることを説いている。

⑥「作業の督励に就て」(10号)では「懶惰は唯一の犯罪原因たり懶惰漢を化して勤勉者たらしむる是れ監獄の最大目的と称するも過当の言にあらざるなり」と文頭に述べる。続けてスペンサーの「懶惰を治するの法他なし労働の習慣を得せしむるにあるのみ」という言葉を引用する。そして「夫れ監獄が作業を強制する所以のもの或は経済の点よりし或は道義的原由に基くものありと雖も畢竟其罪因たり禍根たるの惰心を掃蕩するは其最も主たる原由ならずんばならず」と作業(労働)の習慣であるとしている。したがって看守は「作業督励の責任者なり若し己れが率ゆる囚人の中に在りて偷懶の状を表はすのあるあらば是れ即ち其職務を全ふせざるの反映たるに外ならずと孜孜汲汲自警すべきは勿論なり」と論じている。

看守諸氏よ戒護規律は年一年に厳整に加へ彼等をして匪心を萌すの余地なからしむると同時に茲に大に作業督励の紀綱を張り一再懇諭尚ほ従はざるの頑梗漢に対しては些しの仮借なく上司に申告して相当の処分を求め彼等をして働かざれば食ふ能はず衣る能はざるの真理を真心曉解せしめ心術の改良に伴ひ労働の好慣習を得せしめ以て監獄の最大目的を達するに最めよ

このように看守に対して「監獄の最大目的」たる「労働の好慣習」をもって犯罪の防遏、囚徒を導いていくことを諭している。

⑦「何故に抗命不敬の犯則囚多きや」(11号)

という小論は、冒頭に北海道集治監第三回統計書をあげて論が展開されている。それによると1893(明治26)年中における処罰囚人数は1139人で、その内官吏に抵抗し或いは命令に背き又は不敬の行為あった人数は213人という数字であった。その実態をみて大井上は「嗟乎何故に斯く抗命不敬の囚人多きや將に以て深く審究すべきの問案」であると憂慮し、それについての事例と対策を述べる。そして最後に次のように論じている。

終に臨みて猶ほ一言すべきものあり囚人一度違令犯行の行為あり之れに対し懲罰を加へられし後までも尚ほ之を胸臆に介執し常に嫌悪卑疎の心を念頭に存するが如きことなからんこと是れなり此心苟も存するあらば不言不語の裡自ら彼等の感情を害し憐むべきをも憐めず悔ゆべきをも悔ひず遂には彼等をして自暴自棄の逆境に陥らしむるを保せざればなり

故に「要は一視同仁の下優に至公至平を保ち厳肅に彼等を制馭するにあり斯くの如くにして猶且つ抗命不敬の犯囚を出すあらば是れ真に異数の現象と謂はんのみ違令犯行は勿論寛宥すべきにあらずと雖も抗命不敬の徒を出すの多きは是れ譽むべきにあらざるなり治獄者たるもの猛省一番己れに反りて寸毫も疚しき所なきを期すればは幸なり」と訓示している。大井上の典獄としての細かい配慮があるといえようか。

⑧「囚人の逃走」(15号)という小論では「監獄の改良には種々ありと雖とも其改良は須らく形式的にあらずして精神的に出でざるべからず逃走囚のあるは即ち此の精神的改良に一大瑕瑾たるを忘るべからざるなり」として次のように具体的に述べている。

蓋し油断は大敵なり総ての過誤総ての失策皆其因を油断に胚胎せざるはなし就中自己か戒護の下に属する囚人の逃走を覚らざるか如きは最も油断のある甚しきものなり知らずや囚人は寸間分隙の乗ずべき機を得ば乍ち逃脱せんと欲するは彼れ等の常に抱懐する処の情状なればなり之を防止し遮断せんとするは之れ豈に司獄官の職責にあらずや

逃走の例は方法や動機において様々なケースがある。しかし些細なことがその誘因で或る場合も多い。これを小さなものと放念すべきでない。「世に所謂小隙舟を沈む小虫身を毒すの諺あればなり故に苟くも戒護者たるもの如何に些細の事とは言へ其私事を囚人に為さしむるが如きことは絶対的に厳禁せざるべからざるなり」と指摘し、逃走は「監獄の一大恥辱なり此の恥辱たるや一に諸士の注意と不注意とに因せり豈に深く猛省を請はざるへけんや」と警告している。

大井上は北海道監獄の典獄という非常に職責の重い立場にいた。そこには囚者を如何に管理し統制していくかという監督の立場は当然あったが、彼の基本的姿勢として、囚徒を如何によき人間に教育し、送り出していくとする思念があり、囚徒の人格形成を重視したことにある。典獄に就任した当初、監獄を病院に譬喩しながら、囚徒を良民として送り出していくという思想は揺るぎないものであった。この役割を果たしていくのは監獄官吏であり、とりわけ教誨師の業務であった。そこにも大井上と「北海道バンド」たちの関係、存在意義があると考えられる。

5. 大井上輝前不敬事件

明治政府は1889（明治22）年、大日本日本帝国憲法を、そして翌年には道徳の根幹とも言える教育勅語を公布した。西洋文化の摂取を積極的に表に出した鹿鳴館に代表されるようなことから、国権への強化が図られ、とりわけ勅語の公布はキリスト教界において大きな波紋を呼ぶこととなる。地方の教育現場においても、軋轢を惹起していく端緒となり、しばしばこの明治20年代はキリスト教受難の時代とも言われもしてきた。たとえば内村鑑三事件（1891年）、熊本英学校長・奥村禎次郎事件（92年）、熊本八代高等小学校事件（同年）等々がある³⁶⁾。

この大井上不敬事件もかかる事件と類似の性格が見出される。だが大井上の不敬事件をみていく時、当時の北海道行刑と囚人労働の問題を看過していくことは出来ない。大井上や原、留岡たちの監獄改良事業は順調な成果を上げていたと思われる。しかし既述した如く過酷な外役労働であった

幌内炭坑において、その廃止運動が展開されていく。その結果、1894（明治27）年末を以て大井上は同炭坑の囚人労働の廃止を決定した。1895年2月刊行の『獄事叢書』11号には「幌内炭山の外役廃止」として「一時世間の論上に登り存廃頗る論議も 喧しかりし幌内炭山採炭貸渡囚徒は去十二月三十日を以て廃止し同所外役の囚人は悉く空知監に帰り同外役所は悉皆引揚となりたり」と報じている。この件については前に指摘したように留岡幸助と印南於兎吉との論争もあった³⁷⁾。

そもそも大井上輝前について直接彼に不敬の事が論じられたのは1892（明治25）年10月『絵入自由新聞』に於いてである。その記事とは以下のようなものであった。

我邦の集治監、監獄は憲法発布以前は大抵真宗の僧侶教誨師として幾分の手当にて専ら囚徒に教誨せしか、去る廿二年二月憲法発布以来宗教は信仰の自由なるより空知集治監にては典獄大井上輝前氏か仏教を廃し更らに基督教誨師を置き囚徒に教誨し其の成跡如何は知らされとも次で官制改革となり、北海道の各集治監は樺戸を本監として、空知、釧路、網走は各分監となし、矢張り大井上氏は典獄なりしより悉く囚徒の教誨を基督教として是れまで例年一月元旦には天皇陛下の御真影を囚徒に拝参せしめしに、本年一月の元旦には大井上氏之を各分監に命し、陛下の御真影を脱して物置の隅に押し入れ囚徒に拝せしめさりき、囚徒は何故に斯くの如くなるやを疑ひしに全く基督教信仰の結果なりとのことなるか、苟も集治監の典獄たるもの何たる不敬そや³⁸⁾

井上哲次郎はこの件につき「国家的思想と相背馳する」と批判した³⁹⁾。しかし大井上は「元来御真影は囚徒に拝せしむべきものにあらず、之を拝せしめしことあるなし」と弁明し、「基督教徒にして教誨師たるものありと雖も是れ囚徒に向つて基督教を説く為めのものにあらず、教誨師の務は倫理の講究に止まり、決して宗教のことを云はず、但し囚徒中より特志を以て基督教を聞かんと欲する者は別に集合を設けて之を教ゆることな

り」と反論した⁴⁰⁾。横井時雄もこの件につき、従来から北海道集治監において、囚徒に爾来、ご真影を拝礼したことはないと述べた。如何にこれが事実無根のものであったかが証明された⁴¹⁾。

また、『留岡幸助日記』の1892年10月1日の段には「当時新聞ニ見ユル所ハ、偽国家論者ガキリスチアンヲ退ケン為ニ種々ノ卑説怪行ヲナス。其一人ハ熊本県松平氏ナリ。横井、綱島ノ両君文部大臣ヲ問ヒ数刻ノ談論アリタ由、時事新報中ニ見ヘタリ」(176頁)と記している。かかるフレームアップは国家政策と関連し、かつキリスト教教誨師たちへの批判として噴出したものと思われる。その中心人物大井上への批判であった。

こうした状況の下で内務省は具体的に集治監への調査、その復命書の報告が為されていく。それは1894(明治27)年から翌年にかけて、何回か行われた。そこには集治監における内部事情、教誨方法、あるいは『教誨叢書』等の雑誌に至るまで、批判的に報告されたのである。それはキリスト教教誨師の言動への圧力であり、ひいてはキリスト教への批判へ、そして個別大井上への攻撃であった⁴²⁾。

かくして、キリスト教教誨のあり方、いわゆる「北海道バンド」への批判は、その元締め的な責任者たる大井上への批判として噴出していく。こうした流れは既述した風評であったが不敬事件の影響と重なり、内務省路線は北海道集治監の官制を変更し、大井上を非職に追いやった。すなわち北海道集治監を内務省の直轄として管理していくこととなった。具体的には石澤謹吾を大井上の後に任命し、仏教教誨師を5集治監にそれぞれ任命した⁴³⁾。このようにして、原たちキリスト教教誨師たちは1895(明28)年11月末をもって連袂辞職をする。翌年1月『基督教新聞』に、原胤昭はこの連袂辞職の件について「監獄教誨に対する現行法律の成文は単に監獄則第三十條に一文あるのみ日く囚人は懲治人には教誨師をして悔過遷善の道を講ぜしむとあり、故に其方法は一に典獄の職種に属するものなり、於爰其教誨を道義教誨を取るものあり宗教教誨を取るものあり予輩は断じて道義教誨を是認し且つ実行しつゝありしなり、今回予輩の北海道集治監教誨師を辞職したるも抑も之に基因したるものなり⁴⁴⁾と、依ってたつ立

場を披瀝し辞職の意を伝えた。大井上はすでに典獄を追われており、この連袂辞職に至った結末を内心憤怒に似た気持ちで捉えていたと思われる。

結びにかえて一大井上の非職と連袂辞職、そしてその後

内務省の方針によって仏教教誨師の併用は、道義教誨を重視し監獄改良に向けて協力してきたメンバーは原胤昭、末吉保造、水崎基一、牧野虎次、山本徳尚の5人で、彼らは「趣意書」⁴⁵⁾を発表し、「連袂辞職」を断行することになる⁴⁶⁾。「趣意書」には「近者北海道集治監教誨方針改革の議あり着々其歩を進められたるものあり而して不幸にして吾儕平生の抱懐と同趣ならざるあり終に各自辞職の請願をなせしが幸ひに聴許を蒙るに至れり。人事錯綜紛雜固より一因一果を結ぶ如く平易ならんや然れども進退去就を明にし天下交友の知遇に對し吾儕今回の拳惜已むべかざるに至りし一斑概述せしめば」と記し、「第一、道義教誨主義を採用せられざりし事、第二、作業經濟に偏重して感化教誨に重きを置かれざる事、第三、教誨師としては幾宗教の人物を並用すべきものにあらざる事」の三つを挙げ、辞職理由を公表した。この件を知った米国在留の留岡は「此れでスツバリ北海道集治監はさりとて教主義を放逐せり。可憐なるは七千有余の罪囚なり。いざ此よりは頑連なる司監官の頭上に一撃を加ふるの時來れり。真正の言論自由は吾人の頭上にありと云ふ可し⁴⁷⁾と無念さを日記に認めている。留岡の認めた言葉は「北海道バンド」面々の共通する思いではなかったか。連袂辞職は「北海道バンド」の「バンド」たる所以を証左するものであったし、残念ながら彼等の殆どは北海道から離れて、自分たちの探した道を歩んでいくことになった。

一方、1895(明治28)年7月25日、非職になった大井上は、後に従六位に叙せられ、札幌に出てその区會議員に選ばれている。そして長きにわたって札幌区議會議長の要職につき、地方行政に尽力する。後半生の彼の才能や手腕は地方政治においても大いに発揮されていった。その生涯の輝ける場は北海道であったが、原胤昭や留岡幸助、他のキリスト教教誨師たちと、そして多数の囚徒

たちと接しながら人生を送った。晩年、1907（明治40）年、彼の長男唯一や三女ハルの住む東京に移住する。そして1912（明治45）年1月に65歳の生涯を終え、彼の墓は東京にたてられた。名典獄として囚徒たちに向かい合ったその業績は、行刑史のみならず、キリスト教史、北海道開拓の歴史に名を残し、「北海道バンド」の産みの親の一人として、大きな足跡を残した人物であった。

注

- 1) 重松一義『名典獄評伝』（日本行刑史研究会、1984）49-50頁。
- 2) 『人道』84号（1912年4月5日）。その論文の文頭には「若し我が行刑界に於て、記憶すべき人物ありとせば、大井上氏の如きは、慥かに其の優なるもの、一人たらずんばあらず。……略……彼は氣と膽とを以て、北海道の行刑界に王者の如く振廻ひたる巨人なりき。喬木風多く、幽蘭霜に摧け易し。彼は其の満腔の経綸を実行する、未だ半ばならずして、風霜の爲めに、其の公生涯を擲ちたり」云々と回顧している。
- 3) 同上。行論中、受刑者に対し原則として囚徒という用語を使用するが囚人労働というように囚人も使用する。
- 4) 小池嘉孝『鎖塚』163頁。ちなみにこの著は、岩波書店から同名で色川大吉の解説を加え、復刻されている。解説で北海道史との関わり、北海道民衆史の活動等の叙述もある。
- 5) 田中は同書にて4章「明治初期北海道における鉱山政策－幌内炭山の官営をめぐって」、5章「幌内炭礦鉄道の官営と『北炭』の成立」において、北海道の近代化（産業化）を推進していく経緯を論じている。あくまで表題に窺えるように、経済史的視点を中心においた著作である。
- 6) 三吉は所謂「北海道バンド」たちの教誨、更正事業、キリスト教伝道において顕著な功績を残したことを評価した。一方、仏教教誨事業について、徳岡秀雄『宗教教誨と浄土真宗 その歴史と現代への視座』（本願寺出版社、2006）がある。
- 7) 『中央学院大学総合科学研究所紀要』8-1（1990）
- 8) 前掲『名典獄評伝』。重松はこの著の中で、米国で見聞した野球を集治監で取り入れたことも触れている。これについては重松は『週刊ベースボール』に寄稿されたこともある（筆者は未見）。ちなみに成田智志『監獄ベースボール』（亜璃西社、2009）という小説によって、監獄内での野球についての

光景が描かれている。

- 9) 『基督教論集』38号（1995年3月）59-72頁。
- 10) 「北海道バンド」の名付け親とも称すべき、生江孝之は『日本基督教社会事業史』（教文館、1931）において、キリスト教教誨師たちを評価している。
- 11) 大洲教会百年史編集委員会編『流れのほとりに植えられた木：大洲教会百年史』（日本基督教団大洲教会、1999）においても、大井上輝前について写真や詳細な家系も記されている。輝前の弟にあたる教会初代信徒大井上逸策がおり、1885年6月の安息日学校に輝前の名前が教会日記に記録されているが、輝前が大洲教会で洗礼を受けたという記録はない。その後逸策は妻カホルと共に北海道に渡り、空知集治監の看守長を勤めた。恐らく典獄であった輝前が北海道に呼び寄せたと思われる（『大洲教会百年史』43頁）。一方、和田武雄（当時札幌医科大学長）によると、大井上はサンフランシスコから帰国した時「キリスト者として帰国（記録を欠くため伝承による）」（『釧路集治監に勤務した人々』（釧路囚集治監を語る会、1992、110頁）と論じられている。ちなみに観泉子の論文では、彼が名だたる酒豪であり、キリスト教信者としては似つかわしくなく、クリスチャンではなかったとしている。
- 12) 重松一義の研究において参考としたものは、前掲書『北海道行刑史』掲載の大井上輝前に関するものや『中央学院大学総合科学研究所紀要』8-1（1990）等であり、そして彼の出生地である大洲教会での資料を参考にした。更に同志社大学人文科学研究所蔵の「大井上輝前氏年譜－附帯広開拓とキリスト教」も参考にした。
- 13) 集治監が最初に設置されたのは、1879（明治12）年、東京集治監と宮城集治監である。
- 14) 北海道の各地に集治監が設立されていく過程については高塩博・中山光勝編著『北海道集治監論考』（弘文堂、1997）が詳細に論じられており、参考にした。
- 15) 重松一義『史料北海道監獄の歴史』（信山社、2004）24頁。
- 16) 重松一義編『北海道行刑史』（図譜出版、1970）176頁。
- 17) 北海道庁編『新撰北海道史』第6巻、史料2（1937）618頁。
- 18) 『函館新聞』173号（1886年3月7日）。前掲書『釧路集治監に勤務した人々』96-97頁より再引用。
- 19) 三栖達夫『釧路集治監』（標茶町教育委員会、1992）19-20頁より再引用。

- 20) 明治期に公布された行刑に関する法規については姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究』（成文堂、2011）を主に参照した。
- 21) 赤司友徳『監獄の近代』（九州大学出版会、2020）186頁。
- 22) 前掲、重松一義『北海道監獄の歴史』。ちなみに大井上はこの釧路集治監典獄以外の役職に就く。例えば1889（明治22）年に北海道川上郡長に就く。翌年3月には釧路国川上郡公立標茶病院建設費として、40円が寄付されている。
- 23) 原胤昭については、片岡優子の『原胤昭の研究』（関西学院大学出版会、2011）が刊行され、この著作により原の生涯と事績がおおよそ跡づけられることとなった。
- 24) 大久保利武編『日本に於けるベリー翁』（東京保護会、1929）収載の「自伝」による。なお最近J. C. ベリーについては、宣教医としての研究、例えば田中智子『近代日本高等教育体制の黎明－交錯する地域と国とキリスト教界』（思文閣出版、2012）や藤本大士『医学とキリスト教』（法政大学出版局、2021）といった教育史や医学史からの研究書が刊行されている。
- 25) アトサヌプリでの囚人労働の廃止については、小池喜孝の前掲書『鎖塚』や重松一義の『北海道行刑史』、片岡優子『原胤昭の研究』等を参看された。
- 26) 同情会が刊行したこの2雑誌については、拙著『近代日本の光と影』（関西学院大学出版会、2013）の1章を参看されたい。ちなみに『獄事叢書』については不二出版から復刻されている。
- 27) 前掲書、重松一義『名典獄評伝』58頁。これを題材とした小説に成田智志『監獄ベースボール』（亜瑠西社、2009）がある。
- 28) 十勝分監の設立経緯については、拙稿「牧野虎次研究覚書－監獄教誨師時代を中心に」『同志社談叢』42号（2022年3月）を参看されたい。
- 29) この十勝分監には明治30年代後半に坂本直寛（坂本龍馬の甥）が教誨師として赴任し、坂本もキリスト者であったから、キリスト教教誨師として、一時的に北海道バンドを継いでいったとも評価できよう。坂本については前掲書『鎖塚』や彼の自伝『余が信仰の経歴』（教文館、1909）、山下重一「坂本直寛の生涯と活動」『国学院法学』53-1（2015年7月）等を参照した。
- 30) 寺本界雄編『樺戸監獄史話』（樺戸郡月形町役場、1950）231頁。
- 31) 岡田朝太郎『日本刑法論』（有斐閣書房、1892）775-780頁参照。
- 32) 『留岡幸助著作集』第一巻82-84頁。
- 33) 同上、81-82頁。
- 34) 大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第3巻（1927）361-362頁。
- 35) ちなみに『獄事叢書』2号には「今般本会より発行致候獄事叢書望外の好評を蒙り続々各地より御愛読の御注文有之」云々とあり、創刊号が好評であったことが伝えられている。
- 36) 明治期の多くの不敬事件に関する詳細な事例については、小股憲明『明治期における不敬事件の研究』（思文閣出版、2010）に委しく論究されている。
- 37) 二人の論争については、拙著『留岡幸助の研究』でも論じているので参看されたい（228-229頁）。
- 38) 関卓作編『井上博士と基督教徒』（1892）60頁より再引用。
- 39) 同上、63頁。
- 40) 山本秀煌編『日本基督教会史』（日本基督教会事務所、1929）198頁。
- 41) 留岡は「日記」に大井上と談合した当時の状況を、「又近頃ハ余輩ノ主義ニ反対スルモノ杯アリテ、天皇陛下ニ不敬ヲキリスチヤンハナストテ、有モセサルコトヲ実ニ有リゲニ書クモノアリ。現ニ此日ノ北門新報ニ、樺戸ニアリシ不敬事件トテ、散々ニ集治監其レニ関係アル人々ヲ悪シ様ニ言ヘリ。無根ノコトヲ画キ、針小棒大正人ヲ陥レントスル所作悪ム可シ」（『留岡幸助日記』第1巻、182頁）1892年11月15日の段。
- 42) この復命書についての説明や内容については拙著『留岡幸助の研究』の第5章「空知集治監教誨師－北海道バンド」（230-231頁）を参看されたい。
- 43) この件については原は『獄事叢書』第18号（1895年9月3日）の「論説」において「送非職典獄大井上君迎後任典獄石澤君」と題して大井上について原は次のように論じている。「君（大井上－筆者注）が日本監獄改良の為に一臂の力を割き一は貴志のあるところを貫き一は以て世の陋風俗習を破るの任に当らんことを切望す君が治獄に於て素より間然するところなし勿論予輩は君の獄政を以て完全なりと云はず無欠なりと云はず、言、此の如きは諂諛にあらざれば無味の言たるに過ぎざればなり、されど日本の治獄者中最も予輩の理想に近き者を求めて先づ指を君に屈せざるを得ざる也」。そしてここでは石澤への期待する言葉も述べているが、実際は原たちとうまくいかなかった。
- 44) 『基督教新聞』651号（1896年1月24日）。

- 45) 『監獄雑誌』6巻第12号(1895年11月)。この重要な趣意書は『獄事叢書』や『教誨叢書』にも掲載されずに、行刑の専門誌たる『監獄雑誌』に掲載されたその意味について筆者は従来から疑問に思っていた。
- 46) 連袂辞職した彼等の趣意書は前掲拙著『留岡幸助の研究』(232-233頁)を参看されたい。
- 47) 『留岡幸助日記』第1巻(矯正協会、1979)525頁。

Research on Teruchika Oinoue: Focusing on his Prison Wardenship at Hokkaido Prison

Yasuo Murota*

ABSTRACT

This paper is a study of Teruchika Oinoue (1848-1912), who played an active role in the Hokkaido Prison during the 20s of the Meiji era. Oinoue was born in Ehime Prefecture, moved to San Francisco at the end of the Edo period, learned English and Western culture there, and returned to Japan before the Meiji Restoration. With his language skills and Western experience, he made a great contribution to the modernization of Japan, especially in criminal law. Oinoue's specific activities have been highly evaluated in the history of executions in Hokkaido. One of his greatest achievements was employing Christian chaplains and forming a group called 'Hokkaido Band' with Taneaki Hara. The other was his advocacy work for prisoners, and abolished prison labor at Atosanupuri (Iouyama) and Horonai coal mine. He can be evaluated as a person who played a significant role in the modernization of prisons in Japan, which were in serious need of reform. Focusing on materials from his warden period at Hokkaido Prison, this study will examine his achievements and thoughts.

Key words: OINOUE Teruchika, Hokkaido Band, Prison Reform, History of Hokkaido Prison

* Professor Emeritus, Kwansei Gakuin University

大正期における性科学の受容

—近代精神医学と性の関係—

原 田 理 子*

要約：

「日本はかつて男色文化があったため同性愛に寛容である」という認識が広くある。しかし実際、日本は異性愛主義が根深く存在する社会であり、そのために同性愛者は抑圧されている。本論文では、その「異性愛」「同性愛」という二元化が起きた時期に焦点を当てている。そして、「同性愛」という概念がどのような言説と、社会状況によって生み出され、定着したのかを明らかにすることを目的とした研究の一部である。江戸時代まで存在した「男色」と「同性愛」は異なる概念であること、本論文は「同性愛」概念の成立に大きな影響を与えたクラフト＝エビングの言説が、精神医学とともに入ってきたこと、その言説がどのようなものであったかを詳らかにすることを目的とする。そして、その言説を受容した背景には、人種の繁栄を切望する優生学的な国家的戦略と、権力と言説が相互に強化しあい、規律権力へと向かう近代化が関わっていると考察した。

キーワード：近代精神医学、性科学、同性愛

1. はじめに

本論文は、同性愛者が歴史的に日本社会の中で、いかに抑圧され差別されるに至ったかを検証していく研究の一部である。日本に「変態」という言葉を定着させ、「同性愛」という存在を生み出したのは、大正期に活発に議論された性科学（セクソロジー、性欲学、通俗性欲学）である。そして性科学が日本社会に根付き、議論されるきっかけとなったのが、オーストリア・ドイツの性科学者であり精神科医であったクラフト＝エビングの書籍を翻訳した『変態性欲心理』の存在だった。そのため、本論文では「同性愛」が日本にうまればじめた萌芽期であり、同性愛／異性愛という二元化が起きた大正期に焦点を当てる。『変態性欲心理』の言説が日本に取り入れられ、受容されたことによって、「同性愛」が成立した背景にはどのような社会状況があったのかを、先行研究を参照しつつ考察する。研究方法としては、文献研究の方法をとる。

まず本論文における言葉の定義を示しておきたい。本論文で分析対象とする、性科学の言説が生み出された大正時代は、「同性愛」概念がつくられはじめた萌芽期である。その為に、文脈によって「同性愛」が同性間性交という行為を示す場合と、単なる性的欲望のみを指す場合など、曖昧な状態にある。したがって「同性愛」は現代の同性愛概念よりも、より広い観念として扱う。また、それらを指す語彙も同性色情、倒錯症、顛倒色情など異なる語彙が使用されているが、それらを全て「同性愛」と捉える。性科学という用語についても、時代によって呼称やその科学が示す範囲が異なる。本論文においては、クラフト＝エビングによる書籍の翻訳本である『変態性欲心理』出版がされた時代に、人間の性、とくに逸脱した性に関する科学的な知を性科学とする。

本論文と近い先行研究はいくつか存在する。古川誠による研究（1994）は、日本において男性同士の性愛関係が、時代によってどのように捉えられるかを検討している。竹内瑞穂による研究（2014、2016）は、性欲という概念の成立、そし

* 関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

てその受容が文学という場においてどのように展開されたかを検証している。赤枝香奈子による研究(2011)は、女性同士の性愛関係の捉え方を、ロマンティック・ラブを分析の視点としている。前川直哉による研究(2017)は、男性同性愛者が同性愛というアイデンティティをいかに受け入れたか、という点に主軸を置いて、同性愛概念を分析している。

本研究のテーマと特に近接した研究として、赤川学による『セクシュアリティの歴史社会学』(1999)がある。赤川は、近代セクシュアリティの言説に関する広範な研究を行い、近代日本(1870~1970年代)における、性・性欲に関する言説の形成と変容を、言説分析・歴史社会学の手法によって分析している。性・性欲に関する言説の変容を追うことで、オナニー有害論の形成と変容を検証している。

以上のように、同性愛や性欲に関する言説の先行研究は、膨大とは言えないまでも存在する。しかし、当時の時代的限界もあり、性の言説の中で中心的に語られるのは、男性の性についてである。「同性愛」は新しい語彙として登場し、男性のみに限らなかった。しかし、男性の性にのみ焦点を当てる研究が多いのは、資料として多いのが圧倒的に男性であることと、現代の男女間における性力学も関係している。本稿は、男女間におけるジェンダーバイアスも加味しつつ、「同性愛」形成を受け入れ、後押しした背景には何があるのかを明らかにすることを目的とする。そこに、本研究のオリジナリティがある。そのために、当時の社会がどのような状況であったかを重視し、日本社会が「同性愛」をどのように受け入れたかに焦点をあてる。

日本社会が受け入れた「同性愛」を形づくったのが性科学だった。性科学は精神医学の一分野として西洋から日本に入ってきた。それはその後、通俗化し正統なアカデミズムからはやや離れてしまうものの、医学というバックグラウンドを持っていたことによって人々にもたらした影響は大きかった。その最も深刻な影響として考えられるのが性の統制と抑圧だったと考えられる。

それ故に、本論文の視点としては、同性愛者への抑圧がなぜ生み出されたかを問うことに重点を

置きたい。科学と権力の関係について明らかにしたフーコーは『性の歴史I』において、弾圧を糾弾する側と、弾圧を守る側が結果的に同じ前提を共有していることで、お互いを強化しあっていると主張した(Foucault=1986: 15-16)。つまり、抑圧を批判するよりも、その抑圧が前提にしている言説に疑問を呈することが、真に抑圧への抵抗となるのではないか。そして、現在広く受け入れられている価値観の起源を理解できれば、私たちはその正統性を疑いはじめ、抵抗できるようになる(Foucault=1981: 303-306)。同性愛やその当事者の人々が抑圧を受けている現代の問題を、その起源がある過去まで遡ることで、抑圧への抵抗を試みたい。

なお資料からの引用の際は、現代では差別的とされる表現も引用文献に従ってそのまま引用した。また、引用時には旧漢字を新漢字に改めた。また、研究倫理については、日本学術振興会『科学の健全な発展のために』(2015)の「人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い」(2015: 42)に則った。

本論文の構成は、次章で性科学が日本に入ってくるよりも前、まだ「同性愛」が生まれる前の江戸時代に、同性同士の性的関係がどのように捉えられていたのかを見る。その後、明治時代に西洋からの価値観が入り、日本社会がどのように変化したかを概観する。言説が当時の社会と影響を与えあっているのであれば、その社会状況を見る必要あるからだ。続く3章では、『変態性欲心理』が精神医学として入ってきたことを指摘し、それ故に優生学的な影響を強く受けていたこと、そして『変態性欲心理』における「同性愛」がどのような内容だったかを見る。4章では、それらを踏まえたうえで、「同性愛」という言説がいかに受け入れられたかを考察する。

2. 時代背景

2-1. 江戸時代までの男色文化

江戸時代までは男色と呼ばれる男性同士の性的関係があり、それ故に「日本は同性愛に寛容である」と言われてきた。しかし、今日的に言われる同性愛と男色は様相を異にするものであった。そ

のことを知れば、「日本は同性愛に寛容である」という説に疑いが生まれる。

男色とは、男性が男性に対して抱く性的欲望のことを言い、男性が女性に抱く性的欲望を女色と呼び、それぞれに伴う行為も同様に呼んだ。そして男色、女色は行為だけを示すものではなく、欲望や感情も含む漠然とした広い概念として捉えられていた（前川 2011: 25）。男色においては男性二人が深い思いやりと情によって結ばれた絆を「兄弟の契り」と考えた（Leupp = 2014: 200, 202）。十代の若いころにこの契りを交わした武士たちの中には生涯この繋がりが続いた例もあったが、武士のほとんどは女性と結婚し、子を成して家を存続させていく（板坂 2017: 19）。つまり一部の例外を除き、男色とは女色と両立するものであった。

男色には性的関係を結ぶにあたっていくつかの暗黙の了解が存在した。武士たちの男色関係の大きな目的は絆を深めるためのものが多く、同時に年上のものが年下の者を教え導くためのものでもあった。そのため武士の男性たちが同性同士の性愛関係を経験するのは、十代の初めごろに年上の男性、特に忠義を示すべき相手から声をかけられて、という経緯をたどるものが多い（Leupp = 2014: 82-86）。そしてある程度の年齢になっても、少年に求愛することは好ましくないと考えられていた（板坂 2017: 29）。男色の対象としては十二歳から二十歳までの九年間が好まれた（板坂 2017: 28）。これらは男色が少年愛的な色合いを持っていたことを示す。さらに、必ず年上の者が挿入者で、年下の者が被挿入者でなければならなかった。これは儒教的な価値観からであるといわれている（Leupp = 2014: 243）。男色においてこれは絶対視され、常に年長者と年少者という上下関係がそこには存在していた（板坂 2017: 18）。

男色における少年愛的側面は、文学作品にも数多く記されてきた。文学作品の中に描かれている男色と、現実であった男色が必ずしもイコールとは言えないが、文学作品で描かれる稚児と僧侶、稚児と武士の恋物語は、男色のあるべき姿、理想の形として捉えられてきた（板坂 2017: 27）。文学における稚児物語の多くが、稚児を美しいはかなげな少女と見間違えそうな美少年として描いて

おり、彼らは僧侶や武士たちをさらなる高みへと導く神聖な存在として描かれている（佐伯 2015: 8）。稚児の外見は少女的、もしくは女性的に描かれるが、もちろんその肉体は男性である。また、武士の男色相手として多く登場する元服前の少年たちも、外見的には女性的で肉体的には男性であり、精神的にも死を恐れない勇猛さを持った、男性的存在として描かれている（板坂 2017: 49）。つまり、成人前の少年たちは男女両性の特徴を持つ、両性具有的な存在と考えられていた。

稚児等の未成年の少年たちは肉体的、そして時には精神的にも強い男性であるが、年上の成人した男性に対して被挿入者となり見初められる対象という点において、外見的だけではなく立場的にも女性と同等の存在になる。「セックスにおいては男性であるがジェンダーは女性」（佐伯 2015: 16）という存在である。このような仕組みによって、僧侶や武士たちの社会の中で、少年たちがジェンダーとしての女性性を持つことにより実際の女性を排除し、男性のみの社会を作り出すことに成功した（佐伯 2015: 22-23）。男色では少年だけではなく、若い女性的な外見を持つ歌舞伎役者たちが好まれたことも、この関係が女性を排除した、ホモソーシャルの延長によって結ばれる性的な関係と捉えることができる。

資料は少ないが女性同士の性的関係もあったといわれており、江戸時代の遊郭を描いた絵巻物には、男装して遊郭を訪れる女性の姿も描かれており、江戸の吉原には女性客を対象とした遊女を持つ遊郭も存在した（Leupp = 2014: 268）。しかし、女性同士の性的関係を指す言葉は存在せず、史料も乏しいため江戸時代の女性同士の性的関係に関する研究の蓄積は乏しい。

戦闘者としての存在意義を持っていた武士たちが持つ武士文化は女性嫌悪的であり、公家文化の中にあつた恋を重視する要素を排除していった（小谷野 2008: 105）。恋愛が神聖視され婚姻関係を結ぶ相手との間に恋愛感情が必要とされるようになったのは、明治時代に西洋から流入した思想で、これが広く知られ実践されるようになるのは近代以降である。

以上のように、男色は女性嫌悪や少年愛、年齢差による上下関係と密接に絡み合い、現在でいう

同性愛とは異質な概念であったことは確かだ。つまり、江戸時代に存在したものは現代的な意味での同性愛とは認識されていなかった。

2-2. 明治維新

明治期に入ったことで、社会は江戸時代から大きく変化した。日本が近代化へと進み始めたのだ。本節ではそれによって価値観の変化があったことを改めて確認したい。

明治維新によって250年以上続いた江戸幕府が終わり、西洋をモデルとした近代国家が築かれ始めた。開国によりアメリカ、ヨーロッパの価値観が流入し、それまでの価値観が覆され社会の在り方が大きく変わった時代である。本節では海外からの思想、価値観の流入によって日本社会でどのような変化が起こったのかを追う。

幕末に安政の五カ国条約によって国が開き、不平等条約を結ばされた日本にとって明治時代の最大の目的は西欧が認める近代国家を成立させ、国際社会に承認させること、そして不平等条約を撤回させることだった。近代化を目指すにあたって政府は外交に勤しむだけではなく、西欧をモデルとした法典の整備、憲法の成立、近代社会の成立を目指さなくてはならなかった。そのため明治政府は、日本を近代的で進んだ西欧的な国に変えていく、いわゆる欧化政策が採られた。明治初年から来日する外国人からの視線を恐れて、政府は生活や性に関わる日本古来の風俗慣習を西欧的なものに変えるべく、法的規制に取り組み、民衆の生活の細部にわたって、それまでの風俗を規制した(牟田 1996: 130)。

この時代につくられ、その後社会に大きな影響を与えていく法律といえば、明治民法がある。「家」制度は家長制的性格を有するために、単純に江戸時代から引き継がれてきたと考えられることもある。しかし明治民法に表れているような「家」制度は、近代的な家族観と考えられている(上野 1994: 75)。近代的な民法典の制定作業は1870年から始められたが、そこから1890年に公布された旧明治民法に、西洋的すぎるという批判がされ、論争が展開され施行が延期になり、最終的に明治民法が成立したのは1898年であった。明治民法は、先祖代々の「家」の存続を重視す

る、旧武士階級の家長制家族秩序を法制化したもので、この法律から、日本独特の「家」思想が出来上がり、日本の家族関係を支配することになる。

ここで規定された家族制度は、戸主権と家督相続を柱としており、家長たる戸主が、全家族員に対して、絶対的な権力を持っていた。既婚女性は「妻の無能力規定」「夫婦財産制における夫の優位」「離婚原因における姦通の取り扱い不平等」などに体现されたように、民法上、夫である男性に従属を強いられ、家庭内では良妻賢母の役割を規定された(今井 2004: 25)。また、結婚すると強制的に同姓となることを定めたのもこの明治民法からで、更にこの当時は夫の家の氏を名乗ることが強制されていた。富国強兵を目指した政府は、国民の三大義務とされた、徴兵制、納税、義務教育のために、すべての国民を掌握する必要があるが、その基礎に「家」をおき、家長=戸主を通じて家族員を把握する形をとった(折井 2015: 168)。

明治半ばから後期にかけて日清・日露戦争が起こり、欧化政策だけではなく、軍国主義的思想も進められていく。人口の増加、次世代の兵士育成という必要に迫られる。そして日清戦争前後に、人口増加を促すための施策としての「新産婆」が登場し、フランスの刑法をモデルとした墮胎罪が1880年に成立し、墮胎、嬰兒殺しの禁止法規定が定められていく(藤目 1997: 121)。その後、日露戦争から第一次世界大戦にかけて、軍国主義が強まっていくなか、墮胎罪取り締まりが強化され、起訴人数は増加していった(藤目 1997: 121)。国家による性の統制が行われ始めた時代でもある。

このように、近代国家となるべく欧化政策が行われた。しかし、急速な欧化に対して異議を唱え、封建時代の武士道的価値観や儒教思想という、伝統的な日本の思想に立ち帰ろうとする動きも起こる。結果として一夫一婦制を進め男女同権論を謳う西欧的思想と公娼や妾を公認する、旧来的な価値観が混在する社会になった。

では、同性同士の関係はどのように受け止められたのかを見ていく。前節でみたように、江戸時代までは当たり前存在するものとして考えられ

ていた男色が、キリスト教を基盤とした西洋の異性愛主義が入ってきたことによって、不道徳で野蛮なものと考えられるようになった。この動きに拍車をかけたのが、1873年に施行された刑法典「改定律例」の第266条に記された鶏姦罪だ。これは同性、異性問わず肛門性交を行った者を罰する刑法だが、主に男性同性愛者を取り締まり対象とした。それまで男色を罪とする考えは日本には全く存在しなかったが、はじめて犯罪化された「鶏姦」という言葉は「男色」とは異なる意味付け、認識がされており、明治以降明確化されていく同性間性交に対する否定的な意味が含まれ、同性との性行為への意味が異なって認識された（田中2017: 197）。

鶏姦罪によって逮捕された人々に関する記事が新聞に載るようになり、その記事が人々の間に鶏姦（男色）は犯罪だ、という意識を定着させていった（前川2011: 30）。しかし、この鶏姦罪は1880年に明治刑法を制定する際に消える。この刑法が存在することは、日本に男性同士の性的関係を持つ人々が存在する、ということを海外に示すことと同義だと考えられるからだ（長2015: 118）。明治初期に、同性同士の恋愛を知られてはならない、隠さなくてはいけないものとする思想が出始めた。

男色が「不道徳で野蛮」とされ、鶏姦罪という刑法まで制定されても、男色がもてはやされていた社会がある。男子学生たちは男色を硬派な趣味と考え、女性と交際する学生を軟派な存在とした（前川2011: 35）。男性と性的関係を持つことで男はより男らしくなれるという考えを持ち、硬派の学生たちは年下の男子たちと性的関係を持つことを素晴らしいことだと考えていた（前川2011: 40-42）。1909年に発表された森鷗外の小説『キタ・セクスアリス』でも明治十年前後の学生男色が描かれている。『キタ・セクスアリス』で出てくる男色も、前近代的な年齢差を基盤とした年長者から年少者へ向けられる欲望が主だった（黒岩2009: 304）。この学生間の男色は学生の墮落とされ、風紀問題として新聞や教育雑誌等で度々取り上げられている（渋谷1999: 34）。

男子学生の間で男色が、硬派な趣味であると持て囃された背景には、江戸時代までの男色文化が

理由にある。男色は戦士性のアイデンティティと結びつき、男らしさと結びついていた。明治後期頃は日清・日露戦争が起こり軍国主義の強まりとともに「男らしさ」が賛美されるようになっていったことも、男子学生の間での男色の広まりと関係があるといえるだろう。

この時点においてもまだ現代的な意味での同性愛は存在しない。相手を慕う感情や性的な欲望などより漠然とした曖昧さを持つ概念とされていた、男色の時代である。しかし、まだ男色文化が残る時代にあらわれた鶏姦は、性行為特に肛門性交そのものを意味しており、年長者から年少者へと向けられる一方的で理不尽な行為というイメージが定着していった（前川2011: 63）。そして、男色の時代が終わり、「変態」の時代が来る。

3. 精神医学と性科学

本章では、性科学が精神医学として入ってきたことによって、男色あるいは鶏姦とされていた関係が「変態」へと変化していく様子を検証する。その際に『変態性欲心理』がどのような影響を与えたかを明らかにする。

3-1. 精神医学の日本への導入

本節では、性科学が精神医学として入ってきたことによってより説得力を持って受け入れられた導入時の様子を明らかにしたい。日本の医学界はドイツ語圏からの影響を強く受けている。幕末に至るまで、日本の医学の主流は漢方とオランダから入ってきた蘭学であった。しかし、明治維新後、国策としてドイツから医学を導入することになった。1871年にはドイツからレオポルド・ミュラーとテオドール・ホフマンが招かれ、当時の東京医学校で教育にあたることになった。その後ミュラーとホフマンが帰国すると、1876年には同じくドイツからエルヴィン・ベルツが来日して、内科学の講義を行う。日本初の精神医学講義もこのベルツによって行われた。

岡田靖雄によると、外国人教師が日本の精神医学にもたらしたものはおおきけれど、さほど継承されなかったとしている（岡田2002: 128）。しかし、多くの外国人医師がドイツ語圏から来たとい

うことは、その後の日本の医学界に影響を与え、ドイツ語圏からの知を継承していく流れになったのは確かだろう。なぜなら日本の近代精神医学を担っていた人々の多くが、ドイツ語圏への留学経験者だからだ。

1886年からは精神科講座が日本で初めて帝国大学医科大学で開かれ、初代教授にはドイツ留学から帰国した榊俣が就任することとなる。当時榊の下で助手をしており、のちに日本の精神医学の生みの親ともいえる存在になっていく呉秀三は1897年から1901年までオーストリア、ドイツなどのドイツ語圏へと留学する。呉は帰国と同時に教授に就任した。ヨーロッパで最先端の医学を学んできた呉の下には、多くの学生が集まり、彼らはその後帝国医科大学や医科専門学校の精神医学講座の教授へと就任していった。呉を介してドイツ語圏の精神医学の学説が、日本全国へと広がっていくことになる。

では、『変態性欲心理』が日本に入ってきた経緯に少し触れていきたい。1913年に出版されたこの書籍は、1886年にクラフト＝エビングによって書かれた『性的精神病質 (Psychopathia Sexualis)』を邦訳した書籍である。邦訳にあたっては、呉秀三の下で学んだ黒沢良臣が行った。しかし、原著である『性的精神病質』の知が日本に入ってきたのは、1913年よりも20年以上前のことである。その学説をアカデミズムに登場させた人物が、明確に誰であるかを明らかにすることは難しいが、大学アカデミズムにおいては帝国大学医科大学の、初代精神病学担当教授であった榊俣によって1886～1893年頃と言われている(新井2012: 35)。しかし、その学説を日本に浸透させ、呉にその存在を教え、クラフト＝エビングの学説導入の立役者とされているのは森鷗外であった(新井2012: 35)。鷗外が留学していた1884年から1888年は、ドイツ語圏において性の知が整備され始めた時代であった。彼は1889年にクラフト＝エビングの学説から影響を受けた内容の論文を医学雑誌に発表している。また、『性的精神病質』が翻訳されたのも、『変態性欲心理』が初めてではなかった。『裁判医学会雑誌』において「色情狂篇」という題で1891年から1895年にかけて邦訳連載されている。このように、クラフト

＝エビングの言説は様々な手段によって1890年前後から日本の精神医学の中に導入され始めていた。

この時代の精神医学について語る際に欠かせない要素として、優生学とのつながりがある。『変態性欲心理』の中でも、遺伝について言及されており、優生学から影響を受けていることがわかる。そのため、この時代の優生学について、少し記述しておきたい。

優生学は、1883年にイギリスでフランシス・ゴルトンによって提唱される。ゴルトンは『種の起源』を記したダーウィンの従兄弟であり、その思想からの影響を受けている。優生学は、望ましい特色を備えた人間を増やす積極的優生学と、その反対の人間の割合を減らす消極的優生学に便宜上分けることができる。日本では優生学は、1900年以前はまだ萌芽期で、1900～1910年代に海外の言論の翻訳などが紹介されはじめ、優生学が本格的に議論され、運動まで展開されたのは1920年代だった。こう書くと、『変態性欲心理』が出版された時代は、日本において優生学はまだ活発に議論されていなかったように思われる。しかし、優生学が内包する思想に近いものは、それ以前からヨーロッパの精神医学において議論されており、日本の精神医学に影響を与えたドイツ語圏の精神医学にももちろん、反映されている。

精神医学の歴史を紐解くと、精神病の原因として、大きくふたつの説が存在する。精神病を脳の疾患と考える生物学的精神医学の流れと、心理的な原因とする心理学的精神医学である。前者の説の代表的立場は、現代精神医学の基礎となる知を提供したドイツの精神医学者エミール・クレペリンである。そしてその源流はフランスの精神科医であるモレルによって打ち立てられた変質説にある(中谷2020: 39)。それをドイツに紹介したのがメビウス、そしてクラフト＝エビングであった(中谷2020: 39)。モレルは1857年に出版した『変質概論』において、人類が時代とともに退化し、精神・神経疾患の患者が増加していると唱えた。モレルは変質を定義する際に、人類の変種には自然なものと同病的なものがあり、後者が変質であるとしている。そして、変質は遺伝的に伝達され人類の進歩を危うい事態に向かわせると考えて

いた(中谷 2020: 46-47)。

この変質論は日本の精神医学にも影響を少なからず与えているようである。日本の精神医学からの優生思想への最初の言及は、前述のドイツ人医師ベルツで、当時急速な欧米化に伴って現れた、欧米人種との雑婚推奨論に対して、遺伝に注意して慎重に結婚相手を選べば問題ない、という積極的優生学的言説であり、明治・大正期の精神医学からの優生学的分野への言及は、主に結婚問題に絞られていた(小俣 2020: 146)。優生学といえ、1940年に制定された優生保護法や産児調節運動に関連するような、断種や中絶のような消極的優生学という印象が強いが、優生学を生み出したゴルトンはほぼ一貫して積極的優生学を主に論じていたとされ(本多 2022: 23)、日本の精神医学界でも1930年代に入るまでは消極的優生学について論じられることは少なかった。しかし、その積極的優生学も、国民及び人種の繁栄のために論じられており、その背景には第一次世界大戦などの戦争や欧米諸国に並び立つ文明国家になることを目指す富国強兵策からの影響が大きい。

3-2. 『変態性欲心理』と精神医学

では以下、同性愛的な営みが、どのように異常な「変態」的要素として受容されたかを見ていく。そのため、『変態性欲心理』が同性愛についてどのような言説を展開していったかを簡単に見たい。クラフト＝エビングは様々な「症例」を紹介しているが、その全てに、「患者」の親族にどのような精神疾患の人がいるか、ということを書いている。また、遺伝だけではなく、手淫などのマスターベーションも大きな要因と考えられており、潜在的に倒錯的色情を持っているものは手淫によってその色情が促進されるとも信じられていた(Krafft-Ebing = 1913: 232, 242)。症例紹介でも手淫をしたかどうかが重要視されており、当時の手淫に対する強い忌避が伺える。クラフト＝エビングはこの「異常性愛」は先天的なものと同後天的なもの二種類にわけることができると考えている。後天的なものは、はじめは異性に性的欲求があった場合を指すが、先天的なものは当初から同性に対する性的欲求を持つ場合と分けており、このような先天的／後天的という区分は、性科学の

みならず、当時の精神医学においても重要な論点だったが、黒岩(2008)の指摘にあるように、区分は不十分で困難な状況にあった(黒岩 2008: 43)。

クラフト＝エビングによるサディズム、マゾヒズムという概念、「同性愛」が先天的と後天的に分けられるという説、「同性愛」は「悪化」する、「同性愛」の「治療」は困難である、などの言説は田中香涯、澤田順次郎、羽太鋭治らを始めとする専門家たちにそのまま受け入れられ、日本の性科学にも反映されていく。クラフト＝エビングの言説は大きな影響力を持っていた。そして精神医学の領域も、この当時は『変態性欲心理』に強い関心を示していた。序文において、呉がこの書籍、そして性科学についてどのように考えていたかがよくわかる箇所がある。

身体及び精神の特質は概ね此色情の統率如何に依つて定まると云つて宜い。色情生活を調節して、資質を強健にし、精力を充実して、情意知能の円熟な発達を遂げ、以て識見の研磨、業作の従事に奮励心を喚起し、生活の歓楽を味ひ、志操を堅実に行ふに至り、延いて社会の秩序的発達乃至政教の調和的整備を挙ぐるを得ば、是れ真に国家民人の為めに大なる利益と謂ふべきである。果して然りとせば、之と同時に此色情に関する心理作用を明らかにするのは人生諸方面に於ける学問研究、並びに実務処弁に就いて最も緊要なことと謂はなければならぬ(呉 1913: 1-2)。

呉が国家のため、そして日本人という人種のためにも、この学問が重要であると考えていたことがわかる。この思想は『変態性欲心理』全体にも通底している。まず第一章から人類の繁栄について述べられている。さらには、「国家的崩壊」の時代は、国民の性的な生活に「奇怪なる錯迷」が現れ、それは現代にまで「精神病的状态に、或は少くとも神経病的状态」として遺伝すると記している(Krafft-Ebing = 1913: 9)。国民の性が国家の興亡に大きな影響があると考え、後の世代にも遺伝し悪影響があると考えていた。

『変態性欲心理』は倒錯した性について広く扱

っているが、特に重点を置いている異常色情は「同性愛」である。そもそもヨーロッパにおける性科学で最も重大な関心は、家父長制の中心となる婚姻制度を脅かす「同性愛」だったと言える(宮崎 2017: 107)。実際に、『変態性欲心理』では「婦女が男子と同格に上り、一夫一婦の夫婦の設立及び法律的、宗教的、並びに道徳的束縛に因る保障に基づきて、耶蘇教国民には一夫多妻的国民殊に同教徒に対し、精神的及び物質的に優越性を生ずるを得たり」(Krafft-Ebing = 1913: 6)とキリスト教的価値観を基盤とした婚姻関係を奨励する言説が登場する。つまり、キリスト教的な道徳制度が成立している社会は、そうではない社会に比べて成熟していると考えている。しかしこの考えは、日本国内で性科学が議論されていく中で、薄まっていく。

先述の通り、遺伝についてもかなり意識がされており、「祖先及び血族の身体的、精神的状態を知り得る場合にありては、其殆ど総てに於て、家族中に神経病、精神病、変質兆候等を証し得るなり」(Krafft-Ebing = 1913: 267)という記述から、「同性愛」という「精神疾患」には遺伝的要因があると考えられていたことがよくわかる。また、先述の通り、「同性愛」は先天的、後天的、があるとされていたが、後天的「同性愛」であっても、何らかの遺伝的要因が後天的に顕在化したものであると考えられていた(Krafft-Ebing = 1913: 226-227)。

精神医学にも共通する、優生学的な思想を根底に有していることが、当時の社会において、さらに受け入れられ易い状況を生み、「変態」とされた「同性愛」を抑圧していくことを肯定していくことになったと考えられる。

以上のように、性科学は当初、精神医学のひとつの分野として入ってきた。しかし、その後時代とともに、精神医学と性科学は次第に離れていく。現在の「変態」は、『変態性欲心理』から始まったことは前述したが、この書籍を起源とした「変態性欲」「変態心理」という言葉、それらを理論的に支えた変態性欲論と変態心理学という学問にその起源がある(竹内 2016: 3)。変態性欲は性科学に近い学問だが、こちらは次第に医師だけではなく記者、教師、文学者などの様々な分野の

人々が「症例」を紹介しながら発展していく。しかし、医師だけではない人々が語ることによって、次第に精神医学からは離れ、大衆化していった。

一方「変態心理」は、精神病や発達障害という精神医学に近いものから、催眠術、テレパシーなども扱っていた。変態心理学は、日本初の心理学者とされる帝国大学教授の元良勇次郎によって早い段階から取り入れられ、アカデミズムの世界でも強い関心が持たれていた。しかし、1910年に元良の弟子でありこの分野をけん引するはずだった福来友吉が、超能力の真偽をめぐる千里眼事件という騒動に巻き込まれた結果、大学から追放され、これを契機に変態心理学も正統なアカデミズムからは外れてしまった(竹内 2016: 4)。

4. 考察

これまで見たように明治維新の後、近代化を目指していくなかで、キリスト教を基盤とした新しい価値観が入ってきた。自由民権運動が勃興し、女性も政治参加をすべく声を上げ始めたが、欧化政策へのバックラッシュと相まって結局それも抑圧されていく。女性は明治民法によって発明された家制度によって、家庭の中へと押し込められてしまう。そして新しい価値観の流入によって同性同士、主に男性同士の関係への考え方も変化する。鶏姦罪が成立し、男性同士の関係に対して否定的な意味が付与された。しかしそれでもなお、明治初期はまだ男色文化が男らしさと結びつき、賛美する土壌があった。

だがその後、『変態性欲心理』とその言説が精神医学とともに日本に入ってきた。その言説は、ドイツ語圏へと留学していた医師らによってもたらされ、1890年頃からアカデミズムの中で熱心に語られていた。言説が広がっていった大きな要因は、ひとえに日本が近代化の道を歩み、近代国家になるため、優れた国民を増やすことで国家を繁栄させたいという国家、研究者らの願いだったといえるだろう。これらの言説によって、それまで同性同士の性的関係を指す「男色」「鶏姦」という語は、男性同士のみの関係を指すものから「同性愛」という、男性同士に限らない関係を指

す語へと変化した。そして同時にそれは異常で病的な精神の病と言えるものとなった。

性科学の登場によって、「同性愛」が登場したとき、同性間性行為を行う人は精神的な病を抱える、異常な人であるというスティグマが与えられた。つまり、同性愛者であることは異常な人であるという相関関係が形成されてしまった。精神医学という、ヨーロッパのドイツ語圏という開化した国からやってきた、クラフト＝エビングの言説によって、異性愛／同性愛という二元化が正常／異常という二元化と結びついたのだ。この言説は、人々に自身の性を細かく告白させ、医学あるいは科学によって、異性愛者ではないと判断された人々をすべて「同性愛者」とカテゴライズし、「異常な性欲」を持つ人々として排除の対象として周縁化していく構造をつくった。この二元化が強化されていく過程で同性愛は性の部分のみが突出して扱われるようになっていく（三成 2015: 23）。これは、「男色」が男性同士の関係を単なる性的関係だけではなく、精神的な結びつきも重視していたのに対して、「鶏姦」は性行為のみを意味していたことから、同性愛関係を性的な要素のみで判断していく流れが、すでに性科学が輸入される以前から起きていることがわかる。このような認識は現代にもあり、異性愛者とされている人々は異性と性的関係を持っていなくても同性愛を實踐していない、というだけで「異性愛者」だが同性愛者は、同性と性的関係があるかないかが「同性愛者」の重要な判断基準とされる（竹村 2002: 6）。

同性同士の性的な関係が異端視されていく明治期から大正期、日本は近代国家になろうと法整備、医学、優生学などの新しい科学的言説と、西洋から取り入れたキリスト教的な新しい道徳観を取り入れつつ、家父長的な家制度を綿密に作り上げた。女性は国家によって性を統制され、優良な子孫を産む道具へとかわっていく。それを下支えたのが精神医学であり、性科学という科学であった。

異性愛が前提とされる異性愛主義は、男尊女卑思想を根底に持っており、男性性が優位であり女性性が劣位であるという思想を内包している。異性愛主義において同性愛者が忌避されるのは、異

性愛主義が持つ男女の階層性を、同性愛者であるということは侵害するからだ（中里見 2015: 76）。異性愛主義は男女の性差別と別個に存在しているのではなく、近代の性力学を推進している言説の両輪をなす存在である（竹村 2002: 37）。男尊女卑的な言説は近代になって表出したものではないが、近代になってからその言説に医学や科学が根柢を与えたことが、より強い影響力を持った可能性を指摘できる。

言説が社会に影響を与えたということを踏まえ、それがどういう意味かを考察するために、フーコーの理論に目を向けたい。『変態性欲心理』というクラフト＝エビングの言説が日本に入ってくる際に、精神医学の一部として日本に入ってきたことは述べた。精神医学として語られ、優生学的な色を帯びた性科学は、人種の繁栄という国家のために受け入れられた。これはまさに、フーコーが指摘したように、「公共の利益」を要因として、性の言説が増殖し、それによって人々の性的欲望を方向づけることになったという動きと類似する。この場合の「公共の利益」とは、今日的な民衆一人ひとりの幸福ではなく、人々に自らの性を語らせて、それを記録することで人間を管理するデータを蓄積し、性に関する基準を明らかにすることで、そこから逸脱しないように誘導するような機能であった（Foucault = 1986: 32-33）。この構造には、人々に自らの性を語らせることで内面を把握する司牧権力、細かくデータをとるといふ生権力、人々の欲望を把握して統治するという統治性がかかわっている。

このような性の現実を把握することで、人々を把握しようとする権力の在り方は、性科学以前のキリスト教社会にもその片鱗が見える（Foucault = 1986: 27-28）。性の言説を生み出すことによって、人々の性行動を記録し、政策的に望ましい方向に誘導する形で権力が人口をコントロールしようとした。この場合の「性の問題」には必ず人口、あるいは生殖が関わってくる。そして、ここで言われる権力とは国家や政府といういわゆる権力を持った存在ではなく、人々の間に存在するものとフーコーは位置づけ、性は公共の力で管理するものになったとしている（Foucault = 1986: 34）。

一般に中世までは性におおらかで、ヴィクトリア朝期になって性は抑圧された。日本でいうと明治以前は性におおらかだったが明治になり西洋のキリスト教的価値観によって性は抑圧された、という時代の流れをフーコーは否定する。何が性的禁忌であるかが活発に語られたヴィクトリア朝期、日本でいう明治期はむしろ性はより人の目につくようになった。性科学の登場がまさにその証左であり、このような性の言説の増加は、一般に漠然と考えられているように、権力の綱目をかいくぐって進化したのではなく、むしろ権力が性に関する情報を集めるために言説化を促したとフーコーは主張する (Foucault=1986: 43)。つまり、権力と言説が相互に影響し合いながら強め合っていたと言っている。フーコーは性が抑圧されたのか解放されたのかに主眼を置いているわけではなく、性が言説の中で語られること自体が、人々や社会にさまざまな効果をもたらす、ということの問題にしている (赤川 1999: 23)。フーコーはキリスト教の文化としてある告白という制度と、性科学が結びつき、自分の性欲を語らなくてはならないという「告白」の制度化が進んだと主張する (赤川 1999: 24)。では、キリスト教が根付いていない日本では、何と性科学が結びついたのであろうか。

「家」制度は、明治政府が明治民法の中に組み込み、国民を把握し掌握するための統制形態である。明治民法は、幕藩体制下の武士階級をモデルとしたが、家族関係を権利義務の関係として構成する資本主義社会に対応する近代市民法としての性格を有し、天皇制を支える「家」を特徴とする家父長制近代家族法として成立した (折井 2015: 178)。明治民法は、2章で触れたように、成立までに長い時間がかかった。この事実が、まさに明治民法とそれを支える「家」制度が政治的に作り出された、近代の産物であるという証左になる (上野 1994: 70)。この「家」制度が作り出された背景に、国民を把握、掌握するという管理の要素があったということは、まさにフーコーが言う、統治性に関わっており、キリスト教という宗教的な力がなかった日本において、近代社会を構成する一要素として「家」制度が大きな一翼となったと言えるのではないだろうか。

ここで再びフーコーの理論に立ち返り、彼が同性愛について指摘している箇所注目したい。フーコーはそれまで単にヨーロッパでは、同性愛行為は法に反する行為として罰せられるだけだったのに対し、近代になり医学が台頭する中で、同性愛者になるには何か解剖学的、生理学的な原因があるはずで、それを解明しなくてはならないとされ、その考えによって言説と権力が形成されたと論じている (Foucault=1986: 55)。単なる同性愛行為を実践する人から、性的欲望の方向性が最初から普通とは違う人間、異質な人間である同性愛者という存在へと重点が移った (Foucault=1986: 55-56)。体質が問題となるならば行為だけではなく、その体質の人が抱く性的欲望について調べ上げなければならず、そうなるとその人の生活全般を監視し、指導し、告白させなくてはならない (Foucault=1986: 57)。しかし、そのような監視を欲望はかいくぐろうとすることで、新たな欲望を生み出し、権力はそれをまた取り締まろうとするという形で、権力と欲望は相互に生み出し強め合っていくと論じている (Foucault=1986: 57)。

これを当時の日本に照らし合わせると、「家」制度によって男尊女卑が強められ、より「家」の存続を重視する、つまり生殖に力点を置いた思想が強まったことによって、性の管理がとられるようになったことが、ヨーロッパにおけるキリスト教的価値観によるソドミー法の存在に置き換えられるのではないだろうか。その後、日本もヨーロッパと同じく、医学による言説と権力の形成が同様に起こっていく。フーコーは性の欲望を異性愛の夫婦によって、家庭の中で相互に監視し合い、コントロールする仕組みを作り上げていったとしている (Foucault=1986: 58-59)。日本の場合は、この家庭、夫婦の在り方に「家」制度が大きな影響を与えていた。

日本において「同性愛」が生まれた背景には、「家」制度によって性が統制され始めたという背景と、その後精神医学とともに入ってきた『変態性欲心理』をきっかけとして、性の言説が大正期に活発に議論されるようになったこと。そしてその性の言説にも、「家」制度が大きな影響を与えつつ、ヨーロッパと同じく「公共の利益」に資す

るような言説へと権力と相互に結び付きながら、成長していったといえる。

5. おわりに

本論文では、日本における「同性愛」が生まれた時代を概観した。今回の論文では、女性史に強くスポットを与えられなかった。「家」制度が「同性愛」の成立に関わっていたとするならば、その「家」制度に反発した人々の言説にも注目する必要があるだろう。また、性科学と精神医学、どちらもが犯罪と結び付けられて語られており、『変態性欲心理』でも紙幅を割かれていた。「同性愛」と犯罪が結び付けられることは日本では稀ではあったが、それでも、精神医学や断種を主張する消極的優生学との関連において、もう少し詳しく触れるべきだったかもしれない。以上の点は今後の課題としたい。

引用・参考文献

赤枝香奈子 (2011) 『近代日本における女同士の親密な関係』角川学芸出版。

赤川学 (1999) 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。

新井正人 (2012) 「“Vita sexualis” という言説装置：森鷗外におけるクラフト＝エビング受容」『日本近代文学』87(0), 2012 日本近代文学会, 33-48.

Foucault Michel (1969) *L'archéologie du savoir* (=1981, 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房)。

Foucault Michel (1976) *L'Histoire de la sexualité, La volonté de savoir* (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I：知への意志』新潮社)。

古川誠 (1994) 「セクシュアリティの変容：近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』17, 29-55.

本多創史 (2022) 『近代日本の優生学－(他者) 像の成立をめぐる』明石書店。

今井小の実 (2004) 「第2章社会福祉と女性」林千代編著『女性福祉とは何か－その必要性と提言－』ミネルヴァ書房 24-37.

板坂則子 (2017) 『江戸時代恋愛事情 若衆の恋、町娘の恋』朝日新聞出版。

霞信彦 (1990) 『明治初期刑事法の基礎的研究』慶応義塾大学法学研究会。

小谷野敦 (2008) 『江戸幻想批判－江戸の性愛論を撃

つ』新曜社。

Krafft-Ebing Richard (1886) *Psychopathia Sexualis* (=1913, 黒沢良臣訳『変態性欲心理』大日本文協協会。再録：2006, 斎藤光編『近代日本のセクシュアリティ－(性) をめぐる言説の変遷－第2巻 変態性欲と近代社会 I』ゆまに書房)。

黒岩裕市 (2008) 「規範化される性愛観念とその変容－日本近代文学における男性同性愛表象」, 一橋大学大学院博士論文, 2008年3月。

黒岩裕市 (2009) 「「男色」と「Urning たる資質」：『キタ・セクスアリス』の男性同性愛表象」一橋大学大学院言語社会研究科『言語社会』3, 303-316.

Leupp Gary P (1995) *Male Colors: The Construction of Homosexuality in Tokugawa Japan* (=2014, 藤田真利子訳『男色の日本史－なぜ世界有数の同性愛文化が栄えたのか－』作品社)。

前川直哉 (2011) 『男の絆－明治の学生からボーイズ・ラブまで－』筑摩書房。

前川直哉 (2017) 『(男性同性愛者) の社会史－アイデンティティの受容/クローゼットへの解放－』作品社。

三成美保 (2015) 「尊厳としてのセクシュアリティ」三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法－尊厳としてのセクシュアリティ－』明石書店 21-68.

宮崎かすみ (2017) 「症例としての自伝的ナラティブと性的アイデンティティの成立：クラフト＝エビングから J. A. シモンズへ」表現学部紀要=The bulletin of the Faculty of Representational Studies 17 2017-03-11 和光大学表現学部 107-127.

牟田和恵 (1996) 『戦略としての家族－近代日本の国民国家形成と女性－』新曜社。

中里見博 (2015) 「「同性愛」と憲法」三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法－尊厳としてのセクシュアリティ－』明石書店 70-113.

中谷陽二 (2020) 『危険な人間の系譜：選別と排除の思想』弘文堂。

岡田靖雄 (2002) 『日本精神科医療史』医学書院。

小俣和一郎 (2020) 『精神医学の近現代史－歴史の潮流を読み解く』誠信書房。

小野沢あかね (2010) 「公娼制度の再編と娼娼運動」総合女性史研究会編『時代を生きた女たち 新・日本女性通史』朝日新聞出版 240-243.

長志珠絵 (2015) 「セクシュアリティ射程と歴史研究」三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法－尊厳としてのセクシュアリティ－』明石書店 114-121.

折井美耶子 (2015) 『近現代の女性史を考える－戦争・家族・売買春』ドメス出版。

- 佐伯順子（2015）『男の絆の比較文化史－桜と少年－』
岩波現代全書.
- 渋谷知美（1999）「『学生風紀問題』報道にみる青少年
のセクシュアリティの問題化－明治年間の『教育
時論』掲載記事を中心に－」『教育社会学研究集』
65 集 25-47 東京大学大学院.
- 竹村和子（2002）『愛について－アイデンティティと欲
望の政治学－』岩波書店.
- 竹内瑞穂（2014）『「変態」という文化－近代日本の
〈小さな革命〉』株式会社ひつじ書房.
- 田中裕（2017）「明治期の新聞言説における鶏姦罪－批
判的言説分析を方法論として－」早稲田大学大学
院教育学研究科紀要別冊 24 号-2, 早稲田大学大学
院教育学研究科出版 197-207.
- 上野千鶴子（1994）『近代家族の成立と終焉』岩波書
店.

The Process by which Japanese Society Accepts of Sexology in the Taisho Era: Modern Psychiatry and “Sex”

Riko Harada*

ABSTRACT

There is a widespread perception that Japan is tolerant of homosexuality because of the culture of male homosexuality in its past. However, the truth is that heterosexuality is deeply rooted in Japanese society, leading to the oppression of homosexual people. This paper focuses on the period during which this binary of “heterosexuality” and “homosexuality” developed. The purpose of the paper is to clarify what kind of discourse and social conditions gave rise to and established the concept of “homosexuality.” Until the Edo period, the concept of “masculinity” was characterized by its compatibility with sexual relations with women and a strong element of pederasty, and was different from the concept of “homosexuality.” The concept of “homosexuality,” as was established from the late Meiji to the Taisho period, was greatly influenced by the arguments of Krafft-Ebing. This discourse initially entered Japan in the field of psychiatry and was discussed and accepted in academia. This paper is an in-depth exploration of the circumstances surrounding the discourse and its contents. We will also show that the “public interest” behind the acceptance of this discourse was a eugenicist national strategy to become a modern nation on par with the West, to train better soldiers, and to promote the prosperity of the race. In the context of the discourse and social conditions, the concept of “homosexuality” was established in modern Japan with the support of the family system created by the Meiji government, following almost the same trend of modernity as in the West, where power and discourse mutually reinforce each other in governing people, as Foucault asserted.

Key words: Modern psychiatry, Sexology, Homosexuality

* Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

がん体験者の世界観

—スピリチュアリティの観点から—

稗 田 朋 子*

要約：

本稿の目的は、がん患者の体験から生み出される世界観をスピリチュアリティの観点から検討することである。進行がんで継続的に治療を行っているがん患者 A さんの語りを SCAT (Steps for Coding and Theorization) によって分析した。

その結果、A さんの世界観には、有限な命や自己との対峙による自己存在の揺らぎの中で繰り返される「問いと意味」、それによる「合理的世界観から超越的世界観のパラダイムシフト」、「超越性としての手放しによる存在の受容と赦し」というスピリチュアリティの発達の視点が認められた。

A さんの世界観は、身体的・心理的・社会的側面だけで捉えることのできないスピリチュアリティに依拠しており、そこで現れたスピリチュアリティは人間の深い部分に生じた自己存在の揺らぎであった。スピリチュアリティを含む「全人」の視点と共に、人間をいかに捉えるかという人間観の再考の必要性が示唆された。

キーワード：スピリチュアリティ、がん体験者の世界観、SCAT (Steps for Coding and Theorization)

I. はじめに

がんの診断や治療の発展により、がんと共に長期に生存する人が増加し続けている。がん患者は、がんの診断から治療、社会復帰、再発・転移後、積極的治療の中止、終末期の各段階でさまざまな困難を抱え、その度に自分の生き方を再考する岐路に立つ。患者が自らの困難や課題に主体的に取り組み、自分らしく生きることができるよう、援助者には、まず患者を全人的に理解することが求められる（国立がん研究センターがん対策情報センター 2020）。

全人的な人間理解については、ソーシャルワーク実践が常にクライアントの人間理解を根底に置くことから、一人称の中心となるスピリチュアリティの重要性が注目されてきた（藤井 2015: 186）。スピリチュアリティは一人称の主観的な領域で、「どのような状況であっても自分の存在をよしとすることができる、生きることに根拠を与える根源的領域」であり、人が生きることに向き

合う時に重要な概念である（藤井 2015）。また、2020 年 6 月改定のソーシャルワーカーの倫理綱領では、「ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する」と明記され（特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 2020）、全人におけるスピリチュアリティの重要性は更に高まっていると言える。

しかし、健康との関連でスピリチュアリティが語られるとき、常に発言の中心になる医療領域の研究者の関心が、スピリチュアルペインのアセスメントやスピリチュアルケアのアウトカムに向けられてきたこと（藤井 2015）から、人間の苦しみやその関わりを前提に議論が進められ、その人自身のスピリチュアリティの視点は不十分と考える。

生き方の再考は、生きることに向き合う体験である。そのような一人称の経験は、自身のもっている価値観を覆し、新たな世界観を生み出すほどに、その見る世界を変えていく（藤井 2015:

* 関西学院大学大学院人間福祉研究科博士課程後期課程

49)。それは、がん体験が自身の世界観に影響を及ぼすと同時に、人が生きることに向き合う時に重要なスピリチュアリティに影響を及ぼすということである。従って、がん体験から生み出される世界観の理解、更にそれをスピリチュアリティの観点から検討することは、スピリチュアリティの性質や機能の理解に繋がると考える。それは、スピリチュアリティを含めた全人的理解の再考において重要である。

II. 研究目的

上記の問題意識から、本研究では、がん患者を全人的な存在と捉えた上で、がん患者の体験から生み出される世界観をスピリチュアリティの観点から検討する。

III. 先行研究レビュー

1. スピリチュアリティの概念整理

スピリチュアリティは、1) 人間に備わる資質であり、2) 意味探求という機能や3) 意味探求における、自己、他者、人間を超えるものとの繋がり(関係性)の中で、4) 生きることや自己存在に意味を見出す、といった共通の特徴を持つ(窪寺 2004; 2008; Taylor=2008; Canda & Furman =2014; 藤井 2015)。そのようなスピリチュアリティは、死や病など危機的状況に遭遇した時に覚醒しその機能が働く(窪寺 2008)。更にそれは、人間存在の根底に関わる問いとして表れ、それに対する答えは、他人によって与えられるのではなく自分自身が見出す(藤井 2000)。

スピリチュアリティは、全人における一領域(WHO 1998)として理解されている。しかし、スピリチュアリティのホリスティック・モデル(Canda & Furman=2014)では、スピリチュアリティは、全てのものと関係する「人間の全体性」としてのスピリチュアリティ、自分自身の内側に向かう「人間の中心」としてのスピリチュアリティ、身体的、心理的、社会的側面と共にスピリチュアリティを捉える「人間の側面」としてのスピリチュアリティで構成される。「人間の全体性」は超越の運動として、「人間の中心性」は内在の

運動として、異なる道を辿っても、自分自身の全側面、自分自身や全ての存在との関係の中で、統合やつながりの感覚の発展へと向かう(Canda & Furman=2014)。それは、人間を垂直的關係で捉える窪寺(2008)の理論とも通ずる。人間は「超越的他者」と「究極的自己」と関わりながら、自分の存在を位置づけ、自分の生の意味を見出す。「超越的他者」を受けとめる感覚や信念が、わたし自身の人生の目的・価値を与え、存在の土台・枠組みを与える機能を果たす。また、危機による他者向けの自己像の崩壊と弱い自分・裸の自己との対峙により、仮面の自分を見直しながら「究極的自己」(本当の自分)を探求する。

このように、スピリチュアリティには超越の感覚が含まれる(窪寺 2004; 藤井・李・田崎・他 2005; 窪寺 2008; Taylor=2008; Canda & Furman =2014; 藤井 2015)。超越とは、ある出来事を深遠で、時空に制約された平凡さを打ち破るものとして体験し、そのように解釈することであり、神的な啓示、自己と自然に内在する神聖なものへの気づき、身体や自己の境界突破、ありふれた活動のなかに偉大な明晰さと驚きの感覚を見出すこと、人や物質的世界に深く親密な人間のかかわりをもつこと、平和や正義の理想への強い献身などに表れる(Canda & Furman=2014: 113-114)。超越の体験は、スピリチュアル・エマージェンス: spiritual emergence (Grof & Grof=1999)とも言える。それは、人生の紆余曲折、前進や後退、上昇や転落と共に緩やかな進展の中で、もしくは、思いがけない突破の経験によって生じる。しかし、全体的な流れは、意味、全体性、深い交わりへと向かう(Canda & Furman=2014)。

2. わが国の対人援助におけるスピリチュアリティ概念をめぐる現状

日本の対人援助領域でのスピリチュアリティの広まりは、WHOの健康の定義改正案(1998)による“スピリチュアルな健康(Spiritual well-being)”を加えることの提言、WHOの緩和ケアの定義(2002)におけるスピリチュアルケアの追加を契機とする。福祉領域におけるスピリチュアリティを志向する援助には、保健医療領域から老年学を経て高齢福祉分野に至るスピリチュアルケ

アの流れと、欧米からのスピリチュアリティ志向のソーシャルワークの流れが存在し、日本では実践・研究において前者が圧倒的に優位な現状にある(深谷 2013)。前者においては、終末期医療の領域でスピリチュアルペイン及びそのケアが広まった経緯から、患者のスピリチュアリティは重視されず、スピリチュアルペインのアセスメント及びそれに基づくケア(村田 2011; 田村・河・森田 2012)という形で展開されてきた。後者は、Canda & Furman (=2014)によって、実践におけるスピリチュアリティの気づきと配慮あるソーシャルワーク(Spiritually-Sensitive-Social Work)の必要性が提言され、日本においても藤井(2015; 2017)や安井(2021)がその重要性を述べている。

また、日本のスピリチュアリティ研究は、深谷(2013)の見解に加え、スピリチュアリティやスピリチュアルペイン尺度の開発(構成概念研究)及びその実証研究(藤井・李・田崎・他 2005; 比嘉 2002; 今村 2011; 三澤・野尻・新野 2010; 竹田・太湯 2006; 竹田・太湯・桐野・他 2007; 上田 2006)が多い。スピリチュアリティに焦点を当てた質的研究も認めるが、スピリチュアリティの性質に着目し、スピリチュアリティが覚醒しその機能が働く(窪寺 2008)プロセスを詳細に捉えた研究は少ない。スピリチュアリティという意味世界の理解において、そもそもスピリチュアリティとは何なのかという本質的議論(藤井 2015)は不可欠である。

IV. 研究方法

1. 研究デザイン

本研究は、解釈主義的パラダイムに基づく質的研究法を用いた探索的研究である。

インタビューデータは、話し手と聴き手による共同構築的テキストであり、その構築は解釈を伴う(大谷 2019: 228)。本研究では、共同構築的テキストを用いて、がん体験という「経験された現実」の事象に潜む意味世界を理解する。

2. 分析枠組み

本研究では、スピリチュアリティをホリスティ

ック・モデル(Canda & Furman=2014)で捉える。更に、先行研究(窪寺 2004; 2008; Taylor=2008; Canda & Furman=2014; 藤井 2015; 稗田 2022)を基に、スピリチュアリティを以下のように定義した。

スピリチュアリティとは、「普遍的で根本的な人間の特徴で、生きることに根拠を与える根源的領域であり、自己、他者、人間を超えるものとの繋がりの中で生きることや自己存在の意味を探求していく機能である。また、スピリチュアリティは、生きることや自己存在の意味を見出し、統合の感覚を発展させていく過程であると同時に、そこから見出された在り方を含むもの」である。

3. 研究参加者

研究参加者は、進行がんで治療を継続的に行っている成人がん患者 A さんである。A さんは、選定基準(①進行がんで治療を継続的に行っている成人がん患者で、調査に耐え得る身体・精神状況であること、②言語的コミュニケーションが可能で、自身の経験を言語化できる能力があること)に基づき、1人目の研究参加者からのスノーボールサンプリングによって選ばれた。

なお、本研究では、がん体験から生み出される世界観の理解を目的とするため、年齢、性別、職業、宗教の有無、がんの部位及び種類等の属性は限定しない。更に、研究参加者のスピリチュアリティに関する知識の有無や程度、がん体験とスピリチュアリティの関係についての自覚の有無は問わない。

4. 研究者の再帰性(reflexivity)

大谷(2019)は、研究者の再帰性について、次のように述べている。研究において、研究者は現実に対する研究対象の解釈を解釈する必要があるため、両者の主観的見解や相互行為を通じた知識構築が重視される。それは、研究者の特性が研究に影響を与えるということであり、研究者の価値観や経験の外化、研究全体を通しての深い省察が必要である。

本研究における研究者の特性として、「看護師／緩和ケア・ホスピスケアの経験」、「エンドオブライフ期にある祖母を介護し看取った経験」、「ボ

ランティア／自殺防止の現場での電話相談の経験]、「大学及び大学院（専攻：人間福祉）／死生学、スピリチュアリティの学び」、「研究参加者 A さんとは紹介で出会い、面識はない」がある。

5. 調査方法

インタビューは2021年10月に実施した。研究参加者には、「がん体験において辛かったことやしんどかったこと、支えになったこと、看護師との関わり」について、自由に語ってもらった。

インタビューの回数は1回で、その時間は約96分であった。なお、インタビュー時には許可を得た上でICレコーダーを使用した。

6. 倫理的配慮

本研究は、関西学院大学「人を対象とする行動学系研究倫理委員会」の承認を得て実施した（承認番号：2021-35）。研究参加者に対して、書面及び口頭で、調査目的とその概要、調査方法、調査協力や撤回の任意性、個人情報の保護等について説明し、研究同意書に署名をもって調査の同意を得た。

7. 分析方法

本研究では、大谷（2008; 2011; 2019）のSCAT（Steps for Coding And Theorization）を用いて分析を行った。

SCAT採用の理由は、この分析手法が、インタビューの個別性を重視した解釈的な分析を目的とし、明確なコーディング手続きを有し、小規模データに適用可能であること、にある。本研究の目的、研究デザイン及び研究参加者数から、分析方法としてSCATが妥当であると考えた。

SCATは、〈1〉データの中の着目すべき語句、〈2〉それを言いかえるためのデータ外の語句、〈3〉それを説明するための語句、〈4〉そこから浮上するテーマ・構成概念、という順にコードを考えて付与する4ステップのコーディングと、〈4〉のテーマ・構成概念を紡いでストーリー・ラインを記述し、そこから理論を導き出す手続きから構成される。このプロセスによって、表層の文脈から深層の文脈になるという特徴を持つ。

なお、ストーリー・ラインは、〈4〉の時系列を

意識してカテゴリー化し、それを元のデータと見比べながら記述した。

また、データ分析に際しては、スピリチュアリティ研究及び質的研究に熟知した研究者、スピリチュアリティ研究を学ぶ大学院生による継続的な助言を受けた。

V. 研究結果と考察

研究参加者 A さん（40歳代・女性）は、20XX年に卵巣がんと診断され、抗がん剤治療後に手術にて腫瘍摘出した。診断1年後に再発、再発から1年3か月後に2回目の再発をしている。インタビュー時は、初診から8年経過、外来診療（月1回）と抗がん剤治療目的の入院（月1回）による継続的治療を受けている状況であった。

以下、Aさんのがん体験から生み出される世界観のストーリー・ラインを、実際の語りや筆者の説明を交えながら示していく。なお、SCATの手法に従い、テーマ・構成概念には下線を引いている。ストーリー・ラインについて、括弧「」は語りの抜粋もしくは強調したい内容、文献引用の表示を除く括弧（）は筆者による内容の補足説明である。また、Aさんの語りは書体変更によって提示、表記記号*は研究者の発話、ブラケット〔〕は筆者による内容の補足説明である。更に、ストーリー・ラインのナンバリングは、先述のカテゴリー化による番号・名称である。

1. がん体験による合理的世界観から超越的世界観へのパラダイムシフト

がん体験の奥に潜む意味世界の理解のために、聴き手から病いによる全人的経験のナラティブの促しを受けた A さんは、聴き手による一人称の世界で生じる内的世界の理解と共感の提示を受けながら、がん体験による合理的世界観から超越的世界観へのパラダイムシフトについて語った。それは、がん体験の過程で繰り返される自己存在の揺らぎにある「問い」と「意味」だった。

2. 合理的世界を「生き抜く」ための自己防衛

治療の日常化は、生き抜くための自己防衛（否認・希望的観測）と共に、全人的苦痛との共存を

もたらした。また、身体への意識化による苦痛の潜在的意味としての自己に備わる非科学性は、身体との対話による苦痛の意味づけとなった。がんと自分の間だけに在る取り決めとしての苦痛の意味づけは、生存との引き換えの産物であり、生き抜くためのお守りであった。それは、生存を支え続ける希望だった。

抗がん剤を打って筋肉痛とかなんか関節痛とか、なんかもう、蕁麻疹とかそういうのが辛いとは思わなかったんですよ。逆に。なんか薬が効いてるから、効いてる証拠だこれはって、ずーっと思ってて、その治療するにあたってですね。でなんか臨んできたから、なんか…きつかった、きつかった。

3. 予期せぬ再発による自己防衛の限界と実存的苦しみの顕在化

強制的な生から死へのシフトによる一人称の死の確信は、再発を阻む一人称の死であった。どん底体験による一人称の死との対峙は、命の取引失敗による生きる拠り所の喪失、生存を支える信念の崩壊と共に、内から溢れ出る実存的苦しみとなった。

手術して抗がん剤打てば、良くなるもって思ってた、で、何が一番ショックだったっていうのが、私、再発、した時に、再発するんだ。なんか変な知識とか、私、携帯で調べなかったんですよ、全然。で、再発すると思ってなくて、まして良くなると思って、あの、手術も抗がん剤もしてるから、なんかもう、あの時が最初で最後、あんな気持ちになったのが、っていう、とんでもない、再発イコール死ぬって思ったんですよ。一番怖かった。

4. 自己存在の揺らぎにある「問い」と「意味」としての時間と自己との対峙

繰り返される自己存在の揺らぎにある「問い」と「意味」は、時間（命の有限性）と自己（非生産的自己／裸の自己）との対峙だった。それは、命の有限性や自分らしさの喪失に対する自分らしさの再構築であり、合理的世界の中で生じる実存的問いに対する主観的意味づけ、それに対する態度となった。

1) 命の有限性との対峙

(1) 暗闇に解放される実存的苦しみ

恐怖の表象としての夜の暗闇と眠りは、引き金となった一人称の死を通して夜の暗闇に解放される実存的苦しみとなった。それは、無意識に抑え込まれた苦悩、深層世界に潜む苦悩で、自己存在の消滅の恐れ、命の有限性のもたらす死の恐怖である。

もうほんとに変に涙がポロポロ出るし、もう怖いんですよ。何とも言えない気持ち。なんかこう、多分、死に対しての恐怖なんでしょうね。なんか、もう死ぬんじやなからうか、このまま寝たら目が覚めないんじやなからうか、寝ることがもう怖いわ今日っていつて。だからもうテレビつけて、起きてる。で、もうそれが疲れたらもう自然とこう、寝て、そのまま消えるんでしょね、その思いが。で、朝になったらあー良かった目が覚めてって、うーん。それが月1回あってたんですよ。

(2) 命の有限性という時間との対峙によってもたらされた超越的世界観

一人で向き合う試練としての死の恐怖は、一人で乗り越えるしかない一人称の世界であり、命の有限性のもたらす死の恐怖は、Aさんに人間の力の及ばないものに対する畏怖をつきつけた。身体との対話による実存的苦しみとの一体化は、苦しみの排除ではなく共生であり、命の繋がりの奇跡という死の恐怖の主観的意味づけとなった。それは、生かされているという確信となり、今を大切に生きること、委ねという超自然的態度という生かされた命に対する態度となった。これは、命の有限性に対する「問い」への「意味」としての命に対する人間の限界と超越性である。

毎日そうなんですけど、目が覚めることがもう嬉しくて、だからもう、朝も外を見る、雨とか天気を観るのが大好きで、もうそれ観るだけでね、あー生きてるってね、もうもうもう嬉しくて嬉しくてね。だからもう、一日一日を毎日楽しんで過ごそうって、もう、ずっと思っててですね。あの一、先のことはもう、全然考えないんですよ、もうとにかく。で、その日目が覚めたら、一日になんか感謝して、で、楽しく過ごそう、今日は誰

とお話しできるかなとか、あの、何回笑えるかなとか。そう。だからそれはね、楽しい、目が覚めることがほんと楽しくて、嬉しくて、幸せ。すごく幸せ、うーん。

2) 自己との対峙

(1) 生産的世界を生きる非生産的自己／裸の自己との対峙

自分らしさを保つための自己防衛は、自分らしさの喪失の恐れからくるものであり、それは自分らしさを反映する病氣行動として表れた。

がん罹患による自分らしさの喪失は、人称の立場の変わる経験による非生産性の世界をもたらした。自分らしさの象徴としての仕事や自分らしさを支える他者との繋がりは、自己存在を揺るがす生産性となり、生きる意味を支えた生産性は、生産性の価値への違和感から生産性にとらわれない生きる意味の探求に繋がった。

〔病氣になってモノの見方や考え方が〕変わりましたね。うん、その、なんか、凄く忙しく、自分で生活してたような気がします。あの一、病氣じゃない時は。とにかく時間があれば、あの一、なんか、お金稼いでとかそういう、そっちの気持ちだけだったですね。うーん。何のためにこんなに、お金のためにとか言ってたんだろっていう。自分でね、逆に考えさせられる。

予期せぬ再発という危機による弱い自分との対峙は、裸の自己との対話による気づきとして、仮面の自己としての自分らしさを保つための自己防衛という不十分な自己との対峙を突きつけた。それは仮面の自己の限界であり、自己存在や生きる意味の探求の契機となった。

私は何てことしたんだろうって、思って、お仕事その8時間みっちり入れて、なんか何のために、ね一、そんなに頑張んなきゃならなかったんだとか、なんか、ちょっと後悔っていうか、なんか自分に合ったペースっていうのをみつけられなかった、その時は。お仕事に関して、プライベートも、かいっぱい遊んだり、ね、できるかなっていう思いで、何もかもがかいっぱいやってたんですよ、良くなったからって思いで。

裸の自己との対話によるあるがままの自己受容は、一人称の死による自分らしさの再構築となった。

(2) 自己との対峙によってもたらされた超越的世界観

自己存在の揺らぎに在る「問い」と「意味」としての自己との対峙は、生産性に拠らない・目的を前提としない生き方の自由と共に、Beingの心地よさに繋がった。また、そのような生き方の中で体験した「ひっそり存在する草花」への共鳴によって、Aさんは、生産性に拠らない(=何かできるから価値があるのではないという)存在の尊さや存在そのものにある「頑張っている」という意味を受け取った。

草とか草花とか、ああいうの観るの好きなんですよ一、なんかもう、そういうので感動とかもするんですよ一。なんかこう、ちょっとこう、ね、ひっそりある草花とかがなんかこんな所で頑張ってるね一とかは、ねえ。でも、目立つところじゃないのに、こんなに頑張ってるんだから、私もっと頑張んなきゃとかね、思えたりするんですよ。草花に対して、そーう。

また、自己存在を支える社会的役割は、仮面の自己としての自分らしさであったが、あるがままの自己受容は、自分らしさの象徴としての仕事と存在の尊さによってもたらされる何によっても失われない自分らしさという自分らしさの揺らぎと共存の中で、仮面の自己の解放をもたらした。特に、がん罹患前の自分らしさの象徴としての仕事は、抗がん剤治療による脱毛に悩む自身のがん体験と自分がしてきた仕事の経験が重なって、がんサバイバーのキャップ作成という創造価値としての仕事となった。お金を稼ぐという生産性・利己性からピアへの貢献という利他性は、社会的役割の意味の転換であり、自分らしさの再構築である。

創造価値は、何かを行ったり創造したりすることの中に人生の意味を見出すもので、人生に意味を見出す3つの態度の一つである (Frankl=1985; =2002)。

更に、あるがままの自己受容は、とらわれによる実存的苦しみに対する全人的な調和の選択によって、とらわれからの解放をもたらした。それは、手放しという超自然的態度である。手放しという超自然的態度は「がん」の支配からの解放によるものであり、それは、自分への受容と赦しによる Being モードと執着の手放しによる全人的安寧をもたらした。それは、命の不条理という運命への受容と自分らしさの再構築の中で病状の厳しさに反して解放される自己である。

これらの自己との対峙における自己存在や生きる意味の探求は、究極的自己（窪寺 2008）の探求であった。

3) 超越性における自己と時間の手放し

自己存在の揺らぎにある「問い」と「意味」は、自己の有限性の受容プロセスであり、それは、仮面の自分から裸の自分に戻る作業という自己の手放しと今への焦点化という時間の手放しであった。

5. 生かされた命に対する「生ききる」ということ

1) 実存的交わりによってもたらされる「生ききる」という受容的態度

(1) 実存的交わりを知る前の A さん

全人的安寧をもたらす重要他者との人間的繋がりは、当事者の生きざまによる実存的苦しみの顕在化に対する自分らしさを保つための自己防衛となり、潜在する実存的苦しみの維持に繋がっていた。また、この自己存在を支える人間的繋がりによる奇跡的生存としての生かされた命の自覚は、諦めないことと今を大切に生きることという生かされた命に対する態度となった。

先生、私、そんなに悪かったの？って言ったら、ほんとに余命2カ月やったって言って。でも、私は、先生はその時の一か八かで多分抗がん剤打ってくれたんだと思うんですよ、先生の賭けだと思うんですけども。それがあったから先生、私、多分、今があるんだよって、それはもう先生には感謝ですわねー。

一方、家族や医療者という体験世界の訪問者に

は乗り越えられない人称の立場の違いを感じた。それは「分かる」ことの限界であり、人称の立場によって変える態度となった。

やっぱね、なった人にしか分からないのかなって思って。うん、それで言う人を決めてたのかな。

(2) ピアとの体験世界の共鳴による実存的交わりとの出会い

ピアとの共鳴する体験世界は、「今まさに死に向き合っている」人との共鳴であり、「今まさに死に向き合っている」人との体験世界の一体化であった。それは、ピアの生きざまによる救いとして、ありのままの自分の肯定や究極的孤独からの一時的開放となった。更に、それは、がんサロンという当事者の生きざまへの渴望によるピアとの繋がりをもたらした。ありのままの自分で存在できる場所でのピアとのナラティブの共鳴は、実存的交わりとなった。

夜不安で、患者さんに言ったら、私もあるよーって言ったから、そういう分かってくれる人がいたから、なんかそういう会があったら、なんか、自分もね、参加できるかなーって思って。で、その、Bさんが行ってるサロン、に出会えたんですよ。

(3) 実存的交わりを知った A さん

他者の手放し体験への共鳴は、人生に責任をとることの奇跡と幸せをもたらし、利他性の芽生えと共に、責任存在としての主体的な手放しという、「生ききる」ための態度になった。

それは、「今を大切に生きること」の積み重ねに自己存在を意味づける存在とのいのちの繋がりをもたらした。更に、全人的安寧を支える自己防衛としての言霊への畏怖は、裸の自己の心地よさや手放すことの心地よさと共に、言霊に託す想い（死生観の言語化）になった。

友達もやっぱもう、見てきてるから、最初見れなかったんですけども、なんかもう、ほんとそくなる何時間か前まで会いに行っ、なんかもうしゃべれなくなるって言われたって先生に、その日も行ったし、で、その時に気持ちを聞いたんですよ。友達に。どんな気持ち？って。そしたらも

う、「追いつかない」って。その、身体は衰えていく、その、気持ちはそれを受け入れられない。だからその、なんか前もってその、家のこともきちんとしてけば良かったって、ってなんか言ったのを聞いて、じゃあ先にしとく方がいいねーって思っただけ。言ったらそうなりそうだから、なんかそれを口に出すことが怖かったってという時期もあったんですよね。〔中略〕いつかみんな寿命って来るからね、それを受け入れながらね、でも 1 日 1 日を楽しんで過ごそうねって。

実存的交わりの体験によって、生かされた命に対して「生ききる」態度になった A さん。それは、実存的交わりによる意味の転換である。

「生ききる」態度は、内的世界の開示の促進として、自己存在を支える重要他者との人間的繋がりとの「生ききる」ための対話、「今を大切に生きる」ための対話に表れている。

お任せですけど、自分の気持ちは言いますよ。先生に。先生、私、あの、頑張る、頑張らなくてもいいよーって言われるけど、頑張りたいの。で、諦めてほしくないの、先生にも。自分も諦めないから、治療法だけはないとか言わんで探してねっていった。そう、それは、もうね、先生にそれはすごいお願いしてる。もう決まった治療、があるかもしれないけど、もう、とことん、もう、頑張りたいから、最後の自分の寿命が来るまで。

内的世界の開示の促進は、周囲の変化ではなく、A さんの世界観の変容によるものである。世界観の変容により、元々あった重要他者との人間的繋がり、自己防衛のための関係性でなく、内的世界の開示のできる関係性になったということである。

2) 今、ここに在る自分の「内から溢れ出る生への渴望」

「今を大切に生きる」という有限な自己としての生き方・態度にある A さんには、生きるよこびという生存充実感への欲求が生じている。それは、自由という非物質的充足感への欲求や羽ばたきたい願望（解放という非物質的充足感への欲

求）と自然とのいのちの繋がりへの欲求である。それは、不自由だからこそ欲する自由であり、有限だからこそ欲する繋がりである。

日常的な喪失体験による当たり前の喪失という人称の立場の変わる経験や、自然と人間という有限な存在同士の繋がる奇跡は、内から溢れ出る生への渴望であり、「生きてるって感じたい」という純粋な願いとして表れている。

今ね、もうほんと、1 日がとにかくね、何事もない 1 日、変わりが無い平穏な 1 日っていうんですかね、ボーッとする 1 日ですよ、私は、何もしないからですね。なんか、そうやってね。で、なんか、あそこに行きたいって思ったら行けるようなね、1 日を過ごせたらなとか思って、旅行とか。でも、ほんと、普通にしていることがね、できなくなるってね、こんなにね、やっぱ、それも今、車に乗ることができないから感じることでね、分からなかったですよ。うーん。今まで何の気なしに思い立って、ね、動けて、自分で親に行って、あーきれいって、できてたことができないってね。

3) 「生ききる」ことを支える態度価値

A さんの死に逝く態度を揺るぎないものとした、死に逝くがん友との実存的交わりという至高経験について、至高経験による自己存在や生きる意味の顕在化は、至高経験による「意味への意志」と「意味への応答」である。死に逝くがん友との実存的交わりによる態度価値の Generativity によって、至高経験のもたらす超越的世界観：「たましいの存在」「普遍的平安・安寧の世界」の確信に至った。

なんか 3 日後くらいにしゃべれなくなるっていった。で、ほんとに 3 日後くらいにしゃべれなくなつて。で、それから、1 週間した時に、もう、あの一、なんて言うのかな、緩和ケア。もう、耳は聞こえてるけども、もう、心臓が動いてるだけって言われて、そこにも行って、で、娘さんが、もうお母さん管も抜くから、もうお母さんあと何時間したら亡くなるから、もう最後の最後やけん会いに来てって言われて。で、行って、で、話しかけて、楽しい思い出を話したりして、そしたらその時に、手がその人、手が動いて、

で、手握って、で、それから4時間から5時間したらもう亡くなったって言って、うん、そーう。だから、なんか最後まで私も、そうなるも頑張りたくなっちゃって思って、それを見てね、うーん。

至高経験 (Maslow = 1973 ; = 1998) は自己超越的な経験で、人生の見方を変えるほどの経験である。生命を支える基本的欲求を超えたところに存在する B 価値 (存在価値) が死を超越するため、死は不可避で不安や恐怖を伴うが、至高経験によって永遠性がもたらされる。それは、至高経験によって苦痛も価値あるものになるということである。従って、A さんの死に逝くがん友との実存的交わりは、至高経験と言える。

また、至高経験によって、A さんには、生きる意味を探し求め、意味の探求に向かう人間の根源的関心である「意味への意志」と、人生から問われている存在として、人生がその人に問いかけてくる問いに応答する「意味への応答」(Frankl = 1999 ; = 2002) が生じていた。A さんは、死に逝くがん友の態度価値を「意味への応答」として受け取り、自身の態度価値として受け継いでいた。それは、態度価値の Generativity である。

態度価値とは、どうすることもできない絶望的な状況において、苦悩をどのように引き受け、人生に意味を見出すかという、人生に意味を見出す3つの態度の一つであり (Frankl = 1985 ; = 2002)、Generativity (Erikson = 1989; Erikson & Erikson = 2001) は、成人期に獲得すべき発達課題として挙げられたもので、次世代の価値を生み出す行為に積極的にかかわっていくことを意味する。

つまり、がん友の死に逝く態度 (態度価値) は、A さんの意味探求における自己超越を後押しし、A さんの死に逝く態度を揺るぎないものとしたと言える。

「今を大切に生きる」ことの積み重ねにある「生ききる」という生かされた命に対する態度は、「死ぬまで生ききる」という態度価値である。そこには、「頑張りたい」に込められた死生観がある。それは、「今を大切に生きる」こととそれ以

外自分の力の及ばないことの自覚、身体の超越、「存在そのものの尊さ」の確信である。

A さんは今、自己存在や生きる意味の探求という恵みの中において、自己存在や生きる意味を問うことの手放し状態にある。それは、存在そのものが自己存在や生きる意味という自己超越によりもたらされる態度価値である。

2つの態度価値 (「死ぬまで生ききる」という態度価値と存在そのものが自己存在や生きる意味という自己超越によりもたらされる態度価値) は、最期まで生を支える希望である。

死っていうのを、もうなんか、受けいれてる。はい。あの、もう、ベッドの上で死ぬことが、すごく幸せって、すごく思ってる。で、もう、来るべき時が来たら、もう、多分、もう、受けいられる。なんか、間に、怖くなっていうのもあるけど、もうそれは多分自然にこう、もうそうになっていくんだろうなって、うん。(中略) そんなこと思ったことなかったですけども、全然もう、もう受けいれてるし、だから最後まで、なんか自分で諦めたくないっていう気持ちがあるんですよ。その、たとえば、姿かたちが寝たきりになっても、あの、頑張りたいていうのを先生に伝えてるんですよ。動けなくなっても、しゃべれなくなっても、あの、その時が来ても私は頑張りたいて。だから先生も、その、諦めないで、ほしい。だから、1日を、1日がこう、長く生きられるように、たとえば寝たきりでもね、うーん。

更に、A さんの態度価値は、ピアや看護師に対する使命としての態度価値となった。それは、「意味への応答」としての使命である。

ピアに対する態度価値の Generativity としての存在そのものにあらわれる生きざまには、ピアとの実存的交わりによるピアの「意味への応答」に対する委ねと祈りが込められている。

私が急変して、なんかそういう姿 (動けない、しゃべれない状態) になっても、あの、話しかけてって、言ってるんですよ。なんか、思い出とかね、あったことを話しかけてっていつてね。やっぱみんなためらうんですよ。なんかこう、ね、声かけちゃいけないとかね、なるから、私はね声かけてほしいって。で、その姿を見てね、現

実を受けとめてほしいって、うーん。そう。決して、自分がそうなるわけじゃないかもしれないけど、こういうねあれもあるんだよーっていうのをね、分かってほしいって。

看護師に対する態度価値の Generativity としての存在そのものにあらわれる生きざまには、存在そのものへの思いやりに満ちた態度（あるがままの存在の受容）や「生ききる」ための伴走という看護に対する願いが込められている。

Aさんは、がん友の死に逝く姿から態度価値（死を前にしてとる態度）を受け取り、それによる自身の態度価値をピアや看護師に繋いでいこうとしていた。それは、態度価値の Generativity である。

6. 自己存在の揺らぎに在る「問い」と「意味」における人間的繋がり：「内から溢れ出る穏やかさ」をもたらした一人の看護師によるありのまま包み込まれた体験

聴き手による「内から溢れ出る穏やかさ」の提示を受けたAさんは、「内から溢れ出る穏やかさ」のロールモデルによるありのまま包み込まれた体験について語った。それは、自己存在の揺らぎにある「問い」と「意味」を支えた人間的繋がりであった。

がん罹患前から無機質な看護への違和感を抱いていたAさんは、「病い」という全人的経験に対する看護を体験した。

Aさんは、最初の担当看護師（以下、Cさん）との関わりを通して、看護に表れる Spirit に触れた。それは、態度に表れる価値観だった。

最初の担当の看護師っているじゃないですか。私あの方に会ってから、なんかもうほんと、なんかね、あんまり病、入院することはなかったんですけども、なんか、看護師さんイコール仕事でこうやってるんだーっていう思いがちよっと強かったんですよ。仕事だからやってくれるんだ。なんかそういう思いがあったけど、なんかその看護師さんに出会って、もう看護師さん神様しか見えなくて、なんか、その人が、いたから、ちよっと、病院を好きになったし。〔中略〕なん

かその人にはなんか私、自分の思いを話せてたんですけども、他の看護師さんが入ってきたら、もう自分の思いなんか一切言わない。もう業務をしてもらったら、ありがとうございますだけだったんですけども、なんかその看護師さんはなんか違ったんですよ。

Cさんの看護から伝わる自分への関心や看護から伝わる自分のありのままを包み込む態度は、ベッドサイドケアにおける人間的対話に繋がった。特に、自分に対する些細な変化への感受は、態度に表れる自分への関心とありのままの受容だった。

Cさんの人間性に表れる Being モードは、Being モードによる共に在ることの心地よさとなった。また、求めをキャッチすること、求めへの開かれた態度、求めに応じる準備という伴走者としての能動的態度から、心強い伴走者としての「向き合うこと」と「逃げないこと」が伝わった。

また、患者と看護師にある乗り越えられない人称の立場の違いは、人間理解の限界と分からないことへの謙虚さや専門職としての「できる」の放手しという形でCさんの態度に表れていた。

これらのCさんの人間性を感じる態度は、一人の人間としての態度である。

Cさんの存在そのもので向き合う「身近さ」は、自己存在を支える存在との人間的繋がりをもたらした。それによって、病院もがんサバイブの安全基地として、自己存在を支える場所になった。

Aさんの看護師の態度に対するセンシビリティは、がん体験で培った患者役割であり、看護師の Doing と Being の見極め、看護師ごとに使い分ける仮面に繋がった。また、それは、パートナーシップに不可欠なセンシビリティとして、「生ききる」ための患者役割にもなっていた。

物理的「身近さ」としての看護師に対する実感できない人間的繋がりは、日常的な看護への溢れるリアルニーズであるが、今のAさんは、無機質な看護に対する受容と救しの状態にある。それは、超越的存在に生かされている確信による看護への受容と救しであり、患者の受容と救しによって成り立つ看護を意味している。

見る限り大変そうだなってというのが分かるじゃないですか。それでこっちが言ったこともこなしとってくれるとかね。もうありがたいとしか思えなくて。もうね、何かできないかになって思うけど、何もね、やってあげられないとしか思って。ほんとにありがたいと思う。

Aさんは、看護をいのちに関わる勇氣と覚悟の必要な、価値観の問われる全人的な仕事であると強く感じている。それは、看護に対する願いである。

7. 超越性としての「手放しによる存在の受容と救し」

今、Aさんは、生かされている確信の根底にある「存在の救し」によって、あるがままの自己受容と救しの状態にある。

そのようなAさんは、体験価値としての自然に対する慈しみや Being な自己と自然の共鳴という自然との超越的繋がりにとどまらない、体験価値としての全存在への慈しみの状態にある。それは、全存在に宿るいのちとの共鳴である。

体験価値とは、何かを体験したり誰かを愛したりすることの中に人生の意味を見出すもので、人生に意味を見出す3つの態度の一つである (Frankl = 1985 ; = 2002)。

自己の手放しの中で存在の尊さに気づいたAさんは、自然を含めた全存在との繋がりを実感している。また、Aさんの生かされている確信は、超越的存在から生きることや存在することを救されているという確信によるもので、それは、あるがままの自己受容を含めた自己への救し、更には、全存在とのいのちの共鳴を通しての全存在への受容と救しとしてAさんの態度に表れている。それは、手放しによってもたらされる救し (Canda & Furman = 2014) である。

8. 希望の光としての神様に生かされている確信と祈りによる超越的繋がり

自己存在や生きる意味の探求の中で辿り着いた「生かされている」確信は、「生かされている」確信による超自然的態度となった。これは、自己存

在を支える「神様」との超越的繋がりの確信による、生を支える希望としての「祈り」という態度価値としての信仰である。これは、自己存在や生きる意味の探求の中で辿り着いた超越的世界観である。

でも、そこまでになるのはやっぱね、ここまでね、生かしてくれたけんねって思ってね。そう。もう、もうなんか逆らわずに生きていこうみたいなね、なったけん思いが。(※：生かしてもらったっていうのは) いや神様やないの？ [即答] 神様、神様。(※：に生かされてきたって感じですか?) うんうん。私いつもお空に向かって、神様って言う。うん。治療今日するけど、あの一、薬が必ずあの一、効くと思ってるので、一緒に頑張ってくださいって言って。そーう。お空に向かって言う。ふふふ。

死の過程における5段階の各段階には、絶えず希望が存在する (Kubler-Ross = 2001)。Aさんに存在した希望、それは、合理的世界観から超越的世界観へと形を変えながら、しかし、「生ききる」という根底は揺らがず、絶えず存在していた。今、Aさんを最期まで支え続ける希望は、神様に生かされている確信、祈りによる超越的繋がりの確信である。

VI. 全体考察

1. スピリチュアリティの観点から捉えたがん体験者の世界観

Aさんのがん体験から生み出された世界観に特徴的だったのは、自己存在の揺らぎの中で繰り返される「問いと意味」、それによる「合理的世界観から超越的世界観のパラダイムシフト」及び「超越性としての手放しによる存在の受容と救し」であった。

まず、「合理的世界観から超越的世界観のパラダイムシフト」について、Aさんは自己存在の揺らぎの中で、人間存在の根底に関わる「問いと意味」を繰り返していた。その中で、命の有限性や生産的な世界における非生産的自己、裸の自己と対峙し、時間 (過去や未来) と自己 (人生で築いてきた自分らしさ) を手放すしかない状況に陥

り、手放したら違う世界が見えたのである。それは、自己存在や生きる意味を問うことでしか開かれない世界、問うたから開かれた世界である。Aさんは、自己超越によって「何によっても失われない存在の尊さ」を、死の超越を含めた時間の超越によって「今、ここに存在することの尊さ」を「問い」の「意味」として受け取ったのである。また、死に逝くがん友との実存的交わりという至高経験、神様に生かされて今ここにいる自分という確信及び全存在との繋がり、超越の後押しや手放した先に在る超越的世界観を揺るぎないものとし、「生き抜く」という合理的世界観から生かされた存在として「生きる」という超越的世界観の変容をもたらした。

次に、Aさんに表れた「超越性としての手放しによる存在の受容と赦し」について、まず、自己と対峙し、他者や超越的存在との繋がりの中でもたらされた「生かされている確信」の根底には、「存在の赦し」という生きること、存在することを超越的存在に赦されているという確信があった。その確信は、あるがままの自己受容及び自己への赦しとなり、更には、自分が受けている看護への受容と赦し、全存在とのいのちの共鳴を通しての全存在への受容と赦しに繋がっていた。また、最終的に辿り着いた自己存在や生きる意味を問うことの手放しは、Aさんが問う必要のない次元にいて、存在そのものがその意味になっているということであり、「超越性としての手放しによる存在の受容と赦し」と言える。

スピリチュアリティの発達、意味探求における意味の発展、自分自身の全側面及び全存在との関係の中で生じる統合の感覚の発展であり、それは、共感、愛、正義感、赦し、謙遜のような徳をもたらす (Canda & Furman=2014)。自己存在の揺らぎの中でスピリチュアル・エマージェンス (Grof & Grof=1999) を体験し、超越的世界観の変容に至ったAさんの世界観は、スピリチュアリティの発達であると考えられる。

2. スピリチュアリティを含む全人的理解の再考

Aさんの世界観は、身体的・心理的・社会的側面だけで捉えることのできないスピリチュアリティの側面に依拠しており、そこで現れたスピリ

チュアリティは、人間の深い部分に生じた自己存在の土台の揺らぎであった。Aさんは、がん体験の語りを通して、ソーシャルワーク実践を含む対人援助の中でも介入の困難な、スピリチュアリティという人間の深い部分を見せてくれた。そこで明らかとなったAさんの世界観は個人的なものだが、自己存在の揺らぎやそれによる世界観の変容は、人間に普遍的にみられるものと考えられる。それは、何らかの危機に対して、スピリチュアリティが、人間存在の根底に関わる問いとして表れ、それに対する答えを自分自身が見出す (藤井2000) という主観的意味づけの普遍性である。従って、本結果は、様々な段階で生き方の再考の岐路に立つがん患者のスピリチュアリティの性質や機能の理解に繋がるものと考えられる。

また、Aさんの世界観は、スピリチュアリティ抜きで「全人」を語ることはできないということを示してくれた。それは、人間の生きづらさや苦しみを捉える上でスピリチュアリティに配慮した実践は不可欠であり、Spiritually-Sensitive-Social Work (Canda & Furman=2014) の大切さが改めて示されたと言える。更にそれは、ソーシャルワークとしての価値 (Canda & Furman=2014; 秋山2016; 藤井2018) の重要性でもある。Aさんのがん体験から生み出された世界観には、受容と赦しによって成り立つ援助関係があった。それは、援助者が患者やクライアントに赦されて、援助させてもらっているということである。また、一人の看護師によるありのまま包み込まれた体験には、「できること」を手放して共に在ろうとする (藤井2015) 看護師の態度があった。人間存在の根底に関わる「問い」と「意味」を繰り返す患者やクライアントに関わる時、援助者は援助者としてではなく、一人の人間として問われる存在になる。それは、「問い」そのものに対してはもちろんのこと、それについて語る者を前にしてどう在るかという態度も問われている (稗田2022) ということである。その際、人間の限界として「できないこと」を認めること、そのような援助者自身の価値観の転換が必要である。それは、「分かる」ことの限界や人称の立場の違いを認め、一人の人間として、相手の体験世界に入らせていただく、つまり、相手の見ている世界を理

解しようとする謙虚さであり、それなしで相手の世界観に近づくことは困難であると考え。援助者は、当事者ではない。従って、がん体験者の「体験世界の訪問者」としての枠から外れることは決してないのである。援助者は、患者やクライアントに赦されて、その人の生きづらさや痛みを含めた世界観を共有できる、その機会が与えられるのである。

Aさんの示した世界観は、スピリチュアリティを含めた全人的理解の重要性を提示しただけでなく、そもそも人間をどのように捉えるのか、その人の世界観を見ずに理解できるのか、という問いかけであると考え。それは、援助者として、一人の人間として、それらを問い直す機会が与えられたということである。

Ⅶ. おわりに

本研究では、全人的な存在であるがん患者の体験から生み出される世界観をスピリチュアリティの観点から探索的に検討した。その結果、命の有限性や自己との対峙といった自己存在の揺らぎの中で繰り返される「問いと意味」、それによる「合理的世界観から超越的世界観のパラダイムシフト」及び「超越性としての手放しによる存在の受容と赦し」というスピリチュアリティの発達の視点が認められた。これは、従来のスピリチュアリティ研究で捉えきれないスピリチュアリティを含めた人間理解に繋がり、意義があったと考える。

また、今回詳述できなかつたが、がん体験から生み出される世界観という意味世界の理解において、SCATによる分析の意義は大きい。SCATによる分析は、Aさんの世界観という固有性と共に、スピリチュアリティの普遍性の提示を可能にした。

今後は、本研究の継続によって知見を蓄積し、スピリチュアリティを含む全人的理解及び人間をいかに捉えるかという人間観について再考する。これらを今後の研究課題とする。

謝辞

本研究にご協力いただきました研究参加者のAさ

ん、ご指導いただきました関西学院大学の藤井美和教授、池埜聡教授に心より感謝申し上げます。

文献

- 秋山智久 (2016) 『社会福祉の思想入門－なぜ「人」を助けるのか』 ミネルヴァ書房.
- 蘭由岐子 (2017) 『「病の経験」を聞き取る [新版]－ハンセン病者のライフヒストリー－』 生活書院.
- Canda, E. R. and Furman, L. D. (2010) *Spiritual Diversity in Social Work Practice: The Heart of Helping*, Oxford University Press, NY. (=2014 木原活信・中川吉晴・藤井美和 監訳『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か－人間の根源性にもとづく援助の核心』 ミネルヴァ書房.)
- Erikson, E. H. & Erikson, J. M. (1997) *The Life Cycle Completed: A Review: Expanded Edition*, W. W. Norton & Company, Inc., New York. (=2001 村瀬孝雄・近藤邦夫 訳『ライフサイクル、その完結』 みすず書房.)
- Frankl, V. E. (1972) *Der Wille zum Sinn*, R. Piper GmbH and Co.KG, München. (=2002 山田邦男監訳『意味への意志』 春秋社.)
- Frankl, V. E. (1978) *The Unheard Cry for Meaning*, Touchstone Book, Simon and Schuster, NY. (=1999 諸富祥彦 監訳, 上嶋洋一・松岡世利子 訳『〈生きる意味〉を求めて』 春秋社.)
- Frankl, V. E. (1952) *Aerztliche Seelsorge*, Franz Deuticke, Wien. (=1985 霜山徳爾 訳『死と愛』 みすず書房.)
- 藤井美和 (2000) 「病む人のクオリティーオブライフとスピリチュアリティ」『関西学院大学社会学部紀要』 85, 33-42.
- 藤井美和 (2015) 『死生学と QOL』 関西学院大学出版会.
- 藤井美和 (2017) 「死生観にかかわる教育：ソーシャルワーク教育における課題」『社会福祉研究』 128, 58-66.
- 藤井美和 (2018) 「社会福祉における価値－いのちの視点から－」『人間福祉学研究』 11(1), 43-55.
- 藤井美和・李政元・田崎美弥子・他 (2005) 「日本人のスピリチュアリティの表すもの：WHOQOL のスピリチュアリティの予備調査から」『日本社会精神医学会雑誌』 14, 3-17.
- 深谷美枝 (2013) 「「スピリチュアリティを志向する援助」の鍵概念を巡る一試論－スピリチュアリティかスピリチュアルベインか－」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』 140, 127-148.

- Grof, S., & Grof, C. (Eds.) (1989) *Spiritual emergency: When personal transformation becomes a crisis*. Los Angeles: Tarcher. (=1999 高岡よし子・大口康子 訳『スピリチュアル・エマージェンシー』春秋社.)
- 稗田朋子 (2022) 「自己存在の意味を問うことの意義：スピリチュアリティの観点から」『九州社会福祉学』18, 15-31.
- 比嘉勇人 (2002) 「Spirituality 評定尺度の開発とその信頼性・妥当性の検討」『日本看護科学学会誌』22 (3), 29-38.
- 今村仁美 (2011) 「青年期におけるスピリチュアルペインの構成概念と自殺念慮との関係」『Human Welfare』5(1), 129-130.
- 国立がん研究センターがん対策情報センター (2020) 『がん専門相談員のための学習の手引き～実践に役立つエッセンス～(第3版)』 (https://ganjoho.jp/med_pro/training/consultation/pdf/gakushu_guide03.pdf, 2022. 1. 20)
- 厚生労働省 (1999) 『WHO 憲章における「健康」の定義の改正案について』 (https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1103/h0319-1_6.html, 2022. 1. 20)
- Kübler-Ross, E. (1969) *On Death and Dying*, McMillan Co., New York, NY. (=2001 鈴木晶 訳『死ぬ瞬間－死とその過程について』中央公論新社.)
- 窪寺俊之 (2004) 『スピリチュアルケア学序説』三輪書店.
- 窪寺俊之 (2008) 『スピリチュアルケア学概説』三輪書店.
- 公益社団法人日本 WHO 協会 (1998) 『健康の定義について』 (<https://japan-who.or.jp/about/who-what/identification-health/>, 2021. 8. 29)
- Maslow, A. H. (1971) *The Father Reaches of Human Nature*, Penguin, London. (=1973 上田吉一 訳『人間性の最高価値』誠信書房.)
- Maslow, A. H. (1968) *Toward a psychology of being*, Nostrand Reinhold Co., NY. (=1998 上田吉一 訳『完全なる人間－魂のめざすもの』誠信書房.)
- 三澤久恵・野尻雅美・新野直明 (2010) 「地域高齢者のスピリチュアリティ評定尺度の開発」『日本健康医学雑誌』18(4), 170-180.
- 村田久行 (2011) 「終末期がん患者のスピリチュアルペインとそのケア」『日本ペインクリニック学会誌』18(1), 1-8.
- 大谷尚 (2008) 「4ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案－着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き－」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』54(2), 27-44.
- 大谷尚 (2011) 「SCAT: Steps for Coding and Theorization－明示の手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法」『感性工学』10 (3), 155-160.
- 大谷尚 (2019) 『質的研究の考え方 研究方法論から SCAT による分析まで』名古屋大学出版会.
- 竹田恵子・太湯好子 (2006) 「日本人高齢者のスピリチュアリティ概念構造の検討」『川崎医療福祉学会誌』16(1), 53-66.
- 竹田恵子・太湯好子・桐野匡史・他 (2007) 「高齢者のスピリチュアリティ健康尺度の開発－妥当性と信頼性の検証－」『日本保健科学学会誌』10(2), 63-71.
- 田村恵子・河正子・森田達也 (2012) 『スピリチュアルケアの手引き』青海社.
- Taylor, E. J. (2002) *Spiritual Care: Nursing Theory, Research, and Practice*, Prentice Hall. (=2008 江本愛子・江本新 監訳『スピリチュアルケア 看護のための理論・研究・実践』医学書院.)
- 特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会 (2002) 『WHO (世界保健機関) の緩和ケアの定義 (2002年)』 (<https://www.hpcj.org/what/definition.html>, 2022. 1. 20)
- 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 (2020) 『倫理綱領』 (<http://www.jasw.jp/about/rule/>, 2021. 8. 27)
- 上田直宏 (2006) 「学生の持つスピリチュアルペインの構成概念とその表出」『関西学院大学社会学部紀要』101, 143-159.
- 安井優子 (2021) 「緩和ケア・終末期医療における医療ソーシャルワーカーの Spiritual-Sensitivity の構造」『保健医療社会福祉研究』29, 29-45.

The Worldview of Cancer Survivor: from the Perspective of Spirituality

Tomoko Hieda*

ABSTRACT

The purpose of this study was to examine the worldview, generated through the cancer experience, from a spirituality perspective, viewing the cancer patient as a whole person.

The narrative of one cancer patient under ongoing treatment in an advanced stage was analyzed using Steps for Coding and Theorization (SCAT) method.

The analysis revealed the following three spiritual developments of the survivor: questions and meanings repeatedly, arising in the wavering of self-existence due to confrontation to the finiteness of life and the self; a paradigm shift from a rational to a transcendental worldview; and acceptance and forgiveness of existence through letting go as transcendence.

This study shows that the spirituality of the survivor appeared as the changes of the worldview, which repeated, deep in her consciousness, in the wavering of recognition toward self-existence as human being, and that her spirituality cannot be captured only in physical, psychological, and social aspects.

It was suggested that whole-person understanding cannot be discussed without spirituality, and that we need to reconsider our view of humanity, how we perceive human beings.

Key words: Spirituality, The Worldview of Cancer Survivor, SCAT (Steps for Coding and Theorization)

* Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

大学生を対象にした一過性運動による 主観的疲労感、心拍数および感情の変化に関する研究

廣 田 音 奏*¹、河 鱒 一 彦*²

要約：

本研究の目的は大学生を対象に一過性運動による主観的疲労感、心拍数および感情の変化をウォーキングとノルディックウォーキングで比較することである。

健康な大学生計 13 人を対象とした。測定したのはウォーキング直後の主観的疲労感、ウォーキング開始 10 分後と 20 分後の心拍数およびウォーキング開始直前・直後・回復後の感情尺度（WASEDA）であった。ノルディックウォーキングも同様に測定した。

主観的疲労感にはノルディックウォーキングの方が有意に大きく疲労感を感じていたが、心拍数では有意な差は認められなかった。ウォーキングとノルディックウォーキングにおける感情に差はなく、運動中に同じような感情の変化が起きていることが明らかになった。

キーワード：一過性運動、主観的疲労感、WASEDA、心拍数

1. 緒言

今日のストレス社会において適度な運動を行うと気持ちやすっきりする経験は誰でも感じたことがあるだろう。世界保健機関（WHO）¹⁾によると、定期的な身体活動は、心血管疾患、2 型糖尿病および特定のがんなど非感染性疾患の予防と管理のために重要な要因であるとし、健康的な体重の維持や幸福感にも寄与するとしている。また、適度な運動は健康の維持・増進にきわめて重要な役割を担っており、Quality of Life を高めるツールの 1 つとして運動の価値はますます高まってくることが示唆されている²⁾。さらに身体活動とメンタルヘルスに関する研究において定期的な身体活動は、うつ病や不安の症状を緩和する上で重要な役割を果たす可能性があり、軽度から中等度の抑うつ症状の治療に心理療法と同じくらい効果的であると示唆されている³⁾。これらのことから適度な運動は健康の維持・増進に重要であり、身体的かつ精神的に良い影響を与えていることは言う

までもない。なかでも、誰でも簡単に行うことができる運動の 1 つがウォーキング（以下、W と記す）である。W には継続時間が長くなるほど脂肪をエネルギーとして利用する比率が高まるため、体脂肪の減少による肥満解消や血中の中性脂肪の減少、血圧や血糖値の改善に効果があるとされている⁴⁾。また、スポーツ庁⁵⁾による令和 3 年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、この 1 年間に行った運動・スポーツの種目について聞いたところ W を挙げた者の割合が 64.1%（n=20,000）と最も高い結果となった。5 年前の平成 28 年度と同調査⁶⁾では 38.7%（n=20,000）であり、令和 3 年と比較すると約 1.7 倍の増加であった。簡単に行うことができるという手軽さから、今後さらに増加することが考えられる。

さらに近年、W と似たノルディックウォーキング（以下、NW と記す）が流行っている。NW とは両手にポールを持って歩く歩行運動の 1 つで 1930 年代からフィンランドにおけるクロスカントリースキー選手の夏場トレーニングとして活用された⁷⁾。ストックウォーキングやポールウォーキン

*1 関西学院大学非常勤講師

*2 関西学院大学人間福祉学部教授

グ等の別称がある。2本のポールを用いた歩行は、歩行時の転倒を防止するだけでなく、心理的な安心が運動に対する動機付けを強化する効果が期待できる。また、普通歩行と比較して同速度でのエネルギー消費が高くできたり、上肢の筋活動を大きくすることによって上肢を鍛える効果があるとされている⁸⁾。これら W と NW の2つの運動には上述したような身体的効果があることに加え、誰でも簡単にできる運動である。さらに W における心理的感情の変化に関して Katula et al.⁹⁾ は、平均年齢 67.1 歳の高齢者 80 人に週 3 回、自己で選択した強度で 15~40 分間の W を 6 か月間行わせた結果、否定的感情(状態不安)を減少させると報告している。Shin¹⁰⁾ は、60~75 歳の女性 27 人に週 3 回、自由歩行による 50~60 分の W を実施した結果、抑うつ-落ち込み、緊張-不安、疲労および活気の指標がコントロール群と比較し有意に改善したことを報告している。NW に関して運動強度、運動の筋活動およびリハビリテーションに関する効果等の研究は多くあるが、感情を検討した研究は少ない。さらに W と NW の2つの主観的疲労感、心拍数および感情の変化を比較し総合的に検討した研究はない。そこで本研究は大学生を対象に一過性運動による主観的疲労感、心拍数および感情の変化を W と NW で比較することを目的とした。

2. 方法

1) 被験者

被験者は、k 大学に在学する健康な大学生男女 13 名(男子 5 名、女子 8 名;平均年齢 19 歳±0.6 歳)であった。実験参加に際して被験者には、事

前に実験に関する説明を十分に行った後に、本研究に参加する同意を得て実施した。

2) 測定項目

測定を行ったのは疲労感評価、心拍数および運動に伴う感情であった。

主観的疲労評価ツールとして、Visual Analogue Scale (以下、VAS と記す)を用いて疲労の評価をした。VAS では、「今あなたが感じている疲労感を直線の左右両端に示した間隔を参考に直線状に×で示してください。」と教示し、直線の左端に「疲れを全く感じない最良の感覚」、右端に「何もできないほど疲れきった最悪の感覚」と示し、100 mm の直線状に印をつけてもらい、左端からの長さを測定し、その長さを得点とした。

心拍数の測定には山佐時計器株式会社製ウェアラブル万歩計®anemos fit を用いた。

運動に伴う感情尺度として、運動固有の感情を測定する WASEDA を用いた。WASEDA は否定的感情(項目:うらたえた、心苦しい、いやがった、沈んだ)、高揚感(項目:胸おどる、夢中な、わくわくした、燃え上がった)および落ち着き感(安心した、のんびりした、安らいだ、落ち着いた)の3因12項目から構成されている。回答方法は、「全く感じない(1)」、「あまり感じない(2)」、「どちらでもない(3)」、「すこし感じる(4)」、「かなり感じる(5)」の5件法である。3つの感情得点の範囲は4-20点であった。

3) 実験手順

実験は W と NW の2条件を2日間に分けて行った。実験手順は荒井ら¹¹⁾を参考にした。実験手順を図1に示す。

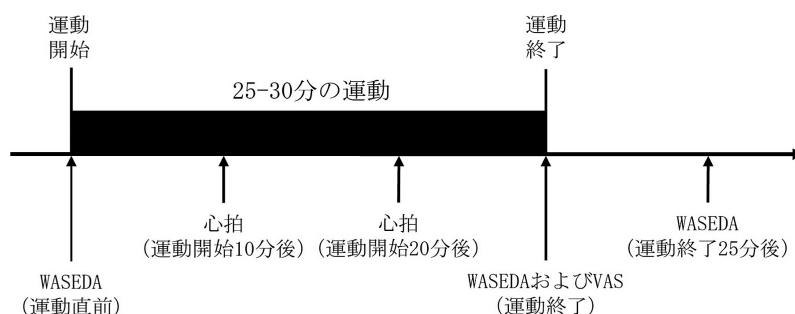


図1 実験手順

被験者は、k 大学キャンパス内の体育館に集合し実験実施における説明および実施上の教示を受けた。次に W 運動直前の WASEDA の測定を行った後、4-5 人組に分かれ、25-30 分間の W を行った。W の速度は自由選択に任せたが、次のような教示を与えた。①できるかぎり話をしながら歩くこと、②初めから終わりまで同じペースで歩くこと、③終わってもまだ歩くことができる余裕を残しておくこと（苦痛を伴わないようにする）。W 終了後、被験者は体育館へ戻り W 運動直後の WASEDA の測定を行った。この時に VAS 調査による疲労の評価も併せて行った。さらに W 終了後 25 分経過時に回復期の WASEDA の測定を行った。また、心拍の測定は W 運動開始から 10 分後と 20 分後に行った。以上の実験手順で NW も同様に行った。また NW に使用したボールはミズノ社製のマイティボール（ロングタイプ）で、長さは 112 cm であった（図 2）。

4) 分析の方法

VAS と心拍数の分析には対応のある t 検定を行った。WASEDA の分析には W と NW の 2 つの歩行条件と、その歩行条件における運動直前、運動直後および回復期の 3 つの時点条件を条件 (2 (条件) × 3 (測定時間)) として二元配置分散分析



図 2 実験に使用したボール

を行った。交互作用が認められた場合には、その後の検定として Bonferroni の方法を用いて検討した。また主効果が認められた場合も同様に、Bonferroni の方法を用いて検討した。分析に使用したアプリケーションはマイクロソフト社製 Excel、IBM 社製 SPSS 統計ソフトバージョン 28.0.1 であった。統計上の有意水準は 5% 以下とした。すべてのデータは平均値（±標準偏差）で示した。

3. 結果

VAS 調査による W、NW の主観的疲労評価（図 3）は、W 運動直後は 31.2 ± 24.0 点、NW 運動直後は 52.2 ± 22.3 点であり、NW 運動直後の方が有意に大きかった ($p < 0.05$)。

W、NW における心拍数の平均値を図 4 に示し

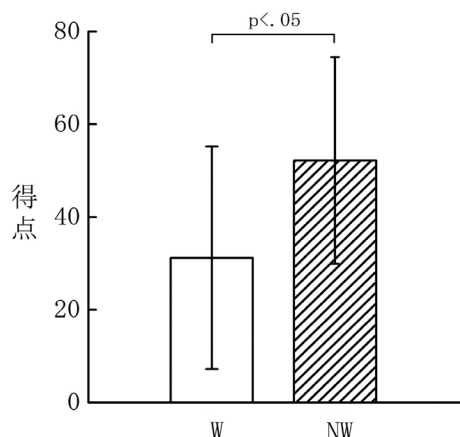


図 3 W と NW における VAS 得点

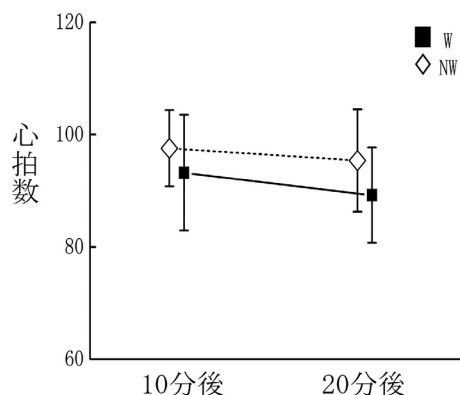
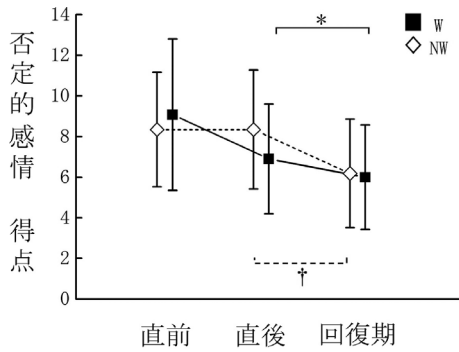
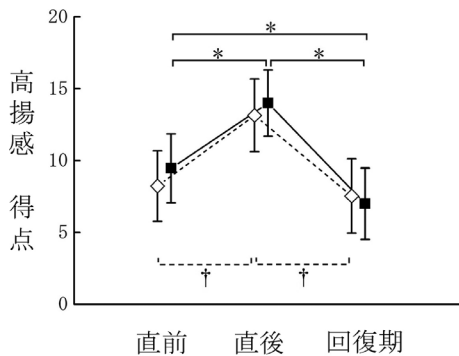


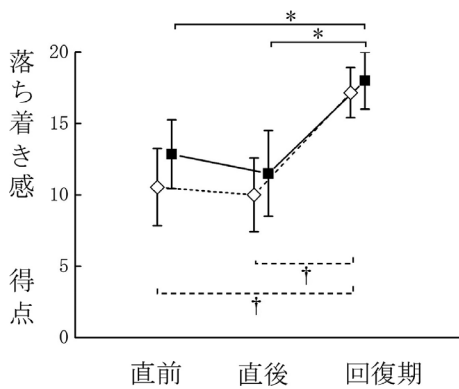
図 4 W と NW における平均心拍数の変化



* = $p < 0.01$, † = $p < 0.001$



* = $p < 0.01$, † = $p < 0.001$



*, † = $p < 0.001$

図 5 W と NW における WASEDA の変化

た。W 開始 10 分後の心拍数は 93.2 ± 10.3 拍/分、開始 20 分後は 89.2 ± 8.5 拍/分であった。NW の開始 10 分後の心拍数は 97.5 ± 6.8 拍/分、開始 20 分後は 95.3 ± 9.1 拍/分であった。W と NW の開始 10 分後、20 分後の心拍数を比較した結果、ともに有意な差は認められなかった。

W、NW における WASEDA の結果 (運動直

前、運動直後および回復期) を図 5 に示した。

「否定的感情」は歩行条件×時間条件の交互作用は見られなかった。条件の単純主効果は認められなかったが、測定時間の単純主効果は認められた ($F_{(2,24)} = 6.9$, $p < 0.005$)。その後の検定として下位検定を行った結果、W 条件、NW 条件ともに直後と回復期で有意差が認められた。

「高揚感」は歩行条件×時間条件の交互作用は見られなかった。条件の単純主効果は認められなかったが測定時間の単純主効果は認められた ($F_{(1.4, 16.7)} = 34.0$, $p < 0.001$)。その後の検定として下位検定を行った結果、W 条件ではすべての測定時間で有意差が認められた ($p < 0.01$)。NW 条件では直前と直後、直後と回復期に有意差が認められた ($p < 0.001$)。

「落ち着き感」は歩行条件×時間条件の交互作用は見られなかったが、条件と測定時間の単純主効果は認められた ($F_{(2, 24)} = 51.6$, $p < 0.001$)。その後の検定として下位検定を行った結果、W 条件、NW 条件ともに直前と回復期、直後と回復期に有意差が認められた ($p < 0.001$)。

4. 考察

本研究の目的は、大学生を対象に一過性運動による主観的疲労感、心拍数および感情の変化を W と NW でそれぞれ比較することであった。

NW と W の、1.25、1.53、1.81、2.08 m/s 時の最大酸素摂取量を測定した研究¹²⁾では 1.25 m/s のみ有意差が認められたが、いずれの速度でも W よりも NW の方が高い傾向であったことを報告しており、これは生理的負荷が NW の方が高いことを示している。また、日本ノルディックウォーキング協会⁷⁾では NW は全身運動として消費カロリーの向上効果が期待できるなどとして、その効果や特徴を主張している。いずれにおいても NW の方が W と比較すると、生理的負荷が高いことが示されている。本研究の VAS による主観的疲労評価では、W より NW の方が有意に大きく疲労感を感じており、それに伴い生理的負荷も感じていたと考えられる。しかし、生理的負荷の指標として使われる心拍数の測定では、W と NW の開始 10 分後、20 分後の心拍数をそれぞれ

比較した結果、ともに有意な差は認められなく生理的負荷は変らなかった。一般に運動の際には、生理的な筋疲労が高まると主観的な疲労感覚が高まる¹³⁾とされている。しかし本研究ではVASによる疲労評価ではWよりもNWの方が有意に大きく疲労感を感じていたが生理的負荷が変わらなかった。その理由として、本研究の被験者となった大学生全員がNW初心者ということもあり、Wよりも慣れていないNWでの速度が遅かったことが考えられる。本研究ではWとNWの測定時に歩く速度、距離は指定しておらず、それぞれ25-30分間行うという時間の指定だけ行った。そのためNWの方が速度は遅かった可能性がある。これらのことが、生理的負荷に差がなかった理由だと考えられる。

次にWとNWにおける感情の変化をWASEDAを用いて測定した結果、「否定的感情」ではNW、Wともに直後から回復期にかけて有意に減少した。次に「高揚感」ではW直後に有意に増加し、回復期には有意に減少した。また、W直前よりも回復期の方が有意に低位を示した。NWにおいては直後に有意に増加し、回復期には有意に減少した。「落ち着き感」ではW、NWともに直前から回復期、直後から回復期を比較して有意に高い得点を示した。活性感情を表す「高揚感」ではW、NWともに運動直後から増加した状態が持続せず減少したことから、高揚感は持続しないことが考えられる。一方で沈静した感情を表す「落ち着き感」は「高揚感」とは反対にW、NWともに運動直後から回復期にかけて増加した。「否定的感情」ではW、NWともに直後から回復期にかけて有意に減少したことから、直後から回復期にかけて増加した「落ち着き感」により「否定的感情」が減少し、感情が改善されることが明らかになった。Katula et al.⁹⁾は自分で設定した強度でのWは否定的な感情を減少させることを明らかにした。斉藤ら¹⁴⁾はWによる運動直後と回復期の感情の変化を比較した研究では、ポジティブな感情が増加することを報告している。これらの研究結果は本研究と一致している。また、すべての感情尺度にWとNWにおける交互作用はなく、WとNWで感情に差がなく同じような感情の変化が起きているということが明らかにな

った。同じように、生理的負荷の指標とした心拍数にも有意な差は見られなかった。これらの結果から、本研究の条件であった。①できるかぎり話をしながら歩くこと、②初めから終わりまで同じペースで歩くこと、③終わってもまだ歩くことができる余裕を残しておくこと（苦痛を伴わないようにする）の下、WとNWを行うのであれば感情を改善させ、同じ運動効果が得られることが考えられる。これにより場所、気候、その時の気分、さらにボールの有無によりWとNW運動を選択することが可能である。また、上述したように生理的な筋疲労が高まると主観的な疲労感覚が高まるためNWを行う際は初心者や高齢者の場合、運動前に無理のない速度で行うように教授する必要がある。

今後も運動・スポーツの価値、需要がますます高まることが考えられる。これまで生活の中で行ってきた「引く張る」、「捻じる」、「押す」、「持つ」等の動作が人工知能の発達によりスイッチ1つで自動化され、生活動作が簡易的になってきた。このような環境で誰でも簡単にできる「歩く」という運動がヒトの身体にどうポジティブに影響するのかわかる必要があると考える。

5. まとめ

本研究の目的は大学生を対象に一過性運動による主観的疲労感、心拍数および感情の変化をウォーキングとノルディックウォーキングで比較し以下の結果を得た。

- ・主観的疲労感はノルディックウォーキングの方が有意に大きく疲労感を感じていたが、生理的負荷の指標である心拍数では有意な差は認められなかった。
- ・ウォーキングとノルディックウォーキングにおける感情に差はなく、運動中に同じような感情の変化が起きていることが明らかになった。

参考文献

- 1) World Health Organization. WHO guidelines on physical activity and sedentary behavior: at a glance, World Health Organization, pp 2, 2020.
- 2) 橋本公雄. 運動史学研究の課題－メンタルヘル

- ス改善のための運動処方 の確立を目指して－. スポーツ心理学研究, 27, pp 50-61, 2000.
- 3) Paluska SA., Schwenk TL. Physical Activity and Mental. *Sports Med*, 29(3), pp 167-180, 2000.
 - 4) 厚生労働省 (online 1). 生活習慣病予防のための健康情報サイト. <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/exercise/ys-080.html>, (参照日 2022年11月16日).
 - 5) スポーツ庁 (online 2). 令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和3年11月調査). https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1415963_00006.htm, (参照日 2022年11月16日).
 - 6) スポーツ庁 (online 3). 平成28年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(平成28年11月調査). https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1381922.htm, (参照日 2022年11月16日).
 - 7) 日本ノルディックウォーキング協会 (online 4). <https://www.jnwa.org/>, (参照日 2022年11月16日)
 - 8) 田中ひかる, 松浪久馬, 佐川和則. 介護予防のためのポールを用いた歩行法の開発. 大阪体育学研究, 56, pp 1-8, 2008.
 - 9) Jeffrey A. Katula., Bryan J. Blissmer., Edward McAuley. Exercise intensity and self-efficacy effects on anxiety reduction in healthy, older adults. *Journal of Behavioral Medicine*, 22, pp 233-247, 1999.
 - 10) Shin Y. The Effects of a Walking Exercise Program on Physical Function and Emotional State of Elderly Korean Women. *journal of behavioral medicine*, 16(2), pp 146-154, 2004.
 - 11) 荒井弘和, 竹中晃二, 岡浩一郎. 一過性運動に用いる感情尺度－尺度の開発と運動時における感情の検討－. 健康心理学研究, 16(1), pp 1-10, 2003.
 - 12) 田中ひかる, 荒野弘美, 田邊智, 熊本和正, 伊藤章, 佐川和則. ノルディックウォーキングにおける種々速度に対する生理的および力学的負荷の関係. 体育学研究, 57, pp 21-32, 2012.
 - 13) 斉藤満, 間野忠明. 疲労感覚を手がかりとした交感神経活動の随意調節. 疲労と休養の科学, 4(1), pp 97-104, 1989.
 - 14) 斉藤篤司, 橋本公雄, 堀田昇. 歩行による運動直後および回復期の感情の変化. 久留米大学保健体育センター研究紀要, 1, pp 17-22, 1996.

Study on the subjective fatigue feeling, heart rate and emotional change due to transient exercise by university students

Okana Hirota*¹ Kazuhiko Kawabata*²

ABSTRACT

The purpose of this study was to compare changes in affect scale for acute exercise, heart rate, and emotions due to transient exercise between walking and Nordic walking in university students.

The subjects were a total of 13 healthy university students. Subjective fatigue immediately after walking, their heart rate was 10 and 20 minutes after walking, and Waseda Affect Scale of Exercise and Durable Activity (WASEDA) immediately before, after, and after recovery from walking were measured. Nordic walking was also measured in the same way.

Subjective fatigue was significantly greater in Nordic walkers, but there was no significant difference in heart rate. There was no difference in emotion between walking and Nordic walking, indicating that similar changes in emotion occurred during exercise.

Key words: acute exercise, Subjective fatigue, WASEDA, heart rate

* 1 Adjunct lecturer, Kwansei Gakuin University

* 2 Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

〔研究ノート〕

医療の意思決定とソーシャルワーク

— 社会福祉の視点と対象認識に焦点をあてて —

林 眞 帆*

要旨：

本研究ノートは、医療が分業的に福祉を必要としている点を批判的に捉え、従来からヘルスケアとソーシャルワークが深い関係にあることを示し、医療の選択と決定に全体論的な視点をもつソーシャルワークが関与することの意義について考察した。その過程では、患者の権利保障としての意思決定を目指すうえで、「死」と「生」を連続的かつ一体的に捉えて「生きることの全体像」として病者を捉えるソーシャルワークの視点の重要性を示した。

キーワード：患者の権利、意思決定支援、医療ソーシャルワーク

1. はじめに

患者の権利の尊重という理念は、第二次大戦下の非人道的な人体実験への反省のもと医学実験における患者の自発的同意を不可欠とする1947年の「ニューンベルグ綱領」に遡る。人権の尊重に重点を置いた医学や医療のあり方は、1964年のヘルシンキ宣言、患者の権利に関するWMAリスボン宣言（世界医師会1981）、ヨーロッパにおける患者の権利促進に関する宣言（WHO1994）に継承され、患者の人権と自己決定を尊重することが医療倫理の共通原則とされた（藤重、安井、久木元他2020:2）。また、この原則では、判断能力が不十分な患者について法律上の権限を有する代理人の同意を求めつつ、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならないことが示されている。実際の医療現場では、インフォームド・コンセント（説明と同意）の方法によって医療サービスの提供に関する患者の意思決定を保障する。

しかし、救命医療の場では、患者の病態からその意思を確認することが困難な場合が多い。とりわけ、超高齢社会において救急搬送患者の6割以上が高齢者であるという状況のなか、救命と生

命・人生の質の問題から、延命治療の判断が難しくなっている（曾我2016:795）。これを受け、2018年厚生労働省は「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」で指針を示し、本人の事前意思表明を促すアドバンスケアプランニング（Advance Care planning、以下ACPと記す）を実施することで課題解決に乗り出した。これらの動きは、患者の意思決定支援をとおした終末期医療における患者の権利擁護と言える。

ガイドラインには、医療・ケアチームの役割として本人の意思を尊重するため、本人のこれまでの人生観や価値観、どのような生き方を望むかを含めできる限り把握することが示されている。しかし、医師や看護師が上述した生活や人生を包括的に捉える視点や方法をもち得ているだろうか。例えば、先行研究において、患者中心の医療の重要性を認識しているものの、患者や家族の不安が惹起されることへの躊躇や、実践に時間や労力がかかることが医師の障壁要因として明らかにされ、意思決定支援にまで至っていないことが報告されている（中山、吉田、森2021:23）。また、患者の医学的な側面以外を知らないことで決定に関する重要な情報を提供できないことがある（Bernacki、Block2014:1994）との指摘もある。

* 関西学院大学人間福祉学部准教授

看護研究では、看護師による心理面や社会面への支援や患者個々の背景にある具体的な問題を明らかにすることの難しさが報告されている（田代・藤田 2020）。加えて、浦野らの研究では、ACPの支援を意思（意向）の確認と捉えている研究が多いことを踏まえ、意思決定支援では、タイミングを図って意思確認の介入をすることが重要だと報告している（浦野、神山、杉 2021）。つまり、意思決定支援を確認という結果だけで捉えており、結果を導くプロセスとしての認識が欠けている。ここに医師や看護師の専門性の限界が見える。そのため、ACPの推進には、患者の意思決定のコーチとしてソーシャルワーカーの役割を必要とする（You, Downar, Fowler 他：2015: 555）という指摘もある。

そこで、本稿では、医療において患者の意思決定が重視される今日、近年の医療ソーシャルワークの課題を踏まえ、医療の意思決定支援における社会福祉的な認識の必要性について検討する。そのうえで、意思決定支援にソーシャルワークが関与することの意義について考察する。

2. 近年の医療ソーシャルワーク

病いは、その人の暮らしや人生を劇的に変容させるものである。それゆえ、医療行為の決定は、本人自身にとって、医療を提供する者たちにとって簡単なことではない。加えて、医療制度が極めて複雑であることから、患者が自らの生命と向き合い、患者の意思決定を支える医療のあり方が重要となっている。これまで、医療ソーシャルワークはその一役を担ってきたと言えるが、近年、医療機関でのソーシャルワークは、病院組織経営の影響を受け、病棟の回転率が重視され、患者の生活上の問題やニーズへの援助が困難になっている。それは、わが国だけの問題ではなく、専門職化を実現したアメリカにおいても90年代後半からソーシャルワーカーが組織に束縛され専門職価値と組織の価値との相違と役割の曖昧さのなか実践に歪みが生じている（Gibelman 1996=1999: 127-131）。

わが国においても周知のとおり、医療政策は医療サービスを適切かつ効率的に提供することを目

指している。医療ソーシャルワークには、社会的役割として患者が適切な時期に必要な療養の場ないしは、生活の場を確保するために働くことが求めている。なかでも2008年の診療報酬改定で退院支援が評価されて以降、医療ソーシャルワーカーの経営的な視点はより加速した（小銭、久永 2014: 69）。このように医療の効率化と経営の双方からの影響を受けたソーシャルワーカーが退院促進係として位置づけられ、それに戸惑うソーシャルワーカーからは、患者本位の視点を喪失するのではないかという不安と葛藤が報告されるようになる（村上 2020: 9）。このことは、ソーシャルワークの原則である自己決定支援の困難さを伺わせ、患者の権利の尊重という理念や倫理原則の遂行への課題が生じ始めたことと捉えられる。

残念なことに政策に翻弄され、医療ソーシャルワークが価値の実践を見失う一方で、政策の後押しを受けて医療における患者の意思決定支援が重視される今日、医療ソーシャルワークがそこに関与できないという事態が起きている（林・織原・日和 2020）。

かつて、岡村重夫は「医療ソーシャル・ワークとは、医療制度のなかにとり入れられた社会福祉の理論と技術の体系（generic social work）であり、社会福祉ないしはソーシャルワークの意味内容をいかに理解するかによって、医療ソーシャル・ワークの内容が著しく変わってくる」（1964: 28）と指摘した。当時の医療社会事業協会（現日本医療社会福祉協会）の資格化をめぐる議論を見ると社会福祉と医療ソーシャルワークを同一視することに異論があったかもしれない。しかし現在、日本医療社会福祉協会が病院で働くソーシャルワーカーの資格として社会福祉士を承認し、2007年社会福祉士法および介護福祉士法の改正で実習施設に病院が追加されたことは医療機関が社会福祉の実践の場として承認されたことに他ならない。言い換えれば、医療ソーシャルワーカーは社会福祉の理論と技術によってその専門性を示すことになったのである。しからば、医療ソーシャルワークはたとえ時代と共に社会的役割が変化しようとも社会福祉理論と実践が基盤とする人間の尊厳とそれを保障し維持する権利擁護の実践を守らねばならないし、それが実践に基づいた専門

職であり学問として存在する医療ソーシャルワークの意味であろう。現実的には、専門職としての使命が法律や政策、規律、財政の形で政府と密接に関係していることに疑いの余地はないが (Reamer 1993=2020: 17)、医療制度の中に導入された社会福祉としての医療ソーシャルワークといえども、社会福祉の本質的観点を失うものではない (岡村 1964: 32)。

また、見方を変えれば患者中心医療の提供や患者の意思を重視する政策動向は、病気ではなく病人を、痛みではなく痛みを抱えた人への視点を必要とする。また、終末期や ACP の意思決定支援では、患者の価値観や人生観、生活様式等から総合的に捉え支援していくことが求められている。それは、生活を全体的に捉える社会福祉の理論と技術をもって可能とならしめる。とりわけ、後述するように医療と福祉の連関から、病いやいのちに関する社会福祉的認識は、医療の決定という場面において貢献できるであろう。

3. ヘルスケアと医療ソーシャルワーク

アメリカの医療ソーシャルワーカーは、心臓移植患者を心理社会的に評価し移植可能な患者かどうかを判断するなど治療に間接的に関与する (Ginbelman 195=199: 127-128)。わが国において医療ソーシャルワーカーは、医療チームの一員として位置づけられているが、治療との関連で患者の社会心理的な情報はそれ程必要とされていない。治療後の生活支援が期待され、医療の一部としてソーシャルワークが認識されているわけではない。つまり、医療は分業的に医療を必要としているだけである。しかし、ヘルスケアとソーシャルワークは患者や家族、地域住民などの福祉への関心を共有しているという点で関連する。

Taylor と Ford は、ソーシャルワークがヘルスケアに関与する場として、病院、保健所、地域の3つの場を挙げている (1989=1993: 2-4)。わが国では、戦前、戦後をとおして病院でのソーシャルワークはヘルスケアとの関連が深い。戦前は、泉橋慈善病院の婦人相談員に始まり、浅賀ふさによる専門的な実践へと継承されている (高橋 2016)。戦後は、医療施設の荒廃と医療水準の低

下のなか国民の窮乏と結核に対処すべく GHQ 指導の下に保健所機能の強化と医療供給体制の整備が行われた (番匠谷 2013: 133)。そして、国立結核療養所に配置されたソーシャルワーカーが結核患者の生活支援に携わるようになる。現在は、社会福祉士資格のもと診療報酬上の評価を得たことで病院に雇用される社会福祉士が増加し、医療とソーシャルワークの関係はより接近した。

他方、保健所でのソーシャルワークは、GHQ の主導で始まった。当時の厚生省保険局は、「保健所における医療社会事業の業務指針 (1958)」を示し、最初のモデルとして杉並保健所にソーシャルワーカーを配置した。その後は、財政上の問題、導入までの経緯、教育などのいくつかの課題によって衰退した³⁾ (大滝 2012: 48)。しかし、現在では、保健所と地域の精神保健福祉センターにソーシャルワーカー (精神保健福祉士) が配置され、自殺やひきこもり、ギャンブル依存、被災者等への相談支援を担っている (厚生労働省 1996)。2006 年以降は、精神障害者の well-being と人権の観点から「入院医療中心から地域生活へ」を基本理念とした地域移行政策や「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」⁴⁾の構築にソーシャルワーク機能が期待されている。

このようにソーシャルワークとヘルスケアは、歴史のおよび政治的な文脈のなかで地域医療や予防医学と密接にかかわってきた。このヘルスケアにソーシャルワークが必要とされる要因は、個人の健康問題が生活全体に密接に関係しているからである。それは、個人の価値観や生活様式、人間関係、経済的側面など多様な環境とそこでの生活経験を捉える必要性を意味する。

しかし、病院という場におけるヘルスケアとソーシャルワークの関係は患者 (個人) の捉え方に大きな違いがあり、その隔たりゆえにソーシャルワークが本来の機能を発揮できないでいる。科学技術の進歩は、治療技術や予防医学を進展させ新しい知識や方法によって私たちの健康に大きく貢献している。反面、科学と技術の論理が支配的になり、患者のこころや人生といった個別的であいまいなものは医療者の視野の外に置かれがちである (柳田 1997: 47)。また、医学は人の心身の健康を守り、病気を癒すための医学として発展し

たが、医学が進めば進むほど冷徹な手が全面に出て、人間を見守る温かい手を感じにくくしている（井村 2015）という。とりわけ、医師の病人との接し方における科学主義の失敗は、患者が自分の身体について知る権利と意思決定に参加する権利が無視されていることに現れている（Butrym 1989=1993: 17）との指摘もある。このような医療に対する批判の背景には、医師が死を敗北と捉え、いかに命を救うかに重きを置き発展してきた経緯と医療技術に対する社会的期待によって救命が医師の専門家としての権威を高め維持してきた歴史による（鵜飼 2010: 1-3）との見解もある。また、医療者は、患者が病気から解放されることを願い、患者の「身体の内部」にある患部の分析を重視してきた点もあろう。医療者は「わずらう主体」にとっての病気という認識を見過ごしてきたのではないだろうか。

病いは経験であり、喪失である。将来の人間的存在の不安や恐れを生じさせるものである。その点からも医療行為は、医療者と患者との相互の関係の上に成り立つことを認識する必要があり、行為の主体者として医療者だけを位置づけることはできない（岡村 1980: 11）。患者を医療行為の主体者として認識する、いわば本人主体の原則をもつ社会福祉の視点と認識が必要だと言えよう。病院におけるヘルスケアとソーシャルワークの関係が今一度見直されるべき時にきている。

4. 病いの意味への接近

現代医学の進歩は、臓器移植や再生医療等の最先端の技術を開発し、これまであきらめていた生命が救われる時代をもたらした。しかし、時代が変わろうとも人は誰しも、可能な限り自分の歩んできた人生を納得しながら、安らかな死を迎えたいと願うであろう。とりわけ、選択の幅が広がった時代だからこそ、自分で「いのち」を選び、死のあり方を創る必要がある。つまり、医療についての自身の判断がより一層重要になってきたということである。

超高齢社会は、老いやいのちについて多くの人々が考える契機になった。わが国では、2021年の平均寿命は男性 81.47 歳、女性は 87.57 であ

る。さらに、厚生労働省の分析では 90 歳まで生存する男性の割合は、28.1% に対して、女性の割合は 52.6% にもなる。このように老いの時間が長くなるにつれ、病者³⁾は病いとともにもう生きるか、人生の終焉のあり様を考えなくてはならなくなる。さらに、私たちにとって病気は、自らの身体という場で起こる。それゆえ、病気は代替不可能なものであり、本人が引き受けていくしかない。それを踏まえると、医療に関する意思決定を支援するということは、本人側から病いの意味に接近することでしか支えないのではないだろうか。そして、この接近とは、老いや病いについての認識を深めることに他ならない。

アーサー・クライマンは、医師が診断する疾患（disease）と病者や家族が経験する病い（illness）を区別し、病いは、喘鳴とか、腹部の激痛とか、鼻閉とか、あるいは関節の痛みなどのような身体的な過程をモニターし続けるという生きられた経験である（1988=1996: 4）と述べている。それは、自己の力が及ばないままならぬ身体と向き合い続けざるを得ないという事実であり、過酷な経験である。また、得永は、病いという経験の本質について、社会関係の変容や歪みの経験、自己存在の変化の経験と捉え（得永 1984: 34-36）、人生の何もかも奪われてしまい、唯一、生命だけが取り残されたという感覚を覚えるものだと捉えている。つまり、病いは、病者の存在論的な危うさの源となる。このことから、病いは、病者にとって存在の揺れを抱き続けながら生きることである。したがって、支援者は病いが病者に全人的苦痛を与えるものと認識せねばならない。ただし、病者にはこれまで人生を生きぬいてきた力があり、病いや死を前にしてその人なりの生き方や生きる意味を見出していく存在である（柳田 1997: 19）。医療にかかる意思決定は、本人主体の原則のもと支援者が病者の力を認識することこそ、意思決定支援が権利擁護としての意義をもつのである。

5. ソーシャルワークにおけるいのちの捉え方

病気が生命に関わる問題である限り、「死」が議論の中心にならざるを得ない。ACPにおいて

も、「いのちの終わりについての話し合いを始める」(厚生労働省第一回会議資料 2017) ことであると理解され、「どのような死を迎えたいか」という結末としての「死」に焦点があてられている。医療分野では「いのちの終わりにかかわる意思決定支援の1つの方法」として ACP が理解されている(田中ら 2019)。これを受けて ACP 関連の看護研究では、本人の意思の不明瞭さや本人と家族の意見の不一致を支援上の課題とする報告(浦野、神山、杉本 2021)がある。また、看護師の意思決定支援の内容に関する調査では、今後の治療やケアの意向を確認することが支援内容である(田代、藤田 2020: 34)との報告もある。これらの研究は、意思決定のプロセスを支えるのではなく、決定を確認することを意思決定支援と考えるものである。このような捉え方は、「生」と「死」を分離し、体験できない「死」について考えることへの強要となる危険性を孕む。ともすると病者は、死に際だけに注意をむけて考えるかもしれない。しからば、死をめぐる意思決定支援は、何を選択するかという結果に着目するのではなく、選択する仕方が重要ではないだろうか。それにより、患者が何を選択したとしても、選ばされてしまったこととは異なる意味をもち、それが死に向かう人の人生の質を高め、尊厳と権利をまもることになる。

文化人類学者の波平は、医療が死との関わりで議論され、本来の医療は、「人間が生きるとはどうあるべきか」の問いでなければならないのに「医療は死とどうかかわるべきか」の問いに置き換えられているという(1997: 3-4)。医療の目指すところが、健康であるならば WHO の健康概念や国際生活機能分類(ICF)でも示されているように身体的、精神的、社会的側面、加えて、スピリチュアルな側面から「生きることの全体像」⁶⁾として病者を捉えることが必要である。波平が指摘するように医療が「死」に拘り続ける限り、病者の生きていることの内容を問うことはできないだろう。したがって、患者中心の医療や尊厳の尊重を理念にもつ意思決定支援において支援者が「生」に焦点をあてることが何よりも重要になってくる。

ソーシャルワークは、個人の成長と発達の可能

性を信じ、すべての人の well-being の向上を目指し人間の生活や人生に着目しながら、人と環境との相互作用の促進や関係の回復を達成する。その過程で援助対象としての生活を生命活動、日々の暮らし、生涯のすべてを含む『生の営み』として捉え(窪田 2013: 4-8)、かつ、人生の歩みのすべてに関心をよせる。当然そのなかには、人びとの死の準備を援助する仕事を含めなくてはならない(岡村 1981: 216)。よって、ソーシャルワークは、「生」と「死」のあり様を連続的かつ一体的に捉える視点をもつのである。「生」も「死」も患者の身に起こる代替え不可能なものであるゆえ、いのちに関わる意思決定を支えるためには、病者の残された人生の時間を「死」というタイムリミットに着目するのではなく、人生の経路と視るソーシャルワークの認識を必要とするのである。

6. おわりに

本稿では、終末期医療の決定や ACP の推進において、患者の最善の利益のためにはソーシャルワークが関与することの必要性について述べてきたがソーシャルワーカーの専門的な実践行為がこの意思決定支援に大きな役割を果たすことについてふれておきたい。

医療ソーシャルワークは、「病院やその他の医療機関で行われるソーシャルワークの実践である。健康を増進し、病気を予防し、患者と家族自身が病気によってもたらされる社会的、心理的問題を解決できるように支援する仕事である」(Barker 1999: 296)。その実践において重視するのは、病者の声を聴くことである。それは、ソーシャルワークが病者を多様な角度から理解することを重視しているからである。なかでも、医療ソーシャルワークは、病者の苦しみや困難にある喪失体験に関心を寄せ、聴くと言う行為によって病いの経験を追体験している。この追体験は、病者との対話による彼らの主観的意味世界への接近であり、先述した病いの意味を探るアプローチである。

ソーシャルワークの援助の核ともいえる対話という相互行為は、病者との良好な関係を創る。医療ソーシャルワーカーと病者の相互行為は、良好

な関係を基盤に終末期の問題を共有し、共に考える時間を提供するのである。そして、ソーシャルワークがこの時間を何よりも重視するのは、医療行為が診察・投薬・検査・手術などのように一つずつ提供されるのに対して、医療やケアについての意思決定は病者の日常の暮らしの延長線上にあるからである。選択した結果とともに生きていく病者にとって、時間を重視する実践は、納得のいく選択を引き出すはずである。加えて、医療ソーシャルワーカーの実践行為は、病者の力を信じ、人生や心情、環境に焦点をあてながら病いの意味を探り、病者自身が決定することを権利として支える専門的行為でなければならない。沖倉は「意思決定は社会のなかで行われ、道徳や価値、そこに存在する他者からの影響を否定できず、独力で完遂する『自己決定』はあり得ない(2013: 88)」と述べている。医療ソーシャルワーカーの存在と実践は、病者の意思決定を支え得る存在になるはずである。

注

- 1) 筆者は、どのような場であっても実践は一つという認識に立つ。それにより、本稿では医療ソーシャルワークと表記する場合は、ソーシャルワーク実践の場が医療であると言う意味で用いる。また、実践そのものを指す場合は、ソーシャルワークと表記している。
- 2) 本稿では中川米造の病気の概念を参考とし、病気は医療者が追求しようとする疾患の意味で使用し、病いは当事者にとっての病気という意味で使用する。中川米造(1975)『医学的認識の探求』p.6, 医療図書出版社。
- 3) 導入から衰退した時期における公衆衛生政策の動向、政策実行主体としての保健所機構の実態と活動、援助主体である医療社会事業家の動向について文献資料によってミクロ・メゾ・マクロの観点から詳細に分析している。詳しくは大滝の論考を参照されたい。
- 4) 厚生労働省は、平成29年「これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会」報告書のなかで、精神障害の有無や程度に関わらず誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加(就労)・地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害者も対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念とし、精神保健福祉センターと保健所が市町村との協働により課題把握と支援体制の構築が必要であることを示している。(https://www.mhlw.go.jp/stf/sei-sakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu.html)
- 5) 本稿では、病人を客体と捉えたときは患者とし、主体として捉えたときは病者として表記する。
- 6) 厚生労働省資料 第1回社会保障審議会統計分科会 1生活機能分類専門委員会 参考資料大川弥生「ICF(国際生活機能分類)―「生きることの全体像」についての「共通言語」―」を参照されたい。(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ksqi-att/2r9852000002kswsh.pdf)

参考文献

- Bernacki, R. E., Block, S. et al. (2014) *Communication About Serious Illness Care Goals: A Review and Synthesis of Best Practices*, *JAMA Intern Med*, 174(12), 1994-2003.
- 番匠谷光晴(2013)「戦後の医療供給体制の整備動向に関する一考察」『四天王寺大学大学院研究論集』8, 131-156.
- Barker, R. L. (1999) *The Social Work Dictionary*, NASW Press.
- Reamer, F. G. (1999) *The Philosophical foundation of Social work*, Columbia university press. (=2020, 秋山智久監修『ソーシャルワークの哲学的基礎 理論・思想・価値・倫理』明石書店.)
- George J. Annas (2004) *The Rights of Patients*, 3rd Ed., Southern Illinois University Pres. (=2007, 谷田憲俊監訳『患者の権利―患者本位で安全な医療の実現のために』明石書店.
- Gibelman, M. (1995) *Reprinted with Permission, "What social workers Do"*, NASW Press. (=1999, 仲村優一監訳『ソーシャルワークの役割と機能 アメリカのソーシャルワークの現状』相川書房.)
- 林 眞帆、織原保尚、日和恭世(2020)「判断能力が不十分な人への意思決定支援と医療ソーシャルワーク：医療ソーシャルワーカーへのアンケート調査を踏まえ」『別府大学紀要』61, 59-74.
- Human Rights Library University of Minnesota, *The Final Act of the Conference on Security and Cooperation in Europe*, Aug. 1, 1975, 14 I. L. M. 1292 (Helsinki Declaration), (http://www1.umn.edu/humanrts/osce/basics/finact75.htm 2022年9月20日)
- 日本医師会「WORLD MEDICAL ASSOCIATION ヘルシンキ宣言 人間を対象とする医学研究の倫理的

- 原則」(<https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html> 2022年10月3日)
- Kleiman, A. (1988) *The Illness Narratives: suffering Healing and the Human Condition*, Basic Books, Inc. (=1996 江口重幸, 五木田紳, 上野豪志訳『病いの語り 慢性の病いをめぐる臨床人類学』誠信書房.)
- 木澤義之 (2017) 「アドバンスケアプランニングいのちの終わりについて話し合いを始める」, 第1回人生最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会資料3 平成29年8月3日 (<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000173561.pdf> 2022年4月10日)
- 小銭寿子・久永聖人 (2014) 「2008年の診療報酬改定が医療ソーシャルワーカーの業務に影響を与えた変化に関する一考察: 質問紙・インタビュー調査を用いて」『名寄市立大学紀要』8, 65-72.
- 厚生労働省 健医発第五七号通知平成8年1月9日 「精神保健福祉センター運営要項について」
- 窪田暁子 (2012) 『福祉援助の臨床 共感する他者として』誠信書房.
- 三重野卓 (1990) 『生活の質の意味』白桃書房.
- 井村裕夫 (2015) 『医と人間』岩波書店.
- 波平恵美子 (1990) 『病と死の文化 現代医療の人類学』朝日選書.
- 岡村重夫 (1980) 「医療福祉の基本問題」内田守・岡本民夫編『医療福祉の研究』ミネルヴァ書房, 3-19.
- 岡村重夫 (1981) 『新しい老人福祉』ミネルヴァ書房.
- 大瀧敦子 (2012) 「保健所ソーシャルワークに関する歴史的考察に向けて」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』137, 47-63.
- 曾我幸弘 (2016) 「救命救急センターの立場から 救急医療資源確保と高齢者の尊厳を重視した医療提供体制: 三次救急搬送症例から, 今後の在宅医療を考察する (特集 在宅療養患者の救急対応と地域連携)」『在宅新療0→100』(9), 795-799.
- 田中孝美・田中晶子・殿城友紀 (2019) 「呼吸器疾患患者のアドバンスケアプランニングを支える介入研究の文献レビュー」日本看護科学会誌, 39, 10-18.
- 田代真理・藤田佐和 (2020) 「がん患者のアドバンスケアプランニングの看護支援についての実態調査」『高知女子大学看護学会誌』Vol.46(1), 31-40.
- 得永幸子 (1984) 『病いの存在論』地湧社.
- 高橋恭子 (2016) 『戦前病院社会事業史 日本における医療ソーシャルワークの生成過程』ドメス出版.
- 浦野知美・神山美沙子・杉本厚子 (2021) 「訪問看護におけるアドバンスケアプランニング: ACPに関する文献レビュー」『看護学研究紀要』9(1), 55-62.
- Taylor, R., Ford, J. eds (1989) *Social work and Health Care, Research Highlights in Social work*, Jessica Kingsley publishers Ltd. (=1993, 小松源助監訳『ソーシャルワークとヘルスケア イギリスの実践に学ぶ』中央法規)
- 中山智裕・吉田健史・森雅紀 (2021) 「アドバンス・ケア・プランニングの実践における医師の障壁—単施設質問紙調査より—」『Palliative Care Research』16(1), 19-25.
- 柳田邦男 (1997) 『人間の事実』文芸春秋.
- You, J. J., Downar, J., Fowler, R. (2015) *Barriers to goals of care discussions with seriously ill hospitalized patients and their families: a multicenter survey of clinicians*, *JAMA Intern Med*, 75(4), 549-56.

Medical Decision Making and Social Work: Focusing on Social Welfare Perspectives and Subject Recognition

Maho Hayashi*

ABSTRACT

This research note takes a critical look at the fact that medical care requires welfare in a division of labor, shows that health care and social work have traditionally had a close relationship, and considered the significance of the involvement of social work with a holistic perspective in the selection and decision-making of medical care.

In the process, Author presented the importance of a social work perspective that views “death” and “life” as continuous and integrated in aiming for decision-making as a guarantee of patients’ rights, and that views the sick as a whole picture of living.

Key words: Rights of The Patient, Decision Making Support, Medical Social Work

* Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

教職を志望する学生を対象とした ICT 教育ツールに関するアンケート調査 —複数の Web カメラを用いた ICT 教育ツールの検討—

浦田 達也*¹、野方 円*²、河鱒 一彦*³

要約：

本研究の目的は、運動の苦手な児童生徒への複数台の Web カメラを利用した簡易な運動支援フィードバックシステムの有効性を検討することとした。保健体育科教員志望の大学生 11 名を対象に同システムの体験後にアンケート調査を行った。その結果以下のことを得た。

- 1) フィードバックシステムへの率直な意見として、「実際に活用してみたい」や「自分の動きが確認できる」という意見が多く、それに加えて「後ろから自分の動きを把握できるのは良い」という意見もあった。
- 2) 運動支援フィードバックシステムへの専門スポーツへ応用できるのかという問いに対して、「客観的なフォームの確認やその再現性を確認する」、「剣道における足さばきの確認」および「硬式テニスにおけるラケットの軌道確認」などの意見が挙がった。
- 3) 児童生徒自身の動きを多面的に見ることができフィードバックシステムは、運動の苦手な児童生徒によりイメージを簡易化させ、スキルを習得し、より楽しく体育授業をうけることができるツールになる可能性がある。

キーワード：簡易フィードバックシステム、運動の苦手な児童生徒、多面的

緒言

GIGA スクール構想により文部科学省で進められていた小・中・高等学校および特別支援学校における教育現場での ICT 利用は、COVID-19 による世界規模での未曾有のパンデミックにより、急激に発展し、必須になったといえる。2019 年に文部科学省より発表された段階では、2020 年度より 4 年かけて 1 人 1 台端末を整備し、ICT 教育を推進する予定であった¹。しかし、2020 年度に発表された「GIGA スクール構想の拡充」²では、高等学校における端末の整備やオンライン学習システムの全国展開を中心としていた。これらの対策により、小学校から高等学校（特別支援学校を含む）までの ICT 教育は急速に進んだ。この ICT 利用は GIGA スクール構想より以前から

徐々に広まっていた。志村ほかの研究³によると、障がい者支援における ICT 利用に関する文献数において、教育分野で最も多く、医療や福祉の現場においても少ない例ではあるが ICT を利用していると報告している。座学と異なる体育授業においても、2019 年以前から ICT 教育を題材とした研究は行なわれていたが⁴⁻⁶、2020 年を契機に体育に関する ICT 教育の研究はさらに多くなった⁷⁻¹¹。また文部科学省¹²においても ICT 教育における実践報告を行なっている。つまり、実技授業においても ICT 教育は必須となってきている。

体育科目における ICT 教育といっても幅が広い。文部科学省の実践報告¹²や先行研究⁴⁻¹¹によると、使用する ICT 機器は、大画面モニター（プロジェクター&スクリーン）やタブレット端末、ノート PC、広角カメラ、アクションカメ

*1 関西学院大学人間福祉学部准教授

*2 松山東雲女子大学准教授

*3 関西学院大学人間福祉学部教授

ラ、電子黒板、スマートフォンなど多岐にわたっている。さらにタブレット端末などで使用するアプリケーションは、学習支援ソフト、オンラインホワイトボード（付箋機能付き）、アンケート機能ソフト、プレゼンテーションソフト、テキストマイニング、動画編集ソフト、表計算ソフトおよび Web 会議ソフトなどを例として挙げている。GIGA スクール構想¹において文部科学省では、ICT 支援員を 4 校に 1 名設置することを推奨している。しかし、これらの機能を使いこなすために保健体育科教員は、ICT 支援員にサポートを受けながら試行錯誤する必要がある。

現行の保健体育科学習指導要領解説¹²⁻¹⁴に単元目標として記載された【思考力、判断力、表現力等】や【主体的に学びに向かう力、人間性等】に対して、前述したアプリケーションはどのような児童生徒においても非常に有効な学習支援ツールだと考えられる。しかしながら、単元目標の【知識および技能】の特に【技能】において、動画で自分の動きをイメージすることは、あまり運動を行っていない児童生徒にとって難しいことだと考えられる。そこで我々は、Web カメラを用いた簡易な運動支援フィードバックシステム（システムの概要は以下に示す）を作成した。このシステムの特徴として、1) 前後左右の四方から動作中の動きを前方に設置している大画面モニターで確認することができ、2) 実際に動いた後の動作を録画することでフィードバックすることができる。このシステムを用いると、一方向からの動きの撮影だけではイメージできない児童生徒も多面的に自分の動きを見ることで、技能の改善につながると考えられる。しかし、このシステムに対する効果検証を、小学校、中学校および高等学校の授業において行なうことは難しいため、まずは教員志望の大学生がこのシステムを体験し、その後のアンケートを踏まえてこのシステムの効果検証を行うのかについて検討することを優先した。

そこで本研究の目的は、保健体育科教員志望の大学生を対象に簡易な運動支援フィードバックシステムを体験し、その後のアンケート調査からこのようなシステムが体育の実技授業において、特に運動の苦手な児童生徒に対して必要かどうかを検討することとした。

方法

アンケート調査項目

アンケート調査として、回答者の属性とフィードバックシステムについて下記の項目であった。回答者の属性として、1) 性別、2) 年齢、3) 最も経験のあるスポーツ種目および 4) 最も経験のあるスポーツ種目の経験年数の 4 項目を調査した。またフィードバックシステムへの回答項目として、5) 体験したフィードバックシステムへの意見（自由記述）、6) 体験したフィードバックシステムを 3 で回答したスポーツ種目でどのように利用できるか（自由記）、7) 体験したフィードバックシステムはどのような単元¹⁾の体育授業で応用できるか（選択：複数選択可）、8) 7 で選択した単元で具体的にどのように活用できるか（自由記述）、9) 体験したフィードバックシステムを活用すれば体育授業で運動の苦手な児童生徒は減少するかどうか（選択：二者択一）および 10) 9 で回答した具体的な理由（自由記述）の 10 項目を調査した。

簡易な運動支援フィードバックシステムの概要

本研究で体験してもらった運動支援フィードバックシステムは、図 1 に示したように 4 台の Web カメラを前後左右に配置し、それぞれのカメラ映像を同時に、中央に設置した大画面モニターに映し出すシステムである（図 2）。また実際の動きをキャプチャー機能で撮影することが出来る。

対象者

本研究の調査対象者は、本学部に在籍し、2022 年度春学期開講科目である「保健体育科教育法 A」を受講した 16 名であった。この 16 名に簡易な運動支援フィードバックシステムを体験し、その後アンケートを行なってもらった。アンケート調査は、16 名中 11 名（68.8%）から回答を得た。回答者の属性は、男子学生 7 名と女子学生 4 名の計 11 名の平均年齢 19.7 ± 0.6 歳であった。最も経験のあるスポーツ種目は、【野球 (2)】、【サッカー (1)】、【ラグビー (1)】、【剣道 (1)】、【テニ

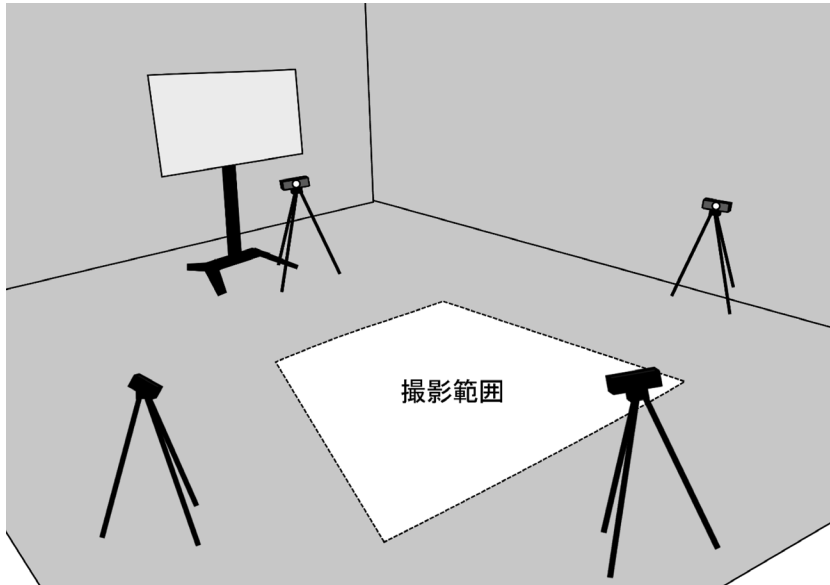


図1 運動支援フィードバックシステム

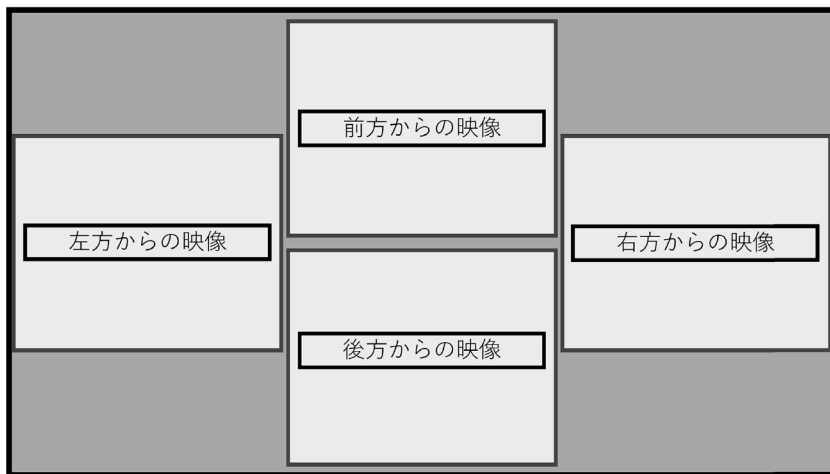


図2 システムの大画面モニターの表示

ス(2)】、【バドミントン(1)】、【空手(1)】および【バレエ(1)】であり、平均経験年数は12.1±3.2年であった。

結果および考察

フィードバックシステムへの意見と専門スポーツへの応用について(アンケート項目5&6)

フィードバックシステムへの率直な意見として、「実際に活用してみたい」や「自分の動きが確認できる」という意見が多く、それに加えて

「後ろから自分の動きを把握できるのは良い」という意見もあった。しかしながら、「教員と生徒が共にうまく使いこなせるか心配」という否定的な意見もあった。これらのことから、ICT機器は非常に便利で効果的だと思われる反面、教員自身や生徒がうまく利用できるかという不安要素が考えられる。先行研究^{6,8,11}においても、教員自身や生徒がICT機器をうまく利用できるかという課題を挙げていた。45分もしくは50分の体育授業において、ICT機器を使用するスキルは、高めておく必要があると考えられる。

またこのフィードバックシステムがどのように専門スポーツへ応用できるのかという問いに対する回答として、「客観的なフォームの確認やその再現性を確認する」などが挙げられた。その他にも、「剣道における足さばきの確認」や「硬式テニスにおけるラケットの軌道確認」などの意見が具体的に挙げられた。これらの具体的な意見は、そのスポーツ種目の専門家が確認するポイントであるため、保健体育科教員はこのような運動観察評価法を身に付ける必要があると考えられる。清水ほか⁹⁾の報告によると、『単元や単位時間の課題設定のための映像や画像資料が十分に準備されることによって…(中略)…児童は適切に課題を設定し、主体的に学ぶことが可能になると考えられた。その際に重要になるのは、授業中の児童の課題意識の変化を即座に把握する教師の形成的な評価能力であり、課題の変化を形成的に捉えることのできるポートフォリオをICT端末によってデジタルで作成し、インタラクティブに捉えることが有効となると考えられた』と考察している。つまり、保健体育科教員にとって、課題の変化によって変化する形成的かつ具体的な評価を身に付ける必要があると考えられる。

体育授業で利用可能だと考えられる単元について (アンケート項目 7&8：表1)

本研究におけるフィードバックシステムをどの

表1 利用できそうな体育授業の単元について

体育授業単元		n
体づくり運動		4
器械運動	マット運動	10
	鉄棒運動	11
	平均台運動	7
	跳び箱運動	9
陸上競技	疾走系	10
	跳躍系	10
	投てき系	9
水泳		10
球技	ゴール型	8
	ネット型	7
	ベースボール型	8
ダンス		7
武道	柔道	7
	剣道	6
	相撲	6

ような単元の体育授業で利用できるのかについて、表1にまとめた。【器械運動】(平均台運動を除く)、【陸上競技】および【水泳】は、他の単元に比べると、9名以上の回答者が利用できると回答した。これらの特徴として、個人種目であり、自分のフォームなどを確認しながら記録を含めた技術を伸ばす単元である。選択した単元でどのように具体的に利用できるかという問いへの回答として、専門スポーツへの応用と同様に、「フォームの確認をより客観的に行える」という意見が多かった。さらに多面的に撮影したフォームを他の児童生徒の動画やお手本の動画と比較することが出来るという意見も挙げられた。

運動の苦手な児童生徒への効果とその具体的な利用法について (アンケート項目 9&10)

運動の苦手な児童生徒に本研究で体験したフィードバックシステムを用いると減少するかという問いに対して、【はい】という回答が10名、【いいえ】という回答が1名であった。【はい】と回答した具体的な理由として、「より詳しく自分を知ることができ、動作の改善につなげることができる」、「自分の悪い所をひとつでも具体的に改善出来るポイントがフィードバックによって掴める」、「実際に自分がどのような動作をしているか確認できるため、感覚との差を理解したら減少すると感じたから」、「できない競技は自分ができるイメージがつかないため苦手意識を持ってしまい、上達が遅いという経験がある。体験したシステムを使うことによって、自分の動きと、上手な人の動きの両方を客観的に見ることによってその違いなどを明確に理解することができ、できないことも少しは克服でき、運動が苦手な子も少しは減るのではないかと考える」および「体育の授業に興味がなかったり、苦手だったりしたとしても、フィードバックシステムに興味を持たせることが出来れば、自分の動きなどを理解するなど、体育の授業を楽しむことが出来るのではないかと感じた」などという意見が挙げられた。これらのことをまとめると、運動の苦手な児童生徒でも自分自身を客観的かつ多面的に見ることができ、自分の動きを詳しく見ることでイメージしやすくなり、それによって体育授業に楽しんで取り組むこ

とができると考えられる。河田・山口¹¹の研究によると、運動の苦手な児童は跳び箱の単位を通して自分自身の動きや跳べる児童の動きを見比べ、フィードバックすることで単元の終わりには跳べるようになったと報告している。その他の先行研究においても⁴⁹、運動の苦手な児童生徒に対してではないが、自分自身と上手な児童の動きを見比べ、動きをどのように改善するのかという内省を行なっているという同様の報告がされている。これらのことから、児童生徒自身の動きを多面的に見ることができるフィードバックシステムは、運動の苦手な児童生徒によりイメージを簡易化させ、スキルを習得し、より楽しく体育授業をうけることができるツールになる可能性があると考えられる。

以上のことから、本研究で用いた簡易な運動支援フィードバックシステムは、体育授業全体的にももちろんのこと、運動の苦手な児童生徒に対しても有効なシステムであると考えられる。保健体育科教育における運動の苦手な児童生徒をよりフォローし、楽しく体育を受けることのできる ICT 教育は、関西学院大学人間福祉学部の理念でもある『質の高い生活と社会の実現 (Improving Quality of Human Life and Society) に貢献する人材の輩出』にもつながることではないかと考えた。今後は実際に中学生や高校生を対象にした体育授業において、『実学の府 (center of practical science)』を目指した本システムの効果検証を行なっていきたい。

まとめ

本研究の目的は、運動の苦手な児童生徒への運動支援フィードバックシステムの有効性を検討するために保健体育科教員志望の大学生を対象に同システムの体験後にアンケート調査を行い、以下の結果を得た。

1) フィードバックシステムへの率直な意見として、「実際に活用してみたい」や「自分の動きが確認できる」という意見が多く、それに加えて「後ろから自分の動きを把握できるのは良い」という意見もあった。

2) 運動支援フィードバックシステムへの専門

スポーツへ応用できるのかという問いに対して、「客観的なフォームの確認やその再現性を確認する」、「剣道における足さばきの確認」および「硬式テニスにおけるラケットの軌道確認」などの意見が挙げられた。

3) 児童生徒自身の動きを多面的に見ることができるフィードバックシステムは、運動の苦手な児童生徒によりイメージを簡易化させ、スキルを習得し、より楽しく体育授業をうけることができるツールになる可能性がある。

注

- 1) アンケート調査の選択項目として記述した体育授業における単元は、【体づくり運動】、【器械運動__マット運動】、【器械運動__鉄棒運動】、【器械運動__平均台運動】、【器械運動__跳び箱運動】、【陸上競技__疾走系 (短距離から長距離の走る運動、ハードル走も含む)】、【陸上競技__跳躍系 (走り幅跳びや走り高跳びなどの運動)】、【陸上競技__投てき系 (砲丸投げややり投げなどの運動)】、【水泳】、【球技__ゴール型】、【球技__ネット型】、【球技__ベースボール型】、【ダンス】、【武道__柔道】、【武道__剣道】 および 【武道__相撲】 とした。

引用文献

- 1 文部科学省 (2019) GIGA スクール構想の実現について. (https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm) 閲覧日: 2022 年 11 月 19 日
- 2 文部科学省 (2020) GIGA スクール構想の拡充 (令和 2 年度第 3 次補正予算額). (<https://www.mext.go.jp/content/000091784.pdf>) 閲覧日: 2022 年 11 月 19 日
- 3 志村健一, 清野絵, 宮竹孝弥, 荒木敬一, 小泉隆文, 三宮直也 (2015) 障がい者福祉施設における ICT の利用. 東洋大学福祉社会開発研究 7, 33-46.
- 4 河合史菜, 久保田もか, 山内正毅, 高橋浩二, 峰松和夫, 高野友一, 橋田晶拓, 丸山博文, 溝上元, 森小夜子 (2018) 体育科・保健体育科における ICT 活用の検討 - 附属小学校・中学校の授業事例から -. 長崎大学教育学部教育実践研究紀要 17, 13-19.
- 5 村瀬浩二, 橋本大地, 池田拓人 (2018) 中学校体育におけるハードル走単元での学びの検証 - 協調学習実践校での ICT 機器による課題提示と問題解決場面を設定して -. 和歌山大学教育学部紀要

- 68(2), 1-6.
- 6 横尾智治, 入江友生, 合田浩二, 徐広孝, 登坂太樹, 森裕紀, 須釜洋勝 (2016) ICT を活用した保健体育の授業実践. 筑波大学附属駒場論集 56, 63-67.
 - 7 清水茂幸, 清水将, 高橋走, 北法子, 菅原純也, 遠藤勇太, 金田麟太郎 (2021) 中学校体育における ICT 機器を活用した運動量確保のための反転授業. 岩手大学教育学部教育実践研究論文集 8, 64-67.
 - 8 清水茂幸, 清水将, 佐々木篤史, 熊谷春菜, 菅原純也, 遠藤勇太, 渡辺清子 (2022 a) ICT 機器を活用した体育の反転学習-動作解析やゲーム分析に向けたロイロノートの活用-. 岩手大学教育学部教育実践研究論文集 9, 31-34.
 - 9 清水将, 清水茂幸, 菅原純也, 遠藤勇太, 小野寺洋平 (2022 b) 体育授業における効果的なタブレットの活用-体育の「教科書」とデジタルノートの開発-. 岩手大学教育学部教育実践研究論文集 9, 25-30.
 - 10 高橋浩二, 久保田もか, 橋田晶拓, 溝上元, 森小夜子, 宇野将武, 若杉一秀, 河合史菜, 峰松和夫, 岩本あさみ (2021) 学校体育における「思考力・判断力・表現力等」の育成を目指した ICT 活用の提案. 長崎大学教育学部紀要教育科学 85, 49-56.
 - 11 河田翔太, 山口孝治 (2021) タブレット端末を活用した小学校体育授業実践の検討-ICT 教育推進の視点から-. 佛教大学教育学部学会紀要 21, 107-116.
 - 12 文部科学省 (2021) 児童生徒の 1 人 1 台の ICT 端末を活用した体育・保健体育授業の事例集. (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1398875_00001.htm) 閲覧日: 2022 年 11 月 19 日
 - 13 文部科学省 (2017 a) 小学校学習指導要領解説 体育編. 東洋館出版社, 東京, 37-158.
 - 14 文部科学省 (2017 b) 中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東洋館出版社, 東京, 85-101.
 - 15 文部科学省 (2018) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編. 東洋館出版社, 東京, 40-49.

Questionnaire Survey on ICT Educational Tools for Students who want to be Teachers: A Study of ICT Educational Tools using Multiple Webcams

Tatsuya Urata*¹ Madoka Nokata*² Kazuhiko Kawabata*³

ABSTRACT

The present study examined the effectiveness of a simple exercise support feedback system using multiple web cameras for students who have difficulty exercising. A questionnaire survey was conducted among 11 university students who wished to become health and physical education teachers after they experienced the system. The following results were obtained:

(1) Many of the students commented that they did indeed wish to actually use the feedback system and that they were able to check their own movements, while others said that they appreciated being able to view their own movements from behind.

(2) In response to the question of whether or not the motion support feedback system could be applied to specialized sports, the following opinions were raised: “It would be useful for objectively confirming the form and its reproducibility,” “It would be useful for confirming footwork in kendo” and “It would be useful for confirming the trajectory of the racket in hard tennis”.

(3) A feedback system that allows students to view their own movements from multiple perspectives has potential utility as a tool that simplifies the image for students who are not good at sports, helps them acquire skills, and makes physical education classes more enjoyable.

Key words: Simplified feedback system, Students children with poor motor skills,
Multifaceted

* 1 Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

* 2 Associate Professor, Matsuyama Shinonome College

* 3 Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

[研究ノート]

日英の孤独対策の比較研究

—ガバナンスの視点に基づいて—

正野良幸*

要約：

日本では、孤独死・孤立死が社会問題となっている。今後どのような対策が必要であるのか、模範となる英国の政策を参考に研究を進めた。日本では、英国に次いで孤独・孤立対策担当大臣が任命され対策にあたっている。しかし、具体的に誰がどのように実施するのか明確にはなっておらず、手探りの状況である。これに対し英国では、公的医療制度である NHS を中心に、社会的処方¹のシステムを用いてその対策を実施している。

日本の地方自治体の取り組みを調べるために、岐阜県および京都市へのヒアリング調査を実施した。英国に関することは文献研究を基本とし、そこから得られた情報をもとに、孤独・孤立対策に向けた今後の日本への示唆とした。

キーワード：孤独・孤立対策、社会的処方、公民連携

I. はじめに

1. 問題意識

孤独死・孤立死は、独居世帯の増加や人間関係の希薄化、精神疾患や貧困問題等により、さらに深刻さを増している。複雑な人間社会のなかで、生きづらさを抱えている人、若者や中高年のひきこもり、助けを求めているが誰に相談してよいかわからないなど、様々な問題が生じている。過去から現代へ時代が進むにつれて、社会システムが変容し、それに伴って、人々の認識や価値観も変わりつつある。

社会学者のジークムント・バウマン (Zygmunt Bauman) は、現代の特徴を示すキーワードとして、リキッドモダン (liquid modern) を提唱している。これは、前期近代が人間の行動やライフスタイルに型を与えるソリッド (個体の) モダンであるとするならば、現在はそうした型が不確実になり、流動化していくリキッド (液体の) モダンであることを意味している²。

現在では、新型コロナウイルス感染症禍で、こ

れまでの関係性が遮断され孤独を感じる人、失業から貧困状態に陥ったことでうつ病を発症し社会復帰できない人などもある。これらは個人の責任ではなく、社会問題として考えていかなければならない。この孤独・孤立の問題を、誰がどのようにして解決していくのか。国や地方自治体の行政の役割、財源のあり方、民間企業や NPO、ボランティア団体との連携がどのようになっているのか、検討する必要がある。

このような背景のなか、日本では 2021 年に孤独・孤立対策担当大臣が任命され、対策にあたっている。しかし、日本では具体的に誰がどのように支援するのか、まだ明確にはなっていない。早急な対策を体系化すべきであり、その模範は英国である。

もともと孤独や孤立の問題は、たとえば高齢者の孤独死・孤立死の問題は、1980 年代からマスコミですでに指摘されていた。本稿では、日本の孤独・孤立対策に関する政策を整理した上で、その課題を明らかにすることを目的とする。また、孤独・孤立の問題は、日本特有のものではない。世界的にも注目されるようになっており、比較対

* 京都女子大学発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻講師

象として英国での展開を取り上げる。

2. 研究方法

日本の孤独・孤立に関する研究方法としては、2022年8月に京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課へのヒアリング調査を行った。また2022年11月に、岐阜県地域福祉課へのヒアリング調査を行った。それぞれの担当者からのヒアリング項目や入手した資料をもとに作成している。質問内容としては、①孤独・孤立対策の基本姿勢、②対象者の類型化、③実態調査と政策化の関係、④公民連携のあり方、⑤孤独・孤立対策の成果、を中心に質問を行った。英国の研究方法は、文献研究を基本とし、インターネットで入手した資料を用いて研究を進めた。

II. 先行研究の紹介

1. 孤独をめぐる社会学アプローチ

『孤立の社会学 無縁社会の処方箋』社会学からの初期アプローチ

日本社会における孤立の問題を、社会学の視点から分析しているのは石田光規著『孤立の社会学 無縁社会の処方箋』（勁草書房、2014年）である。人々の人間関係を支えてきた血縁、地縁といった中間集団の変容があり、それに加えて未婚者の上昇、離婚率の上昇など、多くの原因を挙げている。無縁社会の背後に社会的排除と親密圏の変容を掲げ、現代社会の人間関係や人々が抱く不安感からの分析を行っている。これまでの無縁社会での議論では、孤独死の発生率を計算するデータが不足していることや、指標の曖昧さを指摘している。人々の親密圏の変容を指摘したギデンズの議論を中心に、中間集団が揺らぎ、自己選択性が拡大した人間関係について検討されている。また、地域や家族関係、性別から、孤立・孤独の問題を分析している。これからの社会において、新たな連帯の構築が必要であり、その可能性と限界性について検討されている。

2. 日英の孤独・孤立対策の考察論文

日英の孤独・孤立対策を、その背景と政策的動向から分析しているのが岩満・八木橋である。新

型コロナウイルス感染拡大に伴い社会とのつながりが希薄になり、孤独を感じる報告を踏まえ、コロナ禍以前からの孤独死・孤立死の問題を掲げている。孤独と孤立では、英国のP.タウンゼントの分類を紹介し、定義の確認を行っている。日本では、1990年代のバブル崩壊以降の地域コミュニティのあり方や、阪神淡路大震災での孤独死問題から、歴史的な政策的動向を分析している。昨今では、日英ともに孤独担当大臣を設置し、孤独・孤立対策が実践されており、日本のNPO等の活動について検討されている。英国の孤独対策戦略の目標、財源のあり方、社会的処方について分析し、日本の孤独・孤立対策の政策的動向についてまとめられている。そこから、日英の孤独・孤立対策政策の比較を行い、今後のNPO等の位置づけや重要性を指摘している。「日英の孤独・孤立対策（前篇）」、賃金と社会保障1806、旬報社、2022年

日英の孤独・孤立対策を、英国の事例を用いて検討し分析しているのが山本恵子である。英国の孤独・孤立対策は、国の制度であるNHS（国民保健サービス）のGP（一般家庭医）が中心となり、地域の孤独問題に取り組んでいる。このGPからリファーを受けたボランティア・コミュニティ・セクターが受け皿となり社会的処方を推進している。英国の社会的処方では、リンクワーカーという新たな専門家を設置し、孤独・孤立問題に取り組んでいる。リンクワーカーの配置や資質要件を整理し、人生経験や価値観の重要性を紹介している。この社会的処方の仕組みについて、英国のマートン区およびウォルサムフォレスト区の事例を用いて検討している。また、社会的処方について、ガバナンスの視点からも分析がなされている。ガバナンスでは三層構造の視点から分析している。第1に英国の医療制度は国家政策のガバナンス統制機能が作用していること、第2に社会的処方の実施グループに対する政策誘導、第3に実践する専門職者グループである。英国の孤独・孤立対策では、GPとリンクワーカーがキーマンであり、これらの役割を日本でどのように担っていくかが課題であると指摘している。「日英の孤独・孤立対策（後篇）-英国の事例検討を中心に」、賃金と社会保障1810、旬報社、2022年

3. 孤独をめぐる医療経済学アプローチ

英国の孤独・孤立対策が、なぜ国家の政策課題に遡上するのか。ここには、医療福祉のガバナンス理論が横たわる。レズリー・ドイアル (Lesley Doyal) は、英国における資本主義の発達と健康や疾病との関連、また公衆衛生や医療の視点から、社会的生産についての理論を導いている。社会的処方背景には、医療経済学からのアプローチが主であり、孤独・孤立から派生する疾病の蔓延というリスクを抱えている。NHS は公共政策の頂点に立つが、NHS 改革の内部市場導入により医療供給体制に効率化が図られている。健康に関わる問題を、新自由主義の市場原理に立つ経済学で扱うことには限界や危険性を伴っており、どのようにして公共性の効果を発揮できるのだろうか。国としては、国民の健康やウェルビーイングの向上といったヘルスケアと、増大する国民医療費をコントロールする必要がある。ここには、緊縮財政下での費用効果性を図る財政学の視点も含まれる。大きな政府か小さな政府のどちらを目指すかによって、孤独・孤立対策の方向性が決まる。

4. 小括

英国は、世界でいち早く福祉国家を構築した国である。特に公的医療制度の NHS が果たした役割は大きく、国民からの支持も厚い。しかし、時代の流れや経済の変化と共に緊縮財政により、その煽りを受けている。孤独・孤立問題を放置すれば、人々は病気を患い、医療費の増大につながる。そのため英国では、NHS の医療制度を中心とした社会的処方のアプローチを実践し、患者が医療にかからないようにしている。緊縮財政ではあるが、医療費削減に向けた効率化の動きが見られている。

Ⅲ. 日本の孤独・孤立対策の動向

1. なぜ日本の政府は孤独を政策化したのか？

政府の見解は、これまで職場・家庭・地域で人々が関わり合い、支え合う機会が減少した。その結果、生きづらさや孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化した。さらに新型コロナ

コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が喪失され、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化し、深刻化しているとしている。孤独・孤立問題に対して、社会全体で対応しなければならないと認識している²⁾。このように現代社会において、人々の関係性が変化し希薄化してきたことによって、孤独・孤立の問題が発生してきた。また、新型コロナウイルス感染拡大により、さらに問題が悪化している。孤独・孤立問題の解消や予防に向けて、対策が行われている。

2. 日本での政府の責任部署

日本では、新型コロナウイルス感染症禍において、2021年2月に菅義偉内閣総理大臣(当時)の内閣総理大臣決裁により、「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」を設置した。設置目的を「社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため」とし、坂本哲志議員が孤独・孤立対策担当大臣に任命された。この「孤独・孤立対策担当大臣」ポストの設置は、英国に次いで2番目となる。

孤独・孤立対策に向けては、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が2021年に設置された。自殺防止や高齢者の見守りなど、関係府省にまたがる政策を束ねる司令塔となっている。内閣府や厚生労働省などの関係府省から、兼務を含めた体制で始動している³⁾。このように孤独・孤立問題に対して、国は担当大臣を任命し、孤独・孤立対策担当室を設置することで、その責務を担うこととなった。

3. 日本の政策化のプロセス

それでは孤独・孤立問題を解決していくために、国はどのような計画を立てたのであろうか。政府は、2021年に孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、孤独感がある人の年齢や性別、社会的孤立の状態などの傾向を、政府統計として初めて明らかにした。計画としては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、孤独・孤立対策の重点計画が策定された。「孤独」は主観的概念として、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を表し、「孤立」は客観的概念として、

社会とつながりのない／少ない状態として定義されている。この重点計画の基本理念において、孤独・孤立問題は、社会全体で対応しなければならない問題として掲げられており、「予防」の観点が必要とされている。施策の推進では、関係行政機関、特に基礎自治体が既存の取り組みを活かしながら、孤独・孤立対策の推進体制を整備することになっている。また、NPO等の活動を支援し、官・民・NPOの連携を強化するとされている⁴⁾。

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取り組みの連携強化として、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が2022年2月に設立された。ここでは、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携を基盤とし、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有や相互啓発活動などが主な活動である⁵⁾。

4. 日本での孤独・孤立対策の種類

重点計画の中では、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援として、大きく5つのテーマが掲げられている。①子供の居場所づくり（内閣府）、②女性に寄り添った相談支援（内閣府）、③生活困窮者等支援・自殺防止対策（厚生労働省）、④フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供支援（農林水産省）、⑤住まいの支援（国土交通省）、である。項目ごとに予算が配分され、安定的および継続的に支援することとされている⁶⁾。

IV. 地方自治体の孤独・孤立対策の現状

1. 岐阜県の事例

(1) 第一次取組団体

国は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進を図っている。孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務となっている。しかし、複合的事案が多く、既存の政策的対処では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られている。国は、全国30地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点を全国の地方自治体に共有し、孤独・孤立対策の改

善、取組強化を目指している。このような中、岐阜県は「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進のあり方に関する調査研究」事業に関わる第一次取組団体の1つとして掲げられている⁷⁾。

(2) 岐阜県の基本評価

岐阜県は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの公募に応募し、第一次取組団体として決定されている。孤独・孤立の問題について、行政が主体となり地域の改善に向けて動き出している。地方自治体として何ができるか、行政の役割は何であるのか、孤独・孤立問題の解消に向けた意識が高い自治体である。

(3) 孤独・孤立対策の方針

2022年11月10日に、岐阜県地域福祉課へのヒアリング調査を行った。孤独・孤立対策に関して、基本的には国の施策体系と同じであり、県独自の施策や定義は設定していない。国の重点計画の基本指針に沿って実施している。高齢者施策は「高齢福祉課」、若者（子どもを含む）施策は「子ども家庭課」や「産業人材課」等が、それぞれ対応している。複雑化・複合化した課題に対しては、分野横断的な取組が必要であるため、庁内連携会議を開催するとともに、市町村における重層的支援体制整備事業の導入促進や、包括的な支援体制整備のための研修事業などを実施している。

岐阜県の実態調査については、国が実施している地方版プラットフォーム事業において、実施する予定である。これは県地域福祉課が実施し、費用は全て国が支出するものである。調査結果は、県内の孤独・孤立傾向が把握できると予測されるため、庁内関係や市町村等と共有しつつ、孤独・孤立対策の推進に活用する予定とされている。地方版プラットフォーム事業は国への応募で採択されたため、1200万円（上限）が使用可能となっている。

(4) 官民連携会議

NPO法人等との連携については、岐阜県としても重要であると認識している。令和4年（2022年）9月の補正予算において「孤独・孤立対策官

民連携事業費補助金」を開始し、孤独・孤立対策に取り組む団体に対して助成（1団体上限100万円）をしていくことになっている。また、官民連携会議としては、2022年度からNPO法人等との意見交換会を予定しており（2022年11月開催予定）、NPO法人等の現状や県に対する要望・意見などを把握していくこととされている。

2. 京都市の事例

(1) 孤独・孤立対策に関する連携協定

2022年8月30日に、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課へのヒアリング調査を行った。京都市では、孤独・孤立問題を現代社会における課題の一つとして捉えている。2021年4月に、全庁横断的な組織である孤独・孤立対策プロジェクトチームを設置し、全庁一丸となって取り組んでいる。内容は、京都市の取り組み状況や課題の共有、実態調査や効果的な情報発信の検討等である。チームには、高齢介護の部署や子ども若者支援の部署も名を連ねており、連携をして取り組みが進められている。

2022年7月に、内閣官房孤独・孤立対策担当室の公募である「地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業（地方版PF推進事業）」において、京都市が一次取り組み団体として採択された。国の支援も受けながら、取り組みを進めていく段階である。京都市では、2021年9月から10月にかけて、孤独・孤立に関連する課題に対して、支援を実施している関係団体等を対象に実態調査を実施している。

京都市の基本姿勢は、国の施策に応じて進めているが、地域の支援団体を対象とした実態調査の実施や連携協定の締結等、京都市による取り組みも行っている。孤独・孤立の定義については、国の定義に基づいて実施している。2022年9月に、「孤独・孤立対策に関する連携協定締結式」が実施されており、関係団体等は、孤独・孤立問題に関する支援団体119団体である。

(2) 京都市の基本評価

京都市は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの公募に応募し、政令指定都市の第一次取組団体として決定されている。孤独・孤立

対策に向けては、全庁横断的な対策プロジェクトを設置し、取り組みを強化している。また、関係団体との連携協定が結ばれており、行政の責務を中心に官民連携のもと孤独・孤立対策が進められている。孤独・孤立問題に対する行政の認識が深く、今後どのような展開がなされていくのか注目される。

(3) 孤独・孤立問題に求められる取り組み

京都市では、2021年9月～10月にかけて孤独・孤立実態調査を実施した。主に「孤独・孤立に陥るきっかけ」や「改善に向けて必要なこと」等の項目から状態像を把握している。京都市の考え方では、孤独・孤立を抱えている人の多くは、人間関係がうまく構築できず、信頼できる他者がいない状況としている。社会・文化が変化する中では、孤独・孤立の状況は生じると考えられるが、望まない孤独・孤立は避けていくべきである。それを防ぐためには、制度のPRが必要としている。

また、長期に至るほど課題が多く複雑になるため、解決は困難となる。早い段階から、伴走型支援を行う必要があり、地域も含めた支援機関ネットワーク作りの強化、支援につなぐ必要があるとしている。

(4) 予算状況

2022年度の孤独・孤立問題に関する京都市予算はない状況である。2022年9月の連携協定をもとに、関係団体と協力しながら実施する予定である。相談窓口を探す「京都市版」チャットボットの導入や、協定締結団体間の情報共有、普及広報を検討中である。

(5) 公民連携のあり方

2021年の各支援団体を対象に実施した孤独・孤立実態調査において、相談窓口に来た時には、既に孤独・孤立状態が長期化・深刻化し、課題が複雑になっていることが判明した。そのため、早期の段階での相談、支援のネットワークを求める声があった。

これを受け、京都市では2022年9月に、京都市と関係機関や団体、または関係機関や団体同士

が相互に連携し、横のつながりを強化し、より重層的な支援体制を構築するため「孤独・孤立に関する連携協定」を締結した。各団体同士の連携事項としては、①孤独・孤立に関連する相談対応に関すること、②状況に応じて必要な相談支援につなげること、③京都市及び各関係団体における相互連携・情報共有に関すること、④その他、本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること、が含まれている。

協定締結後は、関係団体等の概要や連絡先を協定締結団体同士で共有することで、相談の内容に応じた適切な支援先への案内や、複数団体で連携して支援しやすい環境づくりを行う。また京都市情報館で、支援先として各団体のHP等を掲載することを予定している。京都市の財政は厳しい現状であるため、普段から関係のある団体（社会福祉協議会やNPO団体等）に働きかけ、費用をかけずに実施していきたいと考えている。

(6) 孤独・孤立対策の成果

国の地方版プラットフォーム推進事業での取り組み内容を含め、フォローアップの方法を、今後検討していくとされている。今後の事業展開では、①「孤独・孤立」に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、重層的な支援体制を構築する、②地域のつながりを高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、支援につながりやすい環境を整える、③「孤独・孤立」に関する様々な問題に柔軟に対応できる取り組みを展開する、④漠然と「孤独・孤立」に悩む人に情報が届くよう、広報の方法等も含めて対象者へのアプローチの方法を工夫していく、ことが掲げられている。

また、コロナ禍で顕在化した貧困に関して、ホームレスの生活実態に係る孤独・孤立の実態調査として、インターネットカフェや24時間営業店舗等の利用者に対する調査を実施し、フードバンク活動を通じて、食品ロスの削減と顕在化した貧困について、考えるきっかけをつくとされている。

V. 英国の孤独・孤立対策の動向

1. 孤独担当大臣の設置

英国は、孤独担当大臣を2018年に世界で初めて設定した。孤独問題を国レベルでの対処をいち早く呼びかけたのは、労働党議員のジョー・コックス (Jo Cox) であった。

コックス議員は、これまで教育の平等、自閉症の子ども達への支援の改善、孤独への取り組み、紛争下における民間人の保護など、様々な地域で国際的な問題について熱心にキャンペーンを実施してきた⁸⁾。

しかし、コックス議員は、2016年のEU離脱を問う国民投票の直前に殺害された。その後、コックス議員の意志を継ぐ形で、保守党政権のもとで孤独担当大臣が任命された。国が担当大臣を置き孤独問題に取り組むことで、各団体に横の連携が生まれ始めている。

孤独担当大臣の設置の背景には、コックス議員がこれまで実施してきた孤独問題に対する取り組みが大きく影響している。またコックス議員の死により、ジョー・コックス財団が設立され、孤独・孤立問題に対する取り組みが開始されている。

2. 高齢者への孤独・孤立問題

英国では、高齢者の孤独・孤立問題に取り組む団体の1つとして、Age UKがある。この団体の調査結果では、高齢者の場合、配偶者の喪失や健康状態の悪化、心を打ち明ける人がいない場合に、孤独になるリスクが高くなるとしている。孤独感、会話やふれあいが阻害された時に発生する。これらの感情に対処し克服するためには、社会的活動以上のものが必要となる。それは、個別化された支援を必要とし、コミュニティに参加することを促進するネイバーフッド (neighbourhoods) を必要としている。これを達成するための質の高いケアや交通手段、公共施設の重要性は、本質的に政府間のアプローチが不可欠であることを意味している⁹⁾。

高齢者の孤独に対処することは、長年にわたりAge UKの重要な仕事であった。Age UKは、地

域のパートナーである Age UK Barrow、Age UK North Craven、Age UK Oxfordshire、Age UK South Lakeland、Age UK Wirral の5つと協力して、孤独高齢者を見つけるサービスをどのように開発するか探求し、個別化された支援を開発している。さらに、Age UK Herefordshire と Worcestershire は、「Reconnections programme (リコネクション・プログラム)」を主導してきた。これは、財源調達革新的アプローチと孤独を改善するための評価プログラムである。Age UK Bradford や Age UK Barnsley を含む他の地域パートナーは、地域行政、ボランティア、民間部門組織やコミュニティと協力して、高齢者の孤独へのアプローチを開発し適応させている¹⁰⁾。

3. 社会的処方 (social prescribing)

英国の対応は、社会的処方という支援方法で、孤独・孤立の対策が体系化されている。社会的処方とは、患者の課題を解決するために、地域の活動やサービスなどの社会参加の機会を「処方」することである。社会的に孤立しないよう地域資源を活用することで、患者の健康やウェルビーイング (幸福で豊かであること) を向上させることを目的としている。

英国では、2016年から社会的処方についての全国的なネットワークが構築され、既に仕組みが稼働している。具体的には、リンクワーカー (Link Worker) と呼ばれる人材が、GP (一般医) や福祉行政などの保健医療専門職者から、支援が必要だと診断された患者を地域活動へ橋渡しするという仕組みである。ボランティア活動や共通の趣味を持つコミュニティ、支援付き就労といった地域資源を処方する。適した活動がない場合は、リンクワーカーが患者とともに新たな活動を創り出すこともある。

社会的処方の対象となり得るのは、医療的介入に加えて、社会的または精神的にケアが必要とされる場合である。例えば、長期の慢性的な症状を抱えている人やメンタルヘルス面で支援が必要な人、社会的に孤立していたり不利な立場にいたりする人等が対象となる。社会的処方の効果としては、社会的な孤立の改善や孤独感の解消、不安・抑うつ軽減などが報告されている。趣味の集ま

りに参加した高齢者のうつ症状が改善した例もある。

社会的処方の考え方が広まったのは、人の健康は遺伝子や生活習慣といった生物学的要因だけではなく、社会格差やストレス、社会的排除といった社会的な要因にも影響を受けることが分かったからである。英国では、WHO が公表した「健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health: SDH)」のうち、非医療的なニーズに対するアプローチとして社会的処方を進めてきた。「健康の社会的決定要因」とは、健康を決定する10の社会的な要因のことである。「社会格差」「ストレス」「幼少期」「社会的排除」「労働」「失業」「社会的支援」「薬物依存」「食品」「交通」がそれにあたる。

4. 社会的処方のスキーム

KINGS FUND によれば、社会的処方とは以下の通りである。地域紹介としても知られる社会的処方は、医療専門家が人々を様々な地域の非臨床サービスに紹介できるようにする手段である。紹介は、一般的に、プライマリケアの下で働く専門家、例えば、GP または実践看護師がキーマンである。人々の健康とウェルビーイングは主に社会的、経済的、環境的要因の範囲によって決定されるが、社会的処方は人々のニーズに全体的な方法で対処しようとするものである。また、個人が自分の健康をよりよく管理できるよう支援することも目的としている¹¹⁾。

社会的処方を提供するスキームには、通常、ボランティア・コミュニティ・セクターの組織によって提供される様々な活動が含まれる場合がある。例としては、ボランティア活動、芸術活動、グループ学習、ガーデニング、ピフレンディング、料理、健康的な食事のアドバイスやスポーツ等がある。社会的処方は、社会的、感情的、または実践的な幅広いニーズを持つ人々をサポートするように設計されており、多くのスキームは精神的健康と身体的健康の改善に焦点を合わせている。社会的処方制度の恩恵を受ける可能性のある人々には、軽度または長期のメンタルヘルス問題を抱える人々、複雑なニーズを持つ人々、社会的に孤立している人々、および一次または二次医療

に頻繁に参加する複数の長期的状態を持つ人々が含まれている¹²⁾。

イギリス全土で採用されている社会的処方には様々なモデルがあり、ほとんどの場合、地域のサポート資源にアクセスするために、住民と協力するリンクワーカー（コミュニティコネクタ [community connector]、ナビゲーター [navigator]、ヘルスアドバイザー [health adviser] 等の他の用語も使用される）が関与することになっている。例えば、ロンドン東部のコミュニティおよびプライマリケアハブであるブロムリーバイボウセンター（Bromley by Bow Center）では、社会的処方やコミュニティに焦点を当てた実践の長い歴史があり、スタッフは住民と協力して、数回のセッションで地元の人々との関わりを支援している。スイミングレッスンからファイナンシャル・アドバイサーサービスに至るまでのサービスが展開されている。このように社会的処方は、コミュニティの力を動員して健康を生み出すことを目的とした、コミュニティ中心のアプローチと呼ばれることもある一連のアプローチの1つとして理解できる¹³⁾。

5. 社会的処方は機能しているのか？

社会的処方が、前向きな健康とウェルビーイングの結果につながる可能性がある。調査研究では、生活の質と感情的なウェルビーイング、精神のおよび一般的なウェルビーイング、そしてうつ病と不安のレベルの改善がみられるという。例えば、2010年代初頭からのブリストルでの社会的処方プロジェクトの評価は、不安レベルと一般的な健康と生活の質についての感情の改善を明らかにしている。また、ロザラムでのスキーム（20を超えるボランティア・コミュニティ・セクターの組織からのサポートへのアクセスを支援する連絡サービス）の調査によれば、10人に8人以上が、3～4か月後にフォローアップされたスキームを参照したことにより、外来患者の予約、入院患者の入院に関して NHS の使用が減少していることをつきとめている。スキームの探索的な分析は、NHS の利用が減少したため、18～24か月で費用がかさむ可能性があることを示唆している¹⁴⁾。

最近の評価では、ブラッドフォードのコミュニティコネクタ方式が報告されている。そこでは、サービス利用者の健康関連 QOL および社会的つながりの改善を検討している。また、2017年から2019年の間に評価されたシュロップシャー州のプログラムでは、住民がウェルビーイング、患者の活性化、孤独の測定において統計的に有意な改善を報告している。3か月のフォローアップで、参加者間の一般医の診察は対照群と比較して40%減少したことも判明している。しかし、エビデンスベースの調査研究には弱点がある。多くの研究は小規模であり、対照群がなく、結果よりも進歩に焦点を合わせているか、社会的処方モデルではなく個々の介入に関連しているのである。調査データの多くは定性的であり、自己申告の結果になってしまっている¹⁵⁾。

社会的処方の費用、資源への影響、費用対効果を判断することは時期尚早である。ある研究は、例えば福祉給付金請求の削減を通じて、社会的処方によって生み出されたより広い社会的価値を測定することの重要性を強調している。これは評価が難しい場合があり、より長期的なアプローチが必要になる場合が想定される¹⁶⁾。

VI. 総括に向けて

1. 事業評価の動向

日英の孤独・孤立対策の動向をみてきた。日本の孤独・孤立対策の国の動向としては、孤独・孤立対策担当大臣をはじめ、内閣官房が中心となり施策が行われている。しかし、行政だけの取り組みでは限界があり、官民連携の促進が図られている。そのため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が設置されており、広域的な連携強化活動や全国的な普及活動に向けて取り組みが行われている。

各地方自治体でも、孤独・孤立対策への取り組みが開始されているが、自治体間の差が見られており、対策の普遍化がなされていない現状である。その理由は、孤独・孤立対策の実践を具体的に誰が担い、どのようにアプローチしていくかが明確にされていないためである。

一方、英国も孤立・孤独問題に対して孤独担当

大臣を任命し、国としてこの問題に取り組んでいる。孤立・孤独への認識が高く、NHS が中心となり、公的責任のもとで実施されている。英国の社会的処方、医療を基礎としたアプローチであり、その実践パターンは、GP・リンクワーカー・ボランティア・コミュニティセクターへのリファーで構成されている。

新型コロナ感染以前では、借金や福祉受給の相談が一般的であったが、感染拡大以降は社会的孤立が大きな問題となっている。現在もなお、新型コロナ感染は続いており、終息する見込みはない。このまま長引けば、さらに社会的孤立に陥る人々が出てくることになる。孤立・孤独の問題は、高齢者だけではなく、若者にも当てはまることである。また、問題が深刻になる前に支援を始める予防にも重視している。社会的孤立である人々が、再び社会とのつながりを持ち、改善されることは大切である。同時に、社会的孤立にならないようにするための予防策も考えていくことが重要である。

2. 日英の本質的な相違点

英国の孤独・孤立対策は、NHS の公的医療制度が中心であり、GP の診察のもと社会的処方が必要かどうか判断される。支援が必要となれば、リンクワーカーと協働し、患者のニーズに合った社会資源を組み合わせるようになる。緊縮財政ではあるが、公的財源を用いながら実践しており、公的役割が重要視されている。社会的処方を受けた患者は、健康状態やうつ病の改善などの報告もあり、孤独・孤立対策の解消に向けた政策化が実施されている。

一方、日本では、担当大臣ポストの設置や内閣官房を中心として、取り組みが進められている。地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームをもとに、国からの予算配分はあるが、実施機関はNPO等の民間に頼るところが大きい。また、地方自治体では、何をどのように実施すればよいか、手探りの状況となっている。英国では公的役割が大きい、日本では私的役割が大きくなっている。

また日本では、孤独対策の推進で対象者と社会資源をつなぐ専門的な実務能力を発揮し、多職種

や民間団体と連携する専門職者が弱い状況である。英国のリンクワーカーの役割を日本に導入する場合、社会福祉協議会所属のコミュニティソーシャルワーカーが担うと思われる。コミュニティソーシャルワーカーにより孤独・孤立対策が実践され効果をあげている地域もあるが、全国的に見るとコミュニティソーシャルワーカーの力量によって差が現れている。今後の課題としては、孤独・孤立対策に向けた人材を適切に確保することができるのか、また新たに職能開発が必要であるのかについても検証する必要がある。

3. 公民連携のあり方 一試論として一

(1) 英国の平行棒理論と繰り出し梯子理論

英国のボランティア活動は、民主主義と自由を尊重する市民社会に根づくボランティアズムによって、英国社会の発展に寄与してきた。「ボランティア」という表現は、個人の自発的な無償の活動、ボランティアとしての活動も含まれるが、より正確には自発的・組織的な活動を相対的に示す用語であり、無償の活動のみを示すものではない。英国では、その概念について、要件、範囲、役割等をめぐり1世紀にわたる議論がなされてきた¹⁷⁾。

かつてウェッブ夫妻の提唱した「繰り出し梯子理論」や、 그레이の「平行棒理論」に始まり、戦後の福祉国家政策が推進される過程においても、ベヴァリッジの『ボランティアアクション論』をはじめ、その定義や類型化が試みられてきた¹⁸⁾。

このように英国では、公民連携の理論や実践の歴史があり、福祉国家が形成される時も議論されてきた。日本の孤独・孤立対策を考えていくうえで、公的および民間の役割が何であるのか整理し、公民連携のあり方について議論していく必要がある。

4. 英国の公私関係の理論 一若干の紹介一

(1) パートナーシップのアプローチ

英国の公私関係を見ていくうえで、パートナーシップのアプローチが重要である。英国では国レベルで、サービスの公的供給から、共同の官民パートナーシップまたは多くの民間供給に移行するように政府から圧力がかけている。地方レベ

ルでは、公共団体、民間団体、そして非政府組織との間で、資源の制約やイデオロギー的要因などによるパートナーシップアプローチへの継続的または大きな関与があるとされている。各パートナーシップは、歴史的、経済的、社会的および政治的状況の機能であるが、共通の傾向がある。パートナーシップの性質、特に「官民パートナーシップ」だけでなく、準公的 (quasi-public) および公的機関のパートナーシップも、世界的な経済状況の変化、政府の資金調達や経済構造の変化により、変わりつつある¹⁹⁾。

都市部の貧困地域に関して、英国政府は、パートナーシップアプローチを「都市開発または地域再生に寄与する一連の団体によるボランティア・コミットメント (コミュニティ、地方自治体、政府省庁、機関および民間部門を含む) は、その地域の合意された包括的で長期的な再生戦略に基づく」と定義している。このアプローチには、関係性におけるボランティアな性質、幅広い参加、コミュニティから民間セクター、地方自治体、中央政府、準自治的 (quasi-autonomous) な非政府組織、合意された戦略の必要性や長期間スケールなどが含まれている²⁰⁾。

アトキンソン (Atkinson: 1999) らは、パートナーシップのような用語に意味を割り当てる確実な方法はないとしている。それは、公式の論説が他のものよりも特権を持っている場合、権力と支配の関係で構築されていると主張している。ただし、このような分析は状況によって異なる場合がある。パートナーシップ内の異なる関係者らは、その目的、運用、および権力構造について、様々な見解を持っている可能性がある。そのためパートナーシップは、多様で曖昧な概念のままである²¹⁾。

(2) 5つの主要部分

現在、議論されているパートナーシップの5つの主要部分は、以下の通りである。

- ①パートナーシップが何をしようとしているのか (目的、戦略的、プロジェクト主導)、
- ②誰が関与しているか (鍵となる関係者とパートナーシップにおける彼らの関係性の構造)、
- ③いつであるか (パートナーシッププロセス開

発のタイミング、時間の経過とともに変化する関係性と活動)、

④どこであるのか (空間的次元)、

⑤活動の実施方法、実施メカニズム、である²²⁾。

これらを踏まえて、パートナーシップを締結する目的は、地域、プロジェクト、または組織のために追加のリソースを獲得し、コラボレーションを通じて相乗効果を発揮することである。パートナーシップの鍵となるアクターには、中央および地方政府、政府が資金提供する機関、ボランティアセクター、地域コミュニティ (グループまたは個人)、および民間部門などの主要機関が含まれるが、重要とされる個人も含まれる場合がある²³⁾。

パートナーシップは、様々な規模の地理的領域に焦点を当てることができる。例えば、都市部の小さい貧困地域や、より広い通勤地域などである。その他、地域内で特定のクライアントグループに焦点を当てする場合もある。社会的排除、差別、都市再生など、国レベルの政策に焦点を当てることもあれば、地方や地域レベルでそのような問題に焦点を当てることもある。各種類のパートナーにおいて、地域と国の視点の間に緊張が生じることもある²⁴⁾。

(3) パートナーシップの問題点

パートナーシップを通じて作業を進めるには、多くの問題がある。それは、パートナーシップの形態によって異なる場合がある。これらには、不明確な目標、リソース・コスト、不平等な力、力を奪う派閥、主要なサービスへの影響、パートナー間の哲学の違い、組織の問題が含まれる。また、多くのリソース・コストが発生することもある。たとえば、スタッフの話し合いや合意形成するために費やす時間や、パートナーとの協議による決定の遅れなどである。全てのパートナーが同意しない場合、パートナーシップを締結することは難しい場合がある。それは、他の場所での関係性を悪化させる可能性があるためである。責任とコントロールが分かれており、パートナーシップの活動に責任を負うパートナーがいないため、アカウントビリティの問題も生じる。ほとんどのパートナーシップでは不平等な力があり、パート

ナーシップの概念化は、社会的パートナー間の不平等な力関係を認識できないことが多い²⁵⁾。

(4) 孤独・孤立問題へのパートナーシップ

孤独・孤立問題を解消していくためには、公的機関の役割は重要であるが、同時に民間団体、NPO やボランティアセクターとのパートナーシップが必要になってくる。同じ目的や意識を持った団体が協働することで、孤独・孤立問題へ対応していくことが可能となる。一方で、不明確な目標や不平等な力関係、リソース・コストの発生などから、パートナーシップが締結されず、力を発揮することができないことも考えられる。英国のパートナーシップにおける公私関係の理論から、日本での孤独・孤立対策に向けたパートナーシップを考えていく必要がある。

5. 右田紀久恵の公私関係論 ―日本のパイオニア的理論―

社会福祉における公私論は、社会福祉の国家責任を明確にする必要性とともに台頭してきた。公私論が本格化するのは第二次世界大戦後であり、右田は①戦後期、②1960年代末から1970年代前半、③1980年代の三段階に分けることができるとしている²⁶⁾。

①戦後期の公私論では、「公私分離原則」の確立をめざすものであった。政策動向が公的責任の明確化と制度的整備にあり、一方で、民間社会福祉事業の存在理由を明確化するための、民間性の追求論も多く見られた²⁷⁾。公私分離原則とは、1946年にGHQより、国家責任、民間への責任転嫁の禁止が明示され、公的責任が強調されたことである。現在の社会福祉法では、公的責任の転嫁を禁止すること、民間への不当関与の禁止などを定め、公的責任を前提として公私がそれぞれの役割を果たすことである²⁸⁾。

②1960年代末から1970年代前半では、「公私格差是正」と「公私概念の整理」をめぐり展開された。戦後、公私分離原則を打ち出したが、民間社会福祉施設が財政危機に直面した。打開策として措置委託方式が導入され、民間社会福祉施設における措置費の比重が高まったが、実際には公と民間における格差（従事者の労働条件や処遇水準

等）が広がった。このような状況が「公私格差是正」論議となり、「公私概念の整理」が展開された²⁹⁾。

③1980年以降では、公私格差是正論はほとんどみられなくなった。措置費体系内で民間施設の処遇水準や労働条件が保障された段階に来ているとされ、民間性をいかに考えるかという見解が強まってきた。さらに、社会福祉政策としての地域福祉、在宅福祉の公私役割分担が提示されるようになった³⁰⁾。

この歴史的な公私関係論から孤独・孤立対策を考える場合、どこまで公的責任として担う必要があるのか、また私的役割は何であるのか検討していく必要がある。日本の孤独・孤立対策では、実施主体はNPOが中心となり、公的な役割が少なくなっている。孤独・孤立問題を社会問題として扱うのであれば、公的責任のもとで実施されなければならないのではないだろうか。そのうえで、官民連携を図りながら、孤独・孤立対策を進めていく必要がある。また財源の確保も重要である。行政がリーダーシップを図り公的責任のもとで実施するのであれば、孤独・孤立対策への十分な財源を確保し、国から地方自治体への補助金を拡大する必要がある。実施に向けてはマンパワーの確保が必須であるため、人件費や事業費に充てる財源を確保していかなければならない。

6. 今後の研究に向けて

ここまで、日英の孤独・孤立対策の現状についてみてきた。日本では、孤独・孤立対策担当大臣の設置から始まり、各地方自治体の協力のもと、民間団体やNPOなど官民連携を図りながら対策にあたっている。一方、英国では公的医療制度であるNHSが中心となり、社会的処方システムを用いて実施されている。

本研究では、日英の孤独・孤立対策のあり方を説明したが、具体的な活動内容や事業評価、孤独・孤立解消の効果までには至っていない。英国の社会的処方では、ボランティア・コミュニティ・セクターやリンクワーカーの専門性についても、明らかにできていない。今後は、英国の社会的処方による実践プログラムや効果がどのようになっているのか、研究を進めていきたい。

また、英国のパートナーシップを用いた公私関係からわかるように、官民が連携することにより相乗効果が生まれ、効率的および効果的に対策にあたることが可能である。しかし、目標や意識が一致していなければ連携が進まず、時間や費用もかかり失敗することもあり得る。他日、今後の日本における孤独・孤立対策を考えていくうえで、公民連携のあり方について考察を深めることとしたい。

参考文献

〈和文〉

- 石田光規著『孤立の社会学 無縁社会の処方箋』勁草書房, 2014年。
- 石田光規著『孤立不安社会 つながりの格差、承認の追及、ほっちの恐怖』勁草書房, 2018年。
- 岩満賢次・八木橋慶一著「日英の孤独・孤立対策（前篇）」, 賃金と社会保障 1806, 旬報社, 2022年。
- 右田紀久恵著『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房, 2005年。
- 右田紀久恵編著『地域福祉総合化への途—家族・国際化の視点をふまえて—』ミネルヴァ書房, 1995年。
- 厚生労働省編, 『世界の厚生労働 2014』情報印刷株式会社, 2014年。
- 近藤克則著, 『健康格差社会への処方箋』医学書院, 2019年。
- 斉藤雅茂著, 『高齢者の社会的孤立と地域福祉 計量的アプローチによる測定・評価・予防策』明石書店, 2018年。
- ジークムント・バウマン著, 森田典正訳『リキッド・モダニティ 液状化する社会』大月書店, 2001年。
- 週刊東洋経済「1億「総孤独」社会」東洋経済新報社, 2022年。
- 多賀幹子著, 『孤独は社会問題 孤独対策先進国イギリスの取り組み』光文社, 2021年。
- 武田裕子編集, 『格差時代の医療と社会的処方 病院の入り口に立てない人々を支える SDH (健康の社会的決定要因) の視点』, 日本看護協会出版会, 2021年。
- 西智弘編著, 『社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社, 2020年。
- 藤本健太郎著, 『孤立社会からつながる社会へ ソーシャルインクルージョンに基づく社会保障改革』ミネルヴァ書房, 2012年。

山本恵子著「日英の孤独・孤立対策（後篇）—英国の事例検討を中心に」, 賃金と社会保障 1810, 旬報社, 2022年。

レズリー・ドイアル著, 青木郁夫訳『健康と医療の経済学—より健康な社会をめざして—』法律文化社, 1990年。

〈欧文〉

Age UK, All the Lonely People: Loneliness in Later Life, 2018.

—Measuring the Prevalence of Loneliness in England, Combining responses from a single-item direct loneliness question and the UCLA 3-item loneliness scale, 2020.

—Loneliness (England), Policy Position Paper, 2019.

Kate Gibson, Tessa M. Pollard, Suzanne Moffatt, Social prescribing and classed inequality: A journey of upward health mobility?

<https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0277953621003695>

検索日 2022年8月22日。

NASP, Evidence summary the economic impact of social-prescribing,

<https://socialprescribingacademy.org.uk/wp-content/uploads/2022/03/Evidence-summary-the-economic-impact-of-social-prescribing-.pdf>

検索日 2022年7月25日。

注

- 1) ジグムント・バウマン著, 高橋良輔・開内文乃訳『幸福論—“生きづらい”時代の社会学』作品社, 2009年, p 44.
- 2) 内閣官房孤独・孤立対策担当室, 「孤独・孤立対策の取組状況」2022年, p 2.
- 3) 日本経済新聞, 「孤独・孤立対策室」内閣官房に設置, 2021年2月19日。 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODE192HY0Z10C21A2000000/> 検索日 2022年11月17日。
- 4) 内閣官房孤独・孤立対策担当室, 「孤独・孤立対策の取組状況」2022年, pp 2-3.
- 5) —前掲書, p 4.
- 6) —前掲書, pp 6-7.
- 7) 内閣官房, 「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に関わる第一次取組団体の決定」2022年, p 2.
- 8) THE JO COX FOUNDATION, ABOUT JO COX, <https://www.jocoxfoundation.org/aboutjocox>, 検索日

2022年11月29日.

- 9) Age UK, All the Lonely People: Loneliness in Later Life, 2018, p 2.
- 10) Age UK, Ibid, p 4.
- 11) David Buck, Leo Ewbank, What is social prescribing?, The King's Fund, 2020, p 1. <https://www.kingsfund.org.uk/publications/social-prescribing>, 検索日 2022年10月20日.
- 12) David Buck, Leo Ewbank, Ibid, p 1.
- 13) David Buck, Leo Ewbank, Ibid, pp 1-2.
- 14) David Buck, Leo Ewbank, Ibid, p 2.
- 15) David Buck, Leo Ewbank, Ibid, p 2.
- 16) David Buck, Leo Ewbank, Ibid, p 2.
- 17) 田端光美著『イギリス地域福祉の形成と展開』有斐閣, 2007年, p 213.
- 18) -前掲書, p 213.
- 19) McQuaid, R. W., "The Theory of Partnerships-Why have Partnerships" 2000, pp 1-2.
- 20) McQuaid, R. W., Ibid, p 4.
- 21) McQuaid, R. W., Ibid, p 5.
- 22) McQuaid, R. W., Ibid, p 6.
- 23) McQuaid, R. W., Ibid, pp 6-8.
- 24) McQuaid, R. W., Ibid, p 12.
- 25) McQuaid, R. W., Ibid, pp 17-19.
- 26) 右田紀久恵著『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房, 2005年, pp 91-92.
- 27) -前掲書, p 93.
- 28) 山縣文治・柏女靈峰編集委員代表『社会福祉用語辞典 第9版』ミネルヴァ書房, 2017年, p 84.
- 29) -前掲書, pp 93-94.
- 30) -前掲書, p 95.

A Comparative Study of Loneliness Measures in Japan and the UK: Based on a Governance Perspective

Yoshiyuki Shono*

ABSTRACT

In Japan, solitary death and solitary death have become a social problem. I advanced the research on what kind of measures are necessary in the future, referring to the policy of the United Kingdom, which serves as a model. In Japan, after the UK, a minister in charge of loneliness and isolation is appointed and measures are being taken. However, it has not been clarified specifically who will implement it and how. In the UK, the NHS, the public health care system, is taking the lead in implementing countermeasures using a system of social prescribing. In order to investigate the efforts of local governments in Japan, I conducted interviews with Gifu Prefecture and Kyoto City. Literature research is the basis for matters related to the UK. Based on the information obtained from this study, I made suggestions for the future of Japan to deal with loneliness and isolation.

Key words: Loneliness and isolation measures, Social Prescribe, Public-Private Partnership

* Lecturer, Kyoto Women's University, Faculty of Human Development and Education, Department of Education (Nursing Teacher and Welfare Education Course)

2022 年度人間福祉学部報

■社会福祉学科

池埜聡

今年度は大学院生たちのひたむきな修士論文への取り組み、そして学部ゼミでの学生たちの真摯な学びの姿勢に励まされ、感動する日々でした。研究面では、ソーシャルワーク実践にトラウマ・インフォームドの流れとマインドフルネスを統合させていくことを念頭に、2つの新たな臨床トレーニングを受けたり、兵庫県社会福祉社会や別府医療センターとの協働でプログラムを発信したりする機会を得ました。また、科研費成果としてホームページ立ち上げに取り組んでいます。

今井小の実

ようやく対面授業にもどり、学生と直に触れ合うことができた楽しい一年でした。特に学生たちが親交を深め、議論を通して切磋琢磨していくゼミの時間は、これが当たり前の世界ではないと知った今、とても貴重な時間を感じました。研究演習Ⅰでは秋学期以降、卒論のテーマを決める作業に入り、演習Ⅱの学生は就職活動も落ち着き、卒論の執筆に取り組んでいます。両クラス共に学びの姿勢、学生同士の絆が素晴らしく誇りに思います。

大和三重

2022年度は研究演習Ⅰの学生たちと新しい課外活動にチャレンジすることができました。ゼミの課外活動として、神戸市シルバーカレッジを訪れました。カレッジの参加者とゼミ生が互いのイメージをテーマにグループワークを行い、世代間交流をすることができました。その結果、両者から肯定的な評価を得て世代間交流の重要性を再認識した次第です。また、大学近くのグループホームで入居者と過ごす時間を設け、日常のふれあいを通じて高齢者の多様な側面を理解する取り組みも行いました。

風間朋子

キャンパスに学生が戻ってくると、大学は学生の賑わしで成り立っていると実感させられます。研究演習Ⅰでは文献講読を通して人々の不安、不利、不信が社会に与える影響について考察

を深めることができました。研究演習Ⅱでは卒業研究の準備を進めてきました。進度も深度もまちまちですが、学びの集大成として問うこと考えること説明することに向き合って欲しいと思っています。それぞれが納得できる結論を掴めることを願っています。

川島恵美

今年度のゼミは全て対面授業で、3回生はコミュニケーションやグループプロセスにかかわるワークを存分に経験しました。4回生は様々なテーマで卒業研究に取り組んでおり、執筆に目処がつけば、最後にアサーショントレーニングを経験して2年のゼミを終わります。研究では、Tグループを主催する研究グループで「うへの式質的研究法」を行い、たまっていたインタビューデータの分析を進めることができました。

佐藤洋

保健館と兼任です。コロナ禍にあって、今年から常勤内科医が1名減、2年前に6名いた専任保健師も半減の逆風の中、医療法上の管理医師と安全衛生法上の専属産業医の2つの常勤職に学院全校の学校医と兼務しながら対応しています。福祉、健康・安全が、国・組織等の生存上の危機にあれば軽視されがちになることが自明な世界の趨勢ですが、学生教職員のため、ことの重要性を理解していただくべくローカルに地道に活動しています。

高橋味央

授業がようやく対面形式に戻り、学生と双方向のコミュニケーションや対話ができる環境に改めて喜びを感じた一年でした。また、ソーシャルワーク実習入門では、数年ぶりに千刈キャンプへ行くことができ、いつもと違う環境下での交流によって、学生同士や学生と教員の関係性が深まったと思います。研究では、科学研究費助成事業の一環で、教育と福祉の協働に関する研究会をおこなったり、その集大成として論文を執筆したりすることができました。

林真帆

対面授業が再開されたことで学生同士の交流が生まれコミュニケーションが活発になり、笑顔や

助け合いながら卒業研究を進めている姿を見ることができました。また、2年ぶりに他大学との合同ゼミを本学で開催しました。憲法学研究ゼミとの意見交換は新鮮のようでした。研究では、素晴らしい実践家の方々と出会い、医療ソーシャルワークの可能性を見出せたことや長年携わってきた共同研究の成果を出版できたことなど喜びの多い1年でした。

馬場幸子

3年生は「子ども食堂」と「児童虐待」の2つのグループに分かれ、前者は地域の子ども食堂でボランティアをしながら、後者は学内でアンケート調査を実施しながら、学びを深めています。4年生もそれぞれ自分らしさを出した卒業論文ができつつあります。私自身は、今年も児童養護施設における自立支援に関する研究と、スクールソーシャルワークに関する研究を、いずれも実践者の人たちと共に進めています。ゆっくりとした歩みながらも、着実に前へ・・・と思っています。

平尾昌也

最終年度となった今年度は、対面授業が再開されて学生と顔を合わせて関わりを持つことが出来ることの喜びを深く感じました。思い返せば本当にたくさんの事を学生のみなさんから教えていただきました。現場から研究の世界に身を置く機会を与えていただいたことに感謝しつつ、ステップアップするための力を貯め、その覚悟も出来ました。Social Firm 研究を今後も進めて、論文執筆に勤しみたいと思います。関わってくださった全ての方々に深く感謝申し上げます。

藤井博志

今年度は研究演習Ⅱのみの担当でした。ゼミ活動では9月に「暮らしづくりネットワーク北芝」を訪問し、被差別部落の運動と最先端のまちづくりを体験しました。また、2名は「まち cafe なごみ」でアルバイトを兼ねたインターシップとして、生活支援のコーディネートと不登校児童の居場所づくりにとりくみ、卒論を執筆中です。私の研究面では広島県での3年にわたる包括的な支援体制づくりのための実験的研修を終え、その成果を広島県の関係者と論文作成と、市町向きハンドブックを作成しました。

安田美予子

研究演習Ⅰ（3年ゼミ）のテーマは「福祉と企

業」です。秋学期前半は、グループに分かれて自分たちが決めた研究テーマで文献研究を行い、その成果を発表しています。ゼミ生が取り上げた研究テーマは、男性の育児休暇取得や企業における女性の活躍推進、企業による被災地支援などです。研究演習Ⅱ（4年ゼミ）では自分のアルバイトや部活動の経験、以前からの興味・関心をもとに、広い意味での福祉に関係した研究テーマで卒業論文制作に取り組んでいます。

松岡克尚

現在、超多様性とインペアメント文化をキーワードにして、それらがソーシャルワークにもたらす意義を研究しています。社会活動では、自治体の障害者計画・障害計画の策定や差別解消推進地域協議会等に関わってきました。最後にゼミ活動ですが、3年・4年生とも夏季オープンキャンパスで学科紹介や自分たちの研究プレゼンと大活躍でした。4年生は卒業論文作成に向けて四苦八苦ですが、ゴールまでもうひと頑張りです。3年生はこの秋、ルッキズムを考える企画と障害者週間の企画に向けて取り組んでいます。

李政元

9名のゼミ生（3回生）のうち社会福祉士国家資格取得を目指している者が5名、4名は民間企業への就職を希望しています。何れの道に進んでも社会調査と統計学の知識は社会問題の発見と解決に資するとの思いから、講義、学生による発表、演習による学びを進めています。また、学生は既に卒論の研究テーマを決め関連文献の展望を書き始めています。研究テーマはオーソドックスなものからユニークなものもあります。卒論の完成が楽しみです。

李善恵

2月に起こったロシアのウクライナ軍事侵攻により、この世が一体どこに向かっているのか、「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる（マタイによる福音書5章9節）」という聖書箇所を黙想しながら過ごした一年でした。ゼミ生たちは、自分の夢を叶えるために、日々奮闘しています。3回生は課外活動として外国にルーツを持つ子どもの学習を支援している神戸賀川記念館に行ってきました。4回生は卒論執筆に励んでいます。

（藤井博志）

■社会起業学科

人間福祉学部社会起業学科が開設され15年目を迎えました。2022年度は104名の1年生が加わり、2年生78名、3年生79名、4年生83名、総344名でスタートしました。教員では、森藤ちひろ先生が我々の仲間に加わりました。森藤先生は医療、健康維持・増進、ツーリズムなどのヘルスケアサービスにおける消費者行動を分析し、その結果からヘルスケアサービスの満足構造と自己効力感の役割を研究されています（参考：人間福祉学部 HP https://www.kwansei.ac.jp/s_hws/teacher/c_moritou/）。

2022年度は新型コロナのリスクがありながらも、昨年度に比べると対面を前提にした授業・各種プログラムを数多く実施することができました。本年度実施した社会起業学科の特徴を示す活動は以下の通りです。

①社会起業学科新入生歓迎プログラム「これが社起や DAY!2022」

社会起業学科では、新入生歓迎プログラムとして、「これが社起や DAY!」（社会起業に関する学びと学生間交流、学科への求心力の向上を目的）を開催しています。今年度も例年通り4月に開催することができました。

日程：2022年4月9日（土）10時～17時

会場：G号館201・202教室

参加者：1年生95名、学生スタッフ（2年生）18名

内容：2年生の学生スタッフが実行委員となって毎年実施している、新入生歓迎イベントです。午前は学科の学びに関連するゲーム企画、午後は新入生同士が関わりを深めるための交流企画を進めました。

②社会起業英語中期留学

昨年度は新型コロナの影響で中止になりましたが、今年度は以下の内容で実施することになりました。

日程：2022年5月2日（月）から8月9日（火）

留学先：カナダ クイーンズ大学

参加者：2年生7名

内容：クイーンズ大学の School of English が提供する English for Academic Purposes (EAP) Program を受講し、読む・書く・聞く・話すの4技能のスキルアップを目指すプログラム。

③社会起業アドバンスト・インターンシップ インターンシップ先は以下の通りです。

- ・土佐清水市役所
- ・錦江町役場産業振興課
- ・神戸アジア食堂バル SALA
- ・神戸定住外国人支援センター
- ・大町市立美麻小中学校（コミュニティスクール）
- ・山科醍醐こどものひろば
- ・関西ブラジル人コミュニティ CBK
- ・JAMMIN 合同会社
- ・関西 NGO 協議会
- ・釜ヶ崎支援機構
- ・富岡町 3・11を語る会

④社会起業フィールドワーク

1) フィールドワーク（国内）

実習先は以下の通りです。貧困問題の解決に尽力する NPO、アートを通じた社会参加・就労機会の増進を目指す社会福祉法人、外国人の母文化を活かした雇用づくりを進める飲食店、公民連携のまちづくりを進める地方自治体など、多種多様なフィールドワークを実施することができました。

- ・釜ヶ崎支援機構
- ・Homedoor
- ・西成区役所
- ・ユース交流センター
- ・たかとりコミュニティセンター
- ・アトリエインカーブ
- ・暮らしづくりネットワーク北芝
- ・タウンスペース WAKWAK
- ・なごみ
- ・バザールカフェ
- ・京都信用金庫：QUESTION
- ・関西 NGO 協議会
- ・アジア食堂 SALA
- ・イトグチャ

2) フィールドワーク (海外)

日程：2023 年 2 月 14 日 (火)～2 月 27 日 (月)

実習先：ルワンダ共和国

参加者：1 年生 10 名、3 年生 1 名

内容：実際に海外に渡航し、様々な社会的課題解決に取り組む企業・団体を訪問、事前に計画した活動を行うプログラム (プロテスタント人文社会科学大学と協定)

⑤ 2022 年度人間福祉学部社会起業学科実践活動
奨励金

本奨励金は、社会起業学科における実践教育、とりわけ学生の主体的活動の活性化を図り、実践教育環境をより充実させることを目的として設立されました。社会起業学科生にこの 1 年間に取り組んだ社会貢献活動 (2021 年 11 月 1 日以降に実行したものあるいは継続中のもの) の成果を発表してもらい、優秀な活動に対して奨励金を支給する取り組みです。以下のスケジュールで応募、プレゼンテーション、選考などを行いました。

- ・応募期間：2022 年 6 月 9 日 (木)～
2022 年 12 月 2 日 (金)

・プレゼンテーション：2022 年 12 月 20 日 (火)
5 限 G 号館 201 号教室

・結果発表：2023 年 1 月 19 日 (木) 13 時
人間福祉学部掲示板にて

・授与式：2023 年 1 月 25 日 (水) 13 時
人間福祉学部 学部長室

⑥ 2022 年度のオープンキャンパスでの社会起業
学科のイベント

2022 年 8 月 6 日 (土)～7 日 (日) の日程で上ヶ原キャンパスのオープンキャンパスが開催されました。以下、本学科の模擬講義担当者およびテーマです。

8 月 6 日 模擬講義担当者：孫良先生
「創造性を活かした地域再生－国内外の事例から社会起業の可能性と在り方を考える－」
参加：約 40 名

8 月 7 日 模擬講義担当者：森藤ちひろ先生
「マーケティングで社会が変わる－ソーシャル・マーケティングのすすめ－」
参加：約 60 名

(白波瀬達也)

■人間科学科

人間福祉学部ならびに人間科学科が開設されて15年目となりました。今年度は、108名が新入生として加わり、2年生105名、3年生106名、4年生98名の総勢417名でスタートしました。前年度の卒業生（11期生）は97名で、卒業後の進路は、一般企業（金融・保険、製造、卸売など）、公務員、教員、医療・福祉など、多岐に渡っています。就職を希望する学生における就職決定者の割合、いわゆる就職率は人間福祉学部全体で99.6%と、昨年度に引き続き高水準で推移しています。（人科の就職率は98.9%でした）

人間科学科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として「人間科学に関する専門的知識を身につけ、質の高い生活と社会の実現に貢献できる」ことを掲げており、具体的には死生学・スピリチュアリティを中心とした学問分野、身体運動科学・身体パフォーマンスを中心とした学問分野の両領域、すなわち「こころ」と「身体」の両面から人間を深く理解することを学生の学修成果の目標としています。今年度は、昨年度までコロナ禍のため実施されていたオンライン授業がなくなり、人間福祉学部では対面授業実施となりました。感染対策に配慮しつつも、数年ぶりにキャンパスに活気が戻ってきました。

本学科では、1年次の必修授業として、「人間科学入門」と「人間科学実習入門」をカリキュラムに配置しています。「人間科学入門」は、1年次春学期に実施され、人間科学科を構成する全教員に触れ、教員それぞれが専門とする分野のこと

を学ぶことができる授業です。その意味では、これから過ごす人間科学科での4年間を方向付ける大切な授業です。本授業では、人間はその誕生から死に至る様々な局面において、どのようなことを経験し、こころと身体がどのように変化していくのかという点について、オムニバス形式で授業が行われます。今年度も、各教員の専門分野に応じて、「子ども」から「死-いのちを生きる-」まで、各回のテーマを設定し、授業が行われました。そして、「人間科学実習入門」は、1年次秋学期の必修科目であり、こちらも学科教員全員が関わる授業です。この授業は、学生全員を6クラスに分けて少人数で実施される演習部分と学生全員が参加する合宿部分で構成されています。演習部分では、こころと身体をもった人を捉える人間理解を深める為の様々なアプローチについて、各教員がそれぞれの専門分野に基づき授業を実施しています。合宿部分は、コロナ禍のため、ここ2年間は実施できなかったのですが、今年度は実施することができました。実施場所も今年度より尼崎市立美方高原自然の家に移し、新たにスタートをきった感があります。これまでの海浜地区にあった国立淡路青少年交流の家とは違った山野を中心としたロケーションで実施し、活動もグループに分かれてキャンプ場内をまわるネイチャーラリーといった活動や野外炊事でカレーライスを作り、一緒に食べるなどの活動を行い、交流を深める機会となりました。さらにこの合宿では、2年生が Learning Assistant として関わっていることも特徴で、夜の一場面を上級生と過ごし、本学科での大学生活を知る場面もありました。新型コロナ



ナウイルスによる影響でここ数年実施できなかった人間科学実習入門の合宿授業を実施できたことは人間科学科生の絆を深める意味で感慨深いものがありました。

また、授業ではありませんが人間科学科では、資料室（G号館3階）に、「人間科学科の100冊」というコーナーを設けています。この100冊は人間科学科の教員それぞれの一押しの図書が配架されています。授業だけでなく、書籍を通して教員

の思いを学生のみなさんに受け取ってほしいと思っています。

以上、一部ではありますが、人間科学科の本年度の状況を報告させていただきました。これからも、「こころ」と「身体」の両面から人間を理解するという学科の理念を大切にしつつ、人間科学科の特色を活かした教育・研究活動の充実に向けて一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

（甲斐知彦）

■言語教育

・必修英語科目

人間福祉学部では、必修外国語科目として英語講読と英語表現を設けています。学生の習熟度と第2外国語の選択科目に対応するため、クラス数は15となっています。流暢さの向上と素早く的確に情報を読み取る能力を養うために、英語講読ではすべてのクラスで多読を授業外の課題としています。学部資料室の副読本の拡充と管理の適正化をはかり、図書館蔵置のものと共に使用しています。専門教育への橋渡しとなるべく、人間福祉学部の社会福祉・社会起業・人間科学3学科と英語科の教員が分担執筆したテキストを使用しています。現在はその2冊目（『English for Human Welfare Studies』2016年1月、朝日出版）を使用していますが、来年度から3冊目（『Thinking about Human Life and Society』2022年11月、南雲堂）に変更となります。また本学部の英語教育方針を反映したシラバスに沿った授業進行をはかるため、本学部英語教員が作成した教科書を、1年次の英語表現A/B（『English Beams』2016年1月、金星堂）と2年次の英語表現C/D（『Real Writing－大学生のためのエッセイライティング入門』2019年4月、南雲堂）で使用しています。

より英語力を高めたい学生には、必修英語科目に替えて受講できるプログラムや科目が別途用意されています。一定の要件を満たせば、1年生春学期、または1年生秋学期から履修することができます。なおこれらのコースを受講する場合、後述の人間福祉学部が提供する英語コミュニケーションを第2言語として選択する

ことはできません。外国人留学生には日本語Iを必修科目として開講しています。

・第2言語科目

選択必修の第2言語としては、人間福祉学部が用意する英語コミュニケーション、日本手話、および言語教育センターが用意するスペイン語、フランス語、ドイツ語、中国語、朝鮮語のうちの1言語を1・2年次4学期間履修することを義務付けています。原則として途中で言語を変更することは認めていません。なお外国人留学生用選択科目として基礎英語を用意しています。以下に①英語コミュニケーション、②日本手話、③スペイン語についての概略を紹介します。

①英語コミュニケーションの授業では、英語による異文化間コミュニケーション能力育成と多文化共生意識の涵養をはかるため、例年ゲストスピーカーを招いた授業や交換留学生との交流を取り入れた授業を行っています。ゲストスピーカーの選定にあたっては、英米出身であっても英語圏における文化がもつ多様性を伝えられる方を講師とするよう心掛けており、非英語圏出身者で国際共通語として英語を用いた活動をしている方には、その活動フィールドや内容などについて語っていただいています。昨年度に続き、今年度もコロナ感染防止対策のため授業がオンラインで開講されることになり、残念ながらゲストスピーカーや交換留学生との交流はできませんでした。授業は、オンラインコミュニケーションツールを活用し、ペアやグループでの活動を大いに取り入れ、インタラクティブを重視しつつ異文化の理解を深めるこ

とを目指しました。

②本学部の設置趣旨に沿い実施されている日本手話では、学年の約 1/3 にあたる約 80 名の学生が受講しています。

手話実技の練習には学生 1 人当たり一定の空間が必要となるため、1 クラス 15 名に限っています。週 2 コマのうち 1 コマをネイティブ・サイナーの講師による実技学習に充て、もう 1 コマを「聴者」講師による「ろう文化概論」「日本手話概論」「文法」「読解」に充てています。

実技学習は、手話で手話を教えるダイレクトメソッドを採用し、また幼児の言語習得原理に基づくナチュラルアプローチを中心に進めています。実技学習（もしくは実技の授業）では音声は禁止され、音声日本語の干渉を受けない環境の下で手話習得を促進し、同時にろう者の基本的会話マナーを学んでいきます。また、ろう者のゲストスピーカーを招いていますが、その様子を録画し、資料室で閲覧可能にしています。授業で学んだ日本手話を授業外でも活用できる機会として、ろう者を招いての交流会なども実施しています。

2 年次の秋には、学生一人一人がろう者や手話に関するテーマを自由に設定し、プレゼンテーションのコンテストを行い、手話への理解を深める機会を設けています。

③スペイン語は言語教育研究センターが提供している科目であり、全学共通カリキュラムにより運営されています。スペイン語圏でも特に中南米は、貧困などの多くの社会問題を抱えている点、また社会問題解決のための革新的な取り組みが行われている地域が増加している点など、人間福祉学部における学びを大いに活かせるフィールドであると言えます。また、日本国内にも中南米出身

者が多く在住し、スペイン語や近縁のブラジル・ポルトガル語文化への理解が地域社会の福祉を考える上で必須となっています。そのためスペイン語科目を履修する本学部生には 2 年間の履修期間が終了するときには、自分自身や自分自身を取り巻く事柄を簡単なスペイン語で表現でき、辞書を使えば、自分に必要な情報を本やインターネットなどから得ることができるようになることを学習目標としています。授業は週 2 回開講されていて、1 クラスは日本人教員が主に文法を教え、もう 1 クラスはネイティブ教員が会話や言語運用の授業を行っています。

人間福祉学部では、例年 30 名前後の学生がスペイン語を履修しています。大学に入学して初めてスペイン語を学ぶ学生が多く、スペイン語特有の語形変化や動詞活用などの学習を困難に感じる学生もいますが、1 年目の秋に入ると慣れてきて「面白くなってきた」と熱心に勉強し始める学生も少なくありません。授業ではスペイン語で意思伝達や情報収集ができる学生の育成に重点を置き、スペイン語圏の文化や社会、日本に暮らすスペイン語圏出身者に関する教材や資料などをできるだけ使用して、異文化理解を深め、多文化と共生していくための下地を学生の中に作るができるよう努めています。履修者数が大学の定める対面授業実施可能クラスの条件に当てはまっていたため、今年度は、全面的に対面授業で授業を行うこととなり、フィジカルディスタンスを保持しながら、ペアやグループでスペイン語で書かれたテキストを読んだり、スペイン語で簡単な質疑応答を行ったりしました。動詞の活用形を覚え練習するためのオンライン教材など、去年度までのオンライン学習で作成した教材を対面授業でも活用して、学習効果が上がるように努めました。

(中野陽子)

■チャペル

一昨年度及び昨年度の二年間は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響のため、例年通りの形でチャペルアワーを実施することができず、変則的な形での実施となったが、今年度は対面授業が再開されたことに伴い、かつてと同様、週3回（月、水、木）のチャペルアワーを実施することができた（春学期、秋学期にそれぞれ計43回実施〔大学合同チャペルを含む〕）。奨励はこれまでと同様、宗教主事、宣教師、チャペル委員他、主に学部教員が担当し、グリークラブや聖歌隊等、各種音楽団体による音楽チャペル、宗教総部献血実行委員会による献血週間のアピール等も実施した。加えて三年ぶりに対面で実施された春季（5/24, 25）及び秋季（10/20, 21）の大学合同チャペル及び大学合同アドベントチャペル（12/5）に合流した。

なお、クリスマス祝会についても三年ぶりに実施することができたが、今回は感染予防の観点から、時間を短縮し、会食を伴わない形で実施した。昨年度よりチャペルアワーの時間が実質的に30分から20分に短縮されたことに伴う問題等、様々な課題も存在しているが、次年度は今年度以上に充実したプログラムを実施できるように努力していきたい。今年度のチャペルアワーの実施内容は以下の通りである。

【春学期】

日時	奨励者（担当者）	主題（備考）
4月11日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	チャペル・オリエンテーション①
13日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	「地の塩として生きる」
14日（木）	嶺重 淑（宗教主事）	チャペル・オリエンテーション②
18日（月）	広瀬康夫（吉岡記念館職員）	ゴスペルをアカペラで①
20日（水）	李 善恵（宣教師）	「Happy Easter!!」
21日（木）	広瀬康夫（吉岡記念館職員）	ゴスペルをアカペラで②
25日（月）	宗教総部	活動報告
27日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	イースターを覚えて
28日（木）	山口真史（new-look 代表理事）	活動紹介
5月2日（月）	グリークラブ	音楽チャペル
9日（月）	井上 智（宗教センター宗教主事）	「イライラって何？」
11日（水）	桜井智恵子（人間科学科教員）	「9条とイエス」
12日（木）	安田美予子（社会福祉学科教員）	「支えあって生きる」
16日（月）	ウイメンズ・グリークラブ	音楽チャペル
18日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	「ニーチェと運命愛」
19日（木）	嶺重 淑（宗教主事）	「タラントを活かして」
23日（月）	中野陽子（英語科教員）	「聖歌を聞いて感じたこと」
24日（火）	大学合同チャペル（第1日）	（10:20より中央講堂で実施）
25日（水）	大学合同チャペル（第2日）	（10:20より中央講堂で実施）
26日（木）	甲斐知彦（人間科学科教員）	「新しい研究との出会い」
30日（月）	李 政元（社会福祉学科教員）	「求めた先にあるもの」
6月1日（水）	佐藤博信（人間科学科教員）	「異文化理解」
2日（木）	大和三重（社会福祉学科教員）	「人との出会い、つながりの大切さ」
6日（月）	T.ベネディクト（社会学部宣教師）	「つまずき」
8日（水）	孫 良（社会起業学科教員）	「今一番欲しいものは……」
9日（木）	嶺重 淑（宗教主事）	「時を知る」
13日（月）	小西砂千夫（関西学院大学名誉教授）	「その日そのときを、ただ神が知る」
15日（水）	福留洋平（神学研究科1年）	「聞くこと、話すこと」

月 日	奨励者（担当者）	主題（備考）
16日（木）	河鱈一彦（人間科学科教員）	「この頃おもうこと」
20日（月）	李 善恵（宣教師）	「Dona Nobis Pacem」
22日（水）	林 真帆（社会福祉学科教員）	「命は誰のものか」
23日（木）	宗教総部献血実行委員会	夏の献血週間を覚えて
27日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	「コロナ禍に想う」
29日（水）	大宮有博（法学部宗教主事）	「機会損失とインフォーマルケア」
30日（木）	上田直宏（主恩教会牧師）	「ほうきと懐中電灯を置いて」
7月4日（月）	木原桂二（商学部宗教主事）	「やすかれ、わがこころよ」
6日（水）	今井小の実（社会福祉学科教員）	「平和と福祉」
7日（木）	筒井信行（吹田教会牧師）	「祈ってみよう」
11日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	「狭き門から」
13日（水）	李 相勲（経済学部宣教師）	「あきらめない」
14日（木）	李 善恵（宣教師）	「シャローム（平和）」
20日（水）	金 愛（吉岡記念館職員）	「マイクロアグレッションを知っていますか」
21日（木）	武田 丈（学部長）	春学期最終チャペル

【秋学期】

日時	奨励者（担当者）	主題（備考）
9月21日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	新学期を迎えて
22日（木）	嶺重 淑（宗教主事）	創立記念日を覚えて①
26日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	創立記念日を覚えて②
28日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	創立記念日を覚えて③
29日（木）	聖歌隊	音楽チャペル
10月3日（月）	宗教総部献血実行委員会	秋の献血週間を覚えて
5日（水）	安田美予子（社会福祉学科教員）	「戦争の記憶」
6日（木）	李 善恵（宣教師）	「今、望んでいることは」
10日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	「そうになりたい自分とそうである自分」
12日（水）	中野陽子（英語科教員）	「見方を変えれば」
13日（木）	New Directions（アカベラカルテット）	音楽チャペル
17日（月）	New Directions（アカベラカルテット）	音楽チャペル
19日（水）	桜井智恵子（人間科学科教員）	「無知と言う罪」
20日（木）	大学合同チャペル（第1日）	（10:20より中央講堂で実施）
21日（金）	大学合同チャペル（第2日）	（10:20より中央講堂で実施）
24日（月）	川島恵美（社会福祉学科教員）	「沈黙の意味」
26日（水）	村上陽子（スペイン語科教員）	「扉がしまるとき」
27日（木）	馬場幸子（社会福祉学科教員）	「学生による「オレンジリボン運動」ってしていますか」
31日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	宗教改革記念日を覚えて
11月2日（水）	相川 聖（人間科学科教員）	「人の生き方」
3日（木）	森藤ちひろ（社会起業学科教員）	「導かれるということ」
7日（月）	白波瀬達也（社会起業学科教員）	「新書はいいもんだぞ、新書は楽しいぞ」
9日（水）	山 泰幸（人間科学科教員）	「思いやりの心」
10日（木）	風間朋子（社会福祉学科教員）	「ネガティブ・ケイパビリティについて」
14日（月）	浦田達也（人間科学科教員）	「ヒトと人」
16日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	「感謝の心」

月 日	奨励者 (担当者)	主題 (備考)
17日 (木)	坂口幸弘 (人間科学科教員)	「生きられなかった時間」
21日 (月)	米谷友理子 (教務補佐)	クランツ作り
24日 (木)	アジア学院	「神様と共に平和なライフスタイルを計画する」
28日 (月)	嶺重 淑 (宗教主事)	アドベントを覚えて
30日 (水)	宗教総部献血実行委員会	冬の献血週間を覚えて
12月1日 (木)	市瀬晶子 (人間科学科教員)	「たとえひとりぼっちのようでも」
5日 (月)	大学合同チャペルアドベントチャペル	(10:20より中央講堂で実施)
7日 (水)	柴田 学 (社会起業学科教員)	「偶然と必然」
8日 (木)	C. トリーベル (三田キャンパス宣教師)	「人はパンだけで生きるものではない」
12日 (月)	松岡克尚 (社会福祉学科教員)	障害者週間を覚えて
14日 (水)	人間福祉クリスマスチャペル・祝会	(18:20より人間福祉チャペルで実施)
15日 (木)	橋本直子 (人間科学科教員)	「今日一日」
19日 (月)	学生チャペルオルガニスト	音楽チャペル
21日 (水)	嶺重 淑 (宗教主事)	「賢者の贈り物」
22日 (木)	李 相勲 (経済学部宣教師)	「大きなクリスマスと小さなクリスマス」
1月11日 (水)	嶺重 淑 (宗教主事)	新年を迎えて
16日 (月)	武田 丈 (学部長)	秋学期最終チャペル

(嶺重 淑)

■外国人留学生懇談会

2022年度「外国人留学生懇談会」開催の報告

2022年度「外国人留学生懇談会」を3回開催することができました。今年度は春学期中の7月5日(火)昼休み(留学生数=11、教員数=6、職員数=3)、7月6日(水)昼休み(留学生数=7、教員数=5、職員数=2)秋学期が始まる前の9月17日(土)10:00~11:50(留学生数=5、教員数=1、職員数=2)に開催され、延べ42人の留学生・教員・職員が懇談の時を持ちました。

感染予防の観点から恒例のランチミーティングを行うことはできませんでしたが、今年度は

ZOOMによるオンライン開催ではなく、久しぶりに対面で実施することができました。帰国した留学生・教員・職員が机を囲みそれぞれの近況、悩み、大学への要望、進学や就職などの進路についてなどについて話することができました。何よりも、久々に入国を果たした留学生の多くが旧知の友人、教職員との再会を喜ぶ笑顔が印象的でした。

次年度においても留学生同士、教職員との交流の深化を図るために本懇談会の進化を期待します。

(李 政元)

■人間福祉学部優秀卒業研究賞「あじさい賞」

人間福祉学部では、故 浅野仁 名誉教授の寄付により、優秀な卒業研究を執筆した学部学生の努力を称えるため、優秀卒業研究賞（通称「あじさい賞」）を設けています。

名前の由来は、あじさいを同氏が好まれたことによります。

最優秀賞・優秀賞には表彰状と副賞（図書カード 10,000 円）が贈られます。

2021 年度の受賞者は次のとおりです。

・最優秀賞

該当者はありません

・優秀賞

野上 言愛

「老いて死を語ることとその意味」

－特養・ケアハウス入居者の語りから－

人間福祉学部優秀卒業研究賞規程

（目的）

第 1 条 学校法人関西学院は、浅野仁氏（本学名誉教授）よりの寄付金をもって、人間福祉学部優秀卒業研究賞を設定する。

2 この賞は、人間福祉学部学生の学習・研究意欲を高め、勉学の向上をはかることを目的とする。

（資格及び交付）

第 2 条 この賞は、毎年人間福祉学部において優秀な卒業論文等を執筆した学生に授与する。受賞者を毎年若干名とし、受賞者には賞状と副賞を授与する。

（所管及び運営）

第 3 条 人間福祉学部に優秀卒業研究賞（浅野賞）選考委員会を設け、受賞者の選考に当たる。

2 選考委員会の構成及び選考方法については別に定める。

（規程の改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、人間福祉学部教授会で決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行する。

人間福祉研究科報

■博士学位論文・修士学位論文

◆2021 年度

〔博士学位論文〕

該当者なし

〔修士学位論文〕

- | | |
|-------|---|
| 井上 友希 | 困窮者支援におけるファイナンシャル・ソーシャルワークの検討
－支援団体 A での事例をもとに－ |
| 梶谷 優希 | 出生時の戸籍が女性である若年層の性的マイノリティのカミングアウトに関する
現状・要因 |
| 黒目 英里 | 学校における児童・生徒たちの抱える「つらさ」に関する一考察
－Brené Brown の提唱する vulnerability 観から－ |
| 長谷川健人 | 加齢による高齢者の姿勢の変化が後方転倒時に頸部筋張力と外力に与える影響
－OpenSim による逆動力学解析を用いて－ |
| 宮下 諒 | 司法福祉及び「福祉の司法化」の再検討と試論としての司法福祉のパラダイム転換
－Niklas Luhmann の「社会システム理論」から示唆を得て－ |
| 宮脇 裕貴 | TISW を応用した現象学的アプローチに関する理論的研究
－トラウマを抱えた精神障害者の「生活世界」の「了解」による理解を軸として－
(学位授与日・五十音順) |

■人間福祉研究科優秀修士論文賞「駒草賞」

人間福祉研究科では、故 高田眞治 名誉教授（2006年12月14日ご逝去）のご遺族から受納した寄付により、優秀な修士論文を執筆した博士課程前期課程の学生の努力と業績を称えるため、優秀修士論文賞「駒草賞」を設けています。

名前の由来は、駒草（ケマンソウ科の多年草、高山植物の一つ）を故人が好まれたことによります。

最優秀賞には表彰状と副賞5万円、優秀賞には表彰状と副賞3万円が贈られます。

2021年度の受賞者は次のとおりです。

・最優秀賞

梶谷 優希

出生時の戸籍が女性である若年層の性的マイノリティのカミングアウトに関する現状・要因

・優秀賞

該当者はありません

人間福祉研究科優秀修士論文賞規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、高田睦子氏（故高田眞治社会学部名誉教授夫人）よりの寄付金をもって、人間福祉研究科優秀修士論文賞（駒草賞）を設定する。

2 この賞は、人間福祉研究科学生の研究意欲を刺激し、その向上をはかることを目的とする。

（資格及び交付）

第2条 この賞は、毎年人間福祉研究科において優秀な修士論文を執筆した学生に授与する。受賞者を毎年若干名とし、受賞者には賞状と副賞を授与する。

（所管及び運営）

第3条 人間福祉研究科に優秀修士論文賞（駒草賞）選考委員会を設け、受賞者の選考に当たる。

2 選考委員会の構成及び選考方法については別に定める。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、人間福祉研究科委員会で決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）11月1日から施行する。

〔2021年度 人間福祉研究科優秀修士論文賞・最優秀賞 要旨〕

出生時の戸籍が女性である若年層の 性的マイノリティのカミングアウトに関する現状・要因

梶谷 優希

日本では、性的マイノリティであることをカミングアウトする人は少ない。性的マイノリティは差別的な意識を持たれることがあり、そうした経験がカミングアウト率の低さに影響を与えていると考えられる。加えて、出生時の戸籍が女性の性的マイノリティは、女性としての差別や抑圧にも直面している。それにも関わらず、カミングアウトを調査内容に含む研究には、ゲイもしくはトランス男性／女性に着目した研究が多い。また、カミングアウトを誰にどの程度しているのかといった「カミングアウト行動」については調査がされているものの、カミングアウトをどの程度したいのかといった「カミングアウト意向」や、カミングアウトをしたくないのにした・したい時にできなかったといった「意向に反するカミングアウト」に着目した調査は少なく、それらに影響を与える要因に焦点を当てた統計調査は存在しない。

そこで本研究では、出生時の戸籍が女性である若年層の性的マイノリティの「カミングアウト意向」および「カミングアウト行動」、「意向に反するカミングアウト」を明らかにするとともに、それぞれに影響を与える要因を明らかにすることを目的とし、5つのリサーチクエスション（以下、「RQ」）を設定した。これらが明らかになることで、ソーシャルワーカーが社会福祉施設等で直接的な支援を行う際に、より良い支援を行いやすくなることが本研究の意義である。

量的アンケート調査の質問紙を作成するための情報収集という位置づけで、質的インタビュー調査を先に行った。質的調査では4つのキークエスションを設定した。6名の研究参加者に対して、半構造化インタビューを個別に行った。

キークエスション(1)から(3)の結果は、量的調査の質問紙に加えた。例えばキークエスション(3)については、「これまでに誰からの、また

どの程度の差別的な言動を見聞きしたか」がカミングアウト行動等に影響を与えていると考えられたため、量的調査においても頻度と相手を尋ねることとした。キークエスション(4)については、カミングアウト行動やカミングアウト意向が高いほど、カミングアウトすることに意味や肯定的な気持ちを見出しており、これらが低いほど、カミングアウトをしないことによる不利益や不都合を感じていないという傾向が明らかになった。

先行研究の結果と質的調査の結果をもとに質問紙を作成し、WEB上で量的アンケート調査を行った。量的調査は本研究の5つのRQを明らかにするために実施した。量的調査に際し、RQ5を明らかにするための9つの仮説を設けた。機縁法を採用し、筆者の所属するコミュニティやSNS等でアンケートへの回答を依頼した。

量的調査の有効回答者数は962名で、回答者の年齢は15歳から35歳であった。ジェンダー・アイデンティティは「シス女性」が770名(80.0%)、「ノンバイナリー」が158名(16.4%)、「クエッションング」が18名(1.9%)、「当てはまらない」が15名(1.6%)であった。性的および恋愛の指向は、「エース・アロ」が298名(31.0%)、「レズビアン」が162名(16.8%)、「マルチ」が450名(46.8%)、「クエッションング」が8名(0.8%)、「当てはまらない」が44名(4.6%)であった。

量的調査の結果、「カミングアウト意向」と「カミングアウト行動」はいずれも全体的に低い傾向でありながら、それぞれ異なる傾向が見られた。カミングアウトを「誰にもしたくない」と考えている人の割合は極めて低い一方で、実際にはカミングアウトを「誰にもしていない」ケースが多く存在するなど、「意向に反するカミングアウト」が少なくない割合で存在していることが示さ

れた。また、セクシュアリティによるカミングアウトの違いが存在することや、実生活におけるカミングアウト行動には、カミングアウト意向やセルフエスティームが影響を与えていることが明らかになった。

総合考察では、意向に反するカミングアウトが生じる理由として、不安や機会のなさが考えられることを考察した。セクシュアリティによるカミングアウトの違いについては、エース・アロやマルチがレズビアンと比べカミングアウトをする機

会が少ないことや、当てはまらない指向の性的マイノリティにとってセクシュアリティを説明することの困難性が存在することを指摘した。そして、実生活におけるカミングアウト行動に影響を与える要因については、質的調査と同様の傾向であったことを述べた。

社会福祉の実践においては、カミングアウトを要請しないこと、情報共有には慎重な配慮が必要なこと、カミングアウト行動を高める環境を整えることの必要性が示唆された。

新任教員紹介

2022 年度に人間福祉学部に着任された教員から寄せられたメッセージをご紹介します。

森 藤 ちひろ

- ①所属：人間福祉学部 社会起業学科
- ②職名：教授
- ③研究分野：マーケティング、消費者行動、ソーシャル・マネジメント

私の専門はマーケティングと消費者行動です。特に、サービス・マーケティング（形のない財のマーケティング）とソーシャル・マーケティング（社会課題へのマーケティングの活用）を中心的な研究領域とし、サービスエンカウンターにおける提供者と消費者の相互作用について研究を行っています。

提供者と消費者がサービスを共創し相互に喜びをもたらすことや、提供者が消費者の行動変容を促していくことに興味があり、ヘルスケア・サービスにおける顧客の自己効力感に着目した顧客満足と顧客参加に関する研究をしています。また、集団の購買意思決定の分野では、家族の意思決定と家族アイデンティティの関係や、ICT の普及による家族の購買意思決定プロセスの変化に関して研究を進めています。

ゼミ活動では、消費者を深く知り社会をより良くするモノ・サービスを創造する実践的研究や産官学連携の活動を行っています。どうぞよろしく申し上げます。

李 政 元

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：教授
- ③研究分野：社会調査・量的調査研究・実践評価

15 年間の総合政策学部での勤めを経て今年 4 月より人間福祉学部に着任することになりました。前々職以来、久しぶりにソーシャルワーカー養成・教育に携わることへの緊張と以前とは異なる視点・考え方を獲得した今の私が学生たちにどのようにソーシャルワークを教えるのか、新たなチャレンジが与えられていることの幸いを噛みしめています。実践科学としてのソーシャルワークの方法は多元的であって良いと考えます。そのことはクライアント、実践家をはじめとする利害関係者らによる、時に時間を必要とする議論から導かれる合意形成を要請します。しかしここに他科学領域とは異なるソーシャルワーク実践とその研究の個性が浮かび上がります。ソーシャルワーカーを志す学生には、多のなかの一を大切にする視点を持つことの重要性を伝えるとともにそれを実現する具体的かつ多様なアプローチを示すことができると考えています。

浦田達也

- ①所属：人間福祉学部 人間科学科
- ②職名：准教授
- ③研究分野：身体教育、動作分析、即時フィードバック

2022年度より関西学院大学人間福祉学部にて勤務させて頂くことになりました浦田達也です。本学では保健体育科教育法をメインに担当しています。昨今、GIGA スクール構想の元に児童・生徒に1人1台のPC（タブレット PC 含む）を利用した ICT（情報通信技術）教育が加速的に進んでいます。ICT 教育の利点として、個人個人の課題に合わせた授業とその復習が出来ることにあります。この ICT 教育に対して、元々の専門的な知識を活かして体育授業下における即時フィードバックシステムの開発および効果検証が現在の研究テーマです。この ICT 機器を利用することで、自分の動作を確認でき、高い運動スキルを持つ他の児童・生徒の動作と比較するなどの補助ツールとして活用できます。このように運動の苦手な児童生徒にも対応できる身体教育を行える教員を育てたいと考えております。まだまだ若輩者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

小林亮哉

- ①所属：人間福祉学部
- ②職名：助教
- ③研究分野：理論言語学、史的統語論、倒置

2022年度より、言語科目担当の常勤教員として着任いたしました、小林亮哉と申します。歴史と伝統のある関西学院の一員になれたことを心より嬉しく思うとともに、本学の益々のご発展に貢献させていただきたく存じます。私は生成文法という理論言語学を専門としています。生成文法は、独自の言語理論を用いて、人間に固有の能力である「言語」の仕組みを解明することを主目的としています。これまでに、生成文法理論を用いて、英語における様々な倒置（語順の逆転）構文について研究してきました。その他に、歴史的発達の側面から英語の現象を明らかにする研究にも取り組んでいます。言語コーパスというデータベースを使用し、ある構文や表現における初期英語から現代英語までの言語データを収集・分析することで、現代英語における特異的な振る舞いに対する疑問への答えを探求しています。さらに、言語事実から明らかとなった変化に理論的説明を与えることを試んでいます。

相 川 聖

- ①所属：人間福祉学部 人間科学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：スポーツ心理学、スポーツメンタルトレーニング、体操競技

私はスポーツ科学の領域のうちスポーツ心理学を専門とし、アスリートやスポーツに関わる人々のことに関する研究を行っています。特に、アスリートが実施するイメージトレーニングに関する研究を継続しており、イメージトレーニングを実施するアスリートやイメージトレーニングを指導するスポーツメンタルトレーニング指導士が活用できる知見を得ることをねらいとしています。また、スポーツに関わるすべての人々のことへの諸問題について、解決するためのアプローチを検討および提案していくことを目指し、研究活動を行っています。「スポーツ心理学」の授業では、スポーツ心理学における基礎知識や近年明らかにされている知見を紹介するとともに、実際にスポーツメンタルトレーニングの技法を体験できる機会を設けています。

私の専門としている研究領域はスポーツ心理学ですが、専門としているスポーツは体操競技です。「体操」の授業では、学習指導要領に記載している技の習得を目指しています。学生の皆さんが「体操」の授業の中で習得する技のほとんどは、「できない」ところから始まります。授業では、技の習得を目指す中で、「できない」ことが「できる」ようになる過程も大切にしています。学生の皆さんとともに学べることを楽しみにしています。

退職教員紹介

2023年3月末で退職される教員から寄せられたメッセージをご紹介します。

平尾昌也

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：Social Firm、地域福祉、コミュニティワーク

はじめに、任期制教員として人間福祉学部と素晴らしいご縁をいただきましたことに深くお礼申し上げます。2008年に社会学部社会福祉学科を卒業し、人間福祉学部創設と同時に修士学生としてもお世話になった学び舎に、教員として関わる機会をいただけたとは夢にも思っておりませんでした。

大学院卒業と同時にNPO法人を起業し、「できない理由」を捨てて「どうすれば乗り越えられるのか」。目の前にいる人やその家族、暮らしの場である地域社会の未来と向き合うことだけを考え続ける日々の根幹に、関学で学んだ「ソーシャルワーク」がありました。この思いを胸に持ち続けながら、私なりに学生と研究に向かい合って参りました。「関学でいただいたご恩を少しでもお返ししたい」という思いが原動力でした。少しでもお役に立てたのであれば幸いです。

研究者としてスタートしたばかりの未熟者に、今後とも厳しくも温かいご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

村井琢哉

- ①所属：人間福祉学部 社会起業学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：社会福祉、子ども家庭福祉、NPO・ボランティア

人間福祉学部にて非常勤講師から関わり10年間の教員生活をさせていただきました。またそれ以前に関西学院大学との縁も社会学部社会福祉学科ができた2年目に入学してからは20年あまりとなり、人生の出会いと学びの多くを与えていただきました。この10年間は社会起業学科の教員として現在も運営をしているNPO法人での実践を活かした実践科目を担当させていただき、多くの学生と現場で学ぶ機会を作らせていただきました。その一方でコロナ以降は実践科目として現場での実践が十分にできなかったことが心残りです。これからは現場で学生みなさんに実践の機会をお届けできればと思っております。私自身学生時代から多くの実習や現場との交流を通じ現在の仕事や活動をすることができています。学部・学科の特徴でもある多くの実践からの学びを学生と教職員の皆さんで作り続けていただき、さらにみなさまが活躍されることを願っております。

高橋 味央

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：子ども家庭福祉、スクールソーシャルワーク、教育福祉

2年間という短い期間になってしまいましたが、私自身のソーシャルワーク実践の原点でもある、この関学でその教育に携わることができたことを心から感謝しています。現場実習に臨む学生たちが、多くの困難に直面しながらも、自分自身やクライアントと真摯に向き合い、その葛藤を乗り越えていく様子を間近で見ることができ、私自身も学ぶことの多い2年間となりました。関学のソーシャルワーク教育は、知識と技術もさることながら、価値を重んじることに特徴があり、それこそが学生の現場での成長を支えているのだということを改めて感じる場所でもありました。この貴重な学びを今後の研究や教育、そして実践に活かしていきたいと思います。来年度からは、大阪教育大学にて教育と福祉を架橋する教育協働人材の育成に携わることになります。子どもの健やかな暮らしと公正な教育の実現のために教育と福祉がいかに協働できるのか、学生と一緒に探求していきたいと思っています。

Haugh Samuel

- ①所属：人間福祉学部
- ②職名：英語常勤講師 (I.E.F.L)
- ③研究分野：認知言語学、語彙取得、可動詞

Over the past five years, I have spent a great deal of time with students and fellow colleagues communicating about a variety of different things, from cultural differences, to student dilemmas, research, and life in general. While English can be used as a medium of communication, it should not be the main reason why we communicate. In fact, I find that a lot of emphasis is put on learning vocabulary and how to correctly use grammar in Japan. However, even with a large vocabulary and perfect grammar, communication will hardly manifest itself without a sincere purpose. In my time at Kwansei Gakuin University, specifically in the Human Welfare Department, I have tried to implement this mindset and found a great level of sincerity from colleagues and students who always seemed to be willing to have a good chat regardless of English level. In some instances, my fondest memories are from those who were able to communicate with very little English. So to all of those at the Human Welfare Department, thank you for the wonderful conversations! I will cherish my memories with you all, and I wish you all the best going forward!

人間福祉学部研究会

2022年度は、次のとおり研究会と行事を開催した。なお、研究会はオンライン（Zoom）開催とした。

■研究会

第1回 2022年6月22日（水）

- ・テーマ：『サービスにおける消費者の自己効力感マネジメント』

発表者：森藤ちひろ 人間福祉学部教授

第2回 2022年7月20日（水）

- ・テーマ：『プラグマティックアプローチによる実践評価』

発表者：李 政元 人間福祉学部教授

- ・テーマ：『2021年度特別研究期間報告』

発表者：甲斐知彦 人間福祉学部教授

第3回 2022年9月28日（水）

- ・テーマ：『2021年度関西学院留学を終えて』

発表者：大和三重 人間福祉学部教授

- ・テーマ：『2021年度留学報告』

発表者：村上陽子 人間福祉学部教授

各教員の発表内容は次のとおりである。

サービスにおける消費者の 自己効力感マネジメント

森藤ちひろ

自己効力感には、長期的に保持され一般化された特性的自己効力感と、課題固有の自己効力感の2水準がある。本研究では、ヘルスケアの課題固有の自己効力感を健康自己効力感とし、サービス品質・健康自己効力感・満足の関係を定量的に分析した。ヘルスケア・サービスでは、施設のサービス品質は直接的に患者満足を高めるのではなく、提供者のサービス品質が健康自己効力感を經由して患者満足を高めることが実証された。

しかし、サービス消費後に治療意欲が高まらない場合には、健康自己効力感はサービス品質によって高まるが、健康自己効力感は満身に影響せず、健康意識が高まらない場合には、サービス品

質が直接的に満足を高める従来型の満足構造が成立することが明らかになった。治療意欲や健康意識のポジティブな変化は、提供者と患者の相互作用によって患者の自己効力感と患者満足を高めると考えられるが、成立するモデルの違いから治療意欲と健康意識の2つが患者に動機づける行動は異なることが示唆された。ヘルスケア・サービスにおいて患者の参加を促進し満足を高めるには、患者の自己効力感の高低によるセグメンテーションと自己効力感マネジメントが有効であると考えられる。

また、健康維持・増進サービスを事例とした、患者の健康自己効力感・思考・情報探索・意思決定の関係に関する質的研究では、健康自己効力感 は病気の影響を受けていることが窺えた。患者の自己効力感の向上よりも患者の自己効力感の推移や病気の自己効力感への影響を考慮した対応が重要と考えられる。自己効力感の高低による患者特性の違いの理解することによって、提供者は患者の特性的自己効力感と健康自己効力感の高低とその変化を把握し、行動変容ステージに合った個別性の高い自己効力感マネジメントの支援が可能になる。

以上のように、本発表では「自己効力感」概念を取り入れた満足モデルの定量・定性研究から患者満足と自己効力感の関係を解明し、満足構造における自己効力感の役割と自己効力感マネジメントの意義を示した。

実践評価の多元性を考える

李 政元

ソーシャルワークに要請される説明責任（accountability）の大部を負うのが実践評価ということになる。これまで、定量的な評価作業は専ら古典的統計学あるいは頻度主義的統計学に依存してきた。古典的統計学は大標本論からなり、母集団

から抽出される標本は無作為抽出（実験においては無作為割付）を要請する。しかしながら、ソーシャルワーク実践が向き合う対象は有意抽出され、しかも大標本であることは減多になく、古典的統計学の要請の多くを無視している。それでもなお、実践の効果の有無を判断は利害関係者にとって最大の関心事であるがゆえにソーシャルワーク教育は実践評価の必要と併せてソーシャルワークの科学性の一端を古典的統計学による定量評価作業に担わせたと考える。

そもそもソーシャルワーク介入は人や社会が直面する問題からそれが発生した経緯をアセスメント・計画のうえ介入する。ソーシャルワークの現象理解は、演繹・帰納で説明しきれものでもなく、これらに加えて retrospective 遡及的であることが自然な場合もある。そして、今や遡及的な定量評価の道はバイズ統計学によって開かれている。遡及的な経路探索は演繹的探索の備える妥当性を有しない。しかしながら、遡及論者は結果の原因の实在を前提とする。それを強く支えるのは目前に当事者のリアルな声があるからである。

評価のアプローチが多様であることにどう向き合えば良いか。各々アプローチが支持される背景にはそれに合意する利害関係者によるコミュニティの存在がある。他のアプローチを採用する者からみれば誤りにも見えるそのアプローチを彼らが支持するまでには紆余曲折があったはずであり、それを部外者が注文をつけることには無理がある。多様なアプローチが存在することはすなわち議論の余地が未だの残されているであり、じっくりと時間をかけて合意形成を目指せばよいと考える。

2021 年度特別研究期間報告

甲斐 知彦

2021 年度は特別研究期間をいただきました。私は、この 1 年を新たな挑戦への第一歩と位置付け、「野外教育における新たな価値の模索～アートとテクノロジーの観点から～」を研究課題と

し、芸術とテクノロジーの知見を深め、研究につなげることを目指しました。具体的には、情報科学芸術大学院大学に社会人短期コースの大学院生として在籍し、芸術とテクノロジーの学修、そしてその成果としての修士研究に取り組みました。その結果、新たな学位としてメディア表現の修士を取得するとともに、これまで活動してきた野外教育の現場からも本課題に対して多くの声をかけていただき、以下のような情報発信に至りました。

1. 「AR ネイチャーラリー」として掲載および紹介（尼崎市立美方高原自然の家ホームページ）
2. 野外教育における情報端末を用いた体験創出に関する実践報告（日本野外教育学会第 24 回大会）
3. IT と自然体験の特性キャンプに活かすことで生まれる効果（吉藤オリイ氏との対談）（公益社団法人日本キャンプ協会キャンピング 199 号）
4. キャンプ未来予想図Ⅱ「キャンプ×ICT」シンギュラリティ？ だからこそキャンプ！（公益社団法人日本キャンプ協会キャンピング 200 号）
5. 岐阜新聞にて、AR を使った研究として紹介
6. 指導者必見！コロナ禍でも安全安心自然体験 GUIDE BOOK（取組事例の紹介として、共同研究先尼崎市立美方高原自然の家での AR ネイチャーラリーを紹介）（文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課）
7. 情報提供①野外教育～テクノロジーとアートに触れて考えたこと～（一般社団法人日本アウトドアネットワーク 2022 年春の JON ミーティング）
8. これからのキャンプ未来予想を語る（大阪府キャンプ協会 キャンプサロン）
9. 情報端末を用いたキャンプ指導の試み ～野外炊事場面（カレーライス作り）での活用～（第 26 回日本キャンプミーティング）

さて、おかげさまでこのように多くの成果をあげる 1 年となりましたが、芸術の観点からはこれまで当たり前と考えていた事物に対して疑問問い

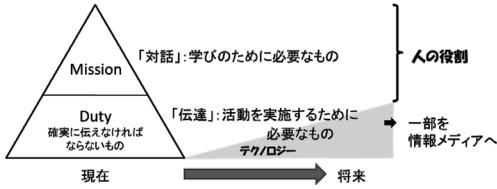


図1 指導者の役割

かけることを、そして、テクノロジー（情報科学）の観点からはそれを表現する方法を学ぶことができました。野外教育では、参加者を学びの舞台となる自然に誘いますが、その案内役（メディア）は、指導者すなわち人が前提です。この指導者は、図1に示すとおり、活動を成立させるための「伝達」と学びのための「対話」といった役割を担っています。野外教育に関わる私たちからすれば、これは当たり前のことですがこのあたり前を疑うことで、「伝達」の部分に新たなメディアが介入できるのではないかと考えました。具体的には、この「伝達」の部分に情報端末を用いて、指導者の役割の一部を代替できるかを問う研究に取り組みました。

また、「自然は芸術を模倣する。だから、自然は数学を模倣する。」といった言葉がありますが、前段の「自然は芸術を模倣する。」は作家オスカー・ワイルドの言葉でもあります。彼は「〈自然〉とはほくらを産んでくれた大いなる母なのではなく、ほくらが創ったものだ。それが生命を得て蘇るのは、ほくらの脳の中でののだ。ほくらが見るからこそものがあるものであり、ほくらの見えるものやその見方は、ほくらに影響を与えてくれた『芸術』に負っているんだ」（宮崎かすみ「オスカー・ワイルド」より引用）とっています。そして、「誰も気づかなかったものにさえも、直感的に『意匠』を見出しその『美』を発見するのが、非凡な感受性に恵まれた芸術家なのである。」（前掲）ともっています。そう考えると、野外教育すなわちキャンプを創る私たちは自然を素材にした芸術家であるべきです。

私にとって貴重な一年を与えてくださった大学ならびに人間福祉学部の皆様に感謝します。

本研究会では、2021年度学院留学の成果報告を行った。新型コロナウイルスが世界中に広がるなか、留学先となった韓国での入国時の隔離体験やコロナ禍で過ごした1年は自らを振り返る貴重な経験となった。コロナ禍のため渡航が危ぶまれたにもかかわらずソウル大学には快く受け入れていただき、日本研究所の客員研究員として研究生生活を送ることができた。当初韓国ではK防疫モデルによって検査、追跡、隔離、治療といった一連の流れを優れたICTのシステムで可能にし、感染を抑制することに成功していたとされる。一方で、様々な施設・機関に影響が及んだことは言うまでもない。高齢者が集う敬老堂が閉鎖されたり、高齢者施設等に自由にアクセスすることができず、筆者が目的としていた高齢者との直接のかかわりは断念せざるを得なかった。大学の授業や学会等は全てオンラインで実施され、対面での交わりはほぼなくなっていた。それでも幸運なことに、オンラインで共同研究や学会発表および研究会参加等を行うことができた。その一つが外国人介護士の研究である。

韓国を留学先に選択した理由は、筆者が専門とする高齢者福祉の分野において共通の課題を抱える国として強い関心をもっていたからである。儒教文化を残す東アジアの隣国同士として、急激な高齢化、女性の社会進出、核家族化、老親扶養意識の変化等を経験し、喫緊に取り組まなければならない介護問題を抱えている。日本の介護保険制度を参考にして整備した長期療養保険制度も様々な課題が指摘されている。これら共通する課題の中でも特に介護人材不足は将来深刻な問題となることが予想される。そこで、韓国の研究者とともに外国人介護士の実態について両国の共通点や相違点を比較し、それぞれの国における課題解決のための研究を行った。

さらに、受け入れ先のソウル大学日本研究所では、「超高齢社会・災害社会日本の福祉人類学研

究～韓国および日本の高齢者の社会的孤立と在宅支援体制～」をテーマとして共同研究を行った。その成果を東アジア日本研究者協議会第5回国際学術大会で共同研究者らと共に発表し討論する機会を得ることができた。

最後にコロナ禍のなか難しいと思われた留学を、可能にしてくださった関係者の皆様に心より感謝申し上げる。

2021年度学院留学（短期）報告

村上 陽子

2021年8月31日から2022年3月6日まで学院留学（短期）の機会を得て、スペイン・バレンシア州のアリカンテ県にあるアリカンテ大学で研究活動を行った。2021年8月と言えば、日本は新型コロナウイルス感染症の感染者数が第5波のさなかであり、閑散とした関西国際空港からスペインへと飛び立った。5月半ばごろよりEU諸国が海外からの観光客の受け入れを開始し、同月20日には、スペインへの入国の際に求められていた陰性証明やワクチンの接種証明などの提示義務がなくなったため、もともと留学先としていたコロンビア・メデジンのアンティオキア大学から、急遽、本学の協定校でもあるアリカンテ大学に留学先を変更しての渡航であった。

アリカンテ大学ではすでに外国人留学生の受け入れも再開されており、留学の目的のひとつであった、スペイン語教育に定評のあるアリカンテ大学のスペイン語の授業見学に加え、留学生たちに混ざって二つの授業を10月から12月の3か月間受講した。学生となってたくさんの課題を毎日こなし、さらに出席を許可してくださった先生方の工夫にあふれた授業に刺激を受けたことにより、スペイン語力のブラッシュアップをすること、さらに今後のスペイン語教育における新たな取り組みを計画することができた。

外国人コースに在籍している留学生たちに、筆者が近年取り組んでいる機械翻訳とスペイン語教育・学習に研究に関するアンケート調査に協力し

てもらい、同時に、春学期に本学で担当していたスペイン語IやIVの学生たちからもアンケートへの調査協力を得て、スペインに留学している日本人以外の学生と、日本の大学でスペイン語を学習している日本人学生の機械翻訳の使用状況や考えについて比較を行うことができた。

もう一つの研究テーマである「公共サインにおける命令・指示文」については、スペインの複数の都市にフィールドワークに行き、公共サインの収集を行った。公共サインによって提示される命令や指示の言語構造やポライトネスについて、現在、分析を進めている。with コロナのスペインに滞在し、研究活動を行えたという貴重な経験を今後活かしていきたい。

■諸行事

- 講演会「ルッキズム社会と障害－障害者モデルとして思うこと」

日時：2022年11月26日（土）

13:30～16:00

場所：関西学院大学上ヶ原キャンパス
G号館302教室

各行事の概要は次のとおりである。

●講演会・トークショー報告

「ルッキズム社会と障害－障害者モデルとして思うこと」

はじめに

ルッキズムとは西倉実季（2021）が指摘するように、巷間で言われるような外見中心主義という意味ではなく、外見や容貌を基づく差別を意味する。障害者の場合、特にその身体的特徴、動作や車椅子、補聴器、白杖などの補装具を使用が記号となり、結果的に障害のない人（いわゆる健常者）とは異なる「容貌」を呈示することになる。こうした「容貌」ゆえに差別が行われた場合は、それはルッキズムということになる。ルッキズムと障害との関連を考えた場合、ユニークフェイスに代表される容貌障害、いわゆる「見た目問題」を想起することが多いが、例えば車椅子ユーザー

がその車椅子に乗っているという「外見」ゆえに、「ファッションモデルになることなどありえない」と考えられた場合、そこにルッキズムが露出していると言えるのである。加えてそこには、障害者をファッションモデルとして「消費」しようとしなない社会の意思が働いている。残念ながら、今日の社会はこうした意味でのルッキズム（障害者の外見でもって差別する）が蔓延していることは否定できないところである。

しかし近年、こうした「ルッキズム社会」の壁に挑戦し、ファッションモデルとして活躍するケースも見られるようになってきている。実際にファッションモデルとして、ある意味で開拓者としての役割を果たしている人たちからの、その体験の語りや「障害とルッキズム」の関係性を直視し、「ルッキズム社会」を克服していくためにヒントが満たされているとも考えられる。今回は、こうした目的意識を基にして、「車椅子モデル」として活躍している日置有紀氏の講演会「誰もが輝ける社会－車椅子モデルからモデルへ－」と学生とのトークショーを企画実施した。この企画は、人間福祉学部社会福祉学科の松岡ゼミ3年生が構想し、実施に漕ぎ着け、そして運営を行ったものである。この報告も以下の記述は、学生たちがまとめたものであり、報告者はそれに若干の修正加筆を行ったに過ぎないことを断っておきたい。

1. 企画の目的

障害者の自己表現の方法や場は、以前に比べて、芸術（文学、絵画や書道など）、スポーツなどの形で格段に広がりが得られるようになってきている。しかし多くの場合、そこには「障害者の」（例、障害者の書いた絵、障害者の演奏、あるいは障害者のスポーツなど）という修飾がつく。それによって「障害があるにもかかわらず、本当によく頑張っている」「障害があるのにすごいね」という暗黙のメッセージが込められてしまうことになっている。

こうしたメッセージは、医療（個人）モデル、ないし「感動ポルノ」的に障害者の存在が「消費」されがちでありことを表わしていると考えられることができるだろう。そうであれば、上記のようにいくら発信の機会が広まったとしても、それら

には旧態依然とした「消費」のされ方が固着している点は否めないところである。表現者のインペアメントが「外見上」の特徴として現れた場合は、ただそのために「障害者の〇〇だから」と価値を貶められるのであれば、それも外見に基づく差別、すなわちルッキズムではないだろうか。

そうではなく「インペアメントのある身体」それ自体、あるいはそれが紡ぎだす表現や行為をありのままに評価し、「インペアメントのない身体」やそれらによる作品などとは異なる価値をそこに見出すという「消費」のされ方は、いまだに夢物語なのであろうか。

こうした中で、「インペアメントのある身体」を敢えて「さらけ出し」、その審美的な価値を社会に問いかける営為が注目されるようになってきている。「さらけ出す」こと自体は、障害者プロレス、障害者ダンス、あるいは障害者スポーツなどでもこれまで実践されてきた。初期には、「見世物」としての「消費」対象に供することが主流であったが、後には社会が抱えている「障害者像」に対する異議申し立てとして敢えて「インペアメントのある身体」を「さらけ出す」戦略が採用されるようになっていった。しかし今日では、そうした戦略性も後背に退き、「インペアメントのある身体」が純粹にダンスやスポーツを楽しみ、それを周囲がただそのありのまま鑑賞することが優先されるようになって来ている。

「障害者モデル」とは、「インペアメントのある身体」を「さらけ出し」、従来の審美的な「消費」に向き合う行為であり、それを体現した存在であるとも見なせるが、ルッキズムがはびこる現在の社会において、それはいかなる意義や位置づけが可能であろうか。ルッキズムに対する告発、ないしアンチテーゼの提示であり、そのオーディエンスは社会変革に向けた材料としてそれを「消費」すべきであろうか。あるいは、それとも純粹に「モデル業」を楽しみ、オーディエンスもそれを鑑賞すべき存在であろうか。さらには、その両者であろうか。加えて、「障害者モデル」本人はモデル業を如何に考えながら、モデル活動に従事し、何を期待しているのであろうか。

今回、障害者モデルとして活躍されている日置有紀氏をお招きし、モデルになろうと思った契機

からお話を伺い、障害者モデルの「消費」のされ方についての実感、障害者モデルの可能性と課題について講演していただき、もって社会における外見の消費の在り方、身体の高多様性に基づく共生社会の在り方を考える機会にすることを目的にした。(関学の)学生に対する期待についても講演やトークの中に盛り込んでいくことも意図した。

2. 実施方法

本企画は、人間福祉学部社会福祉学科松岡ゼミ3年生が、ゼミ活動をとおしての問題意識のもとで自主的にテーマ設定と企画立案、準備を行い、人間福祉学部研究会の助成を得て、同研究会主催で実施されたものである。当日の運営も学生たちが主体的に行っており、上記したように、本報告も学生がまとめたものがベースになっている。

なお、以下において「障害」は、人間福祉学部におけるポリシーに基づいてそのままの漢字表記で統一している。また敢えて「健常者」という表現を、その虚構性を強調する意味でここにおいて使用している。

企画の具体的な実施方法としては、講師を招いての講演会を行った(手話通訳者を配置した)。日時などの概要、および講演講師などは以下の通りになる。

- 日時 2022年11月26日(土)
13:30(開場13:00)~16:00
- 参加者 14名
- 運営 人間福祉学部社会福祉学科
松岡ゼミ3年生一同
- 司会 水牧妥風
- 質疑応答担当 牧田早永・野間七彩
- 記録 梅田葉月・河本明依
- 手話通訳者応対 中筋 舞・宮本歩果
- 講師連絡 西田真帆
- 受付 清水 陸・新井 壮
- 広報 青田莉乃・河本明依
- トークショー 大瀧萌絵・山本泰知
- 準備 白石光音(企画当時はハワイ
大学マノア校に交換留学中)
- 講演講師(敬称略)
日置 有紀(ひおき ゆき)
車椅子モデル、女優、タレント、商品プロデ

ュースを手掛ける。脊髄の病気を発症したことにより頸から下を麻痺し、車椅子ユーザーとなった。

3. 講演の内容

講師の日置氏が自分自身の経験をもとに、「障害者のおしゃれのあり方」をベースにししながら、誰もが尊重される社会に向けて話を進めていく形をとった。講師は17歳で脊髄の病気を発症したことをきっかけに、頸から下が麻痺し、何をすることも介助が必要になる。それまでに当たり前でできていたことができなくなることや周囲との差に絶望し、リハビリや食事を拒否、家族にあたるなどの苦悩の日々を送った。

障害者はおしゃれを後回しにして当然のような風潮がある。講師が利用していた介助サービスには「整容」が含まれるが、それには衛生面のケアのみが行われ、ヘアアレンジ・メイクは含まれておらず、おしゃれをすることはできなかった。また、車椅子にデザイン性を求めると嘲笑されることもあった。しかし、ボランティア団体や周囲の協力も得て、試行錯誤しながらおしゃれの方法を探した結果、おしゃれすること自体が自信回復に繋がることとなる。

次第にできることが増えてきたために、仕事をしたいと思うようになるが、しかし実際には困難なことが多かった。そのような中で、障害者向けのウエディングドレスモデルのオーディションに合格し、モデルを務めた。オーディションを受けた動機は、自分が活躍することで社会も変化するのではという期待が大きかったという。その後も積極的にオーディションを受け続け、モデル活動を続けていく。モデル業には身体(インペアメント)を言い訳に「できません」は通用せず、そこで初めて「車椅子モデル」から「モデル」へと自分の意識が変化したことに気づいた。

障害者と健常者の間には大きなズレが生じているのが現状である。障害があってもごく自然にできることを世間にはできないと思われることが多く、その結果、「感動ポルノ」へと繋がってしまう。また、近年のSNSの普及により、情報が一人歩きしてしまい、心理的刷り込みに繋がるのが危惧されている。

障害者が感じるバリアは大きく分けて4つ挙げられる。1つ目に物理的バリア、2つ目に制度的バリア、3つ目に文化・情報面でのバリア、4つ目に意識上のバリアである。これらのバリアが障害者を生きづらくしているが、現実的にすべてをバリアフリーにすることは難しい。その分は優しさ・親切心でカバーをしてほしいと考える。そのためは、障害に関する問題を社会全体で意識することが必要である。

障害者が過ごしやすい社会になることは、高齢者や妊婦、子どもなどにとっても過ごしやすい社会になる。誰もが輝ける社会になるように、先入観や偏見を持たず、まずは各々のありのままの姿に注目することが求められる。

4. ゼミ生とのトークショーの内容

トークショーでは、講師とゼミ生2名(大瀧萌絵、山本泰知)による質疑応答をもとにした意見交換を行った。以下が主な内容である(○ゼミ生 ●講師)

○障害者として扱われるのか、それともモデルとして扱われるのかどちらが多いのか?

●車椅子を移動手段と強調し、仕事内容に応じた対応をされている。そのため、車椅子が必要ない現場では、車椅子を強要されない。

○モデルとしてふさわしい容姿の要求やプレッシャーはあるのか?

●人に見せる仕事というプレッシャーは生じるため、外出する際の身だしなみは気を付けるし、体形をコントロールすることはある。

○プレッシャーがあっても、講師のプロ意識による自主的な努力であると理解した。

●企業や現場プロデューサーよりも、SNSを中心とした社会に管理をされていることを問題であり、それがルッキズムを加速させているのではないか。

○美容資源は平等ではないことから、障害者はモデルを目指す上で不利なのではないか。

●車椅子を利用している知り合いがSNS上にアップしたダンス動画を紹介した。その動画のコメント欄には、車椅子に触れた内容は一切なかった。その理由をどう思うか?

○気を遣ったから、あるいは動画のダンスのクオリティーが高かったからではないか。

●車椅子が目に入らないくらい楽しそうに踊っている様子が見ている者の心に響いたのではないかと思う。モデルの仕事に向き合うのは障害者も健常者も関係ない。

○お話を聞いて、障害の有無にかかわらず、マイナスをプラスにできるかどうか結果を左右すると思う。

○障害者も当たり前のように社会参画するには、どのような取り組みを行うべきかと思うか。

●海外では好きなことに挑戦できる一方、日本では恐れてしまっているように捉えられることがある。「ハンサムスーツ」という映画があるが、ここでは明確な理由がないまま登場人物を車椅子に乗せたことが問題視され、視聴者からは苦情が殺到した。プロデューサーは、いろいろな人がいることを示すための演出であると説明したが、現在の日本の作品は、障害者が登場するとその理由を必ず作中に示している。今後は自分も制作の方にも関わり、映画の力も借りながら、社会に障害の理解、障害者の在り方について訴えていきたい、それが自分にはできることだと思っている。

○ゼミ生や学生にはこれから何を学んでほしいと思うか。

●人を思いやる気持ちや自分に置き換えて物事を考える力を育ててほしい。それは現実世界においても、SNS上においても同じであり、人に寄り添う、思いやることは難しいことだが最も大切なことであり、それができると障害者の気持ちに寄り添うこともできるのではないかと思う。

5. 質疑応答

参加した学生や教員から10件ほどの質問が寄せられ、講師が回答した。以下がその内容である。

Q1. メイクをするときの失敗談があれば教えて欲しい

A1. アイラインが目に入ったり、マスカラが頬についたり、蓋を口で開けるため、口を怪我したりすることがある

Q2. メイクを失敗したときの対処法はどのよう

なものか

- A 2. メイク落としを綿棒につけてメイクを直すため、メイクには一時間かかる
- Q 3. メイクをする際、鏡はどのように使うのか
- A 3. 近くと遠くに2つの鏡を用意し、交互に見ることを繰り返している
- Q 4. 絶望感を抱いたとき、どのように気持ちの折り合いをつけたのか
- A 4. 家族の支えのほか、病院にいた同じ世代が楽しそうに自分の車椅子を選んでもくれた様子に救われた。同年代で同じ悩みを持っている人の存在は大きかった
- Q 5. ブライダルモデルの募集はどのような形で知ったのか
- A 5. 社会参加がしたかったこと、知り合いの友だちから車椅子モデルの募集があると教えてもらったことがきっかけ
- Q 6. ランウェイを歩く時間に一般のモデルとの違いはあるのか
- A 6. 一般モデルと同じであり、車椅子だからと区別されることはない。ランウェイが車椅子用でないため、高さ3mのステージから落ちたこともある
- Q 7. 困っているときに周囲が助けてくれなかったというエピソードはあるか
- A 7. 頼み事を断られたり、舌打ちをされたり、車椅子を蹴られたりしたことはある。しかし、最近は断られる頻度は減ってきた気がする
- Q 8. 困ったことがあったときは、モデル側から頼まないとダメなのか
- A 8. 声をかけてもらうことも増えた。「何かお手伝いしましょうか」という声掛けよりも、より具体的な「○○しましょうか」という開いた声掛けがありがたい
- Q 9. SNSの普及によるメリットはあるのか
- A 9. 障害者用の車の紹介や、駐車場の斜線の意味などを、投稿を通して知ってもらったり、興味をもったりしてもらえる機会が増えたことだと思う
- Q 10. 普段は東京での仕事の方が多いのか
- A 10. 信用できる先生が近くにいるほうがいいので、関西圏で過ごすことも多い。移動はそこまで苦ではなく、どちらかといえば安心して過ご

せる環境を重視している

- Q 11. おしゃれのコストは障害者の方がかかるのか
- A 11. オーダーメイドはコストがかかってしまう。おしゃれにかかるコストを障害年金だけで賄えない人が多いのが現実だ

6. 講演を終えて

今回、企画（講演会・トークショー）を開催するにあたり、企画・運営を学生が中心となって行ったのであるが、いかんせん当日の手際の悪さが目立ったところが反省点である。それでも数カ月にわたって準備を進めてきたこともあり、その結果としてセミ生の協調性も高まったと感じている。

トークショーや質疑応答では時間の制約もあり、当初考えたいた「ルッキズムと障害」に深く踏みなかつたことは自分たち学生の限界だったと思うが、それで素敵な講師によるエピソード満載の講演内容は非常に興味がそそられるものばかりで、障害やルッキズムについて改めて学び直したいと思うことができた。

また、人を思いやる気持ちや自分に置き換えて物事を考える力を育んでほしいという講師からのメッセージは重みを感じ、学生各々が自分自身の在り方について考える貴重な時間となった。

謝辞

今回の企画実施にあたって、助成をいただけた人間福祉学部研究会、実務をサポートとくださった人間福祉学部事務室の原田さん、講演を快く引き受けてくださった講師の日置有紀さんをはじめ、手話通訳のみなさまにはこころよりお礼を申し上げます。

文献

西倉実季（2021）『「ルッキズム」概念の検討－外見にもとづく差別－ 和歌山大学教育学部紀要 人文科学 71 条, 147-154.

（松岡克尚）

関西学院大学人間福祉学部研究会会則

第1章 総 則

第1条 本会は関西学院大学人間福祉学部研究会と称する。

第2条 本会は本学部における人間福祉と関連諸科学の教育・研究の推進を図ることを、目的とする。

第3条 本会は事務局を西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院大学人間福祉学部におく。

第2章 事 業

第4条

1. 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
2. 研究会・セミナーなどの開催
3. 機関誌「人間福祉学研究」「Human Welfare」などの刊行
4. 会員相互の研究・教育に関する連絡及び協力
5. 本学部の教育・研究に対する協力
6. 国内外関係諸学会との協力
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 名誉会員 本会に功労のあったもので、本会の推薦するもの
2. 普通会員 本学人間福祉学部の教授、准教授、専任講師及び助教
3. 賛助会員 本会の主旨に賛同するもの

第4章 運営組織

第6条 第2章記載の事業を行うため、本会には以下の委員、委員会等をおく。

1. 会長は当該年度の間福祉学部長とし、本会には以下の委員、委員会等をおく。
2. 運営委員（6名）：運営委員は普通会員の中から互選し、運営委員会を構成する。
3. 運営委員長（1名）と会計（1名）：運営委員長と会計は運営委員の中から互選する。
4. 運営委員会は第4条に記された事業の企画・運営にあたる。なお、機関誌「人間福祉学研究」の編集については複数の委員をもって構成される編集委員会をおく。編集委員長は、編集委員の中から互選する。
5. 会計監査（2名）：会計監査は普通会員の中から互選する。
6. 書記は人間福祉学部事務長に委嘱する。

第7条 本研究会運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第5章 総 会

第8条 総会は毎年一回会長が主宰して開催される。なお、普通会員の1/2以上の要求があった場合、あるいは会長が必要と認めたときは臨時総会を開催する。議決は出席者の過半数をもって行う。

第9条 総会の承認を必要とするものは第6条第1項のほか、次の事項とする。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. その他運営委員会において必要と認めた事項

第6章 会 計

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会費

普通会員年額 20,000円

賛助会員年額 10,000円

2. 寄付及び補助助成金による金品

3. その他の収入

第12条 本会員及び本学人間福祉研究科学生、研究員並びに人間福祉学部学生は機関誌の配布を受ける。学生の購読費は年間2,000円とする。

附 則

第1条 本会の事業運営に必要な諸規程は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

第2条 本会の会則変更及び本会の解散、並びにこれに伴う財産の処分等については、総会において、出席者の2/3以上の同意を得ることを要する。

第3条

1. 本会則は、2008年4月9日より施行する。

2. 本会則は、2009年5月13日より改正施行する。

3. 本会則は、2011年4月1日より改正施行する。

了解事項

1. 附則第3条の3にかかわらず、第12条に定める購読費の改定は、2012年4月1日から適用する。

関西学院大学人間福祉学部研究会名誉会員制度規則

第1条（目的）関西学院大学人間福祉学部研究会会則第5条に基づき、人間福祉学部研究会に多大な貢献をしたものに敬意を表すため、名誉会員制度を設ける。名誉会員制度に関する事項は本規則によるものとする。

第2条（名誉会員に推挙する要件）人間福祉学部研究会は、次の各号のいずれかに該当するものに名誉会員の称号を贈呈できる。

1. 本研究会の会員であったもので関西学院大学から名誉教授の称号を授かったもの
2. 本研究会の会員であったもので本研究会の社会的評価を高める功績及び研究会の運営の発展に特段の功績をあげたもの

第3条（名誉会員手続き）名誉会員の称号贈呈は、つぎの手続きを踏まえて行われるものとする。

1. 人間福祉学部研究会運営委員会は、第2条の要件に該当するものがいた場合、速やかに審議を行い、名誉会員称号を贈呈することが妥当と判断したときには、本人の承諾を得たうえで、総会に名誉会員の推挙を行う。
2. 人間福祉学部研究会は、総会において承認されたものに対して名誉会員としての称号を

贈呈する。

第4条（名誉会員の会員適用事項）人間福祉学部研究会の名誉会員は次の各号の事項が適用されるものとする。

1. 名誉会員の称号を使用することを認める。
2. 本研究会会員としての会費が免除される。
3. 人間福祉学部の学外査読者として、投稿原稿の査読を行う。なお学外査読者の任期は定めない。ただし人間福祉学部研究会に辞退を申し出た時点で任期は終了とする。
4. 上記以外の事項については、一般会員と同じ扱いとする。

附 則

1. この規則は、2008年5月28日より施行する。
2. この規則は、2017年6月14日より改正施行する。
3. この規則は、2020年5月13日より改正施行する。
4. この規則は、2021年5月12日より改正施行する。

「Human Welfare」編集内規

1. 「Human Welfare」（以下、「本紀要」という）は原則として、当該年度中に1回発行する。11月末日を締切日とし、3月末日の配布を目標とする。
2. 本紀要の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会運営委員会（以下「運営委員会」という）が行う。
3. 本紀要に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
 - ①原著論文
 - ②研究ノート
 - ③学部および人間福祉学部研究会主催、共催の講演会の講演原稿
 - ④資料、報告
 - ⑤人間福祉研究科最優秀修士論文（駒草賞）要旨及び人間福祉学部最優秀卒業研究（あじさい賞）要旨
 - ⑥その他運営委員会が必要と認めた原稿・記事
4. 本紀要への投稿有資格者は次のとおりとする。
 - ①人間福祉学部研究会名誉会員ならびに普通会员
 - ②共同執筆者は、名誉会員あるいは普通会员の推薦を受けた者（要推薦状；書式不問）、または名誉会員あるいは普通会员と共同研究を行った者とする。
 - ③ファーストオーサーが①以外の場合、普通会员による推薦（要推薦状；書式不問）と運営委員会の審査を経て掲載することができる。なお、投稿料5,000円を徴収する。ただし、会則に定める購読費納入者は除く。
5. 原稿の執筆に際しては、以下の様式に従うものとする。
 - ①原著論文については、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字を目安とする。研究ノートについては、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて12,000字を目安とする。
 - ②図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
 - ③図表・写真等は題字、説明つきですべて本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。
図表・写真等の費用は50,000円を限度として人間福祉学部研究会が負担するが、それを超える分は執筆者の負担とする。
 - ④原稿には和文および英文の表題、さらに和文および英文の要約をつける。また執筆者名、所属機関名についても同様とする。
 - ⑤原稿に3語のキーワードをつける（和文・英文とも）。
6. 本紀要に発表する原著論文、研究ノートは他に未発表のものに限られる。
7. 外国語による原稿については運営委員会において審議のうえ、許可することがある。分量は日本語原稿の場合に準ずるものとする。
8. 運営委員会が依頼した外国語原稿を翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については運営委員会で審議のうえ決定する。
9. 本紀要に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、運営委員会において審議のうえ、それを許可することがある。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとする。その場合の翻訳料は支払わない。
10. 本紀要の執筆者に対して、研究会費または購読費納入者の場合は、本誌1部と抜刷50部を無料で配付する。ただし、それ以上の抜刷を希望する場合、その実費は本人の負担とする。非納入者の場合は、本誌1部を無料で配付するとともに、希望部数の抜刷を実費で配付する。
11. 発行された紀要は名誉会員、普通会员、大学院学生、研究員および学部学生に配布する。その年度の非常勤講師にも配布する。また、本紀

要は上記以外の者に頒布することができる。

12. この編集内規は運営委員会の議を経て変更することがある。ただし、その変更はその年度の人間福祉学部研究会総会で報告されなければならない。

附則

1. この編集内規は、2008年7月9日から施行する。
2. この編集内規は、2009年5月13日から改正

施行する。

3. この編集内規は、2012年5月9日から改正施行する。
4. この編集内規は、2013年2月14日から改正施行する。
5. この編集内規は、2014年2月14日から改正施行する。
6. この編集内規は、2021年7月12日から改正施行する。

● ● ● 編集後記 (第 15 卷第 1 号) ● ● ●

皆様のご支援、ご協力のもと、人間福祉学部・人間福祉研究科は、今年度で創設 15 年目を迎えることになりました。本誌 Human Welfare 第 15 卷第 1 号を、皆様に無事にお届けすることができますことを、心より感謝申し上げます。

本号には、7 本の論文と 3 本の研究ノートをはじめ、学部研究会及び諸行事の報告要旨、各学科、言語教育、チャペルなどの活動報告、優秀卒業研究賞、優秀修士論文賞などが掲載されています。また本号から、新任教員および退職教員のメッセージを掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

最後になりましたが、会員・関係者のみなさま方からの原著論文・研究ノート等の積極的なご投稿や、本誌に対するご意見をお待ちしております。引き続き、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(研究会運営委員会コンビーナ 山 泰幸)

人間福祉学部研究会会員

会長	武 田 文	普通会員 (ABC 順)	
運営委員 (ABC 順)	池 埜 聡	馬 場 幸 子	嶺 重 淑
	河 鱒 一 彦	藤 井 博 志	溝 畑 潤
	白波瀬 達 也	藤 井 美 和	森 藤 ちひろ
	山 泰 幸	橋 本 直 子	村 上 陽 子
会計監査	溝 畑 潤	林 眞 帆	中 野 陽 子
	佐 藤 博 信	林 直 也	大 和 三 重
書記	高 橋 謙 吾	茨 木 正志郎	坂 口 幸 弘
名誉会員	福 居 誠 二	市 瀬 晶 子	桜 井 智恵子
	井 出 浩	池 埜 聡	佐 藤 博 信
	生 田 正 幸	今 井 小の実	佐 藤 洋
	小 西 加保留	甲 斐 知 彦	澤 田 有希子
	小 西 砂千夫	河 鱒 一 彦	柴 田 学
	前 橋 信 和	川 島 恵 美	白波瀬 達 也
	牧 里 毎 治	風 間 朋 子	孫 良
	室 田 保 夫	李 政 元	武 田 文
	中 塘 二三生	李 善 惠	山 泰 幸
	才 村 純	松 岡 克 尚	安 田 美予子
	芝 野 松次郎		
	山 本 隆		

Human Welfare 第15巻第1号

発行日 2023年3月10日

発行 関西学院大学 人間福祉学部研究会

〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号

TEL 0798-54-6844 FAX 0798-54-6845

*本誌に掲載されている論文等を、法律で認められた場合を除いて、無断で複写・転載等を行うことは、著作権の侵害となることがありますので、ご注意ください。

